

平成20年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成20年 6月6日
至 平成20年 6月25日

佐 伯 市 議 会

平成20年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

第1号	6月6日
第2号	6月12日
第3号	6月13日
第4号	6月16日
第5号	6月17日
第6号	6月18日
第7号	6月25日

平成20年第2回佐伯市議会定例会会議録目次

平成20年6月6日(金曜日)(第1号)

開会.....	15
1 日程第1 会期の決定.....	15
1 日程第2 委員長報告(質疑).....	15
1 港湾・道路・架橋調査特別委員長(村尾清一)の報告.....	16
1 地域開発調査特別委員長(梶田穂積)の報告.....	17
1 社会保障制度調査特別委員長(江藤茂)の報告.....	21
1 日程第3 議案の上程.....	24
1 上程議案一覧表.....	24
1 日程第4 提案理由の説明.....	26
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	26
散会.....	32

平成20年6月12日(木曜日)(第2号)

開議.....	35
1 日程第1 一般質問.....	35
1 43番(寺島孝幸)の質問.....	35
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	36
1 建設部長(酒井実)の答弁.....	37
1 43番(寺島孝幸)の再質問.....	38
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	40
1 43番(寺島孝幸)の再々質問.....	41
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	42
1 1番(三浦涉)の質問.....	42
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	44
1 1番(三浦涉)の再質問.....	44
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	46
1 1番(三浦涉)の再々質問.....	46
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	46
1 26番(和久博至)の質問.....	46
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	49
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	49
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁.....	49
1 消防長(伊東宇佐実)の答弁.....	50
1 建設部長(酒井実)の答弁.....	51
1 26番(和久博至)の再質問.....	51
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	53

1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	54
1	消防長（伊東宇佐実）の答弁.....	55
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	55
1	26番（和久博至）の再々質問.....	55
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	56
1	消防長（伊東宇佐実）の答弁.....	57
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	57
1	8番（後藤幸吉）の質問.....	57
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	60
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	61
1	企画商工観光部長（魚住慎治）の答弁.....	61
1	8番（後藤幸吉）の再質問.....	62
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	64
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	64
1	8番（後藤幸吉）の再々質問.....	64
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	65
1	42番（戸山盛喜）の質問.....	65
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	67
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	68
1	42番（戸山盛喜）の再質問.....	69
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	70
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	71
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	71
	散会.....	72

平成20年6月13日（金曜日）（第3号）

	開議.....	75
1	日程第1 一般質問.....	75
1	37番（河野周一）の質問.....	75
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	76
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	77
1	教育次長（川原弘嗣）の答弁.....	77
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	77
1	37番（河野周一）の再質問.....	77
1	消防長（伊東宇佐実）の答弁.....	79
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	79
1	教育次長（川原弘嗣）の答弁.....	79
1	37番（河野周一）の再々質問.....	79
1	教育次長（川原弘嗣）の答弁.....	79
1	40番（児玉輝彦）の質問.....	80

1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	80
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	81
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	82
1	40番（児玉輝彦）の再質問.....	82
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	84
1	消防長（伊東宇佐実）の答弁.....	84
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	85
1	40番（児玉輝彦）の再々質問.....	85
1	34番（吉良栄三）の質問.....	85
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	88
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	88
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	89
1	消防長（伊東宇佐実）の答弁.....	90
1	34番（吉良栄三）の再質問.....	90
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	92
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	92
1	34番（吉良栄三）の再々質問.....	93
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	95
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	95
1	39番（村松講一）の質問.....	96
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	98
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	98
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	99
1	教育次長（川原弘嗣）の答弁.....	99
1	39番（村松講一）の再質問.....	99
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	101
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	102
1	教育次長（川原弘嗣）の答弁.....	103
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	103
1	39番（村松講一）の再々質問.....	104
1	20番（井野上準）の質問.....	104
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	105
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	106
1	20番（井野上準）の再質問.....	106
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	109
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	110
1	20番（井野上準）の再々質問.....	111
	散会.....	111

平成20年6月16日(月曜日)(第4号)

開議.....	114
1 市長(西嶋泰義)の発言.....	114
1 教育長(武田隆博)の発言.....	114
1 日程第1 一般質問.....	115
1 9番(江藤茂)の質問.....	116
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	117
1 企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁.....	117
1 9番(江藤茂)の再質問.....	118
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	121
1 企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁.....	122
1 9番(江藤茂)の再々質問.....	123
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	124
1 28番(渡邊邦壽)の質問.....	125
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	127
1 消防長(伊東宇佐実)の答弁.....	127
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	128
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁.....	128
1 28番(渡邊邦壽)の再質問.....	129
1 建設部長(酒井実)の答弁.....	130
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	131
1 28番(渡邊邦壽)の再々質問.....	131
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	132
1 35番(高司政文)の質問.....	133
1 財務部長(久保田成太)の答弁.....	135
1 福祉保健部長(坂本修一)の答弁.....	136
1 教育次長(川原弘嗣)の答弁.....	136
1 35番(高司政文)の再質問.....	137
1 財務部長(久保田成太)の答弁.....	142
1 教育次長(川原弘嗣)の答弁.....	143
1 35番(高司政文)の再々質問.....	143
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	143
1 21番(河野豊)の質問.....	144
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	146
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	147
1 21番(河野豊)の再質問.....	148
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	150
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	151
1 21番(河野豊)の再々質問.....	151
散会.....	151

平成20年6月17日(火曜日)(第5号)

開議.....	154
1 日程第1 一般質問.....	154
1 14番(宮脇保芳)の質問.....	154
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	156
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	156
1 消防長(伊東宇佐実)の答弁.....	157
1 14番(宮脇保芳)の再質問.....	157
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	158
1 14番(宮脇保芳)の再々質問.....	159
1 16番(小野宗司)の質問.....	160
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	165
1 福祉保健部長(坂本修一)の答弁.....	166
1 教育長(武田隆博)の答弁.....	166
1 16番(小野宗司)の再質問.....	167
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	171
1 教育長(武田隆博)の答弁.....	171
1 福祉保健部長(坂本修一)の答弁.....	172
1 11番(矢野精幸)の質問.....	173
1 企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁.....	175
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁.....	176
1 11番(矢野精幸)の再質問.....	176
1 企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁.....	178
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	178
1 11番(矢野精幸)の再々質問.....	179
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	180
1 36番(浅利美知子)の質問.....	181
1 教育長(武田隆博)の答弁.....	182
1 福祉保健部長(坂本修一)の答弁.....	183
1 消防長(伊東宇佐実)の答弁.....	183
1 教育次長(川原弘嗣)の答弁.....	184
1 36番(浅利美知子)の再質問.....	184
1 教育長(武田隆博)の答弁.....	186
1 消防長(伊東宇佐実)の答弁.....	187
1 36番(浅利美知子)の再々質問.....	187
1 10番(清家好文)の質問.....	188
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	189
1 消防長(伊東宇佐実)の答弁.....	190
1 教育次長(川原弘嗣)の答弁.....	191

1	10番（清家好文）の再質問.....	191
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	192
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	192
1	教育次長（川原弘嗣）の答弁.....	193
1	10番（清家好文）の再々質問.....	193
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	193
	散会.....	194

平成20年6月18日（水曜日）（第6号）

	開議.....	197
1	日程第1 一般質問.....	197
1	23番（柳井二生）の質問.....	197
1	福祉保健部長（坂本修一）の答弁.....	198
1	23番（柳井二生）の再質問.....	199
1	福祉保健部長（坂本修一）の答弁.....	200
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	201
1	23番（柳井二生）の再々質問.....	201
1	38番（玉田茂）の質問.....	201
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	203
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	203
1	福祉保健部長（坂本修一）の答弁.....	204
1	38番（玉田茂）の再質問.....	206
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	208
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	209
1	福祉保健部長（坂本修一）の答弁.....	210
1	29番（染矢玉夫）の質問.....	210
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	211
1	29番（染矢玉夫）の再質問.....	211
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	213
1	29番（染矢玉夫）の再々質問.....	213
1	日程第2 議案の上程.....	214
1	市長（西嶋泰義）の提案理由説明.....	214
1	日程第3 議案質疑.....	214
1	8番（後藤幸吉）の質疑（議案第88号）.....	214
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	215
1	8番（後藤幸吉）の再質疑（議案第88号）.....	215
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	215
1	8番（後藤幸吉）の再々質疑（議案第88号）.....	216
1	35番（高司政文）の質疑（議案第84号）.....	216
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	217

1	企画商工観光部長（魚住慎治）の答弁.....	217
1	35番（高司政文）の再質疑（議案第84号）.....	218
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	219
1	35番（高司政文）の再々質疑（議案第84号）.....	220
1	1番（三浦渉）の質疑（議案第118号）.....	220
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	221
1	教育次長（川原弘嗣）の答弁.....	221
1	1番（三浦渉）の再質疑（議案第118号）.....	222
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	223
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	224
1	1番（三浦渉）の再々質疑（議案第118号）.....	224
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	224
1	21番（河野豊）の質疑（議案第118号）.....	225
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	226
1	21番（河野豊）の再質疑（議案第118号）.....	226
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	227
1	21番（河野豊）の再々質疑（議案第118号）.....	227
1	24番（泥谷和喜）の質疑（議案第118号）.....	228
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	228
1	24番（泥谷和喜）の再質疑（議案第118号）.....	228
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	228
1	24番（泥谷和喜）の再々質疑（議案第118号）.....	229
1	建設部長（酒井実）の答弁.....	229
1	24番（泥谷和喜）の再々々質疑（議案第118号）.....	229
1	日程第4 議案等の委員会付託.....	230
1	議案等付託表.....	230
	散会.....	233

平成20年6月25日（水曜日）（第7号）

	開議.....	236
1	日程第1 委員長報告（質疑）.....	236
1	観光開発調査特別委員長（肥後四々郎）の報告.....	236
1	総務常任委員長（渡邊邦壽）の報告.....	240
1	建設常任委員長（三浦渉）の報告.....	242
1	教育民生常任委員長（浅利美知子）の報告.....	243
1	経済産業常任委員長（矢野精幸）の報告.....	250
1	1番（三浦渉）の質疑（教育民生常任委員長報告）.....	253
1	教育民生常任委員長（浅利美知子）の答弁.....	254
1	1番（三浦渉）の再質疑（教育民生常任委員長報告）.....	254
1	日程第2 討論、採決.....	254

1	35番（高司政文）の反対討論（議案第84号）	254
1	8番（後藤幸吉）の反対討論（議案第118号）	257
1	35番（高司政文）の反対討論（議案第118号）	258
1	26番（和久博至）の反対討論（議案第118号）	258
1	43番（寺島孝幸）の賛成討論（請願第19号）	262
1	審議結果	263
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）	266
1	21番（河野豊）の説明	266
1	23番（柳井二生）の説明	267
1	追加上程議案一覧表	268
1	審議結果	268
1	日程第4 農業委員会委員の推薦	268
1	日程第5 会議録署名議員の指名	269
1	市長（西嶋泰義）の報告（「佐伯市民憲章」・「非核・平和都市宣言」）	269
	閉会	270

一般質問一覧表

平成20年 6月

12日(木) 13日(金)

16日(月) 17日(火)

(質問者順)

18日(水)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	大入島架橋の実現性について 東九州自動車道佐伯インター以南に向けての取組について	市建設部長	寺島孝幸	35
2	じん肺被害者慰霊の碑建立について 九州のブランドいんび茶の基盤整備を急げ	市長	三浦 渉	42
3	佐伯市の防災計画について 脇津留周辺の水害の危険性について	市総務部長 市建設部長 市農林水産部長 市消防部長	和久博至	46
4	産業振興について 危機管理に対する行政の取組について 高速道から市内中心部への道路事情について 神武の火祭りに対する市の対応について 大入島石間埋立てと港湾整備について	市企画部長 市建設部長 市観光部長	後藤幸吉	57
5	佐伯の現状と明日を目指して	市企画部長 市建設部長	戸山盛喜	65
6	大手町商店街火災を振り返って 学校等災害避難場所の耐震化について 道路沿い等治山対策について	市総務部長 市建設部長 市教育部長 市消防部長	河野周一	75
7	機能別消防団員採用に向けた取組について 行政経費の削減について	市総務部長 市消防部長	児玉輝彦	80
8	佐伯市におけるBDF(バイオディーゼル燃料)の 今後の展開について 災害時の対応は万全か 森林保全とシカ被害対策について	市総務部長 市農林水産部長 市消防部長	吉良栄三	85
9	生活排水処理事業と水産振興について スクールバス事業について	市農林水産部長 市上下水道部長 市教育部長	村松 講一	96
10	地産地消について 耕作放棄地の有効利用について	市農林水産部長	井野上 準	104
11	花と緑のフラワーフェスタの開催を 限界集落の対策に支援員制度の導入を	市企画観光部長	江藤 茂	116
12	安全・安心のまちづくりと、自主防災組織の育成に について 県道色宮港木立線道路改良事業に係る国土調査の進 ちよく状況について	市総務部長 市建設部長 市農林水産部長 市消防部長	渡邊邦壽	125

13	電気・管工事単価の見直しを 時効による債権放棄と減免制度の導入について 学校給食費を公会計で	市財 福社 教育 保健 部次 長	高 司 政 文	133
14	防災対策について 知的財産（特許）について	市 総務 部 長	河 野 豊	144
15	大入島埋立問題の早期解決について 大手前商店街の火災について	市 総務 消 防 部 長	宮 脇 保 芳	154
16	少子化対策及び学校の適正規模（統廃合）等につ いて	市 教福 社保 育健 部 長	小 野 宗 司	160
17	人口減少の抑制策について 農林水産物の地産地消について 大手前広場における朝市について	市 企画 農林 商工 観光 水産 部 長	矢 野 精 幸	173
18	「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラ イン」に対する対応について A E D（自動体外式除細動器）の設置について	教福 社保 教育 健部 消育 防 部 次 長	浅 利 美 知 子	181
19	災害対策について 生ごみのリサイクルについて	教 総上 下 教 育 務 水 道 部 次 防 部 長	清 家 好 文	188
20	健康づくり事業について	教福 社保 育健 部 長	柳 井 二 生	197
21	道路網整備の促進について 精神障がい者支援について	市 福社 建設 保健 部 部 長	玉 田 茂	201
22	限界集落の今後の取組について 漁船漁業の現状と今後について	市 長	染 矢 玉 夫	210

平成 2 0 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号 6 月 6 日

第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 1 号）

平成20年 6 月 6 日（金曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 曾 宮 司 好
8 番 後 藤 幸 吉	9 番 江 藤 茂
10 番 清 家 好 文	11 番 矢 野 精 幸
12 番 矢 野 哲 丸	13 番 河 原 修 仁
14 番 宮 脇 保 芳	15 番 佐 保 曉
16 番 小 野 宗 司	17 番 肥 後 四々郎
18 番 榑 田 穂 積	19 番 村 尾 清 一
20 番 井野上 準	21 番 河 野 豊
22 番 下 川 芳 夫	23 番 柳 井 二 生
24 番 泥 谷 和 喜	25 番 菅 原 忠 己
26 番 和 久 博 至	27 番 日 高 嘉 己
28 番 渡 邊 邦 壽	29 番 染 高 矢 玉 夫
30 番 児 玉 忠 義	31 番 甲 斐 迪 彦
32 番 狩 生 寿 一	33 番 廣 瀬 精一郎
34 番 吉 良 栄 三	35 番 高 司 政 文
36 番 浅 利 美知子	37 番 河 野 周 一
38 番 玉 田 茂	39 番 河 村 松 一
40 番 児 玉 輝 彦	41 番 松 田 清 德
42 番 戸 山 盛 喜	43 番 寺 島 孝 幸
44 番 土 師 辰 英	

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務部商工観光部民生保健部設部林水産部	市長長長長長長長長長長長	西木塩武大久魚田坂酒河 嶋許月田鶴保田住崎本井野 泰政厚隆直成慎修伸 義信博己太誠一実生 上教消上弥本直川宇鶴米蒲 下水育防浦生匠振興局目見水江 道部次防局局局局局局局局 長長長長長長長長長長長長 戸川白山児河甲江戸 高東田洗田玉原斐藤高 公弘宇茂隆健定盛滿幸一 人嗣三達二一久喜義一徳
-------------	-----------------------	--------------	---

議事日程第1号

平成20年6月6日(金曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 委員長報告(質疑)
 - 第3 議案の上程
 - 第4 提案理由の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 委員長報告(質疑)
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 提案理由の説明
-

午前10時00分 開会

議長(児玉忠義) 本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成20年第2回佐伯市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ちまして、この際御報告申し上げます。

去る5月28日、東京日比谷公会堂で開催されました第84回全国市議会議長会定期総会において、永年勤続者の表彰が行われ、河原修仁議員、肥後四々郎議員、日高嘉己議員、染矢玉夫議員、村松講一議員が十年以上勤続表彰を受けられましたので、御報告申し上げます。

受賞者各位に心からお祝いを申し上げますとともに、多年にわたり市政の振興に尽くされました御功績に対し、深く敬意を表します。おめでとうございます。

(拍手)

議長(児玉忠義) これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(児玉忠義) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から25日までの20日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

日程第2 委員長報告(質疑)

議長(児玉忠義) 日程第2、委員長報告を行います。

閉会中継続調査として、港湾・道路・架橋調査特別委員会、地域開発調査特別委員会、社会保障制度調査特別委員会にそれぞれ付託されました調査3件につきましては、会議規則第

45条第2項の規定により、各委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許可いたします。

港湾・道路・架橋調査特別委員長、村尾清一君。

港湾・道路・架橋調査特別委員長（村尾清一） 港湾・道路・架橋調査特別委員長の村尾清一でございます。

去る平成19年11月16日、委員3名欠席のもと委員会を開会し、正副委員長の互選を行ったところ、不肖私が委員長に、また副委員長に吉良栄三委員が選任されその日は閉会いたしました。その後、12月11日に委員会を開会し、本調査特別委員会に一任されておりました調査項目について協議した結果、1．港湾について、2．道路について（高速道路の進ちょく状況、国道217号佐伯弥生バイパス、八幡トンネル）、3．架橋について（河口橋、新稲垣橋、楠本大橋）以上3件を調査項目とすることを決定し、次回の委員会において執行部から3件の現状について意見聴取することを決定し、閉会しました。

このような経過を経て、本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております、調査第6号、港湾・道路・架橋に関する件について、去る平成20年4月22日、委員1名欠席のもと委員会を開催し調査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、執行部から、平成20年度の港湾について、取組状況の報告を求めました。

佐伯港の整備の予定については、国直轄事業としてマイナス14メートル岸壁に4億円の事業費内示を受けている。次に県が実施する大入島東地区の埋立て護岸事業に、2億4,000万円の事業費の内示を受けており、港湾事業については、道路特定財源を充てることなく事業が執行できる状態にあるとの報告がありました。

次に道路については、まず、高速道路の進ちょく状況の報告を求めました。津久見・佐伯間13キロメートルのうち、橋梁工事は100%終了しており、舗装工事は3月末現在で57%である。開通予定が6月28日に決定し、開通記念式典が行われるとの報告がありました。次に佐伯・県境間については、用地買収が全体で35%、事業費ベースで10%である。道路特定財源の期限切れに伴う影響等については、現段階では把握できていないとの報告がありました。

これに対し委員から、堅田インターチェンジの追加設置に関する要望書の提出について質したのに対し、執行部から、追加インターチェンジの必要性ということについては説明資料を作成して、県に提出し、回答を待っている状況との答弁がありました。また委員から、堅田インターチェンジの事業費をどのくらい見込んでいるのかと質したのに対し、執行部から、県に要望を上げている段階では総額で16億円であるとの答弁がありました。

次に、国道217号佐伯弥生バイパスの進ちょく状況の報告を求めました。

まず、佐伯弥生バイパスの1期工区について、脇津留から高畑に至る鶴岡トンネル797メートルは現在、平成19年度事業の繰越事業で80%の進ちょく率、今年8月末をめどに貫通する。また、臼坪地区の用地取得が終わっていない土地については、任意交渉による取得が困難であると判断し、土地収用法に基づく事業認定の手続に入っているとの報告がありました。この国道217号佐伯弥生バイパスは、道路特定財源が充てられる事業であるため、平成20年度の予算が確実になるまで事業の執行は見合わせる方針であるとの報告がありました。

これに対し委員から、予算が確実になるまで事業の執行を見合わせるというのは理解できる、現時点における小田から門前間の用地取得はどのようになっているか質したのに対し、

執行部から、第2期工区の小田、門前間については、門前側の用地買収が100%すでに終了しており、小田地区については、今年度予算のめどが立てば進めるとの答弁がありました。

次に、八幡トンネルの進ちょく状況の報告を求めました。

現在の八幡トンネルを改良し、トンネルを広くするのは困難である。今のトンネルを供用しながら新たな構想という意味で、国道217号戸穴バイパスの要望活動を行っている。大分県においてもトンネルが狭く、カーブがきついため見通しが悪く危険であり、改良の必要性は認識しているが、東九州自動車道周辺整備が集中していることなどを理由に、本路線の事業着手に向けた具体的な回答を得られていない状況であるとの答弁がありました。

最後に架橋について、河口橋、新稲垣橋、楠本大橋について進ちょく状況の報告を求めました。架橋についても、道路特定財源の期限切れに伴う影響等により平成20年度事業について、困難な状況にあるとの報告がありました。

次に、総括質疑に入り、委員から市単独事業をできるだけ早く執行できないかと質したのに対し、執行部から、市単独事業については可能な限り早期発注に努め、積極的に執行していきたいとの答弁がありました。また委員から、高速道路の開通が、6月28日と決定したが、国道217号バイパスが未完成であるのに国体会場の運動公園にはどのようなルートを予定しているのかと質したのに対し、執行部から、関係機関と連絡会議を設けて、脇津留から国道217号に交差するJR高架を降り、左折して榎野橋を渡り農免道路に誘導するとの答弁がありました。

また委員外議員から、榎野の農免道路が開通したことによって交通量が増え、子どもたちの通学に支障が出るのではないかと質したのに対し、執行部から本路線の開通に伴い、交通量の増えた県道赤木吹原佐伯線に歩道もない状況であり、通学するのに非常に危険であるとの地域等からの強い要望により、県においては本年度から農免道路が交差する位置から、上堅田小学校に向けて歩道の設置事業に着手するとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、調査第6号は引き続き調査を継続していくことに決しました。

以上、調査の概要を御報告申し上げましたが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、地域開発調査特別委員長、榎田穂積君。

地域開発調査特別委員長（榎田穂積） おはようございます。地域開発調査特別委員長の榎田穂積でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第7号、地域開発に関する件について、去る3月26日及び5月27日、ともに委員1名欠席のもと委員会を開催し、調査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、中間報告をいたします。

まず、3月26日は開議に先立ち、あらかじめ開催した委員会協議会での決定事項を踏まえ、今後における本委員会の方針を再確認いたしました。本特別委員会における目的の下、調査の過程において、事業の必要性・建設場所・その他主要な項目について本委員会の意思が必要と判断されるものについては、適宜これについて意思決定を行い、執行部に提言していくことを確認したところであります。

調査に入り、まず中心市街地活性化に関する件のうち、新庁舎建設については、執行部から、去る2月27日に開かれた第1回佐伯市庁舎建設審議会において、新庁舎建設の必要性及び今後のスケジュールについて審議していただいた。審議結果としては、耐震性及び老朽化に対する反対意見は全くなく、庁舎建替えについて出席した審議会委員全員の一致でその必要性が認められた。

今後、建設する場合のスケジュール案については、合併特例債が充当できる平成26年度中を完成期限とすれば期間的に短く余裕がない状況である。今後は、建設場所について審議していただき6月議会に報告、その後9月議会までに基本構想案を取りまとめ、議会・市民に公表し、意見を聞いた上で、平成21年3月に基本構想を策定する予定であるとの説明がありました。

まず、「新庁舎建設の必要性」について質疑に入りましたが、特に質疑はなく、必要性については、以前から議論が十分なされていることから、委員会としての意思をはかった結果、新庁舎建設の必要性を認めることについては異議がない旨決しました。

引き続き、建設する場合のスケジュール及び建設位置について質疑に入り、一委員から、前回指摘した都市機能としての将来性や防災の観点を中心に市有地以外の候補地について何箇所か案を示すべきではないのかと質したのに対し、執行部から、指摘を受けている部分については、建設検討委員会で再度検証した上で、審議会を経て最終的に建設位置を決定していきたいとの答弁がありました。

また一委員から、津波が起きた場合、現市役所の位置ではどのくらいの津波が想定されているのかと質したのに対し、執行部から、防災課で確認している津波の高さはこの辺りで1メートルから2メートルが想定されているとの答弁がありました。

次に、大手前開発計画については、3月中に構想案をまとめると議会に報告していたことから、その結果について説明を求めました。

説明に先立ち執行部から、平成19年3月28日の全員協議会において報告したA案、B案について、執行部としては絞り込んできたが、それを現所在地と協議・調整中であるため、その資料を示せない状況にあり、プロジェクターを使って現時点での案について説明したいとの申出がありました。

その内容については、まず池彦を中心として三余館と一体的な形で佐伯市歴史資料館を建設したいと考えている。その三余館は、現在、会議・研修・ダンスなど多機能に使用されているため、資料館建設に伴い、その機能を旧壽屋駐車場に移したい。文化会館の問題については、現位置を含めて文化会館自体の問題として検討していきたい。ただし、現文化会館の中ホールの機能については、稼働率が高いため先行して旧壽屋駐車場に機能を移し、大手前地域のにぎわいを取り戻したい。以上の結果、旧壽屋駐車場については、多機能に使える500席から600席程度のコンベンションホールを中心として、大手前の交流館・まちの駅的な機能・地元地権者の店舗・三余館から機能を移す多目的室等を配置し、さらに地域のイベント等に活用できる広場を確保することを基本に考えている。このような考え方の下、大手前地域全体の基盤整備として、佐伯大手前郵便局の西側付近から上尾皮膚科医院前の壽屋跡地を通り船頭町に抜ける道路を整備し、基本的に大手前商店街通りは歩行者優先にしたい。さらに、大分バスの用地を取得し、壽屋の正面玄関があった付近にバスターミナルを移転することにより、現在の変則五差路が改善されるとともに、以前から提案している民間開発誘導に

よる商業付都市住宅の機能が生きてくる。さらには、大分バス用地取得後の敷地を多目的広場として活用することにより、旧壽屋駐車場に整備する広場との一体的利用を念頭においている。以上の基盤整備を前提として、現在2案に絞り込んでいるが、その相違は旧壽屋駐車場に構想しているコンベンションホールを1階建てとするか2階建てにするかの違いのみである。1階建てとする1案については、広場約2,000平方メートル及び大分バス用地取得後の多目的広場約1,400平方メートルが一体的にイベント等に活用することができる。駐車場については、敷地内に約190台確保できる駐車場棟を建てて来客者の対応を図るものである。一方、2階建てとする2案については、屋上広場約1,800平方メートルに向けて開口部を広くつくることで、ホールと屋上広場を一体的に活用することができる。駐車場については1階と中2階に約100台設ける。2階建てにすることにより、津波等浸水の問題が起きたときの対応は一つのメリットではあるが、その反面、大分バス用地取得後の多目的広場との一体的利用が困難であることがデメリットとなるとの説明がありました。

次に、城山周辺環境整備については、事業費、財源の内訳等について説明を求め、若干の質疑、答弁が交わされたのち、引き続き調査を継続することに決し3月26日は閉会いたしました。

引き続き5月27日は、まず新庁舎建設について、執行部から、4月22日開催の第2回佐伯市庁舎建設審議会において建設場所について審議していただいたが、まちづくりや財政面など、もう少しいろいろな角度から判断する必要があるとの意見が多かったため、関係資料等を提示した上で、引き続き審議を行うことになったとの説明がありました。

質疑に入り一委員から、複合施設の可能性について質したのに対し、執行部から、基本的には事務がスムーズに執れ、市民が利用しやすいことを念頭に置いており、複合施設とするには、それなりの理由や庁舎の位置づけが当然問われてくる。今後、その必要があれば加味していきたいとの答弁がありました。

また一委員から、将来の組織・機構を踏まえた本庁舎の職員数をどのように見込んでいるのかと質したのに対し、執行部から、職員数については執行部なりの考え方をもって将来の組織等を想定し、現在作業中であるとの答弁がありました。

また一委員から、建設の必要性については理解できるが、財政的な裏づけが提示されていない。平成26年度までに合併特例債を充当して消防署・新庁舎・大手前開発・文化会館等、大型プロジェクトの整備を図っていくものとする。しかし、その後5年間で交付税措置の特例は段階的に削減され、平成32年度には特例措置が全くなくなる。その反面、借金返済が膨らむが、その時点で佐伯市の財政は機能するのか。以前、財政的に支障を来さないかシミュレーションを行うと答弁しており、その進ちょく状況について質したのに対し、執行部から、公共事業等実施計画（通称マル公）を基に平成26年度までの事業について改めて各課に事業集約を依頼し、現在取りまとめを行っている。これができ次第、財政課と行財政改革推進課において、7月末をめどにシミュレーションを終えるよう、現在作業を進めているとの答弁がありました。

次に、大手前開発計画については、執行部から、3月26日に報告した構想案について、現在、地元推進協議会から提案されている意見等について調整作業を進めており、できる限り6月中に地元推進協議会との合意を経て、一つの完全な形にして報告できるようにしたいと考えている。

今後における中心市街地活性化基本計画策定の作業手順については、9月末までに大手前開発計画案を核とする基本計画の素案をまとめ上げ、10月から12月に掛け国との協議を行い、来年1月ないし2月に基本計画の認定を受けるための申請を行いたいと考えている。この認定を受けることにより、国の補助を受けて事業を円滑に進めることができるようになる。また、認定を受けるための前提条件として、中心市街地活性化協議会の審議を経た上で基本計画を策定したという経緯が必要であり、その協議会は、商工会議所とまちづくり会社を基本とし構成されるものである。現在、まちづくり会社を作るために商工会議所と市で研究会を立ち上げ、その準備作業に当たっている。今後の作業工程としては、まちづくり会社を9月から10月に掛けて設立し、当該協議会を来年1月ごろに立ち上げる予定であるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、国の認定を受けたときの補助率など優遇措置について質したのに対し、執行部から、認定を受けることにより特にメリットがあるのが民間活力開発の部門であり、壽屋跡地に構想している商業付都市住宅関連の事業費について、基本的に2分の1の補助金を受けることができ、この補助がないと民間においても厳しいと考えているため、是非とも認定を受けたいとの答弁がありました。

また、一委員から、不幸にも5月22日に起きた大手前商店街の火災と本計画との関連について質したのに対し、執行部から、火災が起きた場所については、民間活力による商業付都市住宅とする案にしているため、地元の被害に遭われた方々については、再建すれば後々事業に掛かるときにいろいろな問題が想定されるし、再建しなければ家業が成り立っていかないという非常に苦しい状況と考えている。市としては、被害に遭われた地元地権者のために早く事業を進めていく中で解決せざるを得ないと考えているとの答弁がありました。

また、一委員から、まちづくり会社と市とのかわりについて質したのに対し、執行部から、まちづくり会社は、でき上がった施設を有効に活用していくためのソフト部分を担う会社である。このまちづくり会社をいかにして設立するか、大手前開発全体について最終的な責任を持っているのは佐伯市であるとの答弁がありました。

また、一委員から、執行部案については地元の合意が得られないのではないかと質したのに対し、執行部から、この案は行政の内部だけで作ったものではない。現在の財政状況を踏まえた上で、現実的かつ効果が大きいという観点から、まちづくり協議会等を経て2案に絞り込んできた経緯がある。よって、この案を基本に地元からの意見等も再度調整し、早く合意に至るよう進めていきたいとの答弁がありました。

次に、城山周辺環境整備については、執行部から、これまで報告している事業について着々と進ちょくしている状況であるとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、城山の樹木が伸び過ぎ景観を損なっている件について、歴史的環境保存審議会の経緯を踏まえた今後の対応を質したのに対し、執行部から、現在既に3か所整備済みで、あと2か所今年度中に整備したい。なお、全伐は行わない方針であるとの答弁がありました。

調査第7号については、引き続き調査を継続することに決し、ここで一旦休憩し、今後における委員会の進め方について協議を行いました。

再開後、特に、新庁舎建設については、行政視察を行った上で「新庁舎を建て替える場合の位置について」委員会としては9月定例会をめぐり意思決定を行うことを確認し、委員

会を閉じたところでございます。

以上で、中間報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、社会保障制度調査特別委員長、江藤茂君。

社会保障制度調査特別委員長（江藤茂） おはようございます。社会保障制度調査特別委員長の江藤茂でございます。

去る平成19年11月16日、委員全員出席のもと委員会を開会し、正副委員長の互選を行ったところ、不肖私が委員長に、また副委員長に下川芳夫委員が選任されその日は閉会いたしました。その後、12月11日に委員会を開会し、本調査特別委員会に一任をされておりました調査項目について協議した結果、周辺地域高齢者対策（限界集落）に関する件、障害者自立支援に関する件の2件を調査項目とすることを決定し、次回の委員会において執行部から2件の現状について意見聴取することを決定し、閉会しました。

このような経過を経て、本委員会に付託され閉会中継続調査となっております、調査第9号、社会保障制度に関する件について、去る平成20年2月1日に委員会、4月28日に地域懇談会を、さらに5月23日に委員会を開会いたしましたので、調査経過の概要及び結果について、一括して御報告申し上げます。

2月1日は、委員全員出席のもと委員会を開会し、市の限界集落への対策について説明を求めました。執行部から、限界集落の定義としては、過疎化などで人口の50パーセントが65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指すとの説明がありました。さらに、この定義を平成19年3月31日現在の佐伯市行政区別人口動態調査に当てはめると32地区となり、その内訳は、佐伯地区5、本匠地区3、宇目地区9、直川地区4、鶴見地区7、蒲江地区4となるが、この32地区が直ちに限界集落であるという認識は今のところ持っていないとの考えが示されました。しかし、このままの状態では深刻な状況になるのは予測されるので、その対策のために各地域の魅力を保ちながら、地域の方々が安全・安心に暮らせるために、道路・交通・通信網の社会基盤整備を推進していく必要があるとの説明があり、あわせて大分県が合併後の県内各市の小規模集落について調査した「小規模集落実態調査報告書」についての説明がありました。

これに対し、委員から市としての限界集落に対する今後の方針について質したのに対し、執行部から、道路・通信などの社会基盤整備と併せて地域の活力がよみがえるような施策を住民とともに実施していきたい。さらに県とも協力していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から県の調査結果によると小規模集落での主な収入源としては、年金と回答している世帯が多い。仮にこのような小規模集落で活性化事業を実施する場合、地元住民に対し費用負担を求めると高齢者の生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。行財政改革のさなかではあるが、思い切って地元負担を強いることなく事業を行う考えはないかと質したのに対し、執行部から、地元負担がゼロとまでは言及できないが、市としても資金面やノウハウについては強力に支援をしていきたいとの答弁がありました。

また、委員外議員から、執行部としても現場に直接出向いて地域が一番何を求めているかを把握し、振興局と協力しながら縦割り行政ではなく問題に取り組んでもらいたいと質したの

に対し、執行部から、全庁体制で取り組んでいきたいとの答弁がありました。

最後に要望として、委員から調査対象集落の主な収入源については調査しているが、平均所得についても今後調査をしてほしいとの要望が出されました。

次に、障害者自立支援法の概要及び市の施策について、またサービス内容と利用実態について、一括して執行部から説明を求めました。平成15年に導入された支援費制度の問題点としては、障がい種別ごとに縦割りサービスで、施設・事業体系が明確でなかった。サービス提供体制が不十分な地方自治体が多かった。増え続けるサービス利用のための財源確保が困難であった。以上のような、制度上の問題を解決するために障害者自立支援法が制定されたとの経緯の説明とあわせて障害者自立支援法のポイントとして、サービスの一元化、国と地方自治体の財政負担割合の明確化、就労支援の強化、支給決定の仕組みが透明・明確化されたとの説明がありました。さらに市内の障がい者施設の状況と活動内容、また導入後の問題点として指摘されている施設利用者の利用者負担額について、各ケースごとに説明を受けました。

これに対し、委員から障害者自立支援法が施行されたことによって、本人の負担及び家族の負担が増え、施設利用の手控えにつながっているのではと質したのに対し、執行部から、さまざまな負担軽減策を打ち出した結果、利用日数としては減っていないとの答弁がありました。

また、他の委員から市として就職先のあっせんなどは行っていないのかと質したのに対し、執行部から市が現在設置している自立支援協議会の就労支援部会の中でハローワークや各施設と協議しながら職場実習をしてもらえるところの開拓をしていきたいとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされましたが、採決の結果、調査第9号は引き続き調査を継続することに決しました。

その後、協議会を開催し、今後の委員会活動について協議した結果、本特別委員会として、小規模集落が抱えている問題について把握するため、直接地域に出向いて地域懇談会を開催することを決定し、委員会を閉会いたしました。

その後、委員会議決を受けて調整した結果、去る4月28日、委員全員及び地元選出議員並びに担当振興局長、地域振興・教育課長の出席をいただき、午前中に本匠山部地区、午後に宇目西山地区で地域懇談会を開催いたしました。

まず、本匠山部地区では、芦刈山部区長を始め21名の住民の方にお集まりをいただき地域懇談会を開催しました。その主な意見としては、県道三重弥生線の整備を地区として以前から要望しているがなかなか進ちょくしない。携帯電話の不感地区なので解消してほしい。個人で設置している水道施設の管理が高齢化により困難となってきている。自家菜園で野菜を栽培しているがシカやサルが食害がひどく野菜を購入している。商店がなくまた移動販売車も来ないため、一部の住民は、食料品を半月分、一か月分、買いだめして大型冷蔵庫で保存して生活している。仮に地区で火事があった場合に迅速な対応ができない。週2回の福祉バスが運行されているが今後10年間で自動車の運転ができなくなる人が更に増えるので、絶対にバスは廃止しないでほしいなどの意見が出されました。

また、委員から地域の後継者問題について質したのに対し、住民から後継者は現在の状況ではないとのことでした。

次に、午後から宇目西山地区での懇談会を開催し、小里西山区長を始め7名の住民の方にお集まりいただきました。その主な意見としては、タクシー補助券については、高齢者はその恩恵を多分に受けているので今後も継続してほしい。旧宇目町時代には簡易水道の設置ができな

い地区に対しては、井戸を掘る経費の補助制度などがあったが、現在はあるのか。同じ市民として簡易水道の恩恵を受けていないことを感じてほしい。消防団については、地元で生活をしている団員がいなくなったため、退団した団員に再入団してもらい活動を維持している。高齢者が急病になったときの対応が心配である。シカとサルによるシイタケの食害がひどく駆除がなかなか進んでいない。木浦小学校跡地を活用して老人の憩いの場や生活する場としてほしい。高齢化などにより農繁期に人を臨時に雇うのが困難になってきているので、農業サポーター制度などを導入してほしいなどの意見が出されました。

本匠山部地区及び宇目西山地区の区長さんを始め地区住民の皆様には、お忙しい中、お集まりいただき、集落が置かれている実状について、貴重な御意見をいただきました。この場を借りて委員会を代表し改めて御礼を申し上げます。

その後、両懇談会で出された意見について、執行部から意見聴取するために去る5月23日、委員全員出席のもと委員会を開会し、調査を行いました。今回の委員会では、特に意見が多かった4項目、鳥獣被害対策について、個人で管理する水道のあり方について、コミュニティバスの今後について、消防団の今後についてを議題といたしました。

まず、鳥獣被害対策については、現状として、山間部においては、イノシシ、シカ、サルによる水稲、野菜類、クリ等の被害があり、海岸部においては、シカ、サルによる柑橘類や野菜類の被害が発生している。その対策として現在実施している中山間地域総合整備事業、農業農村整備事業及び有害鳥獣捕獲計画についての説明があり、今年度の捕獲目標としては、イノシシ250頭、シカ1,600頭、サル150匹を目標にしているとのことでした。

これに対し、委員から、イノシシ、シカを捕獲しても販売経路が少ないとの猟師の声を聞く。捕獲促進のために処理場及び流通経路の検討が必要ではないかと質したのに対し、執行部から、シカ肉を処理し加工品として流通が可能かどうか今後検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、国もさまざまな施策を打ち出しているが、市独自として山の荒廃対策や有害鳥獣対策が必要でないかと質したのに対し、執行部から、人と森と動物とのバランスが崩れてきているので、市としてもチームを作り取組を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに他の委員から、シカの捕獲目標については年間1,600頭と掲げているが1年間に繁殖する数の方が勝っているのではないかと質したのに対し、執行部から年間の繁殖数については分かっていない。現在、市内猟友会の高齢化等の問題もあり、1,600頭という数字になっているとの答弁がありました。

次に、個人で管理する水道のあり方についてを議題とし、執行部から水道未普及地域の状況は、本匠地区55世帯、宇目地区84世帯、直川地区3世帯、米水津地区1世帯、蒲江地区11世帯となっている。また、その管理については、関係各課・各振興局と協議しながら進めていきたいとの説明がありました。

これに対し、委員から、両地区の懇談会では、高齢化により個人で水の管理が困難になってきているとの話があった。この問題にどう取り組んでいくのかと質したのに対し、執行部から、水の問題で集落を去ることがないように全力を挙げて対応し、大雨などによって管理が難しい場合の対応についても、今後協議をしていきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から要望として、水質検査の実施や小規模集落に対応したろ過装置設置の検討などの意見が述べられました。

次に、コミュニティバスの今後についてを議題とし、執行部から平成20年3月策定の佐伯市

地域公共交通総合連携計画により現在実施中である事業と平成21年度事業として実施予定の本匠・弥生地区のコミュニティバスの考え方について、説明がありました。

これに対し委員から、本匠山部地区の懇談会で週2回運行されている福祉バスについて、今後も運行を継続してほしいとの要望があったが、どう受け止めているのかと質したのに対し、執行部から、現在運行されている福祉バス路線をコミュニティバス路線として再編成してカバーしていくとの答弁がありました。

また他の委員から、高齢者が周辺地域に点在し、公共交通の確保が今後課題となってくるが、その考え方について質したのに対し、執行部からできる限り生活に不便がないような方向で検討をしていきたいとの答弁がありました。

次に、消防団の今後についてを議題とし、執行部から佐伯市消防団の現状についての説明と昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団OBなどの技術を生かすことができる機能別消防団員制度の導入を現在検討中であるとの説明がありました。

これに対し委員から、小規模集落では高齢化が進み消防力を維持することが困難になってきているので、消防力を維持するための施策を検討してほしいとの要望がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされましたが、採決の結果、調査第9号は引き続き調査を継続することに決しました。

以上、調査の概要を御報告申し上げましたが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

日程第3 議案の上程

議長（児玉忠義） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第84号から第115号まで及び諮問第1号、第2号並びに専決処分の報告第2号から第15号まで、計48件でございます。

平成20年第2回佐伯市議会定例会上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第84号	佐伯市税条例の一部改正について
第85号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について
第86号	佐伯市監査委員条例の一部改正について
第87号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）

第 88 号	工事請負契約の締結について（佐伯市地域情報通信基盤整備工事）
第 89 号	訴えの提起について
第 90 号	訴えの提起について
第 91 号	佐伯市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正について
第 92 号	佐伯市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
第 93 号	佐伯市国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
第 94 号	佐伯市デイサービスセンター「楽々園」の指定管理者の指定について
第 95 号	佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定について
第 96 号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等条例の一部改正について
第 97 号	佐伯市農村公園条例の一部改正について
第 98 号	佐伯市基本構想の策定について
第 99 号	塩内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第100号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第101号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第102号	波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第103号	葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第104号	公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字浦代浦）
第105号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（上浦大字最勝海浦）
第106号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字森崎浦）
第107号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）
第108号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）
第109号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）
第110号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）
第111号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）
第112号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）
第113号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）
第114号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）
第115号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字猪串浦）

諮 問

番 号	件 名
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者塩月圭子）
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者堀川清則）

専決処分の報告

番 号	件 名
第 2 号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第 5 号）
第 3 号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

第 4 号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 5 号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 6 号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 7 号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 8 号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 9 号	平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 10 号	平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 11 号	佐伯市税条例の一部改正について
第 12 号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について
第 13 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について
第 14 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
第 15 号	佐伯市手数料条例の一部改正について

報告事項

番 号	件 名
第 2 号	繰越明許費繰越計算書について （平成19年度佐伯市一般会計）
第 3 号	繰越明許費繰越計算書について （平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計）
第 4 号	繰越明許費繰越計算書について （平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計）
第 5 号	繰越明許費繰越計算書について （平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計）
第 6 号	繰越明許費繰越計算書について （平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計）
第 7 号	予算の繰越しについて（平成19年度佐伯市水道事業会計予算）
第 8 号	佐伯市土地開発公社の経営状況について
第 9 号	財団法人佐伯勤労者福祉協会の経営状況について
第 10 号	財団法人さいき農林公社の経営状況について
第 11 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 12 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 13 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 14 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 4 提案理由の説明

議長（児玉忠義） 日程第 4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義）

大手町火災について

皆さんおはようございます。まず冒頭に、本市大手町で発生した大規模火災についてご報告いたします。

平成20年5月22日、13時30分ごろ、本市大手町3丁目にて発生した建物火災は、消防職員、団員及び地元住民による懸命の消火活動もむなしく、全焼2棟、半焼1棟、部分焼1棟、ぼや1棟という大規模火災となりました。被災者の皆様方には、改めてお見舞い申し上げます。

消防署では13時42分に通報を受け、直ちに消防車を出動させましたが、現場に到着した時にはすでに火の手が広がっており、消防団17分団226名とともに懸命の消火活動を行ったものの大きな火災となってしまいました。現場は古い木造の住宅・店舗密集地であったこと、さらに建物の外壁や屋根が金属板等で覆われ効率的な消火活動が行えなかったことなど、複合的な要素が重なったことがその要因であると思われまます。ようやく鎮火したのは3時間後の16時55分でした。

一時、消火栓からの消火活動に支障が出たといわれておりますが、これは火災現場の周辺地域にある多くの消火栓を一齐に使ったことにより、一時的に水圧の低下が生じたためと思われまます。水道管の水圧は、基準の約2.4倍の水圧が確保されており、また、火災発生の報告を受け、直ちに上岡浄水場に対し最大流量の送水を指示しましたが、結果的に消火栓の水圧不足が生じたということでありまます。今回の火災を教訓に、現場での消火体制のあり方も含め、引き続き検証し、対策を講じてまいりまます。

平成20年第2回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第1 市政諸般の報告

1 東九州自動車道津久見～佐伯間の開通について

東九州自動車道（津久見～佐伯間）が、6月28日午後3時に開通することが決定いたしました。高速交通網の空白地帯である佐伯市にとって高速道路の整備は悲願であり、その実現のためこれまで長い間、多くの関係各位や市民の皆様方の大変な御苦労があっただけに、ついに開通の日を迎え、感無量であります。

東九州自動車道は、北九州市を起点に大分県、宮崎県を經由し鹿児島市に至る全長約436キロメートルで計画されている高速道路であります。今回の佐伯～津久見間の開通は、本市の産業、経済、市民生活など様々な面で大きな効果をもたらすものと期待されます。また一方では、それを真の地域の活性化につなげていくための施策が今後ますます重要になると、改めて感じております。さらに、現在直轄事業として整備が進められております佐伯～宮崎県境間につきまして、その早期開通に向け、引き続き全力で取り組んでまいりたいと思ひまます。

なお、開通を記念し、西日本高速道路株式会社の御協力のもと、開通前の高速道路でジョギングやウォーキング等を楽しんでいただくイベントを6月15日に計画してあります。

2 映画「釣りバカ日誌19」の大分・佐伯ロケについて

去る5月11日から5月26日まで、佐伯市のほか県内各地で映画「釣りバカ日誌19」のロケが行われました。本市での撮影は5月11日から17日まで7日間行われ、18日以降は別府市、大分市、国東市、九重町で撮影が行われました。

本市のロケ地は、JR佐伯駅、葛港周辺、鶴見の地松浦や沖松浦、米水津の地黒島・沖黒島周辺、蒲江の畑野浦、東九州自動車道佐伯インターチェンジなど広範囲に及びました。また、この映画に登場させたい本市の風景等を市民の皆様から募集し、松竹側へ伝えておりましたが、その中からいくつかの風景や食べ物が撮影されたと伺っております。

5月12日には、マスコミ関係者を対象に、葛港周辺での公開ロケ及び市内のホテルでの製作発表記者会見が行われました。全国から約100人もものマスコミ関係者が取材に訪れ、その様子が全国ネットのテレビや新聞、インターネットなどで報道されました。また、ロケ地では地元ボランティアの御協力で佐伯の郷土料理などを俳優や撮影スタッフ、マスコミの方々に振る舞い、大変好評をいただきまして、佐伯市とその食の素晴らしさを全国にPRできたと感じております。

これも釣りバカ支援委員会の皆様を始め、エキストラやボランティア等として撮影を支えていただいた市民の皆様のおかげであり、厚く御礼申し上げます。

映画は6月上旬にすべての撮影を終え、10月中旬ごろ全国で上映される予定と伺っております。大分県内ではそれより一、二週間ほど早く先行上映される予定であり、本市においても、佐伯文化会館を始め、数箇所での上映を検討しているところであります。

3 コミュニティバスの実証運行開始について

公共バス路線の廃止により交通が不便となった地域での生活交通手段の確保を目的に、4月1日から、佐伯市営コミュニティバスの実証運行を開始しました。

今回の実証運行は、佐伯南中学校のスクールバスの空き時間を利用して、一般客向けのバスとして活用するもので、トキハインダストリー佐伯店から青山・黒沢地区までの約15キロメートルを一日3往復運行しております。料金は一律100円で、幼稚園児以下は無料としております。4月中の利用者数は379人で、一日当たり約18人となっており、一定の成果を挙げていると思っております。

今後も引き続き利用者や関係者の御意見、御要望をいただきながら、より便利で利用しやすいコミュニティバスとなるよう検証し、他の地域にも拡大していきたいと考えております。

4 日本文理大学との相互協力協定の締結について

去る3月25日、佐伯市と日本文理大学との相互協力協定の調印式を市長室で行いました。

この協定は、産業の振興、人材育成、環境の保全、情報化など、様々な分野の課題について、市と日本文理大学とが協力して解決を図っていくことを目的にしております。本市と大学との相互協力協定は、平成18年3月の大分大学に続いて2校目となります。

大学が持つ豊富な知識と人材を生かした研究や調査を行うことにより、多種多様な課題を解決し、新しいまちづくりに取り組んでいけるものと期待しております。

5 尾浦小学校の閉校について

蒲江地区の尾浦小学校が創立以来127年の歴史に幕を閉じることになり、去る3月30日同校体育館で閉校記念式典を開催しました。

全国的に少子化が進む中、本市でも年々児童生徒数が減少し、今後、小学校で複式学級の学校が増加すると予想されています。佐伯市教育委員会では、昨年从小規模な小

学校が多い蒲江地区で、学校規模の適正化について提案をしまいいりました。

今回、尾浦小学校の保護者や尾浦地区の皆様が、複式学級を余儀なくされてきた学校の実情に危機感を抱き、「尾浦の子どもたちによりよい教育環境を整えてあげたい。」との思いから、このたびの上入津小学校との統合を決断されました。時代の趨勢^{すうせい}とはいえ、歴史ある学校が閉校されることには寂しさも感じますが、市としても学校教育のあり方について、地域の皆様と真摯^{しんし}な協議を続けてきたところであります。

上入津小学校の児童となった子どもたちは、4月から元気に学校へ通っております。

6 「あまべ商工会」及び「番匠商工会」の開所について

4月1日付けで、海岸部の上浦・鶴見・米水津・蒲江の4商工会が佐伯市あまべ商工会として、山間部の弥生・本匠・宇目・直川の4商工会が佐伯市番匠商工会としてそれぞれ合併し、新たなスタートを切りました。

佐伯市あまべ商工会は旧鶴見町商工会館を、佐伯市番匠商工会は佐伯市弥生振興局の2階の1室をそれぞれ本部事務所としており、いずれの商工会も、本部事務所所在地以外の旧商工会を支所とし、会員サービスの低下を招かないように経営改善指導に努めていくと伺っております。商工会は、地域の商工業振興の中核的な役割を担う組織であり、今回の合併により一層の指導力を発揮していただけるものと期待いたしております。

7 第8回全国障害者スポーツ大会「チャレンジ！おおいた大会」水泳競技リハーサル大会の開催について

去る5月25日、佐伯市民総合プールにおきまして、第3回大分県障害者水泳競技大会が開催されました。これは本年10月に本市で開催される第8回全国障害者スポーツ大会「チャレンジ！おおいた大会」水泳競技のリハーサル大会として行われたものであります。

この大会には県内から44人の選手が参加し、熱戦を展開いたしました。競技運営では、大分県水泳連盟の競技役員70人のほか、競技補助員として佐伯鶴城高校及び佐伯豊南高校から50人の生徒の御協力をいただきました。また、大会運営につきましても、専門ボランティア、おもてなしボランティア約80人の方々の御協力によりスムーズな運営ができました。

このリハーサル大会を踏まえ、本年10月に開催される本大会を万全の体制で迎えるべく準備を進めてまいります。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算外議案32件、諮問2件及び専決処分の報告14件であります。

以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付しておりますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第84号「佐伯市税条例の一部改正」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、平成21年度以後の各年度分の個人の市民税に係る寄附金税制、平成21年度から始まる公的年金からの個人の市民税の特別徴収制度の実施、上場株式等に

係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算等について関係条文の整備を行うほか、所要の改正をしようとするものであります。

議案第86号「佐伯市監査委員条例の一部改正」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、監査委員が審査する事項に健全化判断比率、資金不足比率等を加えようとするものであります。

議案第87号及び議案第88号の「工事請負契約の締結」につきましては、平成20年度佐伯市防災情報システム整備工事について日本無線株式会社大分営業所と、平成20年度佐伯市地域情報通信基盤整備工事について株式会社九電工大分支店とそれぞれ工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第89号及び議案第90号の「訴えの提起」につきましては、家賃等を長期にわたって滞納している市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めるため、訴えを提起しようとするものであります。

議案第94号及び議案第95号の「佐伯市デイサービスセンター楽々園及び海悠園の指定管理者の指定」につきましては、楽々園については社会福祉法人双樹会を、海悠園については社会福祉法人長陽会をそれぞれ施設を管理する指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第98号「佐伯市基本構想の策定」につきましては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることについて、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第99号「塩内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定」につきましては、塩内辺地において大入島塩内浦工区増殖場を整備するに当たり、財政上の特別措置の適用を受けるために、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を新たに策定することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第100号から議案第103号までの「黒沢、木浦、波当津及び葛原の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更」につきましては、黒沢辺地における林道船河内2号線、木浦辺地における市道西山線、波当津辺地における特定地域生活排水処理施設並びに葛原辺地における特定地域生活排水処理施設及び名護屋工区葛原漁港増殖場について、それぞれ整備に係る事業費を増額するため、既存のそれぞれの辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第104号「公有水面埋立てに関する諮問」につきましては、米水津地区の間越漁港において本市が行う港整備交付金事業に伴う公有水面埋立てに関し、大分県知事から意見を求められているため、異議がない旨の答申をするに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第105号から議案第115号までの「上浦大字最勝海浦、蒲江大字森崎浦、蒲江大字蒲江浦及び蒲江大字猪串浦における新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更」につきましては、大分県又は本市が施行した各公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、それぞれの埋立地を確認し、同土地を隣接する字の区域に編入しようとするものであります。

2 諮問について

諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、
しおつきけいこ塩月圭子氏及びほりかわきよのり堀川清則氏の任期が平成20年9月30日で満了するため、両氏を再度候補

者として、それぞれ推薦することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

3 専決処分の報告について

報告第2号「平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、8億7,547万8,000円を減額しております。

今回の補正は、地方交付税、地方譲与税及び各交付金等の額の確定に伴う調整、事業費の確定に伴う国・県補助金及び起債の額の調整並びに農林水産関係事業費及び災害復旧関連事業費の事業費の確定に伴う減額措置が主なものであります。

また、繰越明許費につきましても、各事業の進ちょくに伴い繰越額が確定いたしましたので、それぞれ調整をしております。

まず、総務費につきましては、336万2,000円を追加計上しております。その主なものは、財政調整基金及び減債基金の繰替え運用に伴う各積立金への利子補てん並びに土地開発基金所有地貸付料の土地開発基金への繰出金等の追加措置であります。

民生費につきましては、2億1,973万9,000円を減額しております。その主なものは、生活保護費等の確定に伴う調整及び国民健康保険特別会計への繰出金の減額措置であります。

衛生費につきましては、3,926万8,000円を減額しております。その主なものは、ペットボトルリサイクル施設整備事業、浄化槽整備事業費等の事業費の確定に伴う調整及び国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金の減額措置であります。

農林水産業費につきましては、4億3,169万円を減額しております。その主なものは、森林居住環境整備事業（田原地区）、里山エリア再生交付金事業（森林管理道船河内2号線）、漁村再生交付金事業（浪太漁港）等の事業費の確定による減額措置であります。

商工費につきましては、130万円を減額しております。これは、直川憩いの森公園グレードアップ事業の事業費の確定による減額措置であります。

土木費につきましては、7,460万8,000円を減額しております。その主なものは、大分県施行の道路改良事業及び港湾改修事業の事業費の確定に伴う本市負担金の減額措置であります。

教育費につきましては、2,748万円を増額しております。その主なものは、職員の退職金の追加措置及び各事業費の確定による減額措置であります。

災害復旧費につきましては、1億925万1,000円を減額しております。これは、各事業費の確定に伴う減額措置であります。

公債費につきましては、3,046万4,000円を減額しております。これは、平成17年度繰越事業に伴う起債及び平成18年度事業に伴う起債の借入利率等の確定に伴う減額措置であります。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、411億9,626万8,000円となります。

報告第3号「平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」から報告第10号「平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）」までの8特別会計の補正予算につきましては、それぞれ事業費の確定により、予算調整等を行ったものであります。

報告第11号から報告第15号までの「佐伯市税条例、佐伯市都市計画税条例、佐伯市国民健

康保険税条例、佐伯市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び佐伯市手数料条例の一部改正」につきましては、当該条例の関係法令等の一部改正に伴い、所要の改正をしたものであります。いずれも緊急を要したため、専決処分をいたした次第であります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。
なにとぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 引き続き、報告事項第2号から第14号について、執行部の概要説明を求めます。その間、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

午後0時01分 開 議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、12日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後0時02分 散会

平成 2 0 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 2 号 6 月 1 2 日

第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 2 号）

平成20年 6月12日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 曾 宮 司 好
8 番 後 藤 幸 吉	9 番 江 藤 茂
10 番 清 家 好 文	11 番 矢 野 精 幸
12 番 矢 野 哲 丸	13 番 河 原 修 仁
14 番 宮 脇 保 芳	15 番 佐 保 曉
16 番 小 野 宗 司	17 番 肥 後 四々郎
18 番 桝 田 穂 積	19 番 村 尾 清 一
20 番 井野上 準	21 番 河 野 豊
22 番 下 川 芳 夫	23 番 柳 井 二 生
24 番 泥 谷 和 喜	25 番 菅 原 忠 己
26 番 和 久 博 至	27 番 日 高 嘉 己
28 番 渡 邊 邦 壽	29 番 染 高 矢 玉 夫
30 番 児 玉 忠 義	31 番 甲 斐 迪 彦
32 番 狩 生 寿 一	33 番 廣 瀬 精一郎
34 番 吉 良 栄 三	35 番 高 司 政 文
36 番 浅 利 美知子	37 番 河 野 周 一
38 番 玉 田 茂	39 番 河 村 松 一
40 番 児 玉 輝 彦	41 番 松 田 清 德
42 番 戸 山 盛 喜	43 番 寺 島 孝 幸
44 番 土 師 辰 英	

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市		長	西	嶋	泰	義	上	下	水	道	部	長	戸	高	公	人
副	市	長	木	許	政	信	教	育	道	防	局	長	川	原	弘	嗣
教	市	長	塩	月	厚	信	消		防	局	長	長	伊	東	宇	三
総	育	長	武	田	隆	博	上	浦	振	興	局	長	白	田	茂	達
財	務	長	大	鶴	直	己	弥	生	振	興	局	長	御	洗	隆	二
企	務	長	久	保	成	太	本	匠	振	興	局	長	山	田	健	一
画	部	長	魚	住	慎	治	直	川	振	興	局	長	曾	宮		清
市	部	長	田	崎		誠	宇	目	振	興	局	長	河	原	盛	喜
福	部	長	坂	本	修	一	鶴	見	振	興	局	長	甲	斐	滿	義
建	部	長	酒	井		実	米	水	振	興	局	長	江	藤	幸	一
農	部	長	河	野	伸	生	蒲	江	振	興	局	長	戸	高		德

議事日程第2号

平成20年6月12日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成20年第2回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、寺島孝幸君、2番、三浦涉君、3番、和久博至君、4番、後藤幸吉君、5番、戸山盛喜君、6番、河野周一君、7番、児玉輝彦君、8番、吉良栄三君、9番、村松講一君、10番、井野上準君、11番、江藤茂君、12番、渡邊邦壽君、13番、高司政文君、14番、河野豊君、15番、宮脇保芳君、16番、小野宗司君、17番、矢野精幸君、18番、浅利美知子さん、19番、清家好文君、20番、柳井二生君、21番、玉田茂君、22番、染矢玉夫君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は5番までといたします。

43番、寺島孝幸君。

43番(寺島孝幸) 皆さんおはようございます。43番議員の寺島孝幸でございます。6月議会一般質問でトップバッターを努めることになりました。どうぞよろしく申し上げます。どうやら佐伯地方も梅雨入をしたというふうに思われますし、今年の大分国体の関係で県体がこの6月末に開催されるということで、そういった状況の中で練習をしていくということで大変まあ心配をしておりますし、そういったうっとうしい雨、そう言われる中でもですね、一方では農家の皆さんはやはりなくてはならない雨ではないのではないのでしょうか。また、この雨もあじさいの花を一層美しく見せる雨ということでも一面ではですね、とらえてもいいんではないかなというふうに思います。

私は今回大きく2点について、一つは大入島架橋の実現性についてと、二つ目は、東九州自動車道佐伯インター以南に向けての取組についてをお伺いをしていきたいというふうに思います。執行部の誠意ある御答弁をお願いいたします。まず、大入島架橋の実現性についてということですが、大入島架橋建設促進大会が初めて行われたのが昭和54年と伺っております。既に約30年を経過をしてくれているわけです。その2年後の昭和56年7月に大入島架橋促進期成会が結成されました。その後、県知事や県議会等に働き掛けを行い、平成6年に福岡大学工学部の吉田信夫教授を委員長とした15名のメンバーによる大入島連絡道路基本計画検討委員会が設置され、県が3,000万円、佐伯市が3,000万円、計6,000万円の予算で3年間にわ

たり調査検討が行われ、その結果、平成8年2月にその調査結果が示されたわけです。A、B、C、D、Eのルートで検討結果といたしまして、Aルートの葛港から守護地区を結ぶルートが一番良いだろうというふうに示されました。橋の高さは海面から45メートル、葛港から竹島まで690メートルの斜張橋で建設費は約160億円と試算されています。それを受けて当時の佐藤佑一市長は、平成9年12月に平松県知事に要請を行ってきました。その後、小野市長、そして再び佐藤市長と要請を行ってきましたが進展はありませんでした。そして、平成17年3月3日に1市5町3村が合併して新佐伯市となってきておるわけです。そこで小さな1点目としてお伺いいたしますが、佐伯市大入島架橋促進協議会期成会の役員構成及び活動状況についてお聞かせいただきたい。小さな2点目は、大入島架橋建設に向けて、今後どのような取組を行っていくのか、また実現性についてどのように考えているのか示していただきたい。小さな3点目は、大入島架橋の実現の看板はいつ、どこに設置したのか。今庁舎の第2庁舎の前の所にありますけども、新佐伯市としてアピールする内容としてふさわしいと思われるのかどうか、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

2点目、東九州自動車道佐伯インター以南に向けての取組について、小さな1点目として、東九州自動車道佐伯インター以南に向けての事業計画及び進ちょく状況について示していただきたい。小さな2点目として、東九州自動車道の全面開通に向けて、国・県に対する今後の要請行動についてどのように考えているのか示していただきたい。小さな3点目、6月28日の東九州自動車道佐伯インター開通式にあわせ、東九州自動車道全面早期開通に向けて国・県に強くアピールしていこうとして取組を進めておられると聞いておりますが、神武の火祭りについて、佐伯市としてどのようにとらえ支援していく考えなのか示していただきたいというふうに思います。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。今年度のトップバッターの寺島議員からの御質問でございますが、その前に新年度になりまして私どもも人事異動で今定例会が初めて答弁される部長がおりますので、皆様方に何卒そうした心意気をひとつよろしく酌んでいただきたいと思っておりますので、やさしさをお願いしたいと思います。

では、寺島議員の御質問でございます大入島架橋の実現性についてということでございます。大入島架橋につきましては、この建設については、先ほど寺島議員が言われたように、過去の経緯がございますが、御質問の中で、大入島架橋の建設に向けて今後どのような取組を行っていくのかということと、実現性についてどのように考えているかとの御質問でございます。私も大入島架橋については、もともと議会にありましていろんな経緯を知っておりますが、合併後そうした動きがなかったのも議員の御承知のとおりでございます。昨年タウンミーティングをやっておりますが、市内については各地域で地域懇談会というのをやっておりまして、昨年10月に大入島自治委員会から架橋建設についての改めでのこうした要望を受けております。また、今年度に入りまして区長会として、区長会としての要望をですね市長室に持って、私の方に要望書が届いております。これにつきましては、平成11年に作成いたしました大入島開発計画に基づき、大入島の産地いろんな形の中の基盤整備、また佐伯港の大入島ブランド等の施策等により大入島地域活性化を図りながら投資効果等の調査を県と共同で実施できるように要望していきたいと思っております。というのは、これについては平成17年度以降行動しておりませんので、私の方もそうした大入島架橋については必要

があるということで要望を考えていきたいと思っておりますが、実現性については議員御承知のとおりだと思っておりますが、現状の経済社会、経済社会情勢や公共事業を取り巻く環境が厳しい中、県としても非常に難しいと考えておると思っております。あとの詳細については、部長の方から答弁させていただきます。

次に、東九州道の全面開通に向けて国・県への今後の要望についてお答えを申し上げたいと思います。まず、東九州自動車道の建設推進の要望団体として構成されました東九州自動車道建設促進協議会、東九州自動車道佐伯・延岡県境区間建設促進期成会、東九州自動車道大分県南建設促進期成会があります。また、佐伯市と延岡市の商工会議所や商工会が中心になって構成された、日豊経済圏開発促進協議会があります。このような団体や関係自治体と連携しながら、建設促進に向けた大会の開催や要望活動を行ってまいりました。これは今後も引き続き要望活動をこうした団体を軸にしながらいきたいと思っております。また昨年度、高速道路交流推進財団が募集いたしました九州広域観光ルート支援モデル事業におきまして、日豊海岸ツーリズムパワーアップ協議会の浦文化復興プロジェクトが最優秀賞の国土交通大臣賞を受賞いたしました。また、九州広域観光ルート支援事業にも採択されるなど、いわゆる高速道路を媒体としての観光資源を磨き上げております。こうした指定を高速道路の団体とか、国交省から受けたということで、こうしたことを結合しながら継続する活用の動きを民間を中心に動き始めております。こうしたいろんな運動の中で、私どもも官民が一体となった活動も視野に入れながら建設促進の行動を展開してまいりたいと思っております。次に、東九州自動車道の佐伯以南の中で、6月28日に東九州自動車道佐伯インター開通式に間に合わせ、東九州自動車道全面早期開通に向け、国・県に強くアピールしていこうとして取組を進められております神武の祭りについては、佐伯市としてどのように支援していく考えなのかを示してくださいということですが、これは6月28日に佐伯インター開通イベントということで、当初はコスモタウン1か所でNEXCO西日本による開催が予定されておりました。5月中旬に急きよ商工会議所や有志の皆さんの御努力により、コスモタウンと城山下の中心市街地の2か所を会場として、高速道の開通を祝い、更に建設を促進することをアピールするためにも大規模なイベントにしたいということでの準備が進められているということをお伺いしております。民間主導でのイベントが開催されますことは非常に喜ばしいことです。市も実行委員会の一部として、物販業者の取りまとめやステージ行事、会場整理等に参加し、協力することになっています。また、市の方の職員共済会にはみこしの担ぎ手として協力要請がきております。昨日ですか、6月11日に商工会議所の谷川会頭、またこの祭りの岩本実行委員長を始め、代表者の皆様からこれに対する趣意書、実施のチラシや予算書をいただき、イベントの説明や補助金の要望を昨日正式に受けました。高速開通イベントは一度だけのこれはもう催しものでありますが、佐伯市を全国的にアピールする最良の機会ととらえていますので、その日しかできないということがあるということで、できる限りの範囲で協力していきたいと考えております。また、その中でも補助金等の要請がございましたので、これについては前向きに検討したいと思っておりますので、また議会の皆さんにも御理解・御協力をお願いをしたいと思います。あと、詳細等につきましては担当部長の方の答弁に代えさせていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。初めての答弁ですので、どうぞよろしく願いいた

します。議員御質問のうち、大入島架橋に対する御質問にお答えしたいと思います。まず、架橋促進の組織についてですが、昭和56年に大入島架橋促進期成会を発足させております。発足当時の役員構成は、市長を会長とし、副会長に市議会議長、商工会議所会頭など計4名、そのほか常任委員として農協、漁協の代表者、地元の市議会議員、地元区長など、さらに顧問として国会、県議会議員の先生方を加え、総勢35名で構成をされておりました。活動状況についてですが、結成当時は活発な活動をしていたと伺っておりますが、現在は自然消滅に近い形で活動しておらず、具体的に活動内容を報告できるものはございません。次に、大入島架橋の早期実現の広告塔についてですが、平成8年3月に犬飼の国道10号線沿い並びに市役所第3庁舎前に設置をしております。新佐伯市としてこれをどう考えるかという御質問ですが、架橋実現に向けてのアピールという意味合いからしますと、継続的に設置することで市としての意思を示すものとして重要なものと考えております。

次に、東九州自動車道佐伯インター以南の事業計画と進捗状況についてお答えをいたします。佐伯インター以南については、佐伯・蒲江間約20キロメートル、蒲江・宮崎県境間約10キロメートルについて、総事業費1,070億円で国土交通省直轄事業として推進をしております。事業につきましては、平成17年度より用地買収関係に着手、平成18年度から建設工事に着手しており、本年3月末現在、用地買収で約40%、全体事業費ベースで申しますと約10%の進捗率であると伺っております。以上です。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 再質問を行っていきいたいというふうに思います。まず、大入島架橋の実現性についてということについてでございますけども、大入島架橋の早期実現という看板、今答弁でありましたように犬飼、それから市役所の2か所、平成8年に設置されたということでございますし、それ以降ですね、その当時いろいろ市議会も議決もしてですね取組をしてきたわけですが、大入島埋立問題、それから平松知事が辞めた。そういうような状況も含めてですね非常にこの大入島架橋問題、実現性が厳しくなってきた。そしてまた、その後ですね、鶴見と佐伯を結ぶ河口橋の問題、これがまあ浮上してきて、再び市長となった佐藤市長も当時私の答弁、平成15年ですかね、答弁ではもう大入島架橋よりもそうした河口橋の方がもう今の佐伯市にとってはですね重要じゃあないかというような答弁もされてきておる経過がありますし、今の西嶋市長の答弁の中でもですね、河口橋の要望というものが自治委員会からも出ておるというような話でした。合併後のですね新佐伯市、この新佐伯市としての看板を掲げてですね内外にアピールしていく、そういう題材というか課題というか、これについてはもう今見直しをしてですね、今新佐伯市にとってふさわしい課題をですねアピールしていく。そういう必要性があるんじゃないかなあというふうに私は思います。そういうことで西嶋市長の御見解をお伺いしたわけですが、まだまだ必要性、大入島架橋の必要性はこれはあると思いますけども、実現性なり今後の見通し、そうしたことについてはですね非常に私も厳しいというふうに思っております。そういうことからやはり合併して1市5町3村、903平方キロメートルのこの今の新佐伯市にとっての、やっぱり課題をですねアピールするということ考えていかなければならない時期に来ておるんじゃないかというふうに思いますので、その辺についての市長の御見解を今一度お示しをいただきたいというふうに思います。

それから大きな2点目、東九州自動車道佐伯インターが、この28日に開通式を迎えるとい

うような非常にめでたい状況になってきております。しかし、この状況はですね私たち考えて見ると、道路特定財源問題も非常に今ねじれ国会の中で、国会の議論がですね肉薄する状況の中で、いろんな問題が議論としてですね、国民にも明らかになってきました。ねじれ国会の中で国会はぎくしゃくしておるといような印象を私たち受ける。一般市民は受けるわけですけども国民、しかしですね、よく考えてみると、これ西日本経済新聞でもですね掲載されておりましたし、この6月14日には今週の土曜日ですね、東京メトロの副都心、東京渋谷と埼玉県和光市間、20.2キロメートルを結ぶ。将来は横浜市へもつながる。2001年に着工し総工費約2,500億円、実はこのうち約470億円が道路特定財源から出ているというこの新聞記事がありますしですね。なぜこの地下鉄整備に使えるのかということで、国土交通省の見解としては、道路の下に地下鉄ができれば公共交通機関を利用する人が増え、渋滞緩和につながると説明する。古くは路面電車、最近ではモノレールや地下鉄の建設費用に道路特定財源を充てた国交省の理屈だ。国は08年度当初予算では約3兆2,000億円の道路特定財源のうち、約4,000億円を本来の道路整備以外の公共事業に回していると。非常にこの道路特定財源のですね、使い道の拡大解釈、マッサージチェア、魚群探知機、ゴルフボール、コーヒーマーカー、ミュージカルの上演、公益法人の職員旅行、道路特定財源が国民の税金だという意識がですね、こうした道路関連の職員、非常に薄いんだというふうに指摘されておりますし、国土交通省職員が道路などの特別会計から使ったタクシー代は06年度に約15億円、道路関係の仕事で残業したのだから道路特別会計からタクシー代を出すのは当然という、幹部は悪びれずに言い切る。1人で年間1,000万円以上のタクシー代を使った職員は、仕事帰りに新しい道路を通過し確認していたと釈明をしておるし、業務以外の寄り道で、民間企業なら処罰の対象だが、国土交通省内からは仕事熱心な職員と賞賛の声すら上がったと。こうした職員の意識をやはり感覚を変えるという必要が指摘されておりますし、公益法人の無駄遣いもですね非常に明らかになっております。駐車場整備推進機構が約1,000億円の道路特定財源で国道の地下に整備した全国14か所の駐車場、利用が低迷し、がらがら。海洋架橋橋梁調査会は大規模な橋やトンネル工事を伴う道路計画、海峡横断プロジェクトに68億円の調査費を投じ批判を集めたというふうなことですね。非常に国土交通省、特別そういう法人ですね、その整備ももう既にこの福田内閣の中でですね三法人を廃止すると、解散廃止をするというような方向性も示されておりますし、非常にまあこれまで半世紀にわたって道路特定財源というものがですね、国民から徴収、自動的に取られてきておる。それなのにこの東九州自動車道いまだに佐伯インター開通やっと運びになった。何んでなんだろう。これはやはり私たちですね東九州に居住するやっぱり国民のやっぱり政治力がない。大分県始め宮崎県、東九州のやっぱりそうした政治、道路特定財源をやはり公平に分配をしてもらおうというですね力が不足しておったと言わざるを得ないと思いますし、こういうことをですねやはり今もう全国ほとんどが高速道路網が整備されておる中で、いまだにまだ残っておってですね、道路特定財源があるいは暫定税率が廃止されればこれが遅れていくというふうなですね論議がされておる。非常にまあ私から言わせればナンセンスだというふうに思います。もうとっくにやっぱり開通していなければならぬそうした今の東九州自動車道、やはり今後ですね強力で国そして県、そうした関係に対してですねアピールをし、訴えていかなければならぬというふうに私は思っておりますし、今回この28日にですねインターの開通式が行われると。それに併せて先ほど言われました東九州自動車道開通イベントの取組としてですね、商工会

議所を始め実行委員会岩本光生、佐伯重工の社長ですけども、実行委員長として大々的に取り組もうと、そして宮崎県知事の東国原知事も来てもらって、アピールを内外にしていこうというような、大きなイベントを今計画されておるといふふうに聞いております。この祭りのコンセプトは民謡の里、神話の里をつなぐ東九州自動車道というキャッチフレーズで九州各地域に伝わる伝統芸能をイベントとして取り組んでおりますし、古事記によればその昔、天孫降臨の地、ひむかの国より神武天皇が統制のおり、佐伯の大入島にある日向泊の海岸に立ち寄られた際水よいでよと海岸に矢を突き立てたら清らかな水が吹き出したという神の井の伝説があります。こうしたことをですね、この伝説のロマンを佐伯の高速自動車道開通記念イベントとして神武の火祭りという名で構成しておるといふふうに聞いております。内容についてはですね非常に開通式終わった11時ごろからこのインターの所ですね、火おこし式、火を最初からおこしてですね、それをコスモタウンの方にランナーで中継をしそこに点火式、コスモタウンで点火式をする。そしていろんな延岡からもばんば踊りの一行なり、あるいは重さ1トンもあるようなみこしを担いでくる。そういうような状況でありますし、非常に和太鼓、みこし、ばんば踊り、めじろんダンス、青山杖おどり、フラダンス、岩戸神楽等ですね、このコスモタウンからまた鶴岡商店街、そして大手前、文化会館下のお祭り広場、そして中央通りということで、夜ですね9時前ぐらいまでそうしたイベントを連続的に開催するといふように、非常にこれ考えてみただけでもですね壮大なスタッフなり、そうした関係者をですね動員しなければならないといふふうに思っています。今佐伯市としてですね、こうしたやはり取組に対して少しでもやはり佐伯市が支援をし、そしてまた、佐伯市の浮揚につながるそうしたこの自動車道のこの佐伯以南に向けてのですね、1日でも早いやっぱり取組、そうしたものにこうしたイベントを活用していく。そしてまた、この佐伯市民もですね、そうした意識の高揚というものを図っていく場にしていこうといふことで、この祭りが催しされるといふふうに思っておりますし、是非今、昨日の補助金の要請もあったといふふうにありますけども、是非まあ佐伯市としてですね惜しみない支援と協力をですねお願いしたいといふふうに思いますんで、そこらの金額等をですね、考え方等があればお聞かせいただきたいといふふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員の再質問でございますが、先ほど冒頭の答弁でほぼ賄えたんじゃないかなと思ってたんですけど、再質問の中で大入島につきましては、やはり地域住民の要望ということもですねやはり私は酌んであげなければいけないと。実現性が厳しいからそれに対してしないということではないと思うんです。それぞれがいろんな中でも実現が可能であるかということやはりこちらの方も要望していく必要があると思っております。また、佐伯市の中で見直しをしていくということも必要だと思っておりますし、現在特別委員会等でもいろんな事業も上がっております。そうした中で、先ほど言った中で、私の方は区長会からの要望という形で、またこの会についてはもし立ち上げるとすれば議会とのお話をしなければいけないと思っております。それから、新規事業についても今年度、昨年度末から河口橋等については最優先すべきじゃないかというのは前の議会等でもお話をさせていただいております。そうしたことにつきながら順次、優先順位を見ながら整備をしていきたいと思っております。

それから、東九州が非常に遅れておるといふことですが、私もこれが遅れておるといふこ

とは政治の力ということですけど、当県も総理大臣が出とったんですけど、政治力の関係かなあと思ったりするんですけど、国交省にお伺いしますとですね、なぜこの工事をしなかったのか不思議だという答えをいただいております。また、東九州軸の今年の2月に大会をですね、東九州軸という地方拠点の大会をやりました。この時には大分県出身の国会議員さん多く出ていただきましたが、道路財源の反対で来られないと、いやこれだけは別ですから来てくださいと言っても、そうした一枚岩ではなかったということがある意味では言える部分があるかと思えます。その後、公的なお話をすると非常に大事だということは皆さん理解していただいておりますので、私どもも大分県出身の国会議員さんが一同になって、この東九州自動車道にとって取り組んでいただきたいということに、要請をあとから要望を持って行きましたところ、それぞれの国会議員さんが、それはもう一丸となって当たっていききたいという非常に心強い言葉をいただいております。それから、あとの中で火祭りにつきましては、先ほど補助金につきましては、私どももいろんな組み替え、また最後のチェックが入りますので、そうした中で昨日受けましたので、即議長にも相談し今日の議運等で議会の方にもお話があったと聞いております。急な話ですので、昨日の今日ということは異例中の異例だと思います。予算を組んでない中でやるということは。それだけにですね、今日のここで、今日議会の皆さんも議員の皆さんも始めての方で、私どもまだ聞いてねえどと言う人もおるかも分かりませんが、そうした中で議員の皆さんの御協力を御願いたしたいと。金額等については私どもも財源等を出しっぱなしということではなくって、やはりそれに対応した形でできるだけ取り組んでいききたいと思っておりますので、またこれはちょうど県体時期であります。議員の皆さんも佐伯市代表として行っている時でありますし、こうした時に開通式が行われるということで、参加ということも大きく影響することもあると思っておりますが、そうした中で、皆さん方にも体一つですので、県体の代表となられた方についてはやはり県体の方にも行っていただかなければならない。私どももこの開通式以降、予算の中で11月に予定しております開通記念行事、市としての佐伯行事も考えております。そうした高速道路については誠心誠意努力していききたいと思っておりますので、今後とも御協力よろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 再々質問というか、今市長の方からありましたけども、この大入島架橋の関係についてはこれはもう市長独断でやるということにはならないというふうに思いますが、やはり今後のですね佐伯市のやっぱり課題ということで検討をしてですね、そうした看板の設置、これについてもやっぱりどういう物を取り付けていくのか、市民ニーズにこたえて、そしてまた、佐伯市の発展、浮揚につながるですね、いいものをですね検討していただきたいというふうに要望しておきます。

それから、東九州自動車道の関係、これについてもやはり大分県、そして宮崎県、こうしたものがやっぱり一体となった取組が今後必要になってくるというふうに思いますし、先ほど昨日の今日ということで非常に即、対応をしてきておりますよという話でありましたが、以前からこれは商工観光労働部長、企画商工観光部長かな、の方もこうした実行委員会の方にも入ってですね協議の中にやっぱり入って状況も知っておるというふうに私は思っておりますし、佐伯市としてはやはりこういったスタンス、民間が取り組む実行委員会が取り組むということであってもですね、これはやっぱりもう少しそこらに向けて前向きな取組が必要であったのではないかなというふうに思います。そういった意味で、今日まあ金額的には議

会の方にもですね今後そういった相談もしたいというふうにあります。是非今後の前向きな佐伯市としての取組を期待しながらですね、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員の再々質問の中で、民間立ち上げを最初から市が知っと思ったんじゃないかというお話ですが、これ私の方がですねそういう会議があるから行けということで行かせたんです。だから正式な要請は一切なかったんです昨日まで、だからそのことをですね御理解賜りたいと思ってます。私どもが最初からそういうことがあれば予算化をし、一緒になってやることのできるんですけど、この28日については当初予算で皆さん方をお願いしたように非常に天気が悪い。またそうしたときに佐伯の産物もないと、いろんな中で11月か10月に佐伯市としては新たに開通式典を兼ねた産業祭をやるということで予算化しておったことで、これについて佐伯市が全く取り合わないというようなことはありませんし、私どもも担当課、またつれながらこういう会議があるんでどうでしょうかと、それは是非とも行って話を聞きながら、行政がどういうことができるかということは具体化をいっこともしてなくて、昨日きたことを、はっきり申し上げて私どももそうした中で、急ですけどこうした中での御協力をさせていただきたいということで、今日は答弁させていただきたいと思います。私どもは全く無視をしておったわけございませんので、その点御理解賜りたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、寺島議員の一般質問を終わります。

次に1番、三浦渉君。

1番（三浦渉） おはようございます。年4回の定例会が楽しくて力いっぱい度々一般質問をさせていただいております。南風会1番、三浦渉でございます。まずは、5月の22日午後1時30分大手前商店街の火災による4世帯12人が焼け出され、1,900平方キロメートルが焼け3時間半後に消えたと報道があった。火災により被害に遭った多くの皆様方に心からお見舞いを申し上げます。本日の一般質問に入らせていただきます。

通告どおり、じん肺患者の慰霊の碑建立について、人間生まれてから年を取り、生命が亡くなるまでいろいろ病気になるだろうが、病名も数数え切れないほどあるという。この私の言うじん肺被害の病名は一般の方の言う病気とは大きく違うのであります。職業病と言い、市町村や県・国が発注したいわゆる公共事業に携わり被害に遭ったのでありましょう。地下鉄の工事を始めトンネル工事、いわゆるずい道工事、またアスベスト粉じん被害などあるが、県外では炭坑労働者の方が多く見られます。このじん肺被害者の方々は現在とは違い新しい建設機材もなく、文字どおり近代日本の基礎を築くために命掛けてトンネル坑夫職人という使命感に燃えたのでありましょう。このような多くの犠牲者を出した公共工事の中にあるトンネル工事、いわゆるずい道工事はその責任を国や県は認めたのであります。あの粉じんの中で、あのトンネルの中で、昔ながらの粉じんがむちゃくちゃに出る削岩機を使用させた発注者の責任は重大であると2004年4月27日、最高裁判所が我が国で初めて職業病に対する国家の責任を認めたのであります。戦中戦後の日本を地の底から支えてきたトンネル・ずい道労働者の方に対し、また既にじん肺病にて物故者となられた多くの方に心からお見舞いを申し上げます。実は私も叔父を2人じん肺で既に亡くしておりますが、よく覚えております。力仕事はできんのと、山や海岸は急いで登れんのと、風邪は絶対引くなやなどと家族にと

って本当に大変なことでありました。ここで市長お尋ねしますが、市長、じん肺患者の中には旧佐伯市が発注した公共工事に携わった方々、旧町村長が発注した工事に携わったそして認定を受けている方々、いろいろあると思うが日本でも、九州でも大分県の佐伯の方が一番じん肺の方が多いと監督署の調べでなっておりますが、国が認めた被害者であり、国や県や市町村が発注した公共工事の労働者でもあります。既に県南佐伯市で多くの故人となられた方々の御冥福を祈る意味からも慰霊の碑建立建設実行準備検討委員会などを考えておりませんか。そういう気持ちは市長、市長としてありませんか。お尋ねいたします。

次に2点目の通告でございますが、九州ブランドいんび茶の基盤整備を急げという通告をしております。本匠の山部地区に市有林として植林もせず荒れ放題に放置されている土地を造成し、いんび茶を植栽し市内外にいんび茶アピール、販路拡大を行ったらどうか、今や早急に基盤整備をやらなければ茶園所有者個人の方も今年からは手摘みで摘めないのもそのまま放置している所有者が点々あるが多くの茶園所有者が高齢化を迎えたため手摘みができず残念ながらそのままにしている今この時点で行政の手で力を入れ、荒れている市有林や遊休農地の有効利用としていんび茶の植栽を行ったらどうでしょうか。今や大分県知事もいんび茶に力を入れていただいておりますし、また私の調査で県や国に問い合わせたところ、いろんな国の予算ややり方次第ではいろいろあると聞いているが、市当局では合併周辺地域の事情や実情はチェックしていないのだろうか。市長として今後はどのように考えているか、西嶋市長がいつも山や海の話をしているが、海も藻場造成や港湾整備に力を入れ、予算を入れるのも山の者から見れば茶園造成に力を入れるということも同じでありましょう。極当たり前の要望ではないかと思っておりますがどうでしょうか。ここで市長、私が二、三点述べますが、例えば10町歩の造成を行った場合に一反ずつ10人の所有者を茶園募集し、この1反は西嶋さんの分だと、この1反は塩月さんの分だというゼッケンを付け、造成と植栽までは県と国と市の予算で行う。2年、3年、4年目の肥料や草取りの金はゼッケンを付けた氏が出していただく、4年目、5年目から製品となるわけですからお金は掛からないと思っております。半分自宅で使用し半分は販売しても元は取れるのではないかなと、このように思っております。私が二、三これを提案をしたら大分の市議会議員の方とか臼杵の市議会議員の方とか、よければ1反、2反ほしいがなあというような方もおりますし、正にこれこそいんび茶のPRになるのではないかなあこのように思っておりますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。市長は18年の3月定例会にてお茶の里、本匠にいんび茶を植栽してはどうかというこの質問に似たような質問を私がしておりますが、その答弁の中に、三浦議員の御質問にお答えしますと、いんび茶の消費拡大についても私ども新たな佐伯市という形の中で非常に中心地の産地でございます。これについては地産地消、今後ともいんび茶については私ども関心を持っていきますという答弁をいただいておりますし、市長部局の木原部長の答弁、正にこれは答弁のヒアリングをやった答弁と思っておりますが、このいんび茶を本匠地域のみならず栽培適地があれば植栽を進めていくのもよいのではないかと思います。釜茶工場や機械施設の利用向上につながり望ましいのではないかと思います。この対策についても検討しているところでございます。お茶の植栽はこの遊休農地の解消にもつながるのではないかと考えているところであります。生産したお茶の販路の確保やお茶の栽培に適した農地であるなどと検討課題はあろうと思っておりますが、遊休農地の有効利用としても今後研究させていただきたいと思っております。もう既に18年から随分検討を新しい部長がしておると思っておりますので、答弁でそういっ

たところもお尋ねをしたいと思います。1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員の御質問2点いただきましたので、御答弁申し上げたいと思います。まず最初に、じん肺被害者慰霊の碑建立についてということでございます。じん肺被害については、佐伯保健所長だった三浦肇さんが、1973年に管内に結核患者が多いことが気になり詳しく調べてみると、ほとんどが、当時豊後土工と呼ばれた大分県南部出身の出稼ぎ労働者だったことに気がついて、そうしたことを端に発したと私は聞いております。現在においてもじん肺そのものの治療法は確立されておらず、長期間にわたって患者本人だけでなく、その家族をも苦しめる悲惨な病気であります。先ほど議員が御質問いただいたようなそういう現況だということも自覚しております。国においてじん肺法制定以来、作業環境の改善や健康管理の充実等さまざまな対策を講じてきた結果、新たな患者の発生は大幅に減少したところです。しかし、今日もなお年間1,000人以上のじん肺患者が労災補償の対象として認定されているのが現状です。議員が提案いただきました物故者に対しての碑を建立してはどうかとの提言ですが、長崎県の佐々町にじん肺根絶記念碑、また福岡県田川市に筑豊じん肺訴訟記念碑といった例はありますが、いずれも建立についてそのものは行政として直接関与しておらないと聞いております。じん肺訴訟の原告あるいは支援者で組織する実行委員会等で寄附金を募り建立してるようです。佐伯市としても非常に数が多いということで議員が碑の建立ということで御提案いただきましたが、現在は考えておりませんが、今後そうした御要望等があればですね、関係団体と十分協議して、行政としてできる範囲での手助けは考えたいと思っております。

次に、九州ブランドのいんぴ茶の整備基盤を急げということの中で、議員の通告の中、植林をしなくて荒らしている市有林にお茶園に適した土地があるが希望者について管理させる方向はと、1反ということでありましたが、議員が言われるのはオーナー田ということで、私の方は1反ずつでも管理する方法はとれないかということでございます。私ども合併をした中で全体の4月の森林のデータによりますと、特に本匠地区はいんぴ茶が多いわけですが、500ヘクタール余りの市有林がありますが、その中に議員が指摘しております茶園に適した条件に立地しているものがあるとは認識しております。市有林を茶園に転換する場合、土地の造成や植栽に対してそれぞれ国や県による補助事業があります。数ヘクタールの面積であれば数千万の事業費で茶園の整備が可能であると思われまので、これは事業に向けてですね一番どういう方がするかということでもありますので、こうした適地というのはいろんな中で傾斜した土地であっても適地の場合、これには特に土地を管理する人材の確保がまた課題となっておりますので、市といたしましては地元で意欲のある希望者がいるのであれば、これについての施策等はですね十分協議して検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 再質問を行います。大変前向きな答弁で市長ありがとうございます。じん肺被害者、九州でも日本でも、大分県の佐伯が一番多いということに監督署の調査でなっております。佐伯市を始め蒲江、米水津、鶴見、上浦、こういった所から市長の言う労働者が出ておりまして九つのグループ、九つの会があるわけです。市長が前向きに検討をしていただくということになれば近々にそういった代表の方の要望書を提出したい。陳情書を提出したい。そういった考えは十分持っております。市長の答弁の中で、100%公共工事でこれは被害

に遭ったんだと御理解を私は認識をいただいたわけでございます。民間工事でこういった被害に遭うようなことはありませんので、公共工事に携わって随分前のことでありますので、今と違って機材がそう新型の機材がないためにそういった被害に遭ったということでありますので、できましたら要望書を受け取って前向きに検討をしていただきたいなあとこのように思っております。1点、2点、市長に再度お聞きしたいんですが、今も申し上げましたけれども、こういった認定を受けた被害者は佐伯市発注あるいは南郡の町村長発注、九州でも佐伯がこの旧南郡を合わせてトンネルも一番数が多いわけです。トンネルというこの事業の数も大分県でも佐伯が一番トンネルの数は多いというように聞いております。そういった、ただ県外に出稼ぎだけじゃなくて、町村長や旧、従来 of 市長が発注した公共工事、これにもひとつ携わって被害にあった。そういった認定の書類も出ておるわけでありますので、全く行政は関係ないということにはならないんじゃないかなとこのように思っております。取りあえずは要望書が出てから、市長の方もそういった建立の碑を造るのに実行委員会を立ち上げて、そういった中にも行政のどこの部署になるか分かりませんが、アドバイスそういった手を貸していただきたいなとこのように思っております。このじん肺についてはもう大体市長の言葉で分かりましたので答弁要りません。

いんぴ茶についてでございますが、今の本匠にあるブランドいんぴ茶が高齢化を迎えてもう腰に腰綱を打ってお茶摘みをしなければいけないようなところに昔から植栽をしておるために、もう危なくて摘めないというところが点々点々出てきておるわけでございます。お茶というのは私がいうまでもなく、今年植えて来年から摘み取りができるわけでもございませぬし、4年後、5年後でないと製品にならないということでありますし、機械化が進んでおりますので、今の市有地に植えてきりりという所に出しておりますお茶園はもう機械化で全部新型の機械でお茶が1反、2反は10分で摘めるというような機械化が進んでおりますので、そういった茶園基盤造成を国・県の補助金をいただいてやっていただきたいなあと。そうしなければこのままではいんぴ茶が自然と消えてしまうということになるわけですので、ひとつこの辺については強く要望をしたいなあと思っております。高齢化が非常に進んでおりますし、御存じのように18日には限界集落ということで、ふれあいトークで知事がこの山部という所にお昼は来て、地区の方と座談会をして昼飯を食べるというふうな計画を市長も通知があつておると思っておりますけど、確か18日だったと思っております。限界集落というもうお年寄りばかりの集落でありますので、もちろんお茶も摘めないということでありますので、大々的に基盤整備を図っていただきまして、いんぴ茶の販路拡大をしていただきたい。先ほど申し上げましたのを佐伯市長部局あるいは佐伯市で5反、6反のお茶を持って地元で管理をさせて、製品を市長交際あるいは市長の手みやげ等にしてもいいし、半分は製品にしてお茶として売っても肥料代はとれるということで計算が成り立つということでありますので、自分で行って市長や副市長が草を引いたり肥料をやらなくても、そういったことは地元でいくのかなとこのように思っておりますが、その辺について市長から再度答弁をいただきたいなと思っております。はっきり分らんようではありますが、基盤整備をしてですね分譲じゃありませんが、そういった形の中でゼッケンを付けて、この1反は西嶋さんのだというようなことでやるようなそういった考えはないのかということ、再度念を押したいと思っております。本匠からは総理大臣も国会議員も出ておりませんので、ひとつそういったことで高齢化が進んでおりますので、ひとつお茶園の大々的基盤整備をしていただいて、先ほども申し上げましたけれ

ども海の方が藻場造成や港湾整備をしてくださいと言うのと、因尾の方、本匠の方がお茶の基盤整備をしていただきたいと言うのは同じテーブルではないかなあということを経理に強くお願いをしたいということであります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再質問の中でお茶の関係ですが、先ほど私の方もお話した時に生産適地としてもやはりこれは土地を管理する人をですね、またいんび茶の茶組合とかいろんな方がございますので、そうしたことをですね、きちっとやっていただけるのはですねやっぱり担当課ですね、詰めていくと。私についてはそうした事業費でやることは必要だと、また議員がおっしゃるとおり、シカ対策にもお茶はそうした意味での生産過程もあるということをごんでおりますので、是非ともあとはそうした主旨を持ちながら私の方の担当部局と協議していただきたいと思っておりますので、私の方の答弁はそういうことで賄えると思ひます。よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 市長それじゃあもし基盤整備をやらうと、地元の方ですべて管理体制ができれば前向きに検討してみらうということていいんでしょうか。ひとつお願ひします。もう1回。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再々質問をするのももう信用がないんかなあと思っておりますが、もう同じ言葉をですね、検討するということで、そこまで言っておりますのでね、要望があってもそういう方々がおらなければ基盤整備ができないということはもう十分だと思ひます。そういうことで詰めた話は担当部とやっぱり話していただかなければいけないと思ひますし、また適地にしても本匠広いもんですから、どういう所の適地かというのは、やはり三浦さんがさっき言った中で、あまりにも急傾斜はできない部分もありますので、十分そうしたことについては私は前向きにとらえていきたいと思ひしておりますので、そういうことでよろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

次に26番、和久博至君。

26番（和久博至） おはようございます。もうちょっと三浦議員が粘ってくれるかと思ひたんですけど、意外と早く終わって午前中にするようになってしまいました。

今回は防災の点についてお聞きしたいと思ひます。最初にまず、佐伯市の防災計画についてお聞きします。5月に入りアジアで大災害が相次いであります。5月6日のミャンマーでのサイクロン被害は死者6万人を超え、12日の中国四川省大地震では死者が8万人を超え復旧のめどもたたないまま今なお被害が拡大してあります。佐伯市でも22日大手前で大きな火災が発生し、全焼2棟、半焼1棟、部分焼1棟という被害が生じてあります。死者・被災者の方に対し心から哀悼の意を表しお見舞いを申し上げます。このような中であって大分県が5月30日に大分県に震度7の直下型地震が発生したことを想定して被害予測を発表しました。死者が2,500人、建物の焼失全・半壊が10万棟を超すというものです。県はこの調査結果を基に今後被害防止策を講じていくということてです。しかし、災害防止については既に災害対策基本法に基づいて地域防災計画が策定されてあります。特に多数の死者を出した阪神・淡路大震災ののち、地震防災対策特別措置法が定められ地震対策を地域防災計画の中に盛り込み、災害対策事業を実施していくことになりました。具体的には地域防災計画の中に、地震防災

緊急事業五箇年計画を盛り込み防災事業を進めていくわけです。佐伯市の現在の地域防災計画では、佐伯市総合運動公園整備事業、海岸保全施設整備事業で避難地を整備し、公立学校の施設整備事業で耐震化を図り、消防防災施設整備事業で防火水槽等を整備することになっております。この公立学校の耐震化事業については昨日地震防災対策特別措置法が改正され、国の補助率を大規模改修3分の1を2分の1に、補強工事2分の1を3分の2に引上げることが決定いたしました。市町村の費用負担割合を現在の30%から3%に圧縮することになったようです。これからどんどんと震災対策が進んでいくものと思われます。これは四川省大地震で大半の小中学校の校舎が倒壊し、中には番線程度の細い鉄筋しか入っていない手抜き工事の建物も存在していたという事態を受けて、日本でも耐震化補強工事を急ぐことになったものです。いずれにしてもこの地域防災計画に上げられたものだけが地震防災対策事業であり、この計画に上げられない限り市町村の耐震防災事業を進められないことになっております。佐伯市では平成8年から12年まで、第1次地震防災緊急事業五箇年計画が、13年から17年まで第2次五箇年計画が、18年からこれから22年まで第3次五箇年計画が定められ事業実施されております。ところが事業の中には防災事業として実施されていながら防災の主旨に反する工事が行われており、大きな問題が生じております。先ほど述べた事業の中では海岸保全施設整備事業がこれです。佐伯市政の中で防災というものをどのように考え、位置づけているのかを明確にするため、以下に質問をいたします。どのような事業が防災計画の内容となっているのか、これまで総務課・事業課等に説明を求めましたがよく分かりません。そこで、地震防災緊急事業五箇年計画について海岸保全施設整備事業の内容を具体的に今回は説明をしていただきたいと思います。また、佐伯市地域防災計画はどのような手続きで決定されるのかも明らかにしてください。佐伯市では海岸保全施設緊急防災機能高度化事業の指定を平成9年12月1日に水産庁から受けております。その内容を明らかにしてください。指定を受けた事業のうち、実施しているのは護岸の水たたき部分が広がったことです。この部分は今後どのように使用されるのか。また、実現していない部分の事業はどのようになったのか説明してください。五箇年計画は林業水産課で立案され、それが地域防災計画の内容となっております。第2次五箇年計画では、避難場所1,650平方メートルとして、平成12年10月3日に起案されていますが、この内容は先の高度化事業と内容が異なっているのでしょうか。お答えください。現在埋立地には水産加工場が建設中です。135平方メートルの床面積を持ち鉄骨造りの水産加工場です。防災計画に反するのではないのでしょうか。また、これだけでなく加工場に利用するため魚の水揚げのための施設としてホイストクレーンを護岸水たたきを占有して建設しようとしております。これもまた防災計画に反するのではないのでしょうか。水産加工場を建設するというので大分県漁協は平成19年7月24日に占有許可申請を佐伯市に提出し、7月31日に許可されました。ところが建物を建設し漁業及び水産加工場を営もうとしているのは申請した大分県漁協ではなく個人の業者であると言われております。大分県漁協か否かは重大な意味を持ちますので建物と建設しているのが大分県漁協か否か明確にしてください。加工場は埋立地の上に鉄骨造りで造られています。この地域の地盤は軟弱で以前埋立工事の際に地盤沈下が生じ周辺の建物に被害が発生し、佐伯市が1億円の補償をしております。埋立地も地盤が軟弱だということで護岸部分だけ2億円ほど出して特別に地盤改良をしておりますが、内側の1,650平方メートルの部分はその手当が全くなされておられません。建物が軟弱な地盤の上に建てられており、建物が傾くおそれ、地震の際には液状化現

象により建物が倒壊する危険性もあります。どのように考えているのか。また、事故の場合だれが責任を負うのか明らかにしてください。防災マップでは笹良目地区は津波の被害が発生する可能性がある地区になっております。地震・津波の際どのようにして避難するのでしょうか。また、加工場前には大きな閘門こらがあり手動で開閉するようになっています。だれが閉めることになっているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。佐伯地域防災計画では第2次計画では、農村部の防火水槽の設置、第3次計画では、新しく脇津留に建設される消防庁舎の地下に設置される飲料水兼用の防火水槽が定められております。しかし、これ以外の防火設備は全く計画されておられません。消防用防火施設について心配される事態が発生いたしました。大手前火災です。5月22日昼に火災が発生し、私の家からも煙が見えたので心配になり現場に急行いたしました。凶らずも火災の現場を目撃することになったんですが、最も印象的だったのは消防の水が燃えている現場に届いていけないということです。周りの人もそのように感じておりました。消防署、消防団の方が長時間にわたって大変に苦勞されておりました。なぜこんなことが起こるのか疑問に思っております。素人の視点からになりますが、お答えいただきたいと思います。新聞あるいは佐伯市の発表では火災現場の消火栓で水圧不足が生じたとなっております。消火栓は一定の太さの水道管につなぐことになっていると思われませんが、何ミリの水道管につなぐことになっているのでしょうか。大手前の現場では使った消火栓は何本で何ミリの管につながっていたのでしょうか。佐伯市全体では基準を満たしていない消火栓もあると思われれます。市内で消火栓は何箇所あるのでしょうか。旧市町村ごとに個数を出してください。消防ホースについてお聞きします。消防ポンプの圧力にも関係すると思いますが、最も遠くまで水が飛ぶのは何メートルでしょうか。1人用だと何メートルまで飛ぶのかお知らせください。

最後に、脇津留周辺の水害の危険性についてお聞きいたします。この問題についても以前も聞いておりますが、事態が更に具体的になっていきますので今一度お聞きいたします。これまで脇津留区画整理事業の中で最も高い場所は門前側に架かる橋となっております。ところがこの橋が道路工事の中で更に高くなり、コスモタウンの各建物も水害をおそれ1メートル以上盛り土がなされております。以前はこの場所の大半が水田や畑地であったため、水害の際にはこれらがすべて遊水池になっており、周辺の建物まで被害が及ぶことはありませんでした。ところが約42ヘクタールの土地が埋め立てられたため、ここに遊水していた水が周辺部を侵害する事態が大きくなってまいりました。以前建設省から直接聞いた時には、床下浸水まであり得ることを前提に計画しているとの話でした。ところが区画整理地内の土地がかさ上げされ、そこが受け入れるはずの水の行き場が問題となっているのです。この問題を解決するのはただ一つ、脇津留排水機場を適正に管理すること以外にはありません。もちろん排水機場の能力がそれを超えていることが前提です。以前はごみが水流をさえぎり排水機が空回りし、水害が大きくなった事態も生じております。このことも含めて質問いたします。だれが排水機場の管理責任を負うのでしょうか。被害が生じた場合、佐伯市はどのような形で責任を負うのでしょうか。また、水害の危険性について佐伯市はどのように認識しているのかもお答えいただきたいと思います。最初の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員の御質問をいただきました。佐伯市の防災計画についてという中で私の方から1、どのような手続で佐伯市の佐伯地域防災計画を決定したのかということでご

ざいます。地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づく法定計画であり、同法第16条第6項の規定に基づいて定められた防災会議のメンバーを中心に策定されるものです。佐伯市の本計画は国の中央防災会議が策定する防災基本計画及び県の大分県防災会議が策定する大分県地域防災計画と連動した地域版計画として、平成18年度末に策定いたしました。策定作業を行った佐伯市防災会議は、佐伯市長が会長で国、県、市、民間等の多方面にわたる関係機関の代表者によって組織されておりまして、メンバーは36名の委員で構成されております。この会議の主要な役割は地域防災計画を作成することにあります。平成18年9月から平成19年2月に掛けて数回の防災会議を経て、その都度県との協議を重ねながらパブリックコメントを実施し、最終的には議会の全員協議会での報告を経て、平成19年5月1日に市報及び市ホームページを通じて市民に広報周知したものであります。本計画は、風水害等災害対策編と地震対策編のそれぞれについて基本的な指針を策定することによって市民の生命、財産を災害から保護し、住民生活の安定と秩序を維持することに努めることを目的としており、特に自然災害に対する防災活動の基本的な考え方を網羅しており、この計画に示された指針を柱に今後、佐伯市の防災計画を講じていくべきものとされております。あとについては、非常に詳細にわたりますので、担当部長等の答弁に代えさせていただきます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 埋立地に加工場やホイストクレーンが建設されるのは、この地域防災計画の内容に反するのではないかとございしますが、このことについては一切問題はないと認識しております。次に、笹良目に限らず一般的な地震発生後の津波に対する避難方法といった観点で述べさせていただきますが、今最も懸念されている東南海・南海地震は同時又は約2年以内に連続しての発生が予想されており、マグニチュード8.1とされる東南海地震とマグニチュード8.4とされる南海地震の震度分布や津波の高さ等が国の中央防災会議によって公式発表されているところです。これらの情報を盛り込みながら、さらには大分県の被害予測データを集約して作成したのが、平成19年4月に市内全戸に配付いたしました佐伯市防災マップであります。さらに、阪神・淡路の震災における災害現場での人命救助の初動体制の多くは自治会等によって組織された自主防災組織であったことから、本市においても自治会等からの要望を受けて、自主防災組織の育成や活動の後押しを各地域に出向いて積極的にお手伝いしているところであります。したがって、御質問の避難体制につきましては、行政が一方向的に示すものではなく、防災マップ等を活用して実際に避難する住民と一緒に地理、地形の特性を考慮しながら、避難体制づくりを各地域住民自らが実践していくことこそ最も重要であると考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 和久議員御質問の佐伯市防災計画についての中で、農林水産部の所管についてお答えをいたします。初めに事業の概要についてお答えをいたします。海岸保全事業は、国民経済上及び民政安定上重要な地域を津波・高潮・波浪等による被害から守るため、海岸保全施設の新設・改良を行うことを目的としております。霞ヶ浦地区は、集落背後まで山が迫るわずかな平坦地に住宅が密集し、台風等の高潮発生時には家屋の浸水被害が発生しており、緊急時における避難場所や避難路がないこと等防災上の問題が多いことから、こうした状況を改善するため、平成3年度にこの海岸保全事業に着手をいたしました。加えて、平成9年12月1日に海岸保全施設緊急防災機能高度化事業としての承認を受け、緊急時

の避難及び救援用通路としての護岸幅拡幅と取水用施設として閘門幅拡幅を補助事業対象として追加をいたしました。また、市単独事業として緊急時には避難広場として利用可能な野積場、道路敷及び公用公共施設用地1,650平方メートルを併せて整備することで地震及び火災時の防災機能の充実を図ることといたしました。この避難広場に関しましては、第2次地震防災緊急事業五箇年計画にも位置づけられており、計画と事業の整合性は図られていると認識をしております。現時点までに取水施設及び避難広場用地は既に完成しており、拡幅護岸も全長300メートルのうち約40メートルを残すのみとなっております。今後はそれぞれ施設の目的に従って利用する予定でございます。次に、埋立地区内に建設中の水産加工場の占用についての質問にお答えいたします。この占用については大分県漁協からの申請を受け、同漁協に対して許可をしているものであり、市といたしましては、許可を受けた大分県漁協が占用許可の範囲内において適切に運用している状況であると認識をしております。また、建物が軟弱な地盤に建てられているが危険性はないのか、事故の場合はだれが責任を負うのかという御質問でございますが、護岸部は地盤改良を施した上に設置しておりまして、背後の埋立地も適切に施工されていることから、地盤の強度に問題はないと判断をしております。最後に、笹良目地区では地震や津波の際にだれが閘門を閉めるのかということでございますが、今後地域の代表者等と協議を行いまして、地域事情に対応した形で管理をお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇佐実） 皆さんおはようございます。消防長の伊東でございます。議会初答弁でありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、和久議員さんの御質問にお答えします。まず1点目の消火栓の個数と配管についてでございますが、消火栓は市全体で2,591基です。内訳につきましては、佐伯1,376基、上浦121基、弥生207基、本匠69基、宇目158基、直川97基、鶴見184基、米水津80基、蒲江299基となっております。消火栓は消防水利の基準第3条により、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリ以上の管に、管網にあっては一辺が180メートル以下となるように配管されている場合には75ミリ以上とすることができるとなっております。大手町3丁目の火災では、使用した消火栓は300ミリが1か所、250ミリが2か所、150ミリが1か所、125ミリが1か所、100ミリが1か所、75ミリが3か所の9か所であります。次に、消防用ホースの規格についてでございますが、消防署及び消防団が装備し活用する消防ホースは65ミリ、50ミリ、40ミリの3種類で、1本の長さは20メートルとなっております。放水距離につきましては、ポンプ圧力、筒先の口径で調整できるようになっております。通常1人で放水する場合には筒先の圧力が3キロで約放水距離は10メートルから13メートルくらいでございます。最高の放水距離という質問がございましたが、これは筒先口径が22.2ミリで筒先の圧力を8キロで放水した場合に水平距離で約32メートル放水することができます。今回の火災の教訓を踏まえ、火災の予防と火災現場での消防署、消防団の連絡調整を図っていきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 和久議員さんの御質問のうち、脇津留周辺の水害対策についてお答えをいたします。御質問の1点目のだれが脇排水機場の管理責任を負うのか、また市はどのように責任を負うのかとの御質問ですが、まず排水機場の排水能力については、ポンプ能力は毎秒

27.5トンでございまして、近年の台風等における脇津留一帯の浸水被害は水位の引きが早くなり内水問題は緩和していると考えています。排水機場の管理責任についてですが、施設・機械設備の維持管理については基本的に国土交通省が行い、日常点検は操作委託管理を受けた佐伯市が行っています。管理責任については浸水被害が発生した場合、原因がどういふことで起きたのかいろんなケースが考えられ、一概にお答えすることはできません。排水機場の処理能力は平成9年の台風19号をモデルに設計されており、それ以上の雨量による場合、浸水被害は残ると考えられます。次に、水害の危険性について現時点で想定は難しいと考えますが、平成15年度の排水ポンプ増設後、平成16年10月の台風23号の日雨量351ミリや、平成17年9月の台風14号の日雨量301ミリに対して、少なくとも床上浸水被害は全くありませんでしたので、浸水被害は大きく軽減され、内水問題は緩和されていると認識をしております。以上です。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 再質問をいたします。先ほど機能高度化事業と防災計画ですね、五箇年計画これはまあ整合性を持っているというふうに言われたんですけども、と言うことは内容は機能高度化事業に上げられているものというふうに考えてよろしいんですね。そうなりますと、機能高度化事業に上げられている内容というのはどういうのかと言いますと、まず防火水槽、安全情報伝達施設、防火用具保管施設等を整備するということになってますね。防火水槽については、そしてさらに護岸背後のエプロン舗装を3メートルから5メートルに拡幅し、避難路として整備するということですね。問題は防火水槽なんですけども、これは海から水を取ってそこに蓄えてそれを防火水槽に利用するというものですよ。ここに防火水槽位置がありますね。この防火水槽が予定されてるんですけど、これまだ設置されてないですよ。この防火水槽予定地の上に実は加工場が建ってるんです。どのようにしてこの防火水槽を利用するのか説明していただきたいと思います。それと、これが5メートルの幅になった護岸幅ですね、だからここでまあ避難するという形になりますが、それ予定してるんですけど、ここに護岸の表と裏ですね、前と後ろという水たたきも含めてそこに一応回転式のホイストクレーンを設置することになってますよね。だから魚を揚げてそこを加工場に持っていくための施設をここに造るということですよ。占有部分は27平米となっていますけども、これ占有部分取ったらここもし緊急の場合通過できなくなりますよね。だから、避難路としての役割を全然果たさなくなるんですよ。これを占有許可を出してるんですけども、その点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。もちろん、これは私が作ったもんじゃなくって、緊急高度化事業ですね、高度化事業をするときに出したもんですね。そしてさらに、これはまあ鳥かん図ですけども、これ見取図ですけども、これこういう形になりますね。だからこういう上から見るとこういう形になって、まだここに情報のシステムをあるいは倉庫とか防火具を入れるというこういうことになってはいますけど、これはどのようになっているのかお答えいただきたいと思います。それと加工場についてなんですけど、これ県漁協が造ってるということで、県漁協はもちろん占有許可を申請してるんですけども、占有許可のこれ建物の所有権が県漁協にあるとすると当然、何が生じるかと言いますと、何が生じるというよりも財産として登録されますよね。そして常に総会でそれが明らかにされるということになりますね。だから総会で財産としてこの加工場が上がってくるということになります。恐らくこれは佐伯市漁協、佐伯市支店における事業ですから、佐伯市の予算・

決算で上がってこんといけんですけど、今年度も5月に総会というか会議があつとるんですけども、その資料ではどうもそれが予算化されている。あるいは決算に上がっているというふうには見れないんですね。どのようにしてそれを見るのかちょっと教えていただきたいと思うんです。それと、それに関連するんですけども、先ほどの総務部長の答弁に関連してきますね、これ全く問題ありませんと。だからどのようにして防災計画というのを考えているかということなんですよね。防災計画というのはもちろん総務が担当してくると思うんですよ。もちろん市長がすべてのリーダーになってますね、防災会議が認定したものですから、この防災会議36人はそうそうたるメンバーですね。部長も含めてですね、佐伯市のすべてのいわゆる管理をする人、建設省もちろん県も含めて、そういう方が皆集まってる会議ですよ。で、ここで内容が決められて、そして先ほど言いましたけども次期の五箇年計画という形で、平成12年10月3日にはこれをこのような内容ですよというのを庁内会議を経てですね、そして上げてるんですよ。これは事業課が担当してますから事業課がそれを決裁を受けて、そして上げてるわけですよ。ということは、この内容で次期防災計画を行っているわけで、ところが防災計画を行っているのにどうも実態は違ってるわけですよ。これで反していないということが言えるのかどうか、そこをお答えいただきたいと思います。それと避難路についてなんですけども、これはもうほとんど東京なんかでは避難路は行政が決定してきますよね。もちろん地域と話し合いながらなんですけども、どういう避難路が一番いいのかもう既にマップになってここが第1の避難地、第2の避難地という形でどのように誘導していくかというのが全部決められてますよね。地域に任せて決まるようなもんじゃないんですよ。安全な所を選んで、あるいはもしその安全な避難場所がなければ行政が造っていくという、その作業が必要なんですよね。それを防災の中に生かしていくことが正にこの地域防災計画じゃないかと思うんですけども、そのところ御見解を賜りたいと思います。で、大手前の事業、大手前の火災についてなんですけども、ちょっとよく分からない点がありますんで、もうちょっと詳しく説明していただきたいということですね。それはノズルの調整とかですね、あるいはポンプの圧力、だから0.3であれば10メートルというふうにさっき言われたですね。0.3メガパスカルですかね、これによればさっきは3キログラムと言われたんですけど、今で言えばメガパスカルでいいんですね。0.3メガパスカルでいけばですねこれは大体10メートルだと思うんですよ。で、通常書いてるのは普通20メートル0.5にすればですね20メートルを飛んで、そして上方に上げていけば25メートルか26メートル飛んでいくという、そういうふうに説明されているんですけども、ちょっと足りない場合ですね、その距離を伸ばすために圧力を上げることがもちろん1人だと重くって30何キロの圧力がかかってきますから、1人だと持てないんですけども2人で総合すればそれが届くと思うんですよ。それが可能だったと思うんですけども、これはもう私だけじゃなくて、見ている人がまあそう感じたもんですから、その所をですねもう少し詳しくですね、それができなかった理由というのがあろうかと思うんですよ。そのところをもうちょっと詳しく説明してもらえませんか。言える範囲でよろしいんですけども。それと消火栓ですね、消火栓先ほど幾つあるというのを地域によってはお聞きしました。ただ佐伯市と違ってですね、地域の場合は簡易水道がほとんどですよ。例えば、宇目なんかでもほとんど簡易水道で低い所から吸い上げてやってるというような状況ですから、150ミリが常に通ってるというのとはまた違うと思うんですよ。そうすると細かい管が地方に行けば行くほど通ってるだろうと、その時に消火

栓としての役割を果たすかどうかというのが非常に疑問になってくるんですね。それで適合してるというか、消防署が恐らくつかんでいると思うんですよ。どのくらいのものかというのはですね、それを例えば沢野市なんかではきちんと何本、何本と150ミリ以下が何本、150ミリ未満が何本、150ミリ以上が何本という形で提示されてるもんですから、もし分かりましたらですね、150ミリ以上と未満でいいですから、それが地域でどのようになっているのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。そうなりますとですね、当然もし足りないところがあればそれに代わるものが必要となろうかと思うんですよね。例えば、防火水槽を設置するとかということが当然必要となってくると思うんですけども、そのようなどに設置せんといけんのにないかというのがあるのかどうか、それを1点お聞きしたいと思います。

もう一つ、これは脇津留の排水機の問題ですね、確かに現在減っていると思います侵害の危険性がですね、ただやっぱり心配なのですね、昼間に来たときなんかはすぐ管理できるから連絡も付きやすいからいいんですけども、真夜中に土砂降りの雨が降ったようなときですね、そのときには、それこそ一気に流れ下るんですね。実は平成5年の時ですね、大水害になった時も実はうちのおやじが区長をしてたんですけども、その時にものすごく雨が降るなあと思って夜中に起きたんです。そしてたらもう異常なまでに水が流れて来てたんです。そしてたら前を見たらもう浸かっていたという、そういう状況らしいんですよ。だからだれがこれを見ていくのか、監視するのか、突然の雨の場合、だれが呼び出すのかということは非常に大きな問題になってくると思うんですよ。水門の管理は確かに委託してですね今国土交通省が委託して、ある人に委託して運営をしてもらってるんですけど、その人自身が来れないような場合だってあるわけですよ。道路が浸かってしまうような場合もありますからですね、だからあるいは国土交通省じゃなくて、水流が滞ったような場合ですね、恐らく今だいぶ切ってますから、山を切ってますからですね、その木の切りくずとか何とかで、切株とかなんとかでせき止める場合というのが相当あるかと思うんですよ。そのときにじゃあだれが呼ぶのか、誰がどのような形で呼ぶのか、それは建設業者に依頼してるとは言ってますけども、じゃあどのような形で依頼するのか、そこのところをちょっと説明してもらえませんか。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 地域防災計画っていうのがですね、市民の生命と財産を災害から守るためにさまざまな自然災害に対してどのような対策をこれから講じていかなければならないのかという、その考え方と指針と具体的な方法論についてまとめられた、いわば佐伯市における防災の手引書といえますか、防災の総合計画みたいなものではなかろうかというふうに私は考えております。しかし、これは決してそれぞれのハード面の事業計画ではございませんで、佐伯市総合計画に例えますと、基本構想や基本計画の部分に当たるわけで、決して実施計画ではないというふうに考えております。そもそもこの五箇年計画は、先ほども申しましたように大分県が策定する計画でありまして、その計画の対象事業とされている四つの事業をそのまま佐伯市防災計画に掲載したものでございまして、計画の中を見ていただければ分かりますように、あの事業に笹良目という具体的な場所は明記されておりません。それから避難場所としての面積を表示しているわけでもございません。そういった面から、この基本的に防災計画に中にあるハード事業の整備については防災課ではなかなか関与できないところにあるんじゃないかというふうに考えております。つまりは防災計画における五箇年計画

の項目はそういった位置づけになっているというふうに解釈させていただいております。しかし、この防災計画が端に行政の防災の手引書にとどめておくだけではありまして、今後は地域の消防団、自主防災組織、防災ボランティア等々の方々とも共有したものでなければならぬというふうに考えております。この計画ができて約1年半近くが過ぎたわけですが、どうもそのままになったような感がありますので、これからはもっともこの計画の中身を市民の側に啓蒙、広報して行って、そして時代的に内容にあわないことがあればどんどん改良していけばいいのであって、計画の中にも毎年検討を加え修正をしていくべきだということは明記されておりますので、そういった面を含めて、これからは市民の防災意識を高くするために活用していきたいというふうに考えております。ただ議員が言われるように、この防災計画の中に掲げられた事業について防災課が具体的な把握がこの事業になされてなかったということは、庁内の情報共有がうまくいってなかったという証でございますので、今後はこの防災計画をより内容の濃いものにしていくためにも、そういった点に十分注意をしてみたいというふうに考えております。それから2点目の避難路に関するところですが、議員言われるように確かに行政側としましては防災計画の内容に沿って基盤整備をすべきだというふうに考えております。しかし、何でも行政がお膳立てするという、そういった考え方を市民が持つことが非常に危険だということで、そういう意味も含めて、私は先ほど申したわけございまして、今後におきましては防災計画に沿って基盤整備というものを図っていかねばならないというふうに私は考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 和久議員の再質問にお答えをいたします。まず初めに防火水槽の件でございますが、これは先ほど御答弁申しましたように、平成9年の海岸保全施設緊急防災機能高度化事業の中で、取水用の施設としまして閘門の幅を拡幅することで補助事業の承認をいただいております。この事業に基づいて取水を海の方から直接取る方が効率的ではないかという考えで、今そういう考えに至っております。防火につきましては直接個々の拡幅した閘門に消防車等を寄せまして直接取水した方が効果的じゃないかというそういう位置づけに今しております。それから、新たに設置するホイストクレーンによって支障が出るんじゃないかという件でございますが、ホイストクレーンは確かに4本足のような従来型のホイストクレーンを付けますと通行に支障が出るということは、それはもうみえてまいりますので、和久議員も先ほど言われましたように1本の支柱のホイストクレーンでアームの回転による荷揚げをしたあと、使わない場合には防波堤・防護堤の方に平行に収納しておけば通行、あるいはそういった通りの支障には及ばないんじゃないかというふうに、そういうふうに考えております。それから加工場の件でございますが、これは大分県漁協を構成する組合員、そういう立場で大分県漁協が申請をしまして、その組合員の利用ということを前提としておりますので、その面ではその組合の中で利用については適切に運営されているというふうに私どもは判断をしている状況でございます。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇佐実） それでは和久議員の再質問の火災における筒先要員の配置についてということでございますが、当時の大手町の火災は延焼拡大が急速なためどうしても筒先を多く配置せざるを得なかったということで、通常ポンプ車1台5名から4名で行きます。当時の火災では1台から4口出した関係で、筒先員が1名で対応せざるを得なかったということで、

ホース圧力をそんなに上げるわけにはいかなかったというのが実情でございます。次に、佐伯市全体の基準数と口径別の消火栓についてであります。水利の基準では佐伯市全体で基準数が1,366基でございます。口径別の消火栓につきましては2,591基のうち300ミリ以上が21、150ミリ以上300ミリ未満が489、150ミリ未満が2,081となっております。大きい管につきましては旧佐伯市に重点的に配管されております。旧南部ほど配管の口径が小さいというのが現状であります。以上であります。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 和久議員さんの排水機場の操作等についてお答えをしたいと思います。番匠川の河川管理者である国土交通省が気象でありますとか、番匠川の水位等は一応常時監視をしております。警報が出ますと操作管理を受託しております私どもに連絡が入りまして待機をする形をとっております。一定の水位に上がりますと操作管理をしている管理員さんにすべて連絡をするようにしております。これはもう昼に限らず深夜であろうといつの時点でも一定の水位に上がりますと連絡をするようにしております。また台風等が接近し、今機械等の故障等が当然考えられますので、これにつきましては万一の時点に備えまして国土交通省がその専門業者、メンテの専門業者2名程度佐伯市の管内といたしますか、主には脇の排水機場というふうに聞いたと思います。待機をするようにその対策も講じております。佐伯市内に現在6か所の排水機場がありますので、その非常時に対する備えとしてそういう対策も取っておると。さらに排水機場のスクリューにごみがたまりましてポンプの運転を阻害するといったことが過去にありました。そのために業者に委託してありまして、ロングアームのバックホーをあらかじめセットいたしまして、その備えもするようにいたしております。また、操作人さんの指導につきましては、毎年1回国土交通省の担当者及び機械のメンテ業者等によって操作人さんに講習会を行い、さらに水門、樋門等の点検を講習を受けた操作人さんによって5月から10月までは月に2回、それ以外の月にも1回点検をしていただくようにいたしております。点検表を毎月提出をしていただきまして、その機械等に異常はないかどうか日々その点検に努めてありまして、いつでもといたしますか、機能どおり運転ができるような日々メンテには努めているところです。以上です。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 再々質問をいたします。笹良目という具体的な名前もない、これは単なる指針という形でとらえているということなんですけど、実は指針じゃないものが一つあるわけですね、それがこの震災に対する五箇年計画なんですよ。地震五箇年計画というのは正に事業を上げるということが基本なんですよ、それは佐伯市が実施するようになってます。そして佐伯市も逆にその事業を上げない限り、その防災計画に上げない限り実施ができないようになってるわけです。だから五箇年計画というのは、基本的にはその総務が担当というよりも事業課の方が担当なんですよ、だから事業を実施している実際の事業がそこに上げられている。皆そうですよね。佐伯の運動公園でも何でも皆そうですよね。今度の計画では正に消防署の下に水槽を造るとかですね、具体的なんですよ。正にこれも具体的な計画なんですよ、だからこういうもので次期の防災計画はこのようにしますということ平成12年に上げているわけです。だから内容は具体的だから、そしてもう既に終わってるんですよ。だからそれに沿うようにするのが基本じゃないかと言ってるわけです。そのようなものとして作られたんだから、そのようなものとして運用するのが適切じゃないか。そして例えば占用許

可なんか出たときに、これは市長が許可します。だからその許可をするときに防災計画に反していないかどうか、そこを見ながらやるっていうのが基本じゃないかと思うんですね。それをしなかったら何の意味もないと思うんですよ。そのところをどのようにお考えか簡単でいいですからお答えいただきたいと思います。それと先ほどの大手前ですね、大手前の火災、よく分からんけど大体分かりました。余り深く聞くと困ることもあろうかと思うんですけども、大体問題なしに行われたというふうには伺っております。だから非常に火災がもう広がってて手に負えなかったということが非常に大きな原因だということで、今も伺いましたし、そのように理解しております。ただ問題はですね、これはすべて適切だとするとですね、消火栓もすべて良かった。防火水槽も近くにもうそれこそ多量にありましたよね。プールからも引けたわけですから、ところが実際はあれだけ3時間延焼するような火災になってしまったと。ということは何が原因なのかということが一番問題になるかと思うんですよね。例えば、その奥行きが非常に広がって何世帯もそこに入り込んでてなかなか通路がなかったから行けなかったとか、だから現在の建築基準法じゃなくって、旧建築基準法で建てられた建物というのが相当あろうかと思うんですよ。やはりそういう所はやはり危ないという、だから通常の防火設備を使ってもなかなか消し止められないような所であるということとは明確になってると思うんですよね。恐らく消防署の方では、そこをつかんでると思うんですよ、やっぱりそういう所を市民に明らかにしてですね、やはり気をつけてくださいというふうな、そういうお願いをするってことが必要じゃないかと思うんですよね。そのところちょっとどのようにお考えかお答えいただきたいと思います。

もう最後になりますけども、排水機場ですね、排水機場大体流れは分かりました。ただどうしてもですねさっき言ったように、どうしてもおかしなことっていうのが正に起こるわけですね。災害だって起こるはずがないとこに何重にも重なって起こるようなことがありますから、例えば委託した業者がもう全く動けなくなるとかですね、もう機械そのものが故障してしまったとかですね、そういうこともあろうかと思うんですよ。それで寝込んでしまってもう起きられなかったとかですね、そういうこともあろうかと思うんで、やはり念には念を入れてですね、もう被害を出さないということで是非やってほしいと。それは本来だったら高さを上げないというのが基本だったんですよね。高さを門前町の高さに一定して、それ以上土を盛らないというのが基本だったはずなんですよ、土地区画整理でやるときはですね。それがやはり今各個人の所有権としてどんどんどんどん盛り土をしますから、もうそこは抑えきれないわけですね。そのときにやはりどうしたらいいかという対策だけは是非練っておいてほしいと思います。よろしくお願いします。

もう1点、防火の点なんですけど、防火水槽のことちょっとさっき言わなかったですからね。防火水槽を各地域の方には用意するようなことが必要じゃないかっていうことでお聞きしたんですけども、そこもちょっと答えていただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 防災計画とその各そこに載せられている各事業の関連て言いますか、位置づけにつきましては、議員が言われることが正しいんだと思うんですけども、ちょっとまだ勉強不足でありますので、もう一度ちょっと洗い直してみたいと思います。すみません。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇佐実） 1点落としておりました。大変失礼いたしました。防火水槽の設置につ

きましては、地元の要望や土地の提供、消防署の方で必要性を考慮しながら年次計画に整備をいたしております。これについては、一応計画では年2基ということで考えております。また、今後の消火体制のあり方と対策についてということでございますが、災害というのは建物の構造、地理的条件、気象条件により違いますが、同じ災害というのがございません。今回の教訓を生かしながら密集地における消火活動体制、水利の統制、指揮命令系統の確立と消防職員・団員の教養等訓練をして、今後の対応としていきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 議員御指摘の脇津留の土地の高さがですね3.5メートルということでポンプ等の設計をしております。おっしゃるとおり、脇津留の商店街がですね非常に高い敷地にしておるといのはもう事実だろうと思います。それはおっしゃるとおり排水をするということから考えますと、条件としては悪い方向にいくというのは当然のことです。そうだからといって今の排水機場の増設というのはとてもちょっと考えられません。そのために私どもできるのは早い段階からですね、その警戒態勢に入りまして、早期からポンプを運転するなど、浸水被害が最小限にとどまるような努力をしたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から会議を開きます。

午後0時12分 休憩

午後1時12分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） こんにちは、8番議員の後藤幸吉です。議員になって3年過ぎました。この3年間の早かったこと。私たちの議員の仕事は執行部の提案を判断することだと思っておりますが、行財政改革については市長の発言ではありますが、集中治療室からは脱出することはできたと、ただまだ病院の中におることは間違いないので、これからも頑張るということでありますが、新市が誕生した時点で行財政改革とは別に重要な問題があったと思っております。それは大入島の沖の埋立問題であります。いまだに解決しておりません。それとこれから大事なことは、産業振興だと思っております。企業誘致を含め佐伯の卒業した若い人たちが働く場所をつくらないことには人口が今のままだと10年後には7万2,000人というような予想も出ておりますが、手をこまねくことなく、執行部にも頑張ってもらって企業誘致のこともお願いしたいと思っております。

それでは質問に入ります。産業振興の1番目として、私は以前誘致企業の件についてお尋ねしたことがあります。その時に、柴富部長は今のところ実際交渉している相手はおりませんという話でした。最近今、佐伯市はどっかの企業と具体的な話をしているのでしょうか。それと二つ目、高校の新卒者の就職の説明会じゃなんじゃら解禁されると思うんですが、この5年間地元の企業にどの程度の人数の新卒の卒業生が残ったのか、それをまず教えていただきたいと思っております。

それと危機管理に対する執行部の取組についてという質問をしておりますが、これはまず大手前商店街の火災に遭われた皆さんには大変心からお見舞い申し上げます。それと同時に

消防団、平日、昼間消火活動に精を出した消防団と消防署の皆さんには敬意をはらってお礼を申し上げたいと思っております。私は当日、私の所は消防署の通り道になります。大手前で建物火災ですという放送がありましたら、ちょうど2人お客さんが見えたのですが、そのうちの1人が大手前の方で慌てて帰りました。それで私もかなり距離離れた所まで車で行って歩いて現場は見ました。先ほど和久議員の言われるように、確かに水の勢いはようなかったんですが、それと時間も掛かりました。ただ市長が定例記者会見で古い住宅だからち言う記事を見まして、あらっこりや佐伯にやまだ古い建物はなんぼでもあるんじゃないかと心配したわけです。ただ昨日も10日ですか、10日にも反省会みたいなもんがあつて皆さんの話を聞いてみると、やはり建物が特殊じゃつたと、最近の建築基準法のもんでありませんでしたから消火活動が大変じゃつたちいうことは聞いております。ただ私どもが気が付いたことは、水が飛ばんじつたこととは別に、あそこは大手前の大分バスの車庫があります。私どもが帰る時点でもまだ旧郵便局の所から大手前までまだ車がずーっと続いちゃつたんや、その車は西谷の方には直進できませんから、広小路の方に逃げるわけです。なぜあの時点で1人なり、ここはもう通れんごと規制するようなことがなかったのじゃろうかとか。それと警察の方がバスが通るたんびにバスだけは車庫に入れるわけです。その時にホースをもちろん大丈夫のように木もすけるわけですが、バスがかなり通りよりました。こういうことはやはり非常事態のようなときには、そげえいつも大分バス周りばつてえ火事はないとは思いますが、交通の規制とかいうことはどういう判断か、できるんじゃないじゃろうかとかも思っております。ただ私が通告はいろいろしとりますが、今日は1点だけお尋ねしたい。この火事の最中に、これは消防署を向こうに持っていかれたんじゃ、市内はこりや安心できんぞという声はあつたわけです。それで東校区、佐伯校区、渡町台校区というのはかなり人家があります。そちらに現在の消防機能、今の所になんぼか残していただけるようなことは考えられんのかと思つて、そのことを市長お尋ねします。

それから3月議会で質問をしておりますコスモタウンから鶴岡を通過して臼坪に達する217号線バイパス、これが3月議会の質問では来年の秋には開通するであろうという川人部長の話でありましたが、聞くところによると少しまだ遅れよるんじゃないじゃろうかということですので、そここのところの、いつ開通できるのか、その目安をお尋ねします。それともう一つは、私が通告したあとで供用開始になっております、6月6日に。まな美から臼坪のとあい、一方通行だったところが通行できることになりました。できることになったから結構なんです、普通皆さん、議員の皆さん思い出していただきたい。小平議員が過去に旧宇目町では一般質問というものがあつたときには、なるべく早く対応するんじゃないじゃという話をしておりました。3月議会で私が質問したにもかかわらず、6月の6日一般質問通告書を出したから通したんじゃないじゃろうかちいうふうに勘違いするような状態であります。それはなぜ通れるようになったのじゃろうか。4月、5月何も変化はなかつたはずで、それが供用開始を6月になった理由を教えてください。どこがどげえ変わったから供用開始をするようになったのかを教えてください。かなりまだ反対しとる人たちはそのままおられるようであります。

それから四つ目、先ほど寺島議員からも一般質問でありました。神武の火祭り、これは佐伯市が合併して最大の行事になるのではなかつたかというふうに主催者側の方は思つて頑張つております。ただ5月17日に集まつた時に、初めて実行委員長というものを決めました。その下で今行われておるわけで、佐伯市にも昨日正式な話があつたそうですが、ほかの機関

にも御相談するのが遅れております。商工会議所の議員総会も6月18日だそうです。そういうことで遅れておるもんですから、失礼な面があるとは思いますが、早く言えば何ほか補助してくれんじやろうかという話にもなります。協力もしてくれ、金も出してくれという話にもなります。本来金のことは民間でやることの場合は当てにはしないと思うんですが、高速道路の開通に伴う寄附集めがかなり金を集めております。釣りバカ日誌も佐伯の市内で相当金を集めております。それとこれ、釣りバカ日誌の入場券、佐伯市に1万5,000大体割り当てられているそうです。それを買うとこれをくれる。これは関西佐伯会でもろうたもんです。買いました。そういうふうに鶴城もやはり寄附を集めとる。なかなか市民が金が大変な時でありますので、県は行事に対して半分は出そうという姿勢のようにあります。同じ会場に渡邊さんと肥後さん、私3人おりました。やはり県がそういうふうに対応してくれるのなら、何かの形で佐伯市も出してもらいたいなあというのが共通な話でありました。そこのところをもう一度お願いしたい。ていうのが予算が今のところ付いておりませんから。

それから大入島問題と港湾整備について、3月議会で村松議員が質問していただいた。その中で大変難しい事業だから市長の責任だけにするつもりはない。副市長だけの責任にするつもりもないと優しく言われましたが、確かに市長が先頭に立ってやってもらわんことにはどうもならん事業であります。こないだ答弁の中で、主体が県だからだというふうに副市長はいつもおっしゃるんですが、市の事業であればどうするのかという仮定の質問に対して西嶋市長は、私なら強制執行すると、仮の話でお答えになっております。また、去年6月私も質問した時に、市長が広瀬知事とお会いしたと。それでこないだの3月には強制執行するぐらいの気持ちでやっていたきたいという答弁がありました。それならどうも市長は知事に強制執行を促してるんじゃないかというふうに私は聞きとったわけではありますが、それを言えるほど市長は、副市長はどれだけの努力をされているのか。一昨年の12月にお尋ねした時には、どのような方法でどのように努力しとるかをこの場では控えさせていただきますと、当時助役は言いました。去年の6月、9月議会でも同じことを言うております。一体どのようにしとるかが私たち議員には分かりません。私どもも17年の9月3日、建設委員で大入島にわたり、難しいことはよく分かっておりますが、議員の立場でいざ判断、その場で即答することはできません。やはり執行部が風穴を開けてもらわないけません。執行部は今どういう努力をしているのかを具体的に教えていただきたい。なぜかという、去年の6月に新しい県議たちとはどうしておるのかという質問をしました。ところが今年の3月になって副市長は、県議には相談をしておりません。担当の塩月副市長であります。副市長はそう言いました。県議が自分で大入島に行ったということは聞いたことがない。それと、よい塩月、どうなるとのかと尋ねてもこんど、だから県議には相談しとらんと言いました。どうも話が逆さまのようにある。地元の県議たちにもやはり相談をするべきじゃなからうかと思えます。それと強制執行を実際するということになる大変なことだと思いますので、強制執行してまで造って、10年前の計画当初とはだいぶ違うと思うんですが、佐伯市にとって具体的にどのように効果があるのか、そこの面を説明していただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の質問で、何点かは質問されておりますが、私の方からまず産業振興についてという形で、企業誘致につきましてをお答えをしたいと思います。これについて

は前回もお答えいたしましたように、いつも議会のたびに同じような答えになると思いますが、私どもは企業関係者に上京した時も話をしながら地域の情報等、この前のちょうど火事があった時もそういう予定でございましたが、それをキャンセルして帰らせていただきました。私も東京に行くのは限られた時間ですので、それをフルに有効に使いながら、特にまた多くの方々が集まります関東・関西の県人会、また郷土会などにも出席して、そうした現況を説明しながら佐伯市への企業誘致に対しての要請や情報収集を続けております。特に大分県の東京事務所というのがほとんど情報収集のもとでありますので、そこにはどういう企業体から県内に対する情報があるのかも行くたびにお話を聞きながら、そうした情報収集をしているところです。また、企業の紹介という形ではありますが、その間、私たちも直接工業団地に案内して、工業団地の状況とか立地に関する市の優遇制度など説明するというのも対応しておりますが、そうした紹介が今のところはありません。そうした中で、市の状況の中で、いろんなお話があるわけですがなかなかそういう状況にはないことが今の現状です。また、議員の方の通告の中に人口が7万2,000を保つためには7万1,000人を予想されるが、これを減さないようにどうするのかということを言われておりますが、これは社会現象と自然現象の減少ですね、今1年間に1,000人減ってるわけです。そうしてこれをどのような企業の誘致が必要かと問われてもですね、企業のみだけでは解決は私はできないと思っております。企業誘致とすればですね、それをカバーするだけの雇用の企業が必要になってくるので、特にそうした中では製造業が中心となるけど、それだけの年間1,000人減すのをカバーする企業というのは非常に大きな企業でないといけないという具合に感じてる状況です。

次に、危機管理に関する行政の取組ですが、大手前の火災につきましては、私の方も議会冒頭、所信の表明の中でお話をさせていただきました。特にこうしたことに古い建物という形であり、消防団の職員、また消防団の皆さんには本当火災を始め各種の災害現場で危険と隣り合わせておりまして、先ほど議員が言われましたように、本当に我が身をていして活動するわけですので、そうした意味ではお礼を申し上げたいと思っております。今回の火災に際しましては、外壁、屋根の倒壊、ガス、灯油等の爆発の危険があったという形で長時間にわたり消防の使命達成のために消火活動をしておられます。そうした消防職、また団員について消防に対する情熱に対して私は市民の誇りだと思っております。今回の消火活動につきましては消火に時間がかかったということで、水が出なかったと言われておりますが、先ほど和久議員の中でも御説明いたしました部分がありますが、長時間の消火活動に至る中で一気に消火栓を9か所使用したために一時的に水圧が低下したものであり、それぞれまた消火活動の対応もいろいろあったと思っております。私はそうした中で、専門的に皆さんがそうした延焼活動をいろんな中での考え方の中によって重点的に消火活動をしたということ私を思っております。次に、そうした中で今の分署をとということでございますが、交通アクセス等を考えて現在の分署は脇津留の本署に移管して十分対応できると考えて今現在はおります。消防庁舎の建設予定につきましては、合併前、当時の広域議会、佐伯市議会等でいろんな中でこうした移転をした経緯がございます。脇津留地区にそうした中で決定しておりますが、九電の跡地等については今後そうしたいろんな中の状況を見合いながら協議し、検討していきたいと思っております。

それから、大入島石間埋立てにつきましては、3月議会の時に、私は村松議員に対しての答弁した形で言いましたが、これは議事録に載ってるような状況でお話させていただきました

た。市が事業主体であれば今までの過程、要するにこうした経過を全部踏んでいるわけです。そうした中で仮にという形の話で、私は自分の責任において要するに行政の執行者として私だったら強制執行すると思いますということで仮定の話できました。それはこれまでの裁判の経過、いろんな中でそれだけの気持ちを持たなければ私としてはこれは早くやめるべきだということになるかも分かりません。そうした経過がありますので、やはりまた佐伯の将来的にこれは必要だということも考えております。そうしたことの仮定での中での話で、仮定でやるメリットはどうかと言われても仮定の中のメリットをまた仮定で答えるという状況になりません。先ほど言ったのが、今までの裁判の過程等をいろんな踏まえた中で私はそうした中では自分が執行者とすればそういう考えをとっていきたく。またこの3年間、この問題についてどう努力してきたかということですが、私どもにとりましては、区長さん、副区長さん、いろんな方々が昨年から交代しておりますので、その方とも話しながら、私たちはそうした執行じゃなくてできるだけ穏便に解決し、そしてできるだけ皆さんと一致協力しながらこうした大入島の地域の発展のための事業に向けて努力したいと思っております。その他につきましては、あとは担当者の方に答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 後藤議員の御質問のうち、コスモタウン脇地区からですけども、臼坪間の国道217号バイパス開通見込みと現状についての御質問にお答えいたします。議員も御承知のとおり、脇津留のコスモタウンから市内中心部へ向かう国道217号佐伯弥生バイパス及び市で実施しています市道臼坪女島線については、高速道の開通や大分国体に間に合わせるべく大分県と共に努力してまいりましたが、一部任意交渉による用地取得が困難になりました。残念ながらこれらのイベントに間に合わせる事ができない状態になりました。現在、未解決箇所については、土地収用手続に向け事業認定の申請中です。コスモタウンから臼坪間の217号バイパスの開通の見込みですが、先ほど3月議会で21年度末という御答弁をさせていただいておりますが、現在九州地方整備局と事業認定に向けての事前協議を行っておりまして、その協議に不測の時間を要している状況でした。順調にいけば若干遅れますけれども平成21年度内の2車線供用に向けて県ともども努力しているところです。次に、臼坪女島線の北中區間について、昨年末に供用予定でありましたが、地域の方々や学校関係者からの道路ができたことによる環境変化から、交通上の不安があるとの御意見や御要望をいただき、再度佐伯市と公安委員会で繰り返し協議を重ね、その意見や要望に対し5月末日までにできうる対策を講じた上で、6月7日供用開始をしたところです。今後も安全に対する道路整備や交通規制等、公安委員会と綿密な協議を進め安全対策に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 企画商工観光部長の新人の魚住です。よろしくお願ひいたします。通告外の質問に気が動転しておりますので、的確な御返事ができるかどうか分かりませんが、まず最初にですね、企業誘致の件とそれから新卒者の就職状況ですかね、まず企業誘致の方からお答えします。大分県からはですね工場用地や空き工場に対する問い合わせはしばしばございます。ただ、今のところですね具体的な企業の紹介については一社にとどまっております、これは誘致を実現したいと思ってただ今働き掛けを行っているところです。それから新規の高校のですね卒業者の就職状況です。今年の3月でよろしいでしょうか。5年間ぐ

らい。それではですね直近のですね今年の3月についてお伝えいたします。卒業生数はですね高校卒業生771人です。このうち就職者はですね171人、このうち佐伯管内が61人です。佐伯を除く県内これはですね68人、県外が42人となっております。これは今年はですね、求人数が若干多かったです。就職者数については大体似たようなパーセンテージになっております。就職率としましてはほぼ100%いくんですけれども、3年以内の離職率が50%を超えております。これは選択の幅が少ないということが背景にあるのかなあと考えております。通告外は以上でよろしいでしょうか。

それから本題のですね、神武の火祭りについてお答えいたします。今回の神武の火祭りは民間の意見発意と盛り上がりによるもので、祭りやイベントの原点とも言うべき要素を持ちつつエネルギーに進展してきていると考えております。午前中の寺島議員の質問中に、市の関与が薄いのではないかという発言がありましたけれども、民間のエネルギーを発揮していただくために市は側面支援に回るということを基本に、立ち上げの当初から一定の関与をしております。実行委員会はイベント部会、それから総務部会など五つの部会から構成されておりますが、出店部会やイベント部会について観光課の方に支援するように指示しております。実行委員会にも毎回参加しております。課員も誠実にこの役割を果たしてくれていると考えております。私も欠かさず出席して状況については市長、副市長へ報告しております。ただ期間的に5月の中旬からですので大変厳しい状況でした。で、祭りに関する予算的な積み上げというのが大変遅れまして、昨日主旨と同時にですね補助に関する申し入れが改めて正式にあったということでございます。民間の自主的な活動を優先してそれを側面から支援するという基本スタンスをもとにしまして、これからも実現に向けて頑張っていきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 暫時休憩いたします。

午後 1 時40分 休憩

午後 1 時42分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

後藤議員。

8番（後藤幸吉） 部長には通告外でなしに過去5年間の就職の数は出してくれとしゃんとあとで言っております。ただそれは議長にお断りしちよらんだだけで、しちよるのはしちよったから数字をつかんどったわけでありまして。それよりも部長、議長私どもが思うのは、そういう佐伯市で働く人間を確保するような企業がねえことには人口が減ったら中心市街地どころの騒ぎではないし、高校再編じゃなんじゃ言うてる事態じゃないから、人間を確保するいい会社を見つけてくれということでありまして。ただ部長の答弁と市長の答弁が食い違っております。市長の方は今そういう会社はないと言う。部長の方は1社あると言いました。そここの連絡はどうなるとるんじやろうかと思ひます。相談をせにや。それといつも市長が東京事務所、東京事務所と言ひますが、東京事務所からキヤノンが日田に行ったことを教えてもろうちよらんじやないですか。肝心なことは知事に聞かんことにや。それじゃあお尋ねします。大分県にこの3年間にどれだけの企業が進出したのでしょうか。そして佐伯市にはどのだけの問い合わせがあったのでしょうか。これは通告はしとらんけども再質問です。答えてください。

それから順番でいくと、危機管理に対して、私ども東校区じゃ旧佐伯市の人間にとってはやはり今の所に何らかの形で残してほしいと思っております。あそこは大体九電の跡地とそれから消防署、現在の消防署で3,200平米あります。何かの対応で市民が安心して暮らせるように、そここのところの配慮をお願いしたいと思うて先ほどは質問しました。

それから高速道路の開通の中で、この間は部長、川人さんは来年の秋までと言うたな、それが21年度というたら再来年の3月までの話じゃった。ちょっとちごうてきますな。これはなるべく早くできるように、もうそのあなたの判断ではできんようにあつとるかしれんけど、それは働き掛けをしてくださいな。それと去年の11月に供用開始するて言うたのが6月6日までずった、それは何がようになったから6月6日に供用開始したんですか。私どもが3月に真剣言うたあと、どんな変化があったんですか。私は議会報にあそこのことを載せとります。そうすると地区の人から電話がありました。後藤さんあなたは事情を知らんのかもしれんけども、あそこは危ないんじゃないと、区長は市長の判断にまかしちよると言うかもしれんけど、区長の判断と私たち市民の感覚は違うんだというようなことを言われる方でした。そんな時に私も困った。さあその市民の人、普通は区長さんと話をします。ところが区長さんは自分たちの代表者じゃないという言い方をする人がおります。ですから、その人たちからは納得してもろうたんじゃと、それか何か道路標、何かの形で変化があったから供用開始したんじゃろうか、そここのところを教えてくださいな。

神武の火祭りは先ほどのことでいいと思います。

大入島、私が市長の政治姿勢というのを前から言うのは、これは余談であります、多分市長ももう1回選挙に出られるんじゃないかと推測するわけではありますが、そうしたときに、今のままじゃあちょっと困るわけです。例えば、3年前の6月議会、私が通告書をあんな時にやまとめてまじめに出しよりました。大入島の質問をするって言うたら、市長は初めて大入島に行ったのが6月の17日、私の一般質問する3日前です。はよいわ通告書を見てからあわてて行ったんよとしか思えん。それと積極的でないって私は言いたい。それと副市長な、これは市長か、区長さんと去年の11月に島全体の区長さんたちと話をしたと、新しい区長さんにお目に掛かりたいと思うけどもなかなか会えないという。その後、新しい区長さんとはお会いになれたのでしょうか。途中の経過は先ほど何もしゃべってくれんじゃった。新しい区長さんと話し合いができたのか、どういう話をしとるのか。例えばですね、条件交渉をしよる。グループと違うんです。相手はいやじゃちいう、それをするなら来てくれじゃねえで尋ねていかんや、普通いけんのじゃなからうか。それともう一つ、大入島についてはこういう、これは佐伯市が出したものであります。この中には佐伯市の貴重な動植物についてという欄があります。最近は大入島の埋立地、藻場の話ばかり出よりますが、以前は私も潜ったわけじゃあないけども、あそこには貴重な生物がいっぱいすんどるんじゃちいうような説明を以前から聞いております。この中には載っていない、どういうことでしょうか。あそこは佐伯じゃないんじゃろうか。そここのところをお尋ねします。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の企業誘致に関してですが、ほとんどの企業に関して県はですね、こういう冊子を県がまとめてます。先般言ってたキヤノンもこの雑誌に載っているところです。そうしたのやはり私どもが情報を求めても他市での話が進行している部分には一切県は私の方には紹介がありません。やはりその地域を優先しながらやっているところと。それ

と製造業に関しては私どもはまだ1社もそういうあれはありません。ただ担当部長が言った1社というのは製造業じゃありません。そうしたの問い合わせは来とるけどまだこれは決定していませんので先ほどの中で企業誘致するには至ってないということは、今そうした話が進んでいる部分があります。

それから大入島のことですが、区長には私は時間をつけていつといつ行けば会えるんかということですけど、ほとんど返事はきません。これは第三者を介してもいろんな方を介してお話をさせていただきます。その件で自治会の方も動いて、そうした話の場を作ろうとしましたが、これも失敗しております。そのような形でいろんな形を介しながらやっておりますが、また先般大入島区長会の方から大入島架橋についての要望がきましたが、それは全体できました時には副区長がお見えになっております。区長の方は来ておりません。私は会うということで向こうに尋ねていくということで再三再四連絡を取っておりますが、そうしたことが私の日程等も見ながらやっておりますが、現在はまあ会うことに至っておりません。特に今年度は佐伯港湾計画の埋め立ての問題がありますので、そうした論議もしないといけないと思っておりますが、この状態でなければ、私はある意味では意義がないという具合に判断をしかねるという具合になるのか。そうした会合をするために文書をぴしゃっと出して正式に要請をするか、この二つに限られた形になって区長との話もさせていただきたいと思っております。あとについては、担当部長から答弁させます。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 後藤議員にお答えをいたします。先ほど申しましたように、地域の方々から交通上の不安があるという御意見・御要望をいただきました。その中には大きくやはり交通安全に対する御要望でありました。例えば、信号機を設置をしてほしいと。それからもう1点は速度規制等のあるいは駐車禁止等の交通規制をしてほしいと。大きく分けてこういうものであったと思います。信号機につきましては大分県下で年間10基程度ということで非常に大きな費用が掛かると。今の交通量、今の部分供用の中で信号機を付けるというのは県下で見たときにそれは困難であるということ。それから規制についても、まず道路管理者供用開始をしてくださいと、で速度規制等についてその必要があれば、それは公安委員会の責任と権限で規制をしますということでしたので、道路管理者としてでき得る対策、一つは地域からの要望の一つでありました歩道に自歩道通行可の標識の設置をいたしました。また、東小学校に通うちょうど横断歩道がございます。横断歩道の前後にはスクールゾーンにつき徐行をお願いしますという看板を市の方で設置をいたしました。当面道路管理者としてでき得る対策は講じた。あと必要があれば公安委員会が必要な対策は講じましょうという公安委員会との協議に基づきまして道路管理者として供用開始をしたということでありませう。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 実は2日の日に商工会議所会頭・副会頭、大分県内の知事と囲む会のようなものがあっております。その席上で、広瀬議員が知事に大入島をお願いしたそうであります。その結果は、ここに新聞にも出ておるわけですが、知事は積極的に港湾の整備をする。そういうふうにご答えておられるようでありました。そういうときに、ではその先ほどから市長たちは去年3月、それからこっちひとつも区長さんと連絡を取る以外は何もしなかったのだろうか。特に先ほど私は市長に尋ねたからあれですが、副市長あなたが担当者と

ということになっちゃん、3月から何遍ぐらい行ったんじゃろうか。それを答えていただきたい。大入島関係な。

それと企業誘致、これも難しいのは分かっとんですが、それでは先ほどこれも質問あれですか、大分県内にどの程度の県に向こうから、会社から問い合わせがあったかどうかという件数も通告をしちよかな執行部に聞くわけいかなのでしょうか。したら今の範囲内でお尋ねします。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） あの簡単に答えるとですね、誤解がありますがちょっと通告にないところもあるかもしれませんがですね、考えを少し申し上げさせてもらえばですね2回行きました。ただし、どういう交流があったかと言いませんけども、向こうがこちらに来る場合もあります。行ったのは2回です。ただしその後いろんなことがあってですね、私も地域間のあつれき等がありまして踏み込むべきじゃあないときにですね、あえて行っておりません。あつれきと言えれば分かると思いますけど、そういう中ですね、非常に地域ですね、賛成する方、反対する方の非常に思い、それぞれの思い、疲れた気持ちというのも察します。認可されて十数年経っておりますが、非常にもういらいらって言いますかね、そういう佐伯市民もですねそういうことを感じてタイムリミットもそろそろあるかなという思いをしております。しっかりですね、今後どういう判断を知事にしてもらおうかということも考えですね、今後大入島の反対してる方、賛成してる方に対してもですね、どういう思いかいろいろ再度ですね、再度この取組に取り組んでいってですね、いい方向に持っていきたいと思っております。行ったのは2回です。

議長（児玉忠義） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に42番、戸山盛喜君。

42番（戸山盛喜） 42番議員の戸山です。6月議会に当りまして大きく1点に絞ってお尋ねをいたします。表題といたしましては、住んでいて良かったと思える佐伯を目指してと題してお尋ねをいたします。冒頭に申し上げておきますけれども、大きくは1点でございますけれども、若干細部的なことについては、この6月議会の中で5名の皆さんが私と若干関連をするような質問がありますので、できるだけダブらない立場で質問をしていきたい。また、御答弁をと思っているところであります。広瀬知事さんが就任をいたしまして5年が経過をいたしました。振り返ってみますと、平松知事さんが誕生いたしましたのが約30年前の昭和54年でした。以来24年間1村1品運動を始めとした地場企業などの育成と雇用の創出、企業誘致や医療・福祉の向上、社会保障の充実、県民生活の安全・安心・向上などを目指し県民のその先頭に立ち頑張ってきたと思っております。箱物など幾つか建設された施設を見ますと、平成11年度に別府の立命館アジア太平洋大学、中津の県立高工科短期大学、さらに宇佐の風土記の丘、歴史民俗資料館、また転売をされた野津原にある香りの森、大分スポーツ公園の整備事業を始め、坂ノ市にある佐野植物園など多くの公共事業、公共施設が建設され、大分県内の生活環境は充実、整備されてきた感はいたします。しかし、平松県政24年間を振り返って見れば、県政の火は佐伯の方には余り向いていなかったのではないのかなと思っております。平松知事さんのバトンを受けてスタートした広瀬知事さん、就任して早いもので6年目を迎えました。大分県政の充実、前進はもちろん県民の幸せをつくり出すため全力投球頑張っていると思っております。平成20年の第1回の定例県議会の開会に当り、県政執行の基本的

考え方の中で、広瀬知事さんは企業誘致は平成15年度から誘致件数は107件、これに伴う新規雇用者数は1万1,000人を超えるまでに至りましたと。また、昨年12月の有効求人倍率は1.08と全国の0.98を大きく上回っておりますが、引き続き企業誘致や産業振興、雇用確保に力を入れてまいりますと提案説明をしています。そこで最初にお尋ねをいたします。広瀬県政が発足をして今日まで佐伯市に企業誘致などの紹介があったと思っておりますが、具体的にお知らせをしてください。これも先ほど冒頭に申し上げた関連があるというふうに思っております。次に2点目といたしまして、佐伯市は地理的には平地は少なく、工場用地としての適地も限られており、東九州自動車道がこの6月28日に開通するとはいえ、交通体系などに特に恵まれているとはいえ、企業誘致を進めるための用地の準備は余りなされていないと思っております。平成16年3月議会で門前の工業団地の用地取得費として8,000万円、平成15年度より5か年計画で3億9,000万円だったと思っております。現在門前工業団地には南へ延びる高速道路、南九州、津久見佐伯間専用のアスファルトプランと舗装工事やガードレール等の設置を中心に2社がベンチャーを組んで約20億の落札契約で6月28日の開通式を目指し、飯場に寝泊まりをしながら工事は進められていますが、残工事などもあり工事は9月13日くらいまでかかるようであります。工事完了後、仮設プラントを撤去し造成完了後、佐伯市に用地は戻されるわけです。この門前工業団地につきまして執行部は企業立地に向け、きめ細やかな対応をしていきたいと3月議会で答弁をしています。先ほどの関連もしております。そこでお尋ねをいたします。門前工業団地への企業誘致に対する取組の経過と今後の具体策についてあえてお尋ねをいたします。次に3点目ですが、待望久しかった津久見・佐伯間がめでたく開通式を迎えますが、開通いたしますと地域間の交流、連携、交通の円滑化はもちろん、さらなる佐伯市の発展をつくり出す原動力になると思っております。新直轄区間として佐伯・県境間の早期完成を目指し、用地買収や工事が進められていますが、佐伯蒲江間並びに佐伯・県境間の進ちょく状況並びに完成予定はいつごろと思われるのかお尋ねをいたします。これも若干関連をしています。次に4点目ですが、振り返って見ますと約20年前後も前の事案になると思っておりますが、その当時の佐々木市長さんの時代に大分県の事業工事として大入島の開発計画に基づき東地区埋立護岸整備事業として進めることが佐伯市議会にも説明があり論議の結果、東地区埋立護岸事業を良といたしました。しかし、反対運動などもあり今日に至るも東地区の埋立て事業は御承知のとおり手付かずの状況です。先月5月1日に最高裁第1小法定で約6年前の2002年7月大分県漁協の総会で大入島石間地区の埋立予定水域の漁業権放棄を決議した要件に対して、石間区の皆さんなどが大分県に対し公有水面埋立免許取消を求めていた漁業権訴訟は冒頭に申し上げましたように、5月1日に原告側の敗訴が確定いたしました。そこでお尋ねをいたします。この漁業権訴訟判決を受けての大分県の今後の考え方についてお伺いをいたしたいと思っております。県の方に連絡をしてるというふうに思いますから御答弁をしていただきたいというふうに思っております。次に5点目ですが、今年の3月議会である議員さんの一般質問に対して、市長さんの答弁は、広瀬知事さんが2期目の当選を果たされたあと面談の機会があり、その際に、この事業は積極的に強制執行するくらいの気持ちでやってほしいと広瀬知事さんに伝えていと答弁をしています。そこでお尋ねをいたしますが、大入島石間地区の漁業権訴訟判決を受けて、佐伯市として今後の考え方についてお伺いをいたします。次にお尋ねをいたしますが、御承知のように大分県議会議員の定数は44名で佐伯市選出の県議会議員は3名で、西嶋市長さんが市議会に席を置いていた時の

同僚議員でありました。私が3名の県議さんの横顔を紹介するまでもなく、市長さんは気心はよく御承知のこととと思っています。また、3名の県議さんは佐伯の現状についてよく御承知のこととと思っています。そこでお答えください。大分県政と佐伯市政の連携をより確かなものにし、佐伯市の充実発展を目指すためにも3名の県議との定期的な話し合いを行っているのかどうかお伺いをいたします。次に7点目ですけれども、最後の質問といたしまして、少子高齢化、人口減少が進んでいると言われる現状の中で、県南佐伯も御多分に漏れず過疎は進み人口減少は続き、所によっては活力を失った感さえします。平成17年3月3日に合併した間もない新佐伯市の人口は8万4,148人でしたが、今年3月30日の人口は8万1,567人と2,581人も減少しています。私の記憶では旧佐伯市と南郡8か町村で10万を超えていた時期があったと思っています。先般、4月28日江藤委員長の社会保障特別委員会で本匠山部地区あるいは宇目の西山地区で地域懇談会を開き意見交換をしたとのことでございます。大変良いことだと思っています。願わくば地域懇談会で出された声をいかに実現をしていくかにかかっていると思っていますところであります。現在、佐伯市には旧南郡8か町村に228の自治会、旧佐伯市に145の自治会がございます。その中で新佐伯市には限界集落が32自治会、地区があると思われま。そこでお尋ねをいたします。限界集落に対する考え方についてお答えをいただきまして、最初の質問を終わります。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員さんより質問をいただいておりますので、その中でまず1点目の広瀬県政が発足して今日まで佐伯市の企業誘致の紹介がありましたかということですが、大分県からは工場用地や空き工場に関する問い合わせがしばしばありますが、具体的な企業の紹介につきましては1社紹介がありました。この企業は今も大分県を通じて働き掛けており、佐伯市へこの企業が来ることの誘致を実現したいと思っております。2番目に、門前工業団地の企業誘致に対する取組の経過と今後の具体策ということですが、先ほど議員がおっしゃってありましたように、門前工業団地につきましては、現在ある高速道路の舗装工事用仮設プラントが9月まで使われてそれが解体され10月に市に引き渡される予定になっております。これについては先ほど企業立地の関係のパフレットを入れながら、これについても今県また東京、いろんな所にもアピールをしている状況でございます。こうした場所というのは非常にインターチェンジにも近く立地条件が良い場所と思っておりますので、東九州自動車道の開通に伴い一刻も早い企業誘致の実現に図りたいと思っております。それから6番目、大分県政と佐伯市政の連携をより確かなものにし、佐伯市の充実、発展を目指すためにも3名の県議との定期的な話し合いを行っているのかどうかをお伺いしますということですが、これにつきましては、今年の2月に私ども当初予算の関係がありまして議運終了後に私と県議との間に懇談会を実施いたしました。特に、平成20年度当初予算の概要、佐伯市の現状を説明する中で、県政や市政について論議を交わしたところであります。このあと、今後こうした議会のごとに意見交換を行いながら連携を図ることにしております。毎議会ごと、定例会後に懇談会を行っていくように計画をしております。それから先ほど、大入島の判決が出たということでのお話ですが、これは私は県については県の方にもこの大入島埋立て等については積極的に今後とも県の方で進めていただきたいということをお願いをしております。7番目に、新佐伯市には限界集落が32自治会、地区があります。限界集落に対する考え方についてお答えをくださいということですが、限界集落に対する考え方については、まず限界

集落の定義と言われております65歳以上の方が50%を超える集落で、なおかつ冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落となっております。当市においては平成20年3月31日現在の住民基本台帳を基にした各行政区別の高齢化率が50%を超える地区は32地区あります。これらの32地区のうち、市としての現状において社会的共同生活の維持が困難になっている、いわゆる限界集落に該当する集落は私はないと考えております。しかしながら、高齢化が相当進んでいる集落においては、将来的に若い世代がほとんどいなくなることによってその後地域としての活動が低下し、自治活動ができなくなり、またその地に住みたくても住むことができなくなることが大変懸念されます。まず、これらの集落の住民ができる限り安心してその地域で生活できるようにするため、その地域の実情に応じ、生活上の不便さを解消するなどの対策が必要であると考えております。また、これらの集落の住民が地域資源を生かした活性化事業、自ら行う自主再生の取組に対して適切な支援を行うことも必要であると考えております。これらの前提といたしまして、今後それぞれの集落の状況を見極めつつ、住民が安全・安心に不便なく暮らしていくための適切な対策が実施できるような確に調査をしていきたいと考えております。今年度はまず、これらの地域について高齢者が不安や寂しさを抱え、閉じこもることがないように気軽に立ち寄り、地域コミュニティを維持・発展されるためのふれあいの場の創設を検討していきたいと考えております。なお、今年度は大分県において小規模集落対策元年ということで、県南部振興局と合同で現在モデル地区といたしまして、先ほど議員、議会の方が視察していただいた2地区を選定して状況調査中です。今後、今年度中にその地区の実情に応じた必要かつ有効な対策を実施する予定となっております。他につきましては、担当部長より答弁させていただきと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 戸山議員の御質問のうち、まず東九州自動車道関連の佐伯・県境間の進捗よく状況につきましては、先ほど寺島議員にお答えをいたしましたので、省略をさせていただきたいと思います。また、完成予定につきましては、平成19年2月18日に青山橋下部工の着工式においておおむね10年以内に完成のめどとしているとのお話がありましたが、さらに地元の自動車道早期完成への期待が大きいことを踏まえた中で、国の予算が許され、おなかつ地元の協力が得られれば1年でも早く供用をしたいと国土交通省からはお聞きをしております。次に、大入島石間地区の漁業権訴訟の判決を受けての大分県、佐伯市の考え方についての御質問にお答えをいたします。議員も御存じのとおり、大入島東地区埋立てにかかる訴訟は10件提訴をされました。このうち石間区ほか8人が原告となるものが4件、その他の者が原告となるものが6件です。10件のうち8件についてはもう既に確定をしております。その内訳は訴訟要件が具備されていない訴えであることから実質審理を行わないで門前払いとする判決である却下が3件、原告・被告の権利関係の得喪変更の実質について審理し、その上で原告の請求に理由なしとして訴えを退ける判決である棄却が4件、抗告の取下げが1件です。残る2件については現在係争中でございますが、このうち1件につきましては、平成19年3月26日に大分地裁で却下の判決が出ましたが、原告側が控訴をし、福岡高裁で結審しており、本年9月8日に判決が予定されております。この大分地裁の却下判決の際、大分県は県が主張してきたことは認められており、妥当な判決であると考えています。県としては佐伯港の港湾整備は県南地域の発展のためには欠くことのできない事業であり、今後とも工事再開に向けて佐伯市を始め関係機関の協力も得ながら、地元の皆さんの理解が得られるよ

うに引き続き努力してまいりたいと考えています。とのコメントを発表しており、これが現在の大分県の考えであろうと思います。佐伯市といたしましても、大分県や関係機関と協力しながら、大入島開発の観点からも引き続き工事再開に向けて全力を挙げて取り組む所存です。以上です。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） 再質問をいたします。まず初めに、大分県政より佐伯市に企業誘致などの紹介があったのかということで、先ほどちょっと出て1社あったとかあるいはどうだということを書いておりましたけれども、企業誘致によってこの佐伯市経済への波及効果は雇用拡大をして、あわせて関連をする商業やサービス業はもちろんのこと、佐伯財政にもプラス効果があると御承知のようにあるわけございまして、広瀬知事さんは大分県の製造業の設備投資は九州で一番だと、依然として続いており、雇用も一部で人手不足がささやかれていると。また、企業の販売伸び率も九州で一番であると。そのようなことを言っているようございまして。企業誘致は19年度で14件来ており、企業誘致で元気が出てきているようだとまた言っているようございまして。佐伯市は企業誘致の環境の整備、運動、努力が余り目に見えないような感がいたしましたけれども、市長の先ほど来の答弁では頑張っているという答弁でございましたけれども、私から見た場合、あるいは市民から見た場合に、やはり結果が出ていないということがね痛手であると思うんです。かなり頑張っておるけれどもそれが市民に見えてないということがあるわけございまして、やはり執行部の皆さんが企業誘致に対してどういった活動を今していますよというのを市報なんかでも結構ですけれども、若干そういったことをお知らせをするというか、これはやはり必要ではないのかなというふうに思っております。今市報に市長の足跡ですね、行動の記録が、これがああいうふうに出ています。これは市長も知っていると思うんですが、あれは小野市長さんの時にそういった話を実は私がいたしました。やっぱ市長が何をしようか分からんのはいかんじゃあねえかと、で市報なんかには何月何日は何をしました。何月何日はどうだったというのをやっぱ書いた方がいいんじゃないかということを実は話をいたしました。そして現在も西嶋市長さんの方もそういう足跡についてを市報で記載をしておるということで、それはいいことだというふうに思うんですね。したがって、今申し上げましたように、企業誘致などに対する市政の動き、それはやっぱ出していく必要があるような気がいたしますので、そのことについてお尋ねをしておきたいというふうに思っています。それがまず1点ですね。それと同じく門前の工業団地のことございまして、工業団地について先ほど執行部の方は10月という言い方をしておりましたが、私はあそこにも何回か足を運んでみました。2社がそういったことでやっておりますが、9月13日中旬ぐらいには一応後片づけをして終わるということでございまして、佐伯市としてはあの門前がですね、今佐伯市として用意をしておる工場用地としては一番広くなるというふうに思いますね。そして高速も近いと、あるいは大分の方に行くのも近いと、それなりに交通の利便性がやはりあるような気がいたしますから、この誘致のことについて積極的にねやはりやっていく必要があると思いますから、今のところはまだあそこについては手つかずの状況であるというふうには思っております。そのことについて若干お尋ねをしておきたいというふうに思っております。それと佐伯・蒲江並びに佐伯・県境間のことございまして、ちょっといろいろ調べてみましたけれども、先ほどの答弁の中では佐伯蒲江、延岡の測量用地買収が今もう始められているようですね、1999年から始められている

ようでございますから、国の方としては10年以内にといいことを言っております。先ほども答弁ありましたね。けれどもそれは地元の皆さんとそれと財政的なことということでございましたが、用地買収とかそういったことなどについては状況ですね、状況を若干ちょっと説明をしていただきたいなあとというふうに思っております。用地買収については私が知っている範囲では一定程度いいような感じがするんですね県境まで、そういったことについて具体的にですねありましたら出していただきたいと思うんです。国の予算のことについても分かりましたら若干説明をしていただきたいというふうに思っております。それと大入島の石間のことですけれども、この漁業権の訴訟判決というのが出ておりますけれども、この埋立事業はもう率直にいってもう霧の中ですね。でありますから、これも先ほども市長があるいは副市長も言ってましたけれどもね、これももう少し腰を入れんといかんのじゃないかと思うんです。何かもうこれも先ほども答弁がありましてもうかなり長くなりましたね。もうこれは嫌気がさすと、あるいはもう行政不信だと、ということが言えると思います。そして今大入島の場合は確か人口が1,100人をもう切りましたね。そういった厳しいその状況もやっばあるわけでございますし、これについては待ちの姿勢でなくしてやはり積極的に今後藤さんもちょっと言いよったよの。やる必要があると思いますよ。それはもう大変と思いますよ。でありますから、思いますけれどもこれはやっば大変であればあるほど腰を入れんといかんということになると思いますから、方向づけをしていただきたいといますから、決意がありましたら出していただきたい。何もなかったら言わんでいいです。そういうことです。それとさっきちょっと答えたかなあと思うんですけれども、住民監査請求、これは言ってなかったから。住民監査請求というのが実は出ていますですね。公有水面の埋立てを巡って賛成・反対と区民同士が長年にわたって険悪な状況が続いているわけです。そういったことでやはりやっば憂うばかりでございますね。一日も早くより良い方向を見出さねばと思う1人あります。そのような中で、先ほどもちょっと言いましたように、石間区の区長さんら役員の皆さんが今年の1月31日に佐伯市に対して徴税事務を行っている代表に対して、市が交付金を支給をしているということについては違法じゃあねえのかと、そういう話を実はしていたと思います。そういう中で住民監査請求というのが出されたのではないのかなと実は思っておりますけれども、このことについてどうなのかということをおねやはり整理をしていく必要がやっばあると思いますから、その点についてお尋ねをしておきたいといます。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員の企業誘致につきまして、議員も御存じのとおり、議員が旧市議会時代の時に特別委員会で企業誘致班を作って活動したと思います。そのところのほとんどの結論的な形が佐伯市による企業、いわゆる地元企業の訪問とか、また東京事務所等による方向で、どうしてもまた佐伯市及び大分県出身の企業の何か情報を得た場合、そうしたところに行ったということがほとんどだと思っております。私の方もそうした中で、全く当てのないうちに飛び込んで企業誘致ということは非常に難しい部分でありますので、そうしたことで先ほどから答弁させていただいております。また、特に門前につきましてですね、これ3月31日に先ほど後藤議員にも見せましたが、こういう冊子の中に門前工業団地をあえて入れさせていただきました。これの単価についてもですね、県の方ではこれぐらいであれば誘致ができるんじゃないかという指導をですね受けておまして、そうした単価についても考慮しながら県との連携を取りながら門前工業団地については今年の3月から、実際にできたのはこれ

4月ですけど、今始めたばかりだということでアピールをさせていただいております。以上の状態でまた門前工業団地については私はある程度の問い合わせが来るんじゃないかという期待を持っております。以上です。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 決意表明があればということですが、非常に表明してできるというようなですねことにならないと思いますので、意気込み今までどおりですね、後藤議員さんにですね御答弁をしたように、しっかりですね、地域のことを思いつつですね、頑張っていきたいと思っております。それからまた、先ほど監査請求の件関連でと言いましたけども、非常に微妙な答弁になるとと思いますので、やはりこういうことは通告、ベテラン議員ですからやはり微妙なですね言い回しになるとと思いますので、地域地域のことも発言しないとですね、答えにならないと思いますので、答弁は控えさせてほしいと思います。と言いますのはですね、埋め立てのですねやっぱり反対、賛成のですね起きる前からいろんな問題の中も含まれてくるわけですよ。何で監査請求かということをしてですね、簡単な問題じゃないわけです。じゃあここで答弁しなさいと言えぱですねできますけど、またそれに触れないでほしいということをお願いしたいなあと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 戸山議員さんの御質問にお答えをいたします。手元に資料の持ってる範囲以内でお許しをいただきたいと思うんですが、東九州自動車道佐伯インター以南の事業の状況でございます。まず事業費ですが、佐伯・蒲江間が約20キロで760億円、蒲江・県境間が10キロで310億円、県境から北川までが16キロ630億円、合計46キロメートルで1,700億円の事業費を見込んでおります。先ほど寺島議員にお答えしましたのは県境間ということで30キロ1,070億円とお答えしました。用地買収の進ちょく状況でございますが、佐伯・蒲江間は関係人で21%、面積で27%、それから蒲江・県境間、関係人が87%、面積比で85%、合計で申しますと、関係人で37%、面積で40%が取得が終わっておる状況です。それから現在工事の所ですが、佐伯・蒲江間橋梁工事を5件、トンネルで1件、それから工事用の道路等も行ってあります。蒲江・県境間におきましては橋梁が6件、トンネル3件、その他2件、これは平成19年度から継続した工事を今現在も行っている状況です。それから平成20年度の予算でございますが、佐伯・蒲江間を32億円、蒲江・県境間30億円、今年度は当初予算として67億円を見込んで今事業にかかろうとしておるところです。主な事業概要といたしましては、橋梁の下部工が5件、上部工が2件、それはトンネルを2か所予定をしているというふうに聞いております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、戸山議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時37分 散会

平成 2 0 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 3 号 6 月 1 3 日

第 2 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 3 号)

平成20年 6 月13日 (金曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 三 浦 渉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 曾 宮 司 好
8 番 後 藤 幸 吉	9 番 江 藤 茂
10 番 清 家 好 文	11 番 矢 野 精 幸
12 番 矢 野 哲 丸	13 番 河 原 修 仁
15 番 佐 保 曉	16 番 小 野 宗 司
17 番 肥 後 四々郎	18 番 榊 田 穂 積
19 番 村 尾 清 一	20 番 井野上 準
23 番 柳 井 二 生	25 番 菅 原 忠
26 番 和 久 博 至	27 番 日 高 嘉 己
28 番 渡 邊 邦 壽	29 番 染 矢 玉 夫
30 番 児 玉 忠 義	31 番 甲 斐 迪 彦
32 番 狩 生 寿 一	33 番 廣 斐 瀬 精一郎
34 番 吉 良 栄 三	35 番 高 司 政 文
36 番 浅 利 美知子	37 番 河 野 周 一
38 番 玉 田 茂	39 番 村 松 講 一
40 番 児 玉 輝 彦	41 番 松 田 清 德
42 番 戸 山 盛 喜	43 番 寺 島 孝 幸
44 番 土 師 辰 英	

欠席議員の氏名

14 番 宮 脇 保 芳	21 番 河 野 豊
22 番 下 川 芳 夫	24 番 泥 谷 和 喜

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市 副 副 教 総 財 企 市 福 建 農	市 市 育 務 務 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 社 保 健 部 設 部 林 水 産 部	長 西 嶋 泰 義 長 木 許 政 信 長 塩 月 厚 信 長 武 田 隆 博 長 大 鶴 直 己 長 久 保 田 成 太 長 魚 住 慎 治 長 田 崎 誠 一 長 坂 本 修 一 長 酒 井 実 生 長 河 野 伸 生	上 下 水 道 部 長 戸 高 公 人 教 育 次 長 川 原 弘 嗣 消 防 局 長 伊 東 宇 三 上 浦 振 興 局 長 白 田 茂 達 弥 生 振 興 局 長 御 手 洗 隆 二 本 匠 振 興 局 長 山 田 健 一 直 川 振 興 局 長 曾 宮 清 宇 目 振 興 局 長 河 原 盛 喜 鶴 見 振 興 局 長 甲 斐 滿 義 米 水 津 振 興 局 長 江 藤 幸 一 蒲 江 振 興 局 長 戸 高 一 德
-----------------------	---	---	---

議事日程第3号

平成20年6月13日(金曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) おはようございます。本日の平成20年第2回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、河野周一君、2番、児玉輝彦君、3番、吉良栄三君、4番、村松講一君、5番、井野上準君、以上の順序で順次質問を許します。

37番、河野周一君。

37番(河野周一) おはようございます。2日目の朝で1番でございます。今日は3点させていただきます。まず、大手前商店街火災を振り返ってということで、火事で焼け出された方にはこの場をお借りしましてお見舞い申し上げます。さて、5月22日の午後突然サイレンが鳴り響き、空を仰ぐと大手前付近に黒煙が上がっていました。商店街火災だということで行ってみると、殺気だったけんそうの中を消防隊員が大火に向かって一生懸命消火活動をしていました。市民の生命と財産を守る姿勢に頭の下がる思いがしました。しかし、水がないということでした。そうした中、翌23日の新聞を見たらやはり屋外消火栓の水量が足りないとか、一度に複数の消火栓を開いたため水圧が下がったとか、そのために消火に3時間もの時間を要し延焼したという記事が目に入り込みました。火災現場への配水は城山西配水池から配水され、水圧の基準も消防水利の基準も十分に確保できていたにもかかわらず、水圧不足と水量不足を生じたことが火災を大きくした原因らしいということでもあります。では質問に入ります。1番が、商店街火災についてその後どのような検討がされたのか。また、今後の対応策をどのようにお考えかお尋ねします。昨日ちょっと執行部の方が言われたようでございますが、もう1回お聞きします。2番目がですね、水量の確保のためにも私の提案ですが、タンクローリーという車がありますよね、それを購入してですね、消防車と同時に現場へ走り給水補充をしたらと思いたると思いますがいかがでしょうか。お尋ねします。

次に、2番目の学校等災害避難場所の耐震化についてお伺いします。中国の四川大地震、これマグニチュード地震の規模の大きさ7.8ということでもあります。死者が約6万7,000人、行方不明が大体2万人ということで、まあほぼ8万人以上ですね死者が。そのうちの学校が倒壊して約6,000人の教員、児童が亡くなったのを教訓に今更ながら地震の恐ろしさを痛感し

た次第であります。日本と大分県そして佐伯市では大丈夫なのか。近い将来、南海・東南海地震が襲ってくる可能性があるのに対岸の火事のような見方ではなく、我が足下、我が地域に置き換えて具体的に取り組まなければならないと思います。それで質問に入ります。まず、避難場所は学校以外はどういう所があるのかお尋ねします。そして2番目は、小・中学校の耐震化率と現在まだ耐震工事をしていない学校は海岸部何棟かですね。それは海岸部、旧佐伯市、山間部ですね。そしてこれは何年計画で立ててるのか。早急にしてもらった方がいいんですが、佐伯市の場合は何年かちゅうことでお尋ねします。

次に3番目ですね、道路沿い等治山対策についてです。これは私もこの質問をするに当たり市内一円をずーっと回ってみました。頭上注意、落石注意ですね、路肩注意いろいろあります。どのように歩けば安全なのかちょっとまあ分かりませんが、これから雨季を迎えてね、大雨が降って集中豪雨の時期が来ますので、先々の用心として十分考えておくべきだろうと思います。それで1番が、落石の場所も含めて何箇所あるのか、それと工事の進ちょく率をお尋ねします。2番目が、今さっき言いました落石注意等の標識が立って防止網もない防護網と言うんですね、網がない所があるが大丈夫ですか。これからは雨季を迎えるが再度点検の必要があるのではないかと。点検していれば年に何回しているのかお尋ねします。それと、特に海岸の道路です、道路沿いですね。個々の急しゅんな斜面ですね、海からすぐ断崖絶壁みたいな感じですね、潮によって山が荒廃している場所が多いんですね。1本の道路しかない所が結構あります。ライフラインの確保のためにも十分な点検が必要ではないのでしょうかお尋ねします。以上、1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。今日の最初の質問、河野周一議員の質問で、大手前火災を振り返ってということでございます。冒頭議員から大手前火災について水不足でこのように延焼したということが原因ではないだろうかという質問の要旨を受けましたが、これにつきましては私も開会当日、また昨日等で水だけじゃなくいろんな要素が加わったということの中で、こういうように延焼時間が長くなったということをお説明申し上げたわけでございます。そうした中で、九つの消火栓から取った一時的にそうしたことがあったことは否めないということで、そうした中で議員といたしまして、このような今後の対策の中でいろんなことがありましたので、対応策をどのようにということでお尋ねでございますので、私の方で2点、またタンクローリーを購入してそうした給水補充をということでございますので、この2点について一括して答弁をさせていただきたいと思っております。火災の検討と今後の対応につきましては、後日、消防本部全体の検討会を開催し、火災の概要、火災の通報状況、消防隊出動状況、消火活動状況等の検討を行い、さらには佐伯消防団幹部と消防署、佐伯市役所防災課との検討協議を行ったところであります。今後の対応策といたしましては、木造家屋の密集地をリストアップし、消防団と連携して現場の状況把握、火災や災害を想定した合同訓練並びに連絡体制及び情報の伝達方法を確認するための必要があると考えております。次に、タンクローリーを購入し、消防車と同時に現場へ走り給水補充をしたらと思っておりますがいかがでしょうかという提案ですが、施設整備計画では、高速道路開通等に伴い、車両火災に対応するために積載車両5トンの消防ポンプ自動車の購入を検討し、それが大いに役に立つと思っております。他につきましては、担当部長の答弁とさせていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 避難場所は、学校以外はどういう所があるのかという点についてお答えします。避難場所で学校以外のものは、公民館、集会所、保育所、市の庁舎、^{あん}庵、神社、お寺、老人福祉施設、福祉センター、研修所などがあります。ちなみに市内各地区には延べ480か所の避難所施設が設定されていますが、幾つか重複する所がありますので、実質的には430か所で、この430の数の割合でいきますと、このうち公民館、集会所が全体の61.2%で最も多く、次に小・中学校の校舎や体育館等の学校施設、保育施設、庁舎などの公共施設が19.1%、^{あん}庵、社寺等が7.2%となっております。以上です。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） それでは私の方から、河野議員の学校の耐震化率等の質問についてお答えします。公立学校施設の耐震化率についてお答えします。学校施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒等の安全を確保するとともに地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その耐震化を推進することが重要な課題となっています。耐震改修の対象となる管内の学校建物は147棟あり、そのうち昭和56年度以前建築の旧耐震基準の建物は42.9%、63棟であります。耐震化済みの校舎等については、昭和57年以降、建築の新耐震基準校舎等を含み99棟、小学校59.8%、中学校が80.0%となっています。旧耐震基準の建物63棟のうち、耐震性が確認されていないものが48棟で全体の約3分の1となっています。この48棟の耐震化を進めるため、昨年度耐震化優先度調査を実施したところであり、国の施策の動向や市財政を勘案し、今年度以降可能な限り早急に学校施設の耐震化を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。河野議員御質問のうち、道路の落石に対する安全対策にお答えをいたします。議員御承知のとおり、道路には明確に管理者が決められておまして、その権限と責任が持たされています。そのため、常日ごろから定期的にパトロールを実施するなど落石事故を未然に防ぐ努力をしているところです。落石危険箇所の総数については、平成8年、9年の防災総点検調査により、市道は全部で65か所あるということになっております。そのうち、現在までに対策工事が終わったものが17か所、まだ対策が必要な箇所が多く残っている現状です。落石注意等の標識は、通行する方へ対策がすぐにできないものについて注意を喚起するために立てているものです。ちなみに大分県が管理している国・県道では、管内で180か所のうちこれまでに54か所がその対策が終わっているという状況と聞いております。次に、雨期を前に点検が必要ではないかとの御指摘ですが、先にも述べましたように、県は週1、2回管内をパトロールカーにより、市では本庁や振興局に配置した囑託員に道路補修と合わせパトロールを行っており、その情報などにより対応をしているところです。また、毎年6月に市の防災課が中心となって実施している防災パトロールへは国土交通省・県土木・警察・消防等と一緒に道路以外の施設も含めた総点検を行っており、災害を未然に防ぐ対策を講じております。議員御指摘のように対策を必要とする箇所がまだ多く残っていますが、雨季を前にパトロールによる点検を強化するとともに、予算確保に努め、特に危険な箇所から対策を講じていきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） 再質問をさせていただきます。1番の件ですね、先ほど市長さんから5ト

ンポンプ車ですかね、自動車の購入ってということで、大変ありがたい答弁をいただきました。それはそれとして、また再度ですね、素人考えですが、旧町村ですね私はちょっと分からないんですけど、旧町村はこういうタンクローリーが必要じゃないのかなあと思うんですけど。それとですね、旧町村にも消防車が行けない集落とか、水不足の集落とかですね、そういうのが素人考えであるのかなあと思うんですけど、それを教えてもらいたいなあと思うんですね。そして夜間にも火災が起きたときはですね、向こうに消防団がおりますけど、そこら辺りですね、水不足まあそれはこの前火災がありましたからね、そういうのが強いんですけど、そういうのがあるのかなあと思って今、再度質問してるわけですね。

それとですね、学校の関係ですがね、先ほど公民館と集会所が61.2%ですね避難所、そして小・中、保育所かな19.1%って言われました。そうすると公民館とかこの集会所ですかね、こういうところは耐震化のですね進ちょく率とかですね、そしてまだしてない公民館っていうのがあると思うんですね。それはいつ私の考えでいつするんでしょうかちいうことですね。進ちょく率がもし、こちらの方が避難する場所が多いですからね、ですから、これの進ちょく率と、そしてまだチェックしてない公民館、これはいつするんですか。もししてないとしたらですね。早めにとということをお願いしたいんですが。それと2番のですね、通告にしますけど、校庭、運動場の地割れ対策というのをちょっと答弁がですね抜けてたように思うんですがね、これ書いてますけどね。それとですね、今さっき何棟、何棟と言ったんですけどね、海岸部、旧佐伯市、山間部ちいうのは分からないわけですか。そして今年度以降って、もちろん今年度以降ですわね、早くにこしたことはないんですけどね。それはもし分かれば海岸部何棟ね、旧佐伯市何棟、何棟ってありますわね、詳しいことはもう聞きませんから、こういうので教えてもらいたいんですが。それとですね、国がですね、地方自治体への財政支援への強化を柱とする地震防災対策特別措置法改正案っていうのが可決されました。今国会で成立する見通しでありますけど、その中に、国の補助率を引き上げる基準が明記されていると、これは学校ですかね、対してですけどね。それは倒壊の危険性が特に高いですねIs値、耐震指標0.3未満っていうのが基準ですけどね、その施設の耐震化を緊急に行うという主旨でありますけど、そういう施設が佐伯市にはあるのかどうか教えてもらいたいと思います。

それと3番目はですね、これは要望ですけどちょっと2点ばかりちょっと説明させていただきます。私が一応、旧南郡を回った時点ですね、直川から本匠に通じている道路で板屋横手線っていうのがあるんですね市道、こないだ通ったことがあります。もう私も通りながら、これはもう離合できない所ですね、もう石とかが落ちたり、材木が落ちたりして、のかして通ったことがありますけど、これは市道としては本当荒れてると思っております。しかもですね、昼間シカをですねしかと見ました。確かに見ました。それほどね狭道なもんですから、これは市の道かなあと思ったことですね。これが市の市道かなあちょっと疑いました。それとやっぱり直川から本匠に抜ける小川神ノ原線、これは林道ですね、ここも沿線に民家があるんですね、ここもパトロールはしてるのかなあとかいろいろ感じました。これも治山のためですね、今質問言ったんですけど、これはですねもう答弁はいいですから、ここはねやはりこういうのが、ここは直川だけに限らずほかの所にもあると思うんですね。一応、二つの例として挙げました。だからこういう所もやはり治山の意味、また民家があれば民家に崩落の危険性があるところはですね、やっぱりパトロールをしてもらいたいなあと思っております。これは要望です。以上です。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 皆さんおはようございます。河野議員の再質問の旧町村の水利状況と水槽車の活用についてという質問でございますが、消防水利基準からいえば、基準を十分に満たしていると考えております。山間部に行けば林野火災等も考えられますので、導入すれば十分に活用できると考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 避難所施設の耐震化に関する点についてお答えしたいと思います。先般の中国の四川大地震は、非常に我々地震国日本に学校等の公共施設の耐震化を始め、多くの課題を投げ掛けたんじゃないかというふうに思っております。御質問の中で、公民館、集会所っていう点がございましたけども、まず我々は行政としては、学校とかいわゆる公共施設としての公民館の公共施設の耐震化に向けた整備を早急にやっていかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えております。先ほど教育委員会の方の答弁もありましたように、特に学校というのはこういった大地震等がありましたら、被災後の最も重要な避難所になるというふうに、学校とか体育館ですね、考えておりますので、極力5年以内を目標に整備をしていきたいという、そういう方針を持っているということでございますので、この避難所になっている特にまず、公共施設の関係の所はですね、耐震構造をもう1回チェックしながら予算の許す限りですね対策を講じていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） それでは河野議員の再質問にお答えします。まず、地割れ校庭の地割れ対策、校庭の運動場の地割れ対策についてのお尋ねがありましたけど、市内は活断層地帯になっておりませんということで、校庭で地割れの発生は想定しておりませんということです。それとですね、山・海、佐伯で幾らあるのかということですけど、ちょっとそこまでの全体的な資料はさっき答弁したとおりなんですけど、ちょっとそこらの細かいとこまでちょっと分けてないんで、主にほぼ半分は佐伯市内ということで、あと海が次に多いんかなと、そして山というようなこれあらかたのことで、もうそこまでしかちょっと答弁できません。それと耐震化について、今総務部長が言いましたけど、5年以内を目指していくということで御理解いただきたいと思ひます。当然、今年また法がこの前の国会で変わってきておりますので、それらを検討しながら、当然国・県の指導も入ってくると思ひます。それを目指して頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） 再々をさせていただきます。先ほどですね再質問で、I s 値耐震指標0.3未満のですね施設と、これがあるのかないのかということをお聞きしたんですが、ちょっと答弁がなかったもんですから、これだけ答弁をしていただきたいなあと改めて質問します。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） I s 値0.3以下ということの質問ですけど、ちょっとそこらの資料をちょっと持ち合わせてないんですが、恐らく該当するのもあると思ひます。細かいとこはちょっと今分かりません。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に40番、児玉輝彦君。

40番（児玉輝彦） 皆さんおはようございます。40番、あまべの会、児玉輝彦です。先日の大手前の火災に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、消火活動に御尽力された消防署員・各消防団員の方、事故もなく鎮火されましたことに御苦労様でございました。

今回の私の質問は大きく2点に分けて、1点目ですが、機能別消防団員の採用に向けた取組について、2点、行政経費の削減について、まずは、機能別消防団員の件ですが、合併をして各振興局と地域の消防団員の減少で昼間の消防力低下にかかわる問題について、いつ大地震、大災害が発生してもおかしくない状況とされています。日ごろの備えが重要ではないかと。そこで国・県が機能別消防団員の採用及び消防団員応援団の結成の促進法提案、要請をしています。それに伴い平成19年5月15日に本庁総務部長、各振興局長あてに消防長、連合消防団長、各団長全員の連名で消防団員を兼務する職員及び非職員の消防団活動等について要請文を提出しています。そこで対策本部長であります市長、各振興局長さんに今後の喫緊な取組について所信をお伺いします。小さな1点目ですが、要請文を提出して1年が過ぎ、いまだに返答がないのはなぜか。対策本部として佐伯市の災害時の対策は考えているのですか。2点目、機能別消防団員の組織体制の取組を今後どのように対応するのか計画をお伺いします。3点目、今後の火災・災害に備えた総合的な訓練が必要と思われませんが。以上3点について伺いします。

大きな2点目、行政経費の削減について、長期にわたる景気の低迷によって国・地方ともに財政はかってない苦境であります。本市も例外ではありません。新たな財源がなければ経費を削減しなければならないことは当然のことではないかと思えます。私は意識の改革をしなければならないと考えていますが、原油の高騰で全般的に物価高となっています。そこで2点伺います。1点目、市全体の建物、箱物の現在維持管理費の予算額は、またその一部でありますメンテナンスの予算経費はどのくらい掛かっていますか。2点目、全体的な車両台数は、大型、普通車、軽自動車で区別してください。また、合併してどのくらいの削減ができたのか。今後の削減計画を。以上2点について、市長所信をお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 児玉議員さんより機能別消防団員の採用に向けた取組について、また2番目に行政経費の削減についてという御質問でございます。機能別消防団員につきましては、私どもも必要性をみておりますし、それに向けた詳細なことにつきましては、総務部長の方の答弁であとさせていただきたいと思えます。

また、行政経費の削減については、これはもう行財政改革をし、議員が言われますように財源、新たな財政需要ということで収入が非常に厳しい中で財源がなければ経費を削減しなければならないということですが、それは当然のことありますし、私の方もそうした合併をし、また平成17年から比べまして、18年また19年ということで1年ずつそうした経費の削減には努めております。特に議員も昨年の18年度決算を見ていただいたように、また今年19年度も集計中で今ありますが、年々行財政改革の数字がそういうところまで上がってきておまして、特にこうした需用費また役務費、そしてまた物件費等についても数字をですね、必要部分については出そう、不必要というよりもじゃなくって我慢できる部分についてはできるだけそれを削減して今の借金返済、また住民に対する還元を行っていきたいと思っております。こういうことにつきましては、できるだけ今後ともチェックをしゃっていきたいと思っております。これも数字的なことがございますので、これについては財務部長の方から答弁させてい

ただきますので、今後とも引き続き努力してまいりたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 消防に関するところの前半のまず3点のところについての御質問について、一括してお答えいたしたいと思っております。まず、平成20年4月1日現在で、市職員のうち消防団員である職員は241名、そのうち振興局管内に勤務する職員は121名で、全体のちょうど半数の職員が本庁勤務となっております。このように市町村合併後は、職員の広域異動が必然となり、結果的に各振興局管内では昼間の消防団員が減少し、地域の消防力に何かと不安を与えているという現実があります。しかし、こういった状況は佐伯市に限ったことではなく、全県・全国的な傾向として大変憂慮されているところでもあります。さて、昨年5月に佐伯市消防長と佐伯市連合消防団長との連名による要請のあった件につきましては、その趣旨を十分に踏まえ、各振興局管内に勤務する消防団員である職員は緊急災害時には勤務地での消防団長の指揮下に入り、積極的に現場出動し、消火業務に努めるべきこと、ということをおりを申し合わせているところであります。また、要請文2点目の当面、非団員の振興局職員については、機能別団員と位置付け、必要な訓練と環境整備に努めてほしいという点につきましては、消防団の入団はあくまで本人の意思に基づくものであり、現状において消防団員でない職員に入団を義務づけることは、いろいろな面で問題があることに加え、毎年めまぐるしく職員が異動している関係上、現在のところなかなか組織だったことはできていないのが現状であります。そういった非団員の職員に対しましては、まずは緊急非常時に連絡員としての役割を担っていくべきことを申し合わせているところであります。また、消防本部の方でも、いわゆる機能別消防団員の確保に向けて積極的に取組を行っていることを申し添えておきます。さて、この件についてずっと返答がなかったとのことですが、議員から昨年の12月議会における一般質問で、この点についての御質問をいただき、その答弁の中で要請に基づいてその後それぞれの振興局で対応していることをお伝えしたところであります。今後改めて各振興局にこの要請の趣旨について再確認、再認識を促したいと考えております。今後の訓練についてですが、昨今、災害に対する市民の意識も日増しに高まっていることから、緊急時を想定したさまざまな訓練を積極的に行っていく必要があると認識しています。これまでも消防の操法訓練、水防訓練、図上訓練、自主防災組織の訓練等々、さまざまな訓練が実施されていますが、今後も更に腰を入れて各地域の実情を加味しながら住民の安全・安心に向けてこの訓練のあり方について前向きに、積極的にとらえていきたいと考えております。このためにもこの訓練が決して形式的なものではなく、まさかの場合に活用できる現実的なものにしていかねばと思っております。ただ本来最も重要なことは、市民の皆さん一人一人の危機意識のあり方だと思います。市民一人一人が緊急時にどういう行動をすべきか、そういった意識の喚起をさまざまな訓練やテレビ、市報、学習会、講習会などを通じて防災のメッセージを可能な限り届けてまいりたいと思っております。続きまして、公用車の件についてお答えします。現在市で管理している公用車は、消防本部などが所有している緊急車両も含めて現在525台あります。車種別内訳は、大型これはバスも含まれますが大型が22台、普通自動車320台、軽自動車183台となっております。合併時は579台でありまして、現在と比較すると54台の減となっております。次に、今後の削減計画についてですが、行財政改革の一環として、公用車についても振興局を含め、それぞれの部署の事務事業量等を勘案しながら配置の見直しを行ったところであります。御承知のとおり、佐伯市は九州一

の広い面積を有し行政エリアも広範囲に及んでいるため、事業課を始め、福祉関係各課などでは住民の多種多様なニーズにこたえるために現場に行くことが多く、公用車の利用頻度が非常に高く一日中フル稼働しているのが現状であります。このような公用車不足を補い、その上財政負担を軽減するとの観点から、平成19年度に職員の自家用車の公務使用に関する規程を定め、自家用車を公務に使用しているところであります。特に公用車の配置されていない職場では、この制度を積極的に活用している状況です。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 児玉議員の2番目の行政経費の削減の質問についてお答えをします。

概要につきましては、先ほど市長がお答えいたしましたとおりですが、まず市の全体の建物の維持管理費やメンテナンスの経費の額についてということについてですが、すべての建物についての経費だけについてをまとめたものではありませんので、直接の数値ではございませんが、関係のある数値として18年度の決算統計の中から建物の維持管理費などを含む、これは建物以外のものも含まれるんですが、物件費につきまして御報告いたします。この物件費のうち、電話代、郵便料などに当たる役務費について見ますと約1億5,000万円です。また、電気料や光熱水費を含む需用費につきましては、約9億9,600万円というふうになっております。これが多いか少ないかなかなか一概には論じられませんが、ちなみに前年度と比較して見ますと、17年度は役務費が約1億9,900万円でありましたので、4,900万円ほどの減、同じく需用費につきましては13億5,100万円ございましたので、約3億5,500万円ほどの減になっております。こういうふうに大きく節減してきております。次に、今後の削減計画についてでございますが、節電や消耗品の節約、あるいは保守点検費用の節減などをもちまして、これまでこの面につきましてできる限り削減できるものはかなり行ってきたと認識しておりますが、今後も引き続き努力してまいりたいとこういうふうに考えております。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） それではちょっと再質問を少しさせていただきます。今総務部長さんから一応説明がありました。この機能別消防団員ということは、正式な消防団員とは少し意味が違いますよね。だから、別に強制的に採用するとかそういった考えを持たなくてもいいんじゃないですか。そこでこういうその今県がこれを出したちいう意味ですよ。消防団員がかなり減少しとるからこういった地域で活動する機能別消防団員の養成が必要じゃあないかと言っている。そこで市がまだこれに対して1人もこの機能別消防団員には入っていないんです。なぜこういった国や県が要請しているこういったいい団体・組織を緊急に立ち上げようとは思わないんですか。もしそこに災害・火災等事故に遭われた職員、それがその消防団員にも入っていない。そしたらこの機能別消防団員にも入っていない職員がケガをしたとき、そのときの遭われて、まずはケガをし、そうした救済方法を、これに入れば出勤、基本団員と同じ公務災害もそういったように同じ、消防団員と同じです。そして退職報償金団員の階級と年限で加算できる。こういったそのいい制度があるのになぜそうやってその職員を採用して、そしたらあんたたち自分で、そんなら私がほんならこの機能別消防団員に先立って私が入りますち言うてみんなが立ち上げてくれなきゃだれがこれ立ち上げるんですか。そこを皆さんが立ち上げないと立ち上げる人はおらんですよ。積極的にそういった地域の災害・防災を守っていかなければならないその消防団員が今かなり減少しているんですよ。そこでこういったことを機能別消防団員をって国・県が要望提案しているのを、そしてこの件につき私が消防

で会議がありました。その時にこれをもう1年も前に市に提出してる。それが何にも返答がないち言うことはどういうことですか。各連合の団長さんたち、その人たちは真剣に地域を守ってきとるんですよ。その人たちが要請しとるんですよ。それに対して一言も文書もない、一言もこういうふうな計画をしてますとか、この1年間何にもないんですよ。なぜそのこれだけあなたたちおる中で、そういった対策を取らないけん皆さんが、消防団員に団長皆さんが一生懸命になって地域を守ってきているんです。その人たちが出しとるんですよ。それを出しても一言もないんですよあなたたち、この1年ですよ。こりゃ1か月や2か月ちいうんなら分かりますよ。この1年その人たちに何にも返答がないんですよ、なぜですか。なぜあなたたちそんぐらいの返答できないんですか。これだけ執行部としては検討してます。もう少し待ってくださいとか、こういうふうにやってますとか、その返答ぐらいは一言言ってもいいでしょ。私は会議の時にびっくりしたんですよ聞いてから。私は今副団長をしています。これは団長会議の中でこの要請文を作り、提出したんですよ。そこで提出したのに何にも一言もないちゅうのはこれおかしんじゃないですか。災害・火災にもう少しやっぱり防災面真剣になってあなたたちもう取り組んでいただかなければならないと思いますよ。そういった点、今後緊急なこれは課題だと思います。そこでやっぱ先頭になって、ほんなら私が入りませ、私がそんならやりましょうちいうそう言った気になってやっぱ下の人たちも、ああほんなら上からしたらほんなら私もほんなら協力しましょうと、そういったふうになるんじゃないですか。上が動かなければ下は動きませんよ、これに対しては。そしてこうして組織ができれば、やはりできたなりの災害時の対応に際して、消防団員だけじゃあないんですよ。やっぱこの機能別消防団員に入ればそれだけのことも必要になります。日ごろ訓練をしとってもなかなかその場になったら、その訓練しとる、その訓練がまともに出ないんですよ。火災のときも同じですよ、慌てるんですよ。やっぱ何回も経験しとってその場に立った人間じゃあなから分からないと思いますけど、本当にこの火災、今回本当に大手前の火災でいろいろ問題があったと思いますけど、やっぱ私は消防団員としては一所懸命皆消火活動をしたと思います。そういったところに事故がこれはなかったんですよ。こりゃー本当に事故がないちゅうことは、本当に執行部に対してもやっぱ消防署に対してもやっぱ一番良かったんじゃないかと思います。今後やはり佐伯市のよそじゃあないんですよ。佐伯市を守る、自分たちで守らにゃいけんのですよ。そういった体制づくりをするちゅうんがあなたたちの役目じゃないかと思うんです。それをしないちいうのはこれ一言もないちいうんが、本当にあなたたちおかしいと思いますよ私は。もう少しやっぱり真剣に取り組まなきゃいけませんこの問題は。その点再度お伺いします。

あとは、削減の件についてですが、原油高の高騰、省エネの観点から公用車を小型化にすべきではないかと思っております。また、小型化するだけでもかなりの経費削減になるのではないのでしょうか。市全体の経費、管理費削減、今までだいぶ部長さんが言われましたように年々削減をしている。それはもう分かるんですよ、でもやはりやっぱどんな小さなことでも自分たちで職員でできることはやはり職員でし、やっぱみんな協力し合い、やっぱ努力していかなければ私はならないと思います。しているのは重々分かっております。でもそれ以上にやっぱやはりできる限りの今後削減をしていただきたいと思います。そのところは重々分かっておりますけど、やはりやっぱみんなでやっぱ節約をこれからしていかなければならない大事な時期じゃあないかと思っております。市民一体となった行政をお願いいたし

たいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 昨年5月に私どもが受けました要請文は、ちょっと繰り返しますと、先ほど私がちょっと言いましたように、災害時には勤務地での消防団長の指揮官に入り積極的に現場出勤し、消防業務に努めるよう指示していただきたいこと。これ指示いたしました。2番目がですね問題で、消防団員に入っていない職員については、機能別団員と位置づけ必要な訓練と環境整備に努めていただきたい。この点についてはなかなか早急にはちょっと難しい面があるので、取りあえずは消防団員に入ってる職員が火災現場に出たときに、留守番をする人がやっぱりいると、連絡調整ですね。その役割をしてもらおうじゃないかということですね、そういう申し合わせで去年はいきました。その点を去年の12月の議員の御質問の時に確か話したはずでございます。返事が何もなかったということでございますけども、この要請文そのものが要請で指示してもらいたいこと、努めていただきたいということでございますので、それもありましたし、また議会の場でそういった応答もありましたので、特別に返事というのをしてなかったということで、その点についてはちょっと至らぬ点があったということでお詫びを申し上げたいというふうに思っております。ただ、この機能別団員の位置づけなんでございますが、なかなか先ほど言いましたように、人事異動というのがありまして、極端に言いますと職員が1年でまたどっかに変わってしまうということもありますので、そういった面もあってなかなか機能別消防団としての職員だけで作るといのはなかなか簡単にはいかんかなあという思いがあったもんですから、ちょっとまあこの1年間そのままになってたという点でそれはもうお詫びしたいんですが、基本的にこの機能別消防団に関しては消防本部の方が今非常に詳細に研究しておりまして、今方針を定めておりますので、もしあれでしたら、またあとで答えてもらいたいんですけども、その職員、消防団に入っていない職員だけじゃなくってそういった地域の機能別消防団を組織したときに、その消防団員に入っていない職員もそこに入って一緒に活動するというようなそういった組織だてができればいいかなあというふうな考えを持っております。いずれにいたしましても、今回の件はちょっと行き違いもありましたし、私どもも反省すべき点が多々ありますので、もう一度関係者、振興局長等の集めた会議の中ですね、この点をきっちり打ち合わせて方針をきっちり決めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 消防の立場として機能別消防団員と消防団応援隊について、私の方から説明をしたいと思っております。機能別消防団員とは、主に消防団OBで地域での災害時、特に昼間に活動できる団員を、消防団応援隊とは自らの地域は自らで守る自助・共助の精神のもと、昼間の消防団活動を支援する組織で、自主防災組織、事業所、女性等の昼間地域におられる人の消防防災力を求めるものであります。機能別消防団員の制度とは、職務上の都合、体力的な理由などによりすべての災害、訓練に参加することができない人についても入団時に特定の活動、役割の範囲を定めた上で消防団に入団していただく制度となっております。これにつきましては、災害現場でのケガ等がございますので、公務災害の補償条例等の整備が必要でありますので、9月議会に向けて条例の整備を行いたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 児玉議員の経費削減に係る再質問についてお答えします。御指摘をいただいたように正に職員一丸となって、あるいは行政と市民が一丸となってこの行政経営を削減していくべきだという正に同感でございます。現に調査におきましても市内のLANの配線、今後の更なるIT化とあるいはまた、クールビズも少しでも期間を延ばすなり、また冬場にはウォームビズ等の関係も取り入れていきたいと考えておりますが、また小さな、身近な例では、市の用地の雑草等の除去にも市の職員がデスクワークの限られた合間の時間を活用して自ら除去していると、あるいはあさってですか、もう近々されますが、側溝のこの周辺の側溝の掃除等も職員が自ら行うというようなことで、できる分は職員で行い、また民間に委託する方が効果が上がる面はまたそういった面を取り入れながらやっていきたいと思っておりますので、考えは正に同じ考えだと思っておりますので、今後も引き続き努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） それでは一言お願いでございます。この機能別消防団員、私はもう必要だと思っております。やはり佐伯市を守り、地域を守っていく、やっぱ人員を確保するというので、やっぱこれは大切じゃあないかと思っておりますので、そのところ重々勘案しながらやっぱその行政の立場としてやはり皆さん、その地域の人でもいいんです。今OBと言いました。そのOBでもいいです。そういった組織づくり、その中でやはり職員、その入ってない職員たち、消防団に入団してない職員、そうした人たちにやはり積極的に、この消防とはまた違った組織になります。そこで、やはり皆様に協力体制を作らねばこれはもう地域を守っていけない状況に今なりつつありますので、そのところ重々配慮しながら行政の方もしっかりした体制、対応していただきますようお願いしておきます。これで終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、児玉議員の一般質問を終わります。

次に34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 午前の部最後になるか分かりませんが、34番、吉良、通告に従いまして一般質問を行いたいと思っております。6月も中旬になりまして、農繁期もピークを過ぎたころと思っております。今年はまとまった雨により、水量も十分あると順調に農繁期を迎えられたことにホッとするとところであります。また、今年は大分国体が9月に開催されるということで、例年ですと9月に県民体育大会が開催をされておりましたが、今年は今月末に開催をされるということで、佐伯代表の選手皆さんの御健闘をお祈り申し上げます。

さて、それでは早速ですが質問に入りたいと思っております。今回は三つのテーマの質問であります。よろしくお願い申し上げます。まず1点目は、佐伯市におけるBDFバイオディーゼル燃料の今後の展開についてであります。クールアース推進構想という言葉聞いたことがあると思っております。今年の7月に洞爺湖サミットが北海道で開催され、世界経済や環境問題などについての話し合いが行われますが、日本が掲げる提案として、クールアース推進構想が示されているということであります。今、環境問題が世界的にもクローズアップされております。我が国でもメディアなどを通じてたくさんの啓発活動が行われておりますが、1997年の京都議定書から10年を経過し、今年の洞爺湖サミットを通じて環境に対しての取組がますます進められてくるものと考えられます。今後は地方自治体、各市町村単位でも環境への取組が重要視されてくると思っておりますし、ここ佐伯市においてもどこの自治体よりも率先をして取り組んでいると、そんなまちになればいいなあと思いを巡らせているところであります。農林水産

省が推進している取組にバイオスタウンがあります。その定義は広く、地域関係者の連携のもと、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマスの利活用が行われているか、あるいは今後見込まれている地域として国が認定した地域です。全国的にも各地で普及をされておりまして、大分県では日田市と宇佐市が取り組んでいる状況であります。自然豊かなここ佐伯市もバイオスタウンとしての位置づけをしよう。そんな思いを込めて現状の把握と今後の展開を期待して質問をしたいと思えます。まず、弥生にあるBDF施設ですが、平成17年に約800万円だったと思えますが、施設を造りまして直接行政機関が取り組んでいるのは19年度現在では、県内では佐伯だけということでありまして。現在その取組として、学校給食等の廃食油を回収してバイオディーゼル燃料を精製しているようです。今後更なる期待を見出すためにも稼働率を高めることが重要だと考えますが、市としてはどう考えているのでしょうか。学校給食等の廃食油だけでなく、一般家庭からの廃食油も回収をして活用してみればいいのではないかと考えますし、市民からもそういった声をお聞きします。取組の拡大について市の見解をお聞かせください。次に、本市では菜の花エコプロジェクトを推進しています。菜種を収集し活用すると、それは大変いいことだと思うんですが、聞くところによりますと、菜種油を精製するのに鹿児島の方まで外注をしているということでありまして。今後はもっと設備投資をして充実をさせて佐伯市内で精製化をする考えはないのかお尋ねをします。また、こういった取組は市民の方も関心が高いようでありまして。他市の事例を見ても民活により行政と住民が共同で取り組んでいる例が多いのも特徴の一つです。本市でも市民の方、団体ですか、弥生のBDF施設を利活用させてほしいとの声は実際にあるようにありますが、市の考えをお聞かせいただければと思えます。

次に大きな2点目として、災害時の対応は万全かと題して質問をいたします。この災害時、また火災の関係につきましては、今回昨日、今日とまた今後もたくさんの質問が出されております。ピンポイントで重複する部分もあるかと思えますが、ピンポイントでお聞きをしたいと思えますので、よろしく願います。災害の要因として地震、台風、火災などが挙げられます。この中の火災については、山林、人家などさまざまな規模のものがありますが、先日の大手町の火災は全国的にも報道され、特に鎮火まで3時間以上要したことが注目をされております。大手町関係者を始め、火災で被災に遭われた方々にこの場をお借りして改めてお見舞いを申し上げます。また、今回の火災によりたくさんの意見や要望をお聞きしました。その中で出てくるのが、災害時の行政の対応への疑問であります。災害というのはいつ、どこで発生するのか分かりませんが、今後火災等の災害・被害を最小限にとどめるための体制が重要であり、また課題であると考えますが、市として今後の課題対策をどうとらえているのかお聞きをするといった質問を通告しておりますが、先ほどの河野議員の中でこの質問が出されまして、執行部の答弁をいただいておりますので、この件について私はもう質問をしないということできたいと思えます。そして、個別相談等の窓口を設置をしたということでありまして、その機能、役割についてお尋ねをします。また、相談窓口に対して市民への周知徹底について、今後の対応はどう考えているのかお聞きをします。さらに先ほどの話もありましたが、消防団についてであります。この一般質問の中でも市の職員が消防団に入っていないと、もっと市の職員も消防団に入るべきじゃないのかという先ほどの話もありましたし、過去そういった議論もされております。ちょっと宇目の例を出したいと思えます。

宇目地域では旧宇目町時代から職員で構成している消防本部分団を設置しております。その役割は火災の現場はですね消防署と最寄りの消防団が消火活動をしますので、消防団本部の役割として火災周辺の交通整理、被災者や周辺住民への安全確保、安全が確認されるまでの連絡調整、消防行事の準備などを行っております。また台風の場合は、土・日、昼夜問わず振興局に詰めて各分団や地域との連絡調整、避難への対応、危険箇所への対応、巡回など災害時における重要な役割を担っております。市全体でみますとこの本部分団がある地域、ない地域があるようにあります。今後の必要性についてどう考えるか、今後必要性は考えられないかお聞きをしたいと思っております。

そして最後、大きな3点目ですが、森林保全とシカ被害対策についてと題してお尋ねをします。森林保全の考え方として、最初環境問題、バイオマスと根幹は同じと思っておりますが、循環型社会の実現が求められている中、木質バイオマス資源の利用促進が全国的に進められております。大分県では日田市がバイオマスタウンの一環としてバイオペレットの取組が注目をされております。このバイオペレットというのは、スギの樹皮など木材のいわゆる要らない部分を粉砕、乾燥させて固形燃料にし石炭ボイラーの役割を担うといったものであります。最近、テレビニュースや新聞などでも取り上げているのを目にします。また、最初のバイオ燃料もそうですが、現在燃料の高騰により家庭の負担はもとより、農業や水産業など地場産業も大変厳しい状況であります。こういった状況を軽減するためにも、また支援するためにも新エネルギーの活用を重要視したいものであります。市の総面積約86%を山林が占めております本市においても環境基本計画に掲げている、こちちらであります。環境基本計画に掲げている木質バイオマスエネルギーの有効活用を具体化して積極的に取り組んでみてもいいのではと思っておりますが、いかがでしょうか。海岸の漂着ごみの問題等も取り上げられておりますが、バイオペレットの取組によって流木等を減少させる効果があるとも考えられますが、実質的に取り組めないかお尋ねをします。次に、シカ被害対策についてお尋ねをします。このシカ被害対策については、これまでも一般質問等で何度も質問を出されております。そこで、佐伯市にとって特に農林業従事者にとってはこのシカ被害というのは切実で深刻な問題であります。これまでシカ被害対策は県も含めてたくさんの対策事業を進めておりますが、依然シカの生息状況の実態を見てみますと、この佐伯903エコプランから抜粋をしますが、佐伯管内の生息数は推計値でおよそ3万頭だと書かれております。本来適正な生息頭数は1平方キロメートル範囲で3頭と言われておりますが、現状では1平方キロメートル範囲で40頭近くに達していると言われております。ということで、これまでたくさんの対策事業を行ってりましたが、これだけいびつなほどシカの生息頭数が増えた現状を考えると、もう捕獲に力を入れるしかないのかなあと考えるわけであります。本市も10年間で10分の1に、約3万頭を2017年には適正規模の3,000頭に頭数を調整すると計画をしておりますが、切にそれを望むところでありますが、その具体的な対策はどのように考えているのかお尋ねをしたいと思っております。また、実績として現在1年間で何頭ほどシカを捕獲しているのか。そして有害鳥獣捕獲期間、いわゆるかじめというものですが、その期間に何頭ほど捕獲をしているのかお聞きをしたいと思っております。以上、三つのテーマについて質問をいたします。ポジティブな答弁を期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。すみません。ちょっと訂正をいたします。ちょっと質問が抜けておりました。

昨日和久議員からも出されておりましたが、水利の確保というのがこの消防に対しては必

要になってきております。この前の大手前火災を見ましても防火水槽の水がすべて無くなったといった状況であります。消火栓との絡みもありますが、そういった状況の中で、特に市内の密集地の水利の確保は万全にできているのか。都会ではですね、公園などの地下に防火水槽を設置し、水利を確保しているといった事例等もあります。佐伯の現状はどうか、また今後の必要性はどう考えるのかを付け加えて質問をしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員の御質問に3点ございますが、この中で佐伯市におけるBDFバイオディーゼルの燃料の今後の展開についてということですが、そうした基本的な答弁になっておりますのが、佐伯市環境計画でございます。これについては私も佐伯市は昨年度、佐伯市環境基本計画さいき903エコプラン、903というのは903平方キロということでこれをまあエコプランという形で策定をいたしました。これは今世紀一番問題になっております地球温暖化対策を始めとするさまざまな環境問題について、佐伯市が今後進むべき基本的な方向を示したものであります。合併以前には十分できなかったことが、九州一広大な新佐伯市のスケールメリットを最大限に生かすことで、総合的・効果的に環境施策を推進していくことができるようになったと私は考えております。その中で、議員お尋ねのBDF燃料や森林保全につきましても、その計画の中では省資源、省エネを進め、地球温暖化を巡り、また地球環境にやさしい取組を進めるといった基本的な施策の中で、明確に位置づけております。そうした中で作ったのがこの基本計画で、特にこれを計画したことによって今年度から研究し、また実行する部分、今までやってきたバイオディーゼル等について、より推進していく部分というのをこうした位置づけをさせていただいたわけです。また、木質バイオについても私の方も研究しておりまして、これは県内では議員御指摘のとおり、日田市が今稼動しております。これについては不要部分の実施ということでやっておりますが、お隣の方の宮崎県ではこれは日向市、両市ともこれは商社との形で行政側がほとんどタッチしていない会社の立ち上げをやっております。これはいわゆる一般木材のおがくずを中心とした部分でやってると、そうした部分のバイオについても今資料的には一応もっております。そうした全体を今調べて情報収集し、本市としてもこれだけのある意味では天然資源、いわゆる循環型燃料とわたし言うんです木材、こうしたものを持ったことによって原油対策、いわゆる無炭素化、化石燃料を使わない地域での発展ができるんじゃないかということで、こうしたことを参考にしながら今後研究し、是非ともこうした部分には取り組んでまいりたいと思っております。詳細等につきましては、担当部長にそれぞれ答弁させていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 吉良議員さんの御質問で、1点目は佐伯市におけますバイオディーゼルの件、それから森林保全とシカ対策について、それぞれ細目3点ずついただいておりますので、お答えを申し上げます。まず、バイオディーゼルの件でございますが、市といたしましては、平成20年度から新たに佐伯市エコ・プロジェクトとしまして、菜の花の作付けを通じて遊休地の活用や環境への取組を進める菜の花環境プロジェクト、さらに廃食油の利用を促進する新油田プロジェクトを一括した取組として推進を強化しようとしております。施設の稼働率を高めるためには回収対象の拡大が必要であることから、新油田プロジェクトにおいては、学校給食センター、飲食業者、一般家庭から排出される廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料を製造することとしておりますが、一般家庭については回収体制がいまだ整

備されていないことから、個別回収体制が存在する地区の回収を優先して行いたいと考えております。また、油の精製に関する設備投資につきましては、現在のところ菜種の数量が少ないことから、搾油を鹿児島県の業者に依頼しておりますが、プロジェクトの進展により、増産が図られてくれば新たな設備投資についても検討していきたいと思っております。そのような観点から、今後は民間からの協力も得つつ回収量の増加に力を入れ、プロジェクトの着実な推進に努めていきたいと考えております。

次に、森林保全とシカ被害対策についてでございますが、まず、木質バイオマス資源の取組についてお答えをいたします。近年、原油価格の高騰などを背景にバイオマス資源の利用促進が全国的に期待されているところでございます。とりわけ、木質バイオマス資源の利用については、京都議定書で定められた温室効果ガス削減目標を達成するための一翼を担っていることから、佐伯市においても平成18年2月に木質バイオマスエネルギー有効利用検討調査報告書を取りまとめ、木質バイオマスエネルギー導入計画を策定いたしました。具体的な取組といたしましては、昨年の4月に木材共販所で発生するスギ皮を炭化させてエネルギーとして利用するための大型炭化装置が完成をいたしました。木質ペレットについても温室農業用ハウスの補助加温機での利用の可能性が考えられることから、今後、日田市の取組を参考にしながら推進していきたいと考えております。次に、シカ被害対策についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、有害鳥獣につきましては、捕獲により個体数減少させることを最重要課題として取り組んでおり、シカに関しましては毎年捕獲頭数が増加をしております。平成19年度の実績は3,258頭でありまして、そのうち有害鳥獣捕獲期間内は1,191頭を捕獲しております。昨年度から有害鳥獣の捕獲許可期間を通常連続30日間から60日間に延長することや、被害が多く発生している地域において許可頭数を増やすなど、柔軟に対応することにより期間内の目標捕獲頭数を1,600頭と更に増やして設定をしております。また、通常の狩猟期間につきましても期間の延長を県に要請を行い、シカによる被害の削減を図っていききたいと考えております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 個別相談窓口の機能・役割はとの御質問ですが、今回の大手町の火災は現場が中心市街地であり、希有な大火災であったため被災者からの要望や今後の支援を行うため、相談窓口を設置すべきとの判断から取り急ぎ防災課の職員が担当し、被災者の相談内容により各部関係職員に連絡を取りながらそれぞれの対応を図ってまいったものであります。しかし、被災者からの要望及び相談内容は多岐にわたるため、それぞれの要件に応じて専門の担当課が個別に対応した方がスムーズに図られるとの判断から、一定の時点から個別相談窓口と変更いたしまして、各担当の内容を記載したペーパーを被災者の方々へ配布し、周知していただいたという経過であります。したがって、念のため申し添えますが、この個別相談窓口は制度化されているものではありませんで、今回の大手町火災へ対応しての臨時的なものであります。次に、消防本部分団についてですが、現在佐伯市は連合消防団制を採っており、九つの消防団で組織されています。その中で、職員で構成する消防本部分団を設置している消防団は本匠と宇目であります。そのほかの消防団は本部分団は設置していませんが、本部分団の役割をそれぞれの団の中で調整して行っているという現状です。今後の本部分団の設置につきましては、佐伯市消防団組織検討委員会の中でも団員減少に伴う消防力低下が懸念されていることから、本部分団としての組織についても前向きに現在検討しているところ

るであります。以上です。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 吉良議員さんの質問で、市内において密集地の水利確保と防火水槽の現状、今後の必要性についてでございますが、密集地における消防水利につきましては、消防水利の基準に基づき基準以上の水利を確保しております。また、防火水槽につきましては、佐伯市全体で824基の防火水槽があります。内訳は佐伯271基、上浦41基、弥生89基、本匠72基、宇目110基、直川72基、鶴見31基、米水津29基、蒲江109基であります。今後、東南海・南海地震が予想される中で、消防水利の確保のため耐震性の防火水槽も設置していきたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） ちょっと今回質問が多いんで、頭がこんがらならないようにしちよかなきゃいけないんですが、大変全体的に非常に前向きな答弁をいただいたなあという印象を受けております。その中で、再質問ということではありますが、特別前向きな本当前向きな答弁だったので、ちょっとかいつまんでですね、再質問をしたいと思うんですが。まず、先ほどの水利の確保ということで質問をしまして、耐震型の設置を今後検討しているということでもあります。水利の確保でもうとにかく消火活動で一番必要なものとはとにかく水利だということでもありますので、その辺をですねもう十分今回の火災も一つの教訓になると思います。今後の体制をですね強化させるためにも是非その辺の取組をよろしくお願いしたいと思います。また、個別相談の件であります。現在制度化はされてないと、緊急に今回のケースで設置をしたということでもあります。この個別相談というのはですね、要は地域の要望を聞くことは当然もちろんと思うんですが、やっぱり連絡体制というのも一つの個別相談の役割に含まれてくるんじゃないかなあと思います。今回の大手前火災で、そこに住んでいる地元の方はもちろんであります。炊き出しをしたとか、テントを設置したということもしてありました。その中で、宇目の方なんです。炊き出しをするのであれば米が必要じゃなからうかと、米をやることはできんかなあというふうな、その後そういった話もありました。そういったことを考えると地震等災害たくさんありますが、そういったですね、その被災者以外のところでもですねそういった何か必要なものはないかと、そういった連絡体制ですね。そういうのが受付ができる体制ができると、また今どういうものが不足しているとか、そういうのを逆に周知してあげて、またこういうのが必要ないかという市民の方からそういう声があったときに、ああそういうのが是非必要だ、必要ないといったそういったですね窓口も設置をすると、その現場だけじゃなくてですね、そういった広いみんな相互助け合いの精神といいますが、困ったのは助けてあげたいなあという思いを持っていると思いますので、そういったものをですね聞く、受け入れる。そういった調整ができる機関も今後検討していったらどうかなあと思いますので、その点いかがかなあと思いますので、再質問をしたいと思います。それと消防本部、本匠と宇目だけ現在設置をされていると、組織検討委員会で前向きに検討しているという答弁でありました。是非ですね、実際私も宇目に住んでおまして、そういった消防団にも入っております。災害等に出掛けておりますが、やっぱりそういった本部分団の機能というのは非常にやはり役割が大きいと思っておりますので、是非全市的に体制が取れるような取組をよろしくお願いしたいと思います。

それとB D Fの今後の展開ということで、非常に前向きな答弁をいただいたなあと思って

おります。その中で、家庭用の廃食油も回収というのがまだ現在されていないということであり、なかなかですね、部長の言われるように全市的に一斉にこれを始めるというのはちょっと難しい部分もあるのかなあというふうにも思います。そこで考えてるんですが、既に取組をしている自治体はたくさん他県にもあります。そういったとこの意見も取り入れて、どういった体制でやってるかというのも研究するののも一つかなあと思っておりますし、試験的にですね自治会等にそういう回収のプランをですね設置して、自治体等に呼び掛けてモデル的に実施できないかと、実施する地域を募ってみたりするのも取組の一つかなあと思いません、そういった取組はできないかですね、考えてみないかお尋ねをしたいと思えます。また、菜種油の件ですが、今鹿児島の方に外注していると、もうちょっと収量が増えたときに地元でも考えたいということでもあります。是非ですねそういった拡大の取組をしていただきたいと思うんですが、どうしても財源的な部分というのが当然出てくる。設備投資するにはお金が要ると思えます。その中で、冒頭の中で私も言いましたが、バイオスタウンという構想があります。それは国が農林水産省が行っている、要はプランを策定してその中で国が認めれば交付金が出るという、これ県を通さず国から直に自治体に交付金が出るというふうなシステム、国の方もそういうふうなものに力を入れておりますので、そういう制度もありますので、そういった制度もバイオスタウンという制度も研究してみてもどうかかなあと思えます。そのためには基本計画はできてるということではありますが、もっと具体的な内容に踏み込んだですね計画を策定して、国の方に示して認めていただくというふうな取組も今後進めていったらいいんじゃないかと思えますので、その辺の取組ができないかですね、していただけないかお尋ねをしたいと思えます。それとですね、市民から施設を利用させてほしいという声の部分の答弁がなかったようにあるんですが、ちょっとその辺をですねもう1回答弁をいただきたいと思えます。それと木質バイオマスの件であります、これは日田市の取組を参考にとということでもあります。かなりこういった取組も全市的に進んでおります。日田市のこの取組を参考にと言われておりましたが、この日田市の取組もバイオスタウン構想の中にあるというふうにお聞きしておりますので、その辺を踏まえてですね、佐伯でも実現できるように、とにかくテーマはバイオスタウンを考えないかというところに行き着くかも知れませんが、そういった部分をですね是非検証していただいて積極的に取り組んでいただきたいなあと思っております。

それとシカ保護のですね計画であります、期間の延長など、規制緩和などをして進んでいるということでもあります。実績を報告していただきましたが、19年度が3,258頭と、私もちょっと調べたんですが、18年度が2,445頭、これが19年度に3,258頭に増えております。ちなみに有害捕獲の期間は18年度が756頭、それが19年度が1,191頭に拡大をしているということでもあります。猟期は18年度が1,689頭、19年度が2,067頭という、いずれも増えている傾向にあります。この要因としては、これまで県が補助して4,000円ですかね、1頭4,000円の補助をして、そしてまた市も上乗せをして補助をしようということで、19年度県・市の補助で8,000円、1頭8,000円の補助をしたという中で捕獲頭数が増えているという。非常にうれしい実績が出てるのかなあと思っております。しかしながら、非常にまだ1平方キロに40頭ですか、それを1平方キロに3頭まで減らそうという中で考えたときに、今年度は有害鳥獣で1,600頭の捕獲を計画していると書いております。佐伯に3万頭の現在シカがいるということなんです、単純に考えたらこのペースでいきますと確かに10年後には3,000頭に減らすことは

できると思いますこの計画でいくと。しかしながら、やっぱり生物でありますので繁殖というものがあります。それを考えると、仮に今3万頭シカがいると、その中の約半分がメスとしたら1万5,000頭、その半分約7,500頭が繁殖して子どもを産んだといったのを考えたら単純に年間それだけで7,500頭増えるということになります。それを考えるともっともっと1,600でなくて、もっと早い時期で捕獲をするような姿勢をみせなくちゃいけないのかなあと、林業従事者は大変高齢化もしております。じゃあ10年後にと言いますが、じゃあ10年たったときに、じゃあそれだけの力があるのかと、その林業を支えていけないわあというふうな実際声もありますし、また猟師の方も高齢化が進んで人数が減ってるという中で10年後と言ってもなかなかじゃあ10年後にそこまでできるかなあと、やっぱり早い段階での対応が必要になってくるのかなあと考えております。非常にシカ被害が多いと、本当ここ10年ですね、部長も先日宇目に来ていただいてですね、シカ被害の状況を見ていただいたこと本当感謝申し上げます。大変切実な問題であることも部長も十分認識されたんじゃないかなあとと思います。その中でもう大変本当シカが多い中で、とにかく頭数の調整をしなければいけない。シカと人がですね共生共存できる場、環境づくりをしていかななくちゃいけないという中で、非常に増えているシカを何とか捕獲していかななくちゃいけないという現実にあるわけでありまして。そこで、現在1頭8,000円でしておりますが、そこをもうちょっとですね上乘せして、例えば1万にするとか、若しくは猟期にもですねそういう補助金を出すとか、やっぱそういうふうな、ただ規制緩和だけじゃですね、どうしても猟師の話を聞きますと夏山に入るのが大変だあというふうな中で、やっぱその分ですね、見返りじゃありませんが、やはりそういう金額をですねもうちょっと高めに設定してあげればですね、猟師ももっととりやすい環境にあるのかなあとと思いますので、その辺、現在8,000円であります、1万円にするとか若しくは繁殖期はちょっと上乘せをするとか、そういった対策も必要かなあとと思うんですが、その点について考えがあればお聞かせいただければと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 再質問にお答えします。個別相談窓口の件でございますけども、今回の火災につきましては、行政といたしましてもいろいろと反省すべきことはあったというふうに認識しております。議員の言われる主旨はよく理解できますので、今後において研究させていただきます。それから2点目の消防本部分団の件についてちょっとお答えしたいと思います。この消防本部分団のメンバーはあくまで職員ということでございますから、今後の必要性は確かに認めるんであります、問題は現在の行革の方針の中では簡単にいかないという点があるということです。というのは、振興局の職員の構成を消防本部分団のメンバー構成を第一義的にして行うわけにはなかなかいかないという面もありますので、非常にネックもありますので、これについても十分研究をさせていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 吉良議員さんから再質問をいただいております。順を追ってお答えをさせていただきます。まず初めに、バイオディーゼルの関係の回収量の拡大についてということでございます。確かに今全市的に家庭用の回収まで完全に手が付けられてないようでございますが、その辺のところは今後のもう本当に一番の課題となっております。今年度がまずそれに替わるところの一つとしまして、先ほど申し上げましたように、名前は新油田プロジェクトということで付けてますが、業者、レストラン、そういったところの回収に力を

入れていきたいというのが1点あります。そういったところには協力店のステッカーをはっていただくとか、そういう環境のアピールもしながら、そういったところの拡大も図ってきたいというふうに思っております。それから先ほど議員さんの提案もありましたように、佐伯市全体の中には既にもう回収のやり方ができている地域もあります。そういった区は区の方から、前にやりたいんだがという申入れをいただいている区もありますので、そういった区をモデル的に進めながら拡大を図っていくのが一つのやっぱりいい方法じゃあないかと思っておりますので、その辺のところも取組を進めていきたいというふうに思っております。それからもう一つは、バイオマスタウン構想で利用するものがあるんじゃないかということで御提案をいただきましたが、これは確かに言われましたように、国の直轄事業で国から直接市町村に事業が来るものでございまして、昨年も熊本の農政局の方からそういった広報にもまいっております。私どももそういった資料を基に使えるものがあるかどうかというのは十分研究していく必要があるというふうに思っております。それと、現在BDFを精製しておりますところの民間活用についてでございますが、将来的な話もありますが、当面は今申し上げましたように、回収体制とかそういったものが確立しておりませんので、しばらくは現状の形で推移をせざるを得ないのかなと考えておりますので、当面は市の方でやっていきたいというふうに思っております。それと木質バイオマスの件でございますが、これは議員さんが言われましたように、日田市で木質バイオマスの製造を始めました。もう一つは市長が申しましたように、門川でもその木質バイオマスを製造する予定が出てきております。この木質バイオマスについては、大きく炭化したものを炭で使うものと、そのまま乾燥したペレットで使うもの、二つの種類があります。炭については先ほど申しましたように、広域森林組合が既に炭ペレットを作っておりますので、これについては床木のあるハウスみかん農家がもう既に実証実験を行っております。それから木質ペレットについては、私どももそういった機会ができてくれば早めの実験等を行いながら効果を確認してハウス農家の方の原油高騰対策の一助になればというふうに考えておりますので、これは是非そういったものをうまくいくようにあれば進めていく必要がある。その方がやはり原油高騰に対する農家の支援にもなるんじゃないかと思っておりますので、この辺は十分検討していきたいというふうに思っております。

それから、最後の質問の現在シカを駆除していただくときに補助としてから8,000円を差し上げておりますが、確かに猟師の方々が猟に入るときには1人で入るんじゃなくて、それぞれグループを作って入っておりますので、1頭、2頭の捕獲ではなかなか合わないようなことがあります。そういったところについて、かなりカバーしていかないと言われますように、シカの駆除にはなかなかつながらない面がありますので、そのプラスアルファの分をどうするかということにつきましては、これは策を考えるというふうな、これも市長の指示もありますので、この補助金8,000円以外の補助金についてはどうした方法が一番いいかということについて、具体的な検討に入りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 災害の件から答弁いただきましたので、研究を今後図ってきたいということでありますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。また、消防本部分団のあり方、行革等の職員配置の関係もネックになるということでもあります、要はですね今回の本

部分団を設置したらどうかという話の根底には、このうちの火災の時に消防団ですね、地元消防団も消防署も消火活動にやはり専念するというのがもう基本である。で、結局消火活動をするためのやっぱり周りのですね、そういう環境を作ってあげなくちゃいけないというのがやっぱり必要かと思えます。交通整理とかですね、そういう地域の人の安全確保とかやっぱそういう体制を作ってあげて、消火活動が円滑にできる体制もやはり必要じゃあなかるうかと思えます。宇目の場合はですねそういう消防団があって、そういう役割を担っていると。だからそういう役割をですね担える体制を是非作っていただきたいと思えます。事例として、本部を作ったらどうかと言いましたが、要はそういう体制を作れる態勢を作っていただきたいと思えますので、その辺を踏まえてですね、十分研究をしていただきたいなあと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。そういう消火活動が円滑にできる体制をですね、是非考えていただきたいなあと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それとBDFの関係ですが、家庭までなかなか大変だと、家庭用も一部では実施をしている所がもう既にあるということでもありますので、実施している所があるんであればもっと取組が入りやすいのかなと思えますので、是非ともその辺よろしくお願ひしたいと、もう実施をしていると、あるということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。それと業者ですか、飲食店とかで回収を今年度は進めようかというふうな話であります。飲食店のですね話を聞いて見ますと、何か廃油をためててですね、それを業者がもう既にお買いに来るといいますか、取りに来る。何かそういう何かことがもうできてるみたいであります。その中でじゃあ市の方でっていうふうに入っていくと思えますので、その辺もですね、そういった状況の中で飲食店のも回収するということでもありますので、御存じと思うんですが、そういう部分もですね、考えながらやっていただきたいなあと思っております。それと今の施設をですね、今後どうするのかと、民活で活用するのかという答弁を、まあ当面は市の方で対応したいというふうな答弁をいただいております。せつかくある施設であります。今市で対応していると、今担当職員がですね実際に行って今精製をしているという状況というのをお聞きをしました。学校給食の廃油等をですね、集めたやつを職員が今やっているというふうに聞きました。実際ですね、職員がやってる状況の中で、当面は市の方でということでもありますので、今後考えたときに職員じゃなくてですね、やっぱそういう組織があれば組織を作ってくださいね、独立してやっていけるようなですね、職員がしなくてもできるような体制を作ってくださいと、で職員がやるといえば当然勤務時間ということでもありますので、やっぱフル稼働という訳にはなかなかいかないんじゃないかと思えますので、今年度は116万ですか予算を組んで人件費も考えているということでもありますので、その辺をですね当面の間という言われ方をしましたので、将来的にはですねやはりそういう行政じゃあなくてですね、やっぱ民間との共同なり、民間主体でやれるような体制を作っていく必要があるかなあと、将来的にはですね思うんですが、その辺まあ再々質問になるんですけど、どのように考えてるのかなあと、もう当面と言われましたが、ずーっともう職員でしていくつもりなんか、それとも民間でそういう取り組みたいというですね、団体なりがあればそういうとこに移譲していくと、その辺の考えがあればですねお聞かせをいただきたいと思えます。それと、このBDF新エネルギーの活用ということで質問をさせていただきましたが、現在廃食油また菜種の取組をしている中で、それ以外のエネルギーもやはり研究していくことも大事ななあと思えます。佐伯はこういうエネルギーを活用しているんだというようなですね、それ以外の

エネルギーもやはり研究して取り組んでいったらいいんじゃないかなあと思います。一例ではありますが、キャッサバという食物があって今全国的にもタイで生産されているということなんですが、全国的にも今それが注目されていて燃料の替わりになる。収量が多いということで非常に注目をされている。また、日本では本式稼働、栽培を本格的な栽培はしておりませんが、試験的に取り組んでいる動きがあるということでもありますので、ちょっとその辺です研究してみたらどうかなあと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。新エネルギーの研究ですね、今後考えていったらいいんじゃないかと思うんですが、その辺考えがあれば御答弁をいただきたいなあと思います。

最後にシカの捕獲の件ですが、前向きな答弁を非常にいただいたとっておりますので、非常に切実な問題を打破するためにはやはり捕獲しかないのかなあ、そのためにはやはり捕獲のしやすい環境を作る。補助金等も見直すというふうな取組を是非お願ひしたいと思ひます。森林組合からも市に対して、このシカの対策の補助金が出ていると思ひます。それを今合算してですね、会計の中で合算をして補助金を出していると思うんですが、合算じゃなくて上乘せという形ですね、それをみてもいいんじゃないかなあと思ひますので、その辺も是非検討をいただきたいと思ひます。答弁がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わりたいと思ひます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員からいろんな中での御質問をいただいておりますが、今私どもの市の方がですね取り組んでいる中の事業で、総理府の方で都市環境モデルというのを今公募しております。これは全国で10か所指定するというございまして、これに全国で今82か所が公募しております。その中の私どもも九州管内では約10か所公募しておりますが、大分県内では4か所ありますが、当佐伯市もさいき903-C O₂イーター事業という形ですね、さっき議員が言われたことを全部網羅した形で環境モデル都市の指定に向けて今大分大学と一緒に、その中の大きな流れの中に上げておりますのが、木質バイオエネルギー、菜の花エコプロジェクト、新油田プロジェクト、人工藻場、また市役所におけるいろんな環境問題、地球温暖化に向けとか、いろんな角度からのそうしたモデル指定を今申請しておりますので、そうしたことによってこれがすることによって議員が今言われたことがほとんど網羅されると思ひます。中には新エネルギーの中でもまた違った中でもジャストロファと言うんですが、こんな問題とかですね、私たちが考えない形がいろんな形での成果が現われると思ひますが、非常に各地、各いろんなエネルギーに関係する申込みがあつておりますので、こうしたことを私たちもしながら、佐伯市がさっき言ったバイオだけでなく、新エネルギーとしての広い903平方キロをですねやっていきたいと思ひますので、現在そうした中での経過中ということだけこの場を借りて報告させていただき、また佐伯市における資源を活用したまちづくりにやっていきたいと思ひます。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 吉良議員の再々質問でございますが、1点は先ほどありました現在バイオディーゼルの精製しておるところの民間活用についてでございます。これは先ほど申しましたように、今の時点では当面市の方でいきたいというふうに思ひますが、将来的に今度は民間の方々にお願ひするようになった場合には、今の施設の精製規模でもういいのかわるかというそういった問題もあります。これはもう3年前に県のモデル事業を受けてして

おりますので、あくまでもモデル的な精製機械でございますから、そういった検証もある中で、あとは民間の方とか、例えばNPO法人の方とか、いろんな受け皿が考えられると思いますので、将来的にはそういったことの十分検討する必要があるとは思っております。それから、新エネルギーはもう市長が申しましたが。

シカの捕獲に対する手当等、そういったものにつきましては、先ほど言いましたように私どももこの8,000円の補助金だけではなかなかシカの減少にはつながりにくい面があると思っておりますので、その辺は具体的に十分早い時期に検討していかなければいけないと思って検討するようにしております。

議長（児玉忠義） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に39番、村松講一君。

39番（村松講一） 39番、あまべの会、蒲江選挙区、村松講一です。やっとの思いの高速道路の開通、大分国体も控え、その先には北京オリンピックと明るい話題も聞こえてまいりますが、まずは先般の大手前火災につきまして、被災者の方々始め、御関係の皆様にご心からお見舞いと消防活動に御尽力の方々の御労苦に対し感謝を申し上げ、一日も早い復興再建をお祈りする次第であります。今定例会一般質問22名中私は9番目でありまして、連日白熱の議論が続いております。執行部席のひな壇も顔ぶれがだいぶ変わりましたが、市民にとりましても私ども議会にとりましても今期最後の1年となり、期待の集まる場所でもあります。

私は今回の質問、生活排水処理事業と水産振興、そしてスクールバス事業の2点についてお尋ねいたしますが、明快な答弁をお願いいたします。公共下水道、つまり生活排水処理事業関係についてであります。今回で都合3度目になります。6月は環境月間です。きれいな空気ときれいな水、それは生きとし生けるものの命の根源です。決して汚してはいけません。と呼び掛ける地球の環境を全世界で力を合わせて守ろうというエコキャンペーンがテレビ番組でも大きく取扱われております。きれいな河川や海を守るために大きなウエイトを占められているのが生活排水処理であります。資料を担当課からいただいて配布いたしておりますが、本市の生活排水処理率54.2%、旧町村別で見ますと上は鶴見町97.5%、以下直川90.4%、宇目72.4%、弥生70%、上浦59.4%、本匠52.4%、佐伯51.8%、米水津24.6%、なぜか蒲江は22.5%であります。上下大きな格差があります。平成17年度末で50.7%でありました。19年度末で54.2%、2年で3.5ポイントアップであります。県下では低い方です。処理率を上げるためには、まず50%以下の所の底上げが大事だと考えますが、今後の整備計画をお尋ねいたします。あわせて、蒲江地域の計画もお聞きいたします。蒲江地区では特定環境保全公共下水道で整備が今始まろうとしています。畑野浦地区でもこの方式で計画されていますが、私どもあまべの会で会派の視察研修の一環として、青森県十和田市のPFI方式、民活による方式による市町村設置型浄化槽整備事業を見てまいりました。県内でも最近、由布市、旧挾間町で公共下水道事業の見直しを決め、国や県への補助金や下水道事業債の返還償還で数億円の支出と報道をされております。挾間町の場合、旧挾間町の

場合、総事業費122億で第1期計画に着工後、事業を休止していましたが、全面中止いたしまして財政難でということであります。一般的には公共下水道は1世帯1,000万円、浄化槽設備なら100万円と言われておまして、視察先の十和田も集合処理から個別処理の浄化槽での整備へと方針を大きく転換し、浄化槽も個人設置補助から市町村設置型へと計画されており、全国的に未整備地域は浄化槽事業への取組が主流となっていると聞いております。本市の取り残された未整備の地域の今後の計画とPFI方式を取り入れた市町村設置型浄化槽計画は考えられないかも、お聞きをいたします。今までの答弁は農水部長や下水道部長であります。この人たちの答弁では地元での協議とか関心度や財政面等諸条件がそろった段階で県に協議を申し入れるとありました。その後、新たな進展はないのでしょうか。私ども議員は地域住民の代弁者であり、多くの人たちの支援をいただいております。個人的な意見を申し上げているではありません。私ども議会で地域の事情、実情を申し上げることは地域の関心度の高さの現れでもあります。海の大切さを考え、水産振興を考えれば生活排水処理対策の遅れている地域にとっては何を置いても取り組むべきと考えるが、市長始め執行部のお考えをお聞きをいたします。水産振興に関することですが、ヒラメ養殖業者への夏場の赤潮対策としての液体酸素事業のことについてお聞きをいたします。ヒラメ生産量日本一の本市であります。大分ヒラメとしてのブランド戦略も進行中ですが、海中からのポンプアップしての陸上養殖は夏場の赤潮、低酸素、有毒ガス発生等、地域によっては時々被害を耳にすることもある夏場では大変危険な事業でもあります。特に閉鎖性海域である入津湾に業者が集中しておまして、先ほど申しましたが、生活排水処理の進んでいない海域で最も心配されることでもあります。今年この対策として液体酸素事業を既に実施している方、新たに始める方への事業費の助成をということですが、本年度の対象者数、また県と市の補助割合、また年次についてもお聞きをいたします。

次に、スクールバス事業についてお聞きをいたします。このことにつきましては、18年12月の一般質問で、合併時のままで父兄負担に格差があるが速やかに是正すべきと思うが、今後の方針を示してほしいとお聞きをいたしましたところ、教育長の答弁では、父兄負担のない所、ある所、不公平間は否めないが、スクールバスの運行とともに佐伯市地域公共交通計画策定の中で今後十二分に検討していきたいとの答弁でありました。19年度中に是非やっていただきたいと、是正を是非お願いいたしたところですが、一部コミュニティバスは運行を始めましたが、どうしてこうも時間が掛かるのでしょうか。やっと本年3月通学費助成制度の原案が示されました。蒲江の子どもたちの父兄負担は1か月2,000円、年間2万4,000円、すべての子どもではありませんが、バス通学の子どもの父兄負担であります。既に3年間で7万2,000円負担の家庭もあります。4年間このまま4年間いきますと最大で9万6,000円負担の家庭もできます。片や無料の地域の子どものもあるわけでありまして。義務教育の過程で父兄負担にこのような不公平な格差を一体いつまで放っておくのでしょうか。国民健康保険、介護保険、水道料金、納税報奨金等ほとんど是正措置が講じられてまいりました。なぜこのことだけ残ったのでしょうか。負担の多い所の父兄の声が小さかったのでしょうか。新制度発足までの父兄負担の一部でも返還してはと思うが、市長のお考えをお聞きいたします。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員さんから、今回は生活排水処理事業と水産振興について、またスク

ールバス事業についての二つの質問をいただいております。特に今回の質問の要点というのは合併後における公平感ということと私も感じております。特に、合併後佐伯市においてはさまざまな形態での地域の実情によってそれぞれがまだ一体化になっていない部分がありますが、特にこうした一体化の中で言うのが、合併前に整理ができなかったことを新市になっての統一、それが良くなることについては積極的にこうした一般質問を上げていただくわけですが、負担が増えることについては非常に厳しい判断をいただいております。これを公平化するということは、どこにとっても負担が少なくなることは諸手を挙げて賛成いただけますが、負担が多くなる場所について私どもに対して、その調整が大きく影響してくるものと思っています。そうした中で議員からお尋ねがありました生活処理事業の点につきましては、議員がおっしゃいましたような資料のとおりでございますが、現在佐伯市では生活排水対策としての整備は公共下水道を始め、特定環境保全公共下水道や農村集落排水整備事業、漁業集落排水事業及び市町村設置による合併浄化槽整備事業、個人設置による合併浄化槽等の事業により進めております。現在の佐伯市の全体の処理構想は、合併以前の平成15年度に策定された大分県全域汚水適正処理構想によるもので、実態としては合併以前のそれぞれの旧市町村で策定した生活排水処理構想を併せて継承しているのが現在の佐伯市生活排水処理構想となっております。合併前の旧市町村においては、政治手法や地域の事情により策定された背景もあることから、新市となった現在においては地域間格差の是正を考慮しながら、これは新しい視点での生活排水処理全体を見直す必要が私はあると思っています。特に、こうした中でも厳しい財政状況ではありますが、先ほど申し上げましたように、市民が一体となった状態で昨年度は水道料金を調整されてきました。全体につきましてはいろんな形の中に処理構想の見直しやいろんなものの調整も必要としておりますが、そうした中で先ほど申し上げましたマイナスの部分がやっば発生する部分がありますので、そうした部分については皆さん方の御理解も賜ることもあっておりますので、よろしく願い申し上げます。詳細につきましては、担当部長より御答弁申し上げたいと思います。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） それでは生活排水処理事業についての御質問にお答えします。蒲江地区の整備計画についてですが、蒲江浦地域は昨年度特定環境保全公共下水道事業による事業認可を受け、本年度より工事に着手しました。平成25年度の事業完了を目指し今整備を進めておるところでございます。工事の際は、交通問題等いろんな点が考えられますが、地元の皆様を始め関係各位の御理解と御協力をいただきながら事業を推進していきたいと考えています。蒲江は水産のまちと言われております。海をそしてまちをきれいにすることが漁民を含め関係者、住民の皆様の切実な願いであると思っています。完成後の接続を切にお願いする次第です。その他、楠本浦につきましては、平成13年度漁業集落排水事業により完了し、現在供用中です。畑野浦集落につきましては、現在の生活排水処理構想では特定環境保全公共下水道事業で行う計画というふうになっております。葛原、波当津、深島、屋形島につきましては、市町村設置型で今行っておりますし、その他の集落につきましては個人型の合併浄化槽事業での整備計画となっております。次に、PFI方式の浄化槽事業を考えてはどうかとの御質問ですが、PFI事業は民間資金等の活用により公共施設等の整備を行おうとするもので、浄化槽市町村整備推進事業についても認められているものです。しかしながら、佐伯市においては現在行っている市町村設置型は設置個数が減少傾向にあること、また個人

型の合併浄化槽の設置がある程度進んでいるということによりまして、PFI方式による事業のメリットは現時点ではないというふうに考えております。次に、未普及地域への市町村設置型の浄化槽事業の今後の計画についてということでございますが、集合型による下水道事業や浄化槽の市町村整備事業を行っている地域を除いては、個人型の浄化槽設置事業ということで現在進めておりますので、今後ともその方向で普及促進に努めていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 村松議員の御質問の中で、ヒラメ養殖業者への夏場の赤潮対策として液体酸素事業の県と市の補助体制の取組をということでございますが、お答えをいたします。生産量日本一を誇る本市のヒラメ陸上養殖でございますが、飼育水を地先海域からの取水に頼っていることから、一たん海域で赤潮が発生すると赤潮混じりの海水を取水してしまい、養殖魚に被害が生じるという事態がたびたび発生しております。そこで、赤潮発生時に取水を止めても飼育することができるようにと純酸素供給装置の導入が進みつつあります。県と市では、このような赤潮対策の取組を支援するため、平成20年度から22年度の3か年にわたり、大分県赤潮等養殖被害防止対策事業を実施し、経費の一部を補助いたします。具体的には県は純酸素供給装置の新規設置に要する経費に対して3分の1の補助を、市は赤潮発生時期の液化酸素使用料に対して4分の1の補助を行います。いずれにしましても、補助額の上限が設定されており、市の場合は24万円までの補助となっているほか、1経営体が補助を受けられるのは事業期間3か年のうちに1回となっております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 村松議員のスクールバスの事業についてということでお答えいたします。まず、現行の児童・生徒等の通学費補助の対象となる保護者負担額をお答えします。保護者負担額は直川地域は定期バスにかかる交通費の5割、また弥生地域は定期バスにかかる交通費の2割、上浦地区は距離に応じて1.0から1.5割、また蒲江翔南中学校はスクールバスを利用する生徒の世帯が月額2,000円を負担しています。宇目地域では距離に応じて定期バスの定期券に要する経費の1割を負担しておりますが、総じて小学校4キロメートル、中学校6キロメートル以上が対象となっております。一方、佐伯地域の一部、佐伯南中、大入島小、それから本匠地域、鶴見地域、米水津中学校では保護者の負担はありません。次に、通学費補助制度決定までに保護者の負担の一部を返還したらどうかとの御質問にお答えします。市教育委員会で進めているスクールバスなどの通学方法や通学費にかかる補助制度につきましては、本年3月21日の議員全員協議会において全市統一の基本方針を説明申し上げたところがあります。その後、この方針に基づき現行に比べ一部の保護者の負担増が考えられる小・中学校からも意見を伺い協議を行ってまいりました。方針の実施時期は平成21年4月1日を予定しており、実施までに全市統一の通学費補助制度の基本方針を対象の学校に順次説明を行っていく予定でありますので、そういうことありますので、負担の一部返還については考えてはおりません。以上です。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） ひな壇の執行部席が替わりまして、答弁に期待をすると申し上げましたが、期待するような答弁が出ませんでした上下水道部長。ちょっと熱意が感じられないなあ、この先どうするのかなあという思いで聞いておりました。私は何も蒲江地域が遅れているから

蒲江だけ、入津湾だけそういう意味で聞いたんではありません。全体計画もお示してくださいということで通告をいたしておりました。佐伯の市内も51%、これでいきますとほかにもまだ鶴見だけ全部できておりますが、あとの所はまだ未整備の地域もあるわけです。そういう所をどうするのかと、上下水道部長の答弁ではこれは個人設置型の個人でどうぞというわけなんです、それでは余りにも不公平ではなからうかと思うわけです。それで生活排水処理、きれいな河川や海が保てるのでしょうかという思いで聞いております。この処理率でいきますとこれまあ97%というのは100人中97人の人の使った生活雑排水、し尿を含めてですが、これがきれいになって河川に出ていきますよ、海に出ていきますよと、22.何%は100人中22人分しかまだきれいになってませんよと、あとはどうするのでしょうかということなんです。これ地域ではそういう大変強い要望があるわけなんです、なかなか役所まで、執行部まで声が届いてないというのが現状だろうと思いますが、私は先般漁協の総会に出席をいたしました。あとでうちの染矢議員が総会の模様、漁協の模様、漁船などの模様なんかでそういう話も出るかと思いますが、大変に出席率が悪いんです。漁業者の関心、忙しいというせいもあったんでしょうが関心が低いのか、漁協の総会今支店ですから協議会ということになっておりますが、出席率が低いんですが下入津漁協の支店の協議会の中では、こういう話が出ておりました。これはヒラメの養殖業者からですが、下入津地域で特に入津湾は閉鎖性海域で県下では最大の湾であります、この湾の奥で養殖する業者が夏場には無酸素、有毒ガス、赤潮で大変な目に遭うと、是非家庭排水の処理を一日も早く公共下水道、公共下水道とは言いませんが、何かの方法で美しくしてほしいと。そういうお願いをみんなでしましょうやということを申しておりました。これは副市長、蒲江の出身ですから事情はお分かりかと思いますが、河内の湾奥は3分の1の奥は例年赤潮、無酸素、有毒ガスというのが出ております。大変憂慮される事態だと思っております。これは楠本、西野浦、河内も全く同じです。蒲江以南では時々貝毒の発生もありまして、こういうのもやっぱり陸上からの生活排水が影響するのではなからうかという思いもいたします。この表で見ますと本匠が公共下水がないんですね。個人設置型の浄化槽でこんだけの率であります。よその選挙区のことをいろいろ申すわけではありませんが、直川の市の設置浄化槽は数が少ないんですが、個人の設置型の浄化槽が多いんですが、実はこれは市の市町村設置型の浄化槽へ編入したような形で、これは市が面倒を見ているということなんです、実態が。これは上下水道部長御存じのとおりです。こういう方向でまだ未整備の地域を公共下水道、大型でするのは無理かもしれませんが、そういう個別の浄化槽市町村設置型でやってはどうかという思いなんです。この方が私はいいだらうと思っております。それからPFI方式をこれは岩手県の志摩町、それから北海道の壮瞥、大阪の富田林、あちこちでこの方式は取り入れられてやっております。この方式は個人で設置したものを市町村設置型に移行するために寄附を受けてるわけなんです。買い取るということになれば大変でしょうが、寄附をしていただければ市町村設置型と同じ扱いでできるわけですから、そういう地域を作っていただきたい。まだ50%代の所は40何%かみんな残っている。佐伯地域もあっちこち佐伯の旧市内も残っているわけです。公共下水道で全地域を網羅するというのは無理でしょうから、そういう方向で環境を大事にするために生活処理の事業をそういう方法でやってほしい。考えられないかなあということでもあります。特に入津湾は閉鎖性の海域で畑野浦地区を特定環境の下水道でということなんでしょうが、これもずーっと先の話になりますので、こういう方法でやれるのでしょうかというので旧挟間町

の話を出したわけなんです。そういうのが計画は計画ですが、全地域を全家庭を網羅するというのは無理だろうと思いますので、端々の方はこういう浄化槽の方式になるだろうと思いますので、是非そういうことを考えてほしいと思うわけです。これ何も蒲江地域、入津湾地域に限ったことではありませんので、その辺の一步突っ込んだ考えを披瀝^{ひれき}していただきたい。思いがあればそういうことを言っていたきたい市長。そういうふうに思います。市長、この生活排水処理は大事だと思うのでしょうか、何かそういう思いが伝わって来ないんですが、河川を守るために、海を守るためにそういうことを是非肝に銘じてやってほしいと思います。それで一言ずつ答弁をお願いしたいと思います。

それから、スクールバス事業については、今のままですと今年はそのまま見送りで4年間は負担をしてくださいということなんです。来年のこういう顔ぶれが皆さん替わってからということになるんでしょうが、ちょっと4年間は待ち過ぎたなあという、ちょっと長過ぎたなあという思いがします。これは蒲江の負担をしてる父兄の人たちがみんなそういうふうに思っていると思います。口には出して今までやいやい言ってませんが、やっぱり地区内、地域の中でもそれぞれ不満があるわけです。この辺まで届きませんが、9万6,000円ですよ4年間で世帯で、最大負担するところは。片やこれぐらいの距離走る所で片や無料で行ってるわけなんです。義務教育でそういう差があっていいのかなあというのはこれはただ1人私が言うことではありません。皆さんがそういうふうに考えていることなんです。もうちょっと、もうちょっと1年でも早くという思いであります。というのが4年間このまま見過してきたら1年間、せめて1年間分ぐらいは負担を軽減するために返還してもいいのではなからうか。そういう思いで言ったのであります。

それから、農林水産部長、ヒラメのことについては、ヒラメは保険がありません。陸上施設で漁業権がないために保険が、共済制度がありません。この共済制度がないというのが一番ネックなんです。何とかヒラメの養殖業者の人たちは頑張って日本一のヒラメの生産を維持し続けているわけです。この液体酸素事業への補助制度というのは大変良かったと思いますが、これを3年次で1回切りの補助ですね、1回切りの。県が設備に3分の1ですか、設備に3分の1、で酸素は3か月で4分の1で最大24万ですか、今使うのは1年に大きい業者は何百万か使います。これぐらい当てにしてない人もあるんでしょうが、これぐらいの金額でということもあるんでしょうが、それでも業者は行政がそれだけ目を掛けてくれて励ましてくれることが何より仕事をするための励みになるわけですので、是非もうちょっとできたらもう1年、2年長くやってほしい。これで赤潮が止まるわけでもありませんし、有毒ガスが止まるわけでもありませんので、その辺をもうちょっと考慮してほしいなあ。県ができぬのなら市だけでもそういう補助制度を継続してほしいと思います。これは市長も思いがあればその辺をお聞きをいたしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員さんより下水道の話で、私には非常に思いがないということをおっしゃいましたが、この合併浄化槽、またこの下水についてはですね、私は佐伯市に導入した1人でございます。これは歴史的に言いますとですね、自分が今思い出す時に、昭和63年から厚生省が霞ヶ浦で合併浄化槽の実証実験をやっとるわけです。それから、平成元年に初めて厚生省が1億円の補助を付けて全国にこの合併浄化槽の普及に入りました。その後、2年、3年となって合併浄化槽に対する形の中で、本市としてはまず入れてみるうということ

が旧ですね、旧佐伯市が大分県下で2番目に合併浄化槽の事業取組をやっておりますが、その後、旧直川が佐伯市の動向を受けた中でこの合併浄化槽の導入を図ってます。当時はほとんどが個人設置で市町村型設置というのはありませんでした。そうした中で、私ども旧佐伯市の中では議会でも論争しながら公共下水道の普及を見直しながら合併浄化槽による普及を考え、河川をやはり守り、その海をきれいにしていくべきじゃないかと、それと携わりながら集落排水事業、いわゆる漁村集落、農村集落排水事業というのをやってきました。それと並行して旧鶴見町ではやはり漁場できれいな海を取り戻すために大島が第1号だったと思ってます。そうした中で旧鶴見町の取組は、私たちの海をまずきれいにすべきだということで、当時の行政の中で鶴見町が率先してそこまでの財政をつぎ込み、今の集落排水事業はできた。やはり、海を守るためにはまずおのずからの手でという、そうした私は期待があってると思ってます。こうした間、合併浄化槽については非常に私たちも佐伯市の海というのは守らなければならないと思っております。だが、合併する以前にやはりそれを取り組んだ所、取り組まなかった所の差が今の数字に現われてるんじゃないかと思っておりますが、当市といたしましては、合併浄化槽についてはやはりこれは個人に全額負担させるわけではありませぬので、それぞれの中で国・県・市が負担をしていくということになってます。また、直川についてはということでありましたが、直川については私は初めて知ったのが合併直前に市町村設置型に編入されたということについては逆にある意味では憤りを感じてる部分がございます。本来なればこれは市町村設置型にせず、個人設置型を普及してそれぞれの中でまた対策をすればいいけど、いろんな形での設置をすれば統一感も取れないし、また現在も上下水道の方で管理をしながら集落排水事業、また環境設置をやっていくのにも財源の問題、使用料の問題、つなぎ込みの費用の問題、さまざま整理をしなければならないと思っております。そうした中で私どもは財政を見ればやはり個人設置型をしながら、皆さん方が普及をしていただくことが、特に海というものを持つてる所については、これについては是非とも御理解を賜り合併浄化槽の設置をしていただければと思っております。それについて私たちはそれ以前に今大事にやっておりますのが、上水道の問題でございますし、そうした部分についても設置をしながら佐伯市を統一化した上水道の配置等も考えながら佐伯市が一つの市としての方向づけをやっていかなければならないと思っておりますので、先ほど冒頭に申し上げましたように、未整備、またいろんな中で整備ができてない分がございますが、そうした部分を一つずつ解決したいと思っております。私は下水道に対する環境に対する思いはそういう意味で以前から持ってたことを申し上げ、経過を述べさせていただき、今後とも地域の皆さんの御協力とまたつなぎ込みについてせつかく、議員は多分こう思われた部分があると思っておりますが、これだけ整備してもつなぐ人もおるんじゃないかと、それについては無駄じゃないかと、本当にその部分に言われれば、私は正に同感であるし個人そのものが下水道の設置した場合、是非皆さんがつないでいただきたいことを切にお願いするものでございます。他ににつきましては部長等に答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 村松議員の再質問にお答えいたします。一つは現在の個人型を市町村設置型にすればもっと普及促進が進むのではないかと、こうした一つの意見があると思っておりますが、現在佐伯市では約4,000の合併浄化槽の市町村型設置ということで個人に貸し付けている状況でございます。ですから、これ市町村型に全部また先ほど市長が言いましたように、

直川のように引き上げるということは、私どもとしては現実的には考えておりませんし、財政的な面、あるいは行政をスリム化をして行財政の中でですね行政をスリム化していく中で、皆さん一人一人がマンツーマンで自分の浄化槽を今維持管理していただいているわけですが、これを行政の方に引き上げてですね、私どもがお世話をするということは大変私ども市にとってはですね、負担も大きいし、人件費等含めてですねかなり経費も掛かりますので、是非住民の方々にこれまでどおり個人型の維持管理はお願いしたいと、こういうふうに思っております。それともう一つ、PFI方式の導入についてですが、現在蒲江、市町村設置型が蒲江地区ですね、蒲江地区の一部それから直川、米水津でやっておりますけども、米水津地区が10基程度から十二、三基程度ございます。直川と蒲江地区につきましては、ほぼ市町村設置型の設置が1基、2基という形でもうないような状況で、今年の予算ベースでも大体20基程度の見込みで立てております。そうした面から、これを事業としてPFI方式でやってもですね、これを多分受けるところはないだろうと、全く事業としてメリットがないわけですから、それを受け手もないだろうし、20基程度であればですね私どもの生活排水対策課ですね処理できる範囲の事業ですので、これでやっていきたいと。今のところ先ほどから言いますように、これを増やすという方向にないものですから、これは来年度以降もっと減ってくるだろうと、基数がですね、設置基数が減るということでPFI方式にはなじまないんじゃないだろうかとこういうふうに思っております。先ほど市長が言いましたように、私どもも個人型であろうと市町村設置型であろうと、いずれにせよ浄化槽を設置していただくということが私どもの普及促進で念願ございまして、昨年度はですね本匠、個人型でありますけども、本匠の2地区で説明会を開いて是非まあ川を守るためにひとつ浄化槽を設置くださいということで、そうした説明会も個人型の所の地域でも開いてまいりました。そういうことで5基ほど設置をしていただくことになりましたけども、市町村設置型の地域指定をしてもですね、いずれにせよそこが設置をするかしないかというのは個人の意思なわけで、私どもが強制するわけにはいきません。ですから、個人型であろうと市町村設置型であろうと皆さんが進んで川や海をよくするんだという意識を持っていただかないとですね、これは進まないわけで、財政的な面から私どもとしては是非個人型でお願いしたいということをおっしゃってありますが、いずれにしても私どもが地域に入ってですね、合併浄化槽を是非取り付けてくださいという、地域の皆さんと話をしながら進めていくことが大事じゃないだろうかとこういうふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 村松議員の再質問にお答えします。還元ということでありましたけど、これは旧町村、今までそれぞれの事情の中で決定してきた補助制度であるということで、新市になってからその負担を還元するということは非常に難しいのではないかと考えております。新基本方針に沿って実施することが望ましいことだと考えております。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 村松議員の再質問で、赤潮養殖被害防止対策の今後についてということですが、先ほどの質問でもありましたが、ちょっとお答えできませんでしたが、現在陸上の養殖をされている経営体が51ございまして、この装置を設置しているのが19経営体でございます。昨年もヒラメ養殖については赤潮被害が発生しまして、かなりの額の損害が出ております。私もその審査に立ち会っておりますので、本当にこれは実に大変だなとい

う気はしております。ただ、議員も言われましたように、一番はこれが共済制度の対象になっていないということが一つあるかと思いますが、それをカバーする意味で今年は何とか県と市でこういった少しでも支援できればということで取り組んできて初年度でございます。これは今後のことにつきましては、こういった3か年ありますので、全体的な動向を見ながら判断することになると思いますので、現時点ではこういう制度ができたということで御理解をお願いしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 質問ではありません。もう最後になります。下水道整備については先行した所、駆け込みの所、いろいろと問題は市長は感じておりますが、いずれにいたしましても格差の是正は是非必要であります。遅れてる所を新市になってから、じゃあ今までの市町村の旧町村の責任であんたちはしなかったからそのままいいですよということにはならないだろうと。合併の精神からいってもそういうことではないわけですから、是非その辺は頑張っ、来期に向けて頑張っしてほしいと思うところであります。副市長、そこで聞いて頭が痛いなあとと思いますが、よく事情を御存じでありますので、よろしく願いをしておきます。以上。

議長（児玉忠義） 以上で、村松議員の一般質問を終わります。

次に20番、井野上準君。

20番（井野上準） 皆さんこんにちは。一般質問本日のラストバッターとなりました。今しばらくのお付き合いのほどよろしくお願いいたします。20番議員、井野上準でございます。今回大きく2点について質問をさせていただきます。まず、大きな1点目でございます地産地消についてお伺いいたします。地産地消とは、地域で生産された物をその地域で消費することです。昨今BSEや鳥インフルエンザの発生や一連の食品不正表示問題など消費者の食に対する信頼が大きく揺らいでおり、食品の安全・安心に対する関心が高まっています。このような中、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消の気運が高まりつつあり、生産者と消費者の双方が食と農の関係について理解を深めていく上で大変意義深く生産者と消費者相互のつながりを深めることができ、そこからさまざまな効果が生み出されます。現在、佐伯市では道の駅を始め、ぐりんぼっけなどに地元農産物、加工品等がたくさん並んでいます。野菜を作り販売をすることにより、生きがいを感じ農業所得の向上に大きく貢献し、地域の活性化と地域住民の雇用の機会となっています。この地産地消の輪の拡大を図るためには今後の取組を十分考えていく必要があると思います。そこで小さな1点目の質問ですが、地産地消運動の支援体制は十分か。例えば、今から新たに地元の野菜などを使った加工場などを造りたい団体があれば幾らかの補助金等が出るのか。小さな2点目としまして、地産地消推進協力を店を認証し、特典を設け広くPR活動をしてはいかがか。販売店、飲食店、仕出し店、製造・加工業者へ募集をして決める。小さな3点目としまして、地産地消推進会議の開催をし、情報交換をするべきではないか。小さな4点目としまして、将来的には一つの企業として成り立つよう育成していくべきではないか。小さな5点目としまして、地産地消に力を入れれば地域の活性化やいろいろな相乗効果があるのではないか。

続きまして大きな2点目でございます、耕作放棄地の有効利用についてお伺いいたします。耕作放棄地とは、以前は耕地だったが過去1年以上作物を栽培しておらず、今後数年間の間に再び耕作する見通しも立っていない土地のこと。手を加えれば耕地になる可能性がある土

地を指し、原野化しているものは含まない。遊休地と呼ぶこともあります。2005年度の全国の放棄地面積は約38万5,800ヘクタールであり、県内では8,000ヘクタールです。急速に増えています。この広い耕作放棄地を解消し、不振の建設業からお茶の栽培事業への異業種参入をする一石二鳥の取組が県内で進められています。緑茶飲料水メーカー東京と県、地元建設業者等が一体となって茶園を拡大し、年間400トンの茶の葉の出荷を目指す茶産地育成事業です。当佐伯市は合併して九州一広い面積を持つ反面、耕作放棄地も広いと思います。耕作放棄地の利用方法によっては農家の高齢化と後継者不足の解消、また企業を救う手段にもなるのではないのでしょうか。そこで小さな1点目の質問ですが、佐伯市には耕作放棄地はどれくらいの面積があるのですか。小さな2点目としまして、現在耕作放棄地の利用はどのように行われているのか。小さな3点目としまして、佐伯市では大手企業、県・市、地元企業が一体となった取組はできないのか。小さな4点目としまして、企業誘致はもちろん大切であり、積極的に行うべきだけど、地元企業を救済する方法にもなるのではないか。執行部の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井野上議員さんより、地産地消について、また耕作放棄地の有効利用についてという御質問をいただきましたが、私の方からは地産地消についてを答弁させていただきたいと思っております。また、こうした地産地消に対しましては、議員におかれましては先般大手前で開催されました、こだわり市、青山の方々といろんな形で仲立ちをしていただきまして、大手前では初めてのああした朝市、こだわり市ができました。また、こだわり市につきましてはまた蒲江、いろんな中でのこれからの広がりを目指した矢先にああした大火になったわけですけど、地域においても今後ともそうした市が開催できる。そんな中でも御協力を御願いたいと思っております。そうした市を経験しながら地域との密着の中での今回は質問ではないかと思っておりますが、特に農産物については地元で生産された野菜や加工品を地元の直売所で販売するといった取組が広く行われてます。各地区で生産者組合や加工組合が設立され、県や市はそうした協議会や組織育成のためできる限りの支援を行っています。地元で加工場を建設したいという要望があれば細かい採択要件があるものの国の補助金事業による支援が可能で、基本的には飲食・加工業界においては地元の食材を優先して利用していると推測されます。地元の産物を使った安全で新鮮な商品には消費者が非常に興味を持つところであり、常に消費者の動向を察知するためにも定期的な情報交換の場は重要だと認識しております。今後は消費者団体の結びつきをしながら、更なる考えが地産地消の取組を推進するものと思っております。また、加工グループの所得、技術向上の新商品の開発を目指しながら地産地消の生産に活力を与えていきたいと考えておりますし、また昨年1年です、食ということに対する農林水産課の方で生産者、そしてそうした消費者団体、また流通団体、いろんな形でですね地産地消に対するいろんなこれからの取組をどうすべきかという論議をしながら1年間の論議を重ねた経過もございます。当市におきましても大量生産ができる場所ではありませんし、少量他品目を作るような特殊な地域でありますので、いろんな角度を見ながら地産地消について今後とも普及し、またそうした市等につきましてもいろんな政策等が必要ではないかと思っております。今後ともそうした、あとで農林水産部長に答弁させますが、耕作放棄地の利用も一つだろうしと思っておりますので、地産地消に地域産物については地元産物としての生産には私どもも力を入れたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 井野上議員の御質問のうち、耕作放棄地に関してお答えをいたします。農林水産省が行いました平成19年度の農業資源調査によりますと、耕作放棄地の面積は576ヘクタールとなっております。このうち田が49ヘクタール、畑40ヘクタール、樹園地が487ヘクタールとなっております。耕作放棄地に関する取組としましては、現存する農地については新たな放棄地が発生しないよう保全に努めるとともに、既に放棄地となってしまった土地については土地改良組合が主体となり、国の事業により畑に戻し、菜の花・そばの作付けなどを行うプロジェクトが動き始めようと今しております。それから、企業等と一体となった取組につきましては、今年度宇目地区で大手飲料メーカーとの契約栽培の茶園としまして地元建設業者が農業法人を設立し、大分茶産地育成事業で茶園の造成を行います。また、佐伯市では現在の遊休農地の解消策と今後の高齢化により担い手の確保が非常に厳しい中、徐々に増え続ける遊休農地の解消策としまして、特定法人貸付事業の強化を図りまして、この7月から佐伯市全域で一般企業が農業経営ができる区域に設定をいたしました。また、農業への地元企業誘致の推進や異業種からの大規模農業経営の育成を行うため、現在は行政機関のみの組織として、農業異業種参入推進プロジェクトチームが県と市にあります。今後は更なる強化策を図り、地元企業の研修を重ね、農業の持つべき仕組みが地元の企業の救済につながれば大変有効でありますし、それと同時に農業の担い手、農地の管理者を新しい分野から作り出していくことが将来の佐伯市農業に必要なだと考えております。

議長（児玉忠義） 井野上議員。

20番（井野上準） それでは再質問をいたしたいと思えます。まず最初にですね、地産地消についてなんですけど、市長から地産地消についてはですね、力を入れていきたいという前向きな答弁をいただき大変ありがとうございました。今からですね、先ほど言いましたように新たに直売所の施設、それから地元の食材を使ってですね、漬け物や菓子やまんじゅうなどを作りたいという団体の要望が私の方にも二、三きています、実際。そういった団体がですね保健所の許可を得たり、加工場をですね建設、建設まではいかないんですけど、最初から大きな加工場を造るといってもですね、軌道に乗るかどうかわからないという不安もありまして、そういった大きな金額じゃなくて、保健所の登録というのは大体5万円ぐらいあればいいと聞いております。そして加工場を建設するといってもですね、やはり300万なり400万の大きさにもよりますけど、金額になると思えます。そうじゃあなくて加工場の建設をする前にですね、やはりどっかの倉庫があれば倉庫のちょっと増改築をして30万もあれば手を洗うとこと流しと、それから囲いをしてトイレも付けることができる。また、田舎の方の倉庫辺りはですねそういった設備は大体整っておりますので、間仕切りっていいですか部屋を囲むだけでいいというふうなですね場所も点々あります。それから、空き家を利用してですね、そういった加工場的な所も増改築費として幾らかいただければ是非やりたいという団体がきてますので、市長今ですね是非力を入れて前向きに検討したいということなんで、具体的にそういった所があればですね農水の方にも言ってですね、積極的な取組をお願いしたいと思います。また、農水の方もですね、そういったですね団体がいるわけなんで、旧町村にはそういった道の駅等ですね立派なものできているわけなんですけど、旧佐伯市にはまだまだ少ないようにありますので、そういった旧佐伯市の特に婦人団体、女性の団体がやりたいと

いうところが多いので、そういったやりたいというところを集めてですね、1回説明会をやっていただきたいなあと思います。そして地元ですね道の駅等では、やはりおにぎり、それから地元のピーマンを使ったですね試食会をですねやっているわけなんですけど、それをですねただ試食会だけで終わらせるのは大変もったいないような気がします。これを何とかしてですね、佐伯のブランド化してですね1村1品といたらオーバーなんですけど、それぐらいの取組はできないかどうか見解があればお願いしたいと思います。将来的にはですねやはりギャル曽根が選ぶ全国47都道府県ですね、駅弁の中、第2位に選出されたという全国に通用するもう御存じだと思います。本匠の雪んこ寿司をですねやはり目標にこれからやる加工場、そして今やってる加工場もですねそういったところを目標にしてですね、やはり自社努力は当然していくわけなんですけど、市の方もやはりそういったやる気のある団体というところにはもう少しですね、長い目を見て育てていくことが大切ではないかなあと思っております。それから、最近ですね地元の食材を使った給食というのは大変増えつつあり、大変私も良いことだと思っております。やはり食の安心・安全というのはですね、地元生産者の顔が見えるというのがですね一番大切なことではないかなあと思っております。ある飲食店ではですね、佐伯のこだわった野菜を直接生産者から買ってですね、そして店で使用しているわけなんですけど、佐伯市内の飲食店、それから仕出し店、加工業者等ですね、まだまだ佐伯の食材を使っている店等がですね少ないように感じますので、その佐伯の食材を使用してもらうためにもですね、先ほどちょっと言ったんですけど、その一つの手段としてそういった店をやはり認証してですね、シールみたいなのを作って、ここの店は佐伯の食材を100%ほとんど使った料理を出してますっていうふうなですね、PRをすることによってやはりこれも食観光にわたしとしてはつながるんじゃないかなあと思っております。その辺もですね、簡単なシールを作るぐらいであまり予算的にもかからないということで、これも真剣に取り組んでいただきたいなあと思っております。それから、情報交換をすることによりですね、やはり良い商品開発ができるし、横の連携もスムーズにいくので、この情報交換というのはですね、合併して広い佐伯市ではありますが、どんどんやっていただきたいなあと思っております。

それから、耕作放棄地についての再質問ですけど、全国のですね耕作放棄地率が平均が大体2.8%、大分県が調べたところによりますと7.8%ということで、佐伯市は576ヘクタールあるということで、私もよく分からないんですけど、25%か30%ぐらいあるんじゃないかなあ大変多いんじゃないかなあと思っております。この耕作放棄地の解消の方法としてですね、やはり中山間地域直接支払制度とか、土地基盤整備事業等いろいろな事業があるわけなんですけど、それだけでは追いついていないというのが現状ではないかなあと思っております。先ほど部長も答弁しましたように、春にはですねやはり菜の花、夏にはひまわり、そして秋にはですねコスモスの作付けをしてやはり年間を通じて市民を始め、通行客がですね四季折々の花を楽しむということをやればこれは佐伯市のイメージアップにも大きく貢献できると思っております。それから6月10日のですね合同新聞にも、ここあるんですけど掲載されておりました。部長これ見ましたか、市長これ見ましたか、この合同新聞の掲載された記事ですね。それによりますとですね、県は平成18年度の農業産出額が約1,300億あるわけです。それを平成22年度までに1,400億に目標としてすると言っております。県外企業が30社の60億円、県内企業が75社45億円、トータルで105社で105億円ということで、他の産業からの農業参入

は5月で8件、うち6件がですね建設業者ということです。単純に計算をしましても1社1億円ということで、105社ですのですねなかなかですね厳しいと思うんですけど、県の方は何とかしなければいけないということなんです。隣の臼杵市はですね、農業生産法人を既に立ち上げて、トマト、ピーマンのですね栽培を行っております。今後4年間で29ヘクタールの拡大を予定しております。そして、また2006年度には佐伯もやっております茶産地育成事業の協定を提携してるわけです。しかしこの佐伯市はですね、耕作放棄地の対策として他産業からの農業の参入についてですね、県南部振興局と市とですね一体となった取組は私はまだできてないように思っております。先日も県の南部振興局の方に行って話を聞いたところ、今から市の方に行ってプロジェクトチームを県の方は立ち上げてますけど、市の方も立ち上げるように要請しようというふうな段階でですね、やはり新聞等でこういったですね大きな記事が出たときには、やはり市の方も関心を持ってですね、県の方に問い掛けていって何とかしなければいけない、市の方もできることはしようというふうなですねことで早速もうプロジェクトチームを立ち上げて議論もやっているというふうな状況でなければ遅いんじゃないかなあと思っております。やはり何ていいますか、県の方はある程度真剣に取り組んでいる姿勢が見えるわけなんですけど、市の方はどうも動きが鈍い、そのように感じます。隣の臼杵市は先進地というたら悪いんですけど、この耕作放棄地に対しては非常に進んでおります。やはりその辺、臼杵市を参考にしてですね、今後やはりいろいろな取組を研究していく必要があるんじゃないかなあと思っておりますので、この辺見解があればお願いいたします。やはり県に対してもですね、やはり耕作放棄地の広さは佐伯市はこれだけの広さあります。どこの地域がどんな作物に適しているというふうなですね、提案型のですね、提案型というか、提案をですね県の方にどんどんやっていくことが今後必要ではないかなあと思っております。県の方も、県の方からやはり県外企業へのPRもできですね、興味のある県外企業の方からやはり佐伯でやってみようかというところが出てくるんじゃないかなあと思っておりますけど、だから佐伯にはこれだけの広さの土地があります。これだけの作物ができるいい環境にありますというPRをですねどんどんどんどんやっていく必要があると思います。待っていてもなかなかですね、良い話は来ませんので、もうこうなったら攻撃は最大の防御というふうな感じでですね、どんどん攻めていっていただきたいと思います。それから、他産業からの農業参入はですね、6月4日の今度合同新聞の次は朝日新聞かと言われそうなんですけど、6月4日の朝日新聞はですね、非常に大分版にですね半面大きく緑茶パワーが建設業を救うという形で出てました。これ見て私は大変いいことだなあと思っております。部長もこれ見ましたか。ありがとうございます。この新聞にはですね、農業の参入はですね建設業、食品加工業が多いということで、佐伯市でも先ほど部長が答弁しましたように、茶産地育成事業を宇目の企業が取り組んでおります。また、個人でもシイタケの栽培に取り組んでいるわけなんですけど、まだまだですね取りかかったばかりということで、成果が出るのにはやはり3年ないし5年ぐらいは掛かるんじゃないかなあと思っております。やはり企業の方もですね、これなら大丈夫だいけるというですね、確信がなければなかなか飛びつきにくい面があると思いますので、そういったモデル地区をですね早急に佐伯に作るべきではないかなあと思ってます。もし佐伯になればですね、県外・県内企業、宇佐の重機屋さん辺りがそういった米や花、ジャガイモ等の栽培作物を作ったりしております。そういった成功事例もあると思いますので、そういった所にどんどん視察に行ってですね、勉強していただきたいと思

っております。それから市長、お伺いしたいんですけど、関東・関西の県人会というのがあって市長はよくそちらの方に企業誘致の話に行くということなんですけど、やはりそのときにですね、この耕作放棄地の利用についての話もやはりしてみるべきではないかなあと私は思っております。企業誘致は市がですね大変努力をして頑張っているわけですが、現実としてはなかなか佐伯市に誘致することは難しいと、佐伯市民はですね雇用の場所がなくですね、大変困っている人がたくさんおるといのはもう現状です。県外大手企業とですね協定を提携することによってやはり先ほど言いましたように農家の高齢化と後継者不足の解消、また耕作放棄地の解消も私はできるんじゃないかなあと思っております。今佐伯市ではですね、特に厳しい建設業界、そしてまた農業関係の企業等をですね救済することができる本当に一石二鳥のこれは取組ではないかなあと思っております。外へのですねPR活動を市長に是非やっていただきたいなあと思っております。これは大分県が作っているですね、大分県で農業に挑戦しませんかということで、大分県は今企業等からの農業参入を積極的に支援していますというふうな、こういった立派なパンフレットができてます。このパンフレットを今年度は県外へ向けてどんどんPR活動をやることによって大分県内にどんどん外からの企業との協定を締結する予定にしておりますので、これをですね市長が持って行って頼んで野津や臼杵や宇佐の方に行っても困りますので、農水部長、こういったパンフレットをですね、佐伯独自のパンフレットを作ってください。そしてそれを振興局の方に持って行って、市長の方に持って行って県外のPRをですねやっていただきたいと思っております。よく企業誘致、企業誘致と言いながらですね、なかなか佐伯の土地には企業が来ないというわけなんですけど、私としましては、こういった県外企業と協定を締結することも企業誘致の一つだと考えておりますので、その辺の見解があれば市長よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井野上議員の再質問ですけど、どちらかと私は再質問に答弁するとですね、逆に井野上議員を追い込むかなという感じがするのはですね、私自身が農産物を三十数年扱っております、農家の方法そうした状況っちうのはほとんど熟知しとると思います。先ほど臼杵の方や野津の方でやったこともいろんな形も聞いております。特に佐伯市の場合、私どもも本当後継者、また過去にもですね、新たに新規農家の対応ということで佐伯市の場合がイチゴとかまたいろんな花きの関係とか入れておりますが、なかなか後継者が育ってないのが現状なんです。そうした中で私は地産地消の中には、それぞれがぐりんぼっけを始めとする本当にじいちゃん、ばあちゃんでも1アールでも作ってそうした農業をすることによって農業という意気込みを持たなければと思っております。そして、特に佐伯市の場合が谷々によっていろんな産物が違ってきとるという点もあります。そしてまた田んぼ等、また用地等についても貸してくれる人が非常に少ないんです。いろんな形の中でそういうことがあれば私も大いにやっていきたいと思っております。そうした中で、先般私どもも食の拠点事業という形で農水の方でですね、昨年1年間若い人たちの意見を招集しております。それに対して提言もいただいております。これは農産物ではなく林業・漁業についてですね、これからの地産地消をどうあるべきかという論議をですね1年掛けてさせていただいておりますし、その中によって直販の問題、いろんな形の中での問題点もそれぞれの立場の中、だからまあ流通業も一応そこに入っておりますし、そして調理人も入っております。そうした会議をさせていただいておりますが、そうした中で議員の言われるように県外に行った方にです

ね、Uターン、Jターン、Iターンのときに畑を何とかしましようという話もしたことがあります。また、現在各振興局においてそういう所の可能性があるかということも現在調査中です。そうした中で非常に難しい話なんですけど、これは難しいで終われるわけにいかないと、そうした中で最初に答弁したように、まずやれること、加工場とかいろんな形の中でやれる中で、やはり物を作ってそしてそれがプラスになり所得になり、先ほど言った高齢化対策、よく言われるんが徳島県の上勝町の葉っぱが金になるとかというのが非常に話題になりましたが、そうしたことにしながら、やはり佐伯市でもいろんな角度があると。もう一つはある方はホワイトアスパラを作ってます。非常に狭い農地ですけど、やっぱり独自の商品ですので、湯布院の方からも直接注文が来て、佐伯の方が当初少なかったんです。ところが、それが佐伯にあってもよう料理しなかったんですね。湯布院の方でそういう形になって、ああ佐伯にそんなんがあったんなあというようなことで紹介をした経緯もあります。いろんな角度をしながらこの地産地消についてはやっていかなければならないのと、情報についても広い範囲であるし、そういう作物がそこにできているという知らないもんがありますので、それも全部集約しながら私の方もやっていきたいと思ってます。特に消費者、生産者、そうした中でつなぎも多いし、特にまたこだわりという形で先般やっていただいたわけですけど、そうした佐伯でしかとれない、佐伯でしか食べられない、そうした料理店の普及等も必要だと思っております。ちょっと反発めいたことを言いましたけど、私どもにとりまして、やはりこれだけの用地が余っておれば、やはり生産的にうまく活用して本当に食物不足と今後言われておりますので、そうした部分も佐伯市でも活性化の一つに取り入れていきたいと思っておりますので、また御意見・御提言等がございましたら、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 井野上議員の再質問でございますが、ちょっと数がかなり多い中で、市長が総体的に答えていただいておりますので、ちょっと私の方では何点かの具体的なものがあつたようにありますので、その辺をお答えしたいと思います。まず一つは、地元の方が加工所等のそうした希望があるんだがどうかということでございます。議員もおっしゃってありましたように、合併前の旧佐伯市では加工所として活動しておりましたのは、農協の婦人部を中心に非常に活動していただいた以外はもうほとんどない状態でございます。そういう状態でずーっと来ておりますので、旧佐伯市の地域の中で加工所、そういったものを造って新しい地域の特産品の開発をしたいという声があれば、それは私どもも是非協力をさせていただきたいと思っておりますし、あとは具体的な方策、その辺についてはまた担当課の方で協議をさせていただいて、詰めさせていただければと思います。その辺はひとつよろしく願いいたします。それから全般的な地産地消の件については、今農林水産部の中では教育委員会と協力しまして、今年は学校給食に地元の食材を使っていたらこうということで今取り組んでおります。今度その学校給食に取り組むためには、先ほど市長がちょっと申しましたように、昨年食の拠点懇話会で検討したその結果、今度は流通の拠点をどこかに作る必要が出てまいります。地元の食材をどういうふうに集めてそこからどういうふうに流すかということで、そういった今度拠点が必要になりますので、そういったものも今年度は十分検討しながら地元の地産地消につなげていきたいという、そういう今一つ目標を持ってあります。そういう取組を今している状態でございます。

それから耕作放棄地については、一般的に収益にはなかなかかなりにくいですが農地は荒らさな
いためにする方策として、先ほど申しました菜種の栽培とか、ごま、それからそばはかなり
収益、連携できてますが、そういったことで農地を保護していきたいというふうに考えてお
ります。あとは抜本的に収益が上がるのはどうしても議員も言われてますように、企業の方
が大規模に参入していただく方法が一番いいかと思います。これについては昨年度1回県・
市合同で地元企業の方に参入に対する説明会をしておりますので、そういう機会をまた設け
まして、企業にも働き掛けをしていきたいと思えます。それと先ほど申しましたように、去
年の状態ですと参入する土地が一部に限られておりましたが、今年はもう佐伯市全域が対象
になっておりますので、あっせんもかなりしやすくなっております。そういうことでできる
だけ企業の方にも参入しやすい状況をつくって企業の方が農業を経営していただくというの
はかなり下地はできてきたんじゃないかと思っております。ほかの点につきましては、議員
さんの御提言がありましたように、いろいろと先進地の事例も十分参考にしまして進めてい
きたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 井野上議員。

20番（井野上準） 耕作放棄地の質問というよりも要望になると思うんですけど、特定法人です
ね、農業の貸付事業として今までは女島と木立地区だけだったわけなんですけど、今答弁を
聞きますと、このあと佐伯市全域ということでほかの地域も可能ということで、土地は確保
しているということですね。土地は確保していてなおかつ先ほども言いましたように、佐伯
に気候・環境に合った作物は何んだというふうなですね、提言ができるぐらいの受入れ態勢
というのをしっかり作っていただきたいと思えます。これは要望です。

地産地消についてはもう前向きに取り組んでいただくということで、よろしくお願いいた
したいと思えます。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、16日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時22分 散会

平成 2 0 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 4 号 6 月 1 6 日

第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 4 号）

平成20年 6月16日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 曾 宮 司 好
8 番 後 藤 幸 吉	9 番 江 藤 茂
10 番 清 家 好 文	11 番 矢 野 精 幸
12 番 矢 野 哲 丸	13 番 河 原 修 仁
14 番 宮 脇 保 芳	15 番 佐 保 曉
16 番 小 野 宗 司	17 番 肥 後 四々郎
18 番 榭 田 穂 積	19 番 村 尾 清 一
20 番 井野上 準	21 番 河 野 豊
23 番 柳 井 二 生	24 番 泥 谷 和 喜
25 番 菅 原 忠 己	26 番 和 久 博 至
27 番 日 高 嘉 己	28 番 渡 邊 邦 壽
29 番 染 矢 玉 夫 彦	30 番 児 玉 忠 義
31 番 甲 斐 迪 一 郎	32 番 狩 生 寿 一
33 番 廣 瀨 精 一 郎	34 番 吉 良 栄 三
35 番 高 司 政 文 一	36 番 浅 利 美 知 子
37 番 河 野 周 一	38 番 玉 田 茂 彦
39 番 村 松 講 一	40 番 児 玉 輝 彦
41 番 松 田 清 孝 幸	42 番 戸 山 盛 喜
43 番 寺 島 孝 幸	44 番 土 師 辰 英

欠席議員の氏名

2 2 番 下 川 芳 夫

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市		長	西	嶋	泰	義	上	下	水	道	部	長	戸	高	公	人
副	市	長	木	許	政	信	教	育	道	防	局	長	川	原	弘	嗣
教	育	長	塩	月	厚	信	消	防	局	局	長	長	伊	東	宇	三
総	務	長	武	田	隆	博	上	浦	振	興	局	長	白	田	茂	達
財	務	長	大	鶴	直	己	弥	生	振	興	局	長	御	洗	隆	二
企	務	長	久	保	成	太	本	匠	振	興	局	長	山	田	健	一
画	部	長	魚	住	慎	治	直	川	振	興	局	長	曾	宮		清
市	部	長	田	崎		誠	宇	目	振	興	局	長	河	原	盛	喜
福	部	長	坂	本	修	一	鶴	見	振	興	局	長	甲	斐	滿	義
建	部	長	酒	井		実	米	水	振	興	局	長	江	藤	幸	一
農	部	長	河	野	伸	生	蒲	江	振	興	局	長	戸	高		德

議事日程第4号

平成20年6月16日(月曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成20年第2回佐伯市議会定例会第11日目は成立いたしました。会議に先立ちまして申し上げます。

今般の大分県公立学校の教員採用試験をめぐる贈収賄事件に関し、発言の申出がありますので、これを許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。よってこれを許可いたします。

西嶋市長。

市長(西嶋泰義) 皆さんおはようございます。本会議の貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。昨日から新聞やテレビで放送されています。佐伯市内小学校の現職と校長と教頭が逮捕された贈収賄事件について謝罪とその報告をさせていただきます。まず、児童、保護者、学校関係者、市民、そして市議会の皆様には多大なる御迷惑をお掛けしておりますことを深くおわびを申し上げます。現職の教員が2人も逮捕されたことは非常に遺憾であり、神聖な教育現場にこのような事態を発生したことについては怒りを覚えています。今後このような事態が起こらぬよう対応を図ってまいりたい所存であります。今後とも皆様方の御指導を賜りたいと思っております。事件の概要と経過については、武田教育長が御報告させていただきます。

議長(児玉忠義) 次に、武田教育長。

教育長(武田隆博) おはようございます。先ほど市長が述べましたように、今回佐伯市教育委員会が服務監督する小学校の校長と教頭が贈収賄ということで逮捕された不祥事を起こしたことに対しまして、服務監督者として非常に申し訳なく残念に思っております。市議会を始めとして、佐伯市の子どもたち、保護者、市民の皆様方に多大な不安を与えたことに対しまして、この場を借りまして深くおわびを申し上げます。この事件は、新聞報道でも御存じかと思いますが、大分県が昨年度行った教員の採用にかかわる贈収賄事件で贈賄の容疑で逮捕されたのは蒲江小学校の浅利幾美52歳、その仲介として大分県教育庁義務教育課参事の矢野哲郎52歳と同人の妻で宇目重岡小学校教頭、矢野かおる50歳であります。収賄の疑いで逮捕されたのは、県教育庁義務教育課参事、昨年度当時は人事班課長補佐の江藤勝由52歳であります。14日の午後10時42分までに大分県警に逮捕されたと報道されております。内容に関しましては、浅利幾美校長の子ども2人、長男・長女であります。を教員として採用してほしいと矢野哲郎52歳と同人の妻矢野かおる50歳に、当時県教育庁人事班の課長補佐でありました江藤勝由52歳への仲介を依頼し、その便宜のお礼にと数百万円を江藤勝由に贈ったとさ

れたものであります。新聞で知り得た情報のみで詳しい状況は報告されておりませんので、現在警察が調査取調中であります。私が事件を知ったのは一昨日、6月14日夜11時30分ごろに、教育事務所長を通して県教委から報告を受けました。以後、その関係者とその夜協議をいたしまして、次の日に協議をするということで申し合わせ、次の日6月15日、日曜日7時に関係課長と協議を行ったところであります。さらに、前日に招集をしておりました蒲江小学校、重岡小学校の関係の校長・教頭と7時30分に対応を協議をしておりました。引き続き協議のあと、午前9時に蒲江小学校で臨時職員会議を開催することといたし、引き続きPTA役員への説明を現地に行ってきたところでもあります。その内容としては、事件の事情説明と不安解消のための方策等について説明をしてきたところでもあります。特に、学校関係者、PTA関係者には子どもへの対応をお願いし、なおかつ教職員に対しては一丸となって子どもの不安を取り除くように努力していただきたいというお願いをしておりました。そのあと、11時にこのことについて記者会見をいたしました。特に、学校現場という状況でありますので、できるだけ教育委員会が知り得た情報は公開するという意味で記者会見をいたしました。その席には、私と川原次長、田村学校教育課長、福泉教育総務課長が対応をいたしました。特に、事件の概要の説明をするとともに、市民に謝罪をすることを併せて、特に報道関係にも子どもの不安を助長しないような報道のあり方をお願いをしておりました。さらにその記者会見後、12時20分に重岡小学校に赴き、蒲江小学校と同様、臨時職員会議と臨時のPTA役員会を開催していただきまして、そこで説明をいたしました。あわせて、9時と12時20分蒲江と重岡小学校でのそのPTAの役員会の決議として、当日、昨日であります。6月15日の日曜日に19時に臨時のPTA総会を開催しているところでもあります。そのあと、15時から市内の小・中学校の校長会の臨時校長会をまな美で開催いたしました。校長に再度服務規律の確認を要請するとともに、事実を真しに子どもたちに伝えることを依頼をいたしました。あわせて校長会としても自主的に服務研修について早急に対応するということと、あわせて職員の行動についても自粛をしていきたいということ。それから、それぞれ子どもの年齢に応じた対応をしていきたいという申し入れがありました。あわせてそのあと、私は県教育委員会の方に報告と謝罪に上がりました。それと同時に、時間的ですが、重岡小学校と蒲江小学校の家宅捜査が入ったと聞いております。以上がこれまでの私どもが対応した経過であります。今後は教育委員会の指導主事を学校に配置するなどして、子どもが動揺しないように配慮するとともに、信頼回復に全力を挙げて取り組む所存でございます。このたびの不祥事で皆さんに不安を与えたことに対しまして、改めて深くおわびを申し上げます。

議長（児玉忠義） これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（児玉忠義） 日程第1、一般質問を行ないます。

13日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、江藤茂君、2番、渡邊邦壽君、3番、高司政文君、4番、河野豊君、以上の順序で順次質問を許します。

9番、江藤茂君。

9番（江藤茂） おはようございます。9番議員の江藤茂です。質問に入ります前に、昨日の日曜日に高速道路の開通前イベントが雨の中での開催ではありましたが、早朝から多くの市民が参加し、ジョギングやウォーキングをにぎやかに開催されました。私も佐伯・津久見インター間では一番長い橋であります一ノ瀬高架橋592メートルありますけれども、渡りながら初めて床木地区の景観を上から見させていただきました。二度と歩くことのできない高速道路上を多くの市民が傘をさし、かっぱを着てのウォーキングでありましたが、会話のあっちこっちには、開通の喜びと開通後の佐伯市の発展を期待する会話があっちこっちで交わされておりました。高速道路の開通を市民がどれだけ待ち望んでいたか肌で感じた一日でありました。しかし、その喜びを吹き飛ばしてしまうような不祥事が発生いたしました。一昨日、小学校の校長と教頭の現職が逮捕されるという事態が発生いたしました。学校教育現場をあずかる管理職が2人も同時に逮捕されるなど、これまでの佐伯市の教育行政に大きな汚点を残すこととなりました。1日も早い事件の解明を願うばかりであります。教育長においては学校現場が混乱することのないよう、また生徒・児童には万全の配慮をし、学校教育の信頼を一日も早く回復することを切にお願いするものであります。

さて、私は今回二つの問題について通告をしておりますので、質問を始めたいと思います。まず最初に、限界集落の対策に支援員制度の導入を考えていないかということであります。この問題につきましては、昨年6月の定例会の一般質問で私が提案した問題であります。その問題について再度お尋ねをいたします。明治以降、地域社会のあり方が30年前からまず地域に若者がいなくなり、そして残っていた生徒・児童も卒業と同時に都会へまちへと行ってしまった結果、今地域には40代以上の人がばかりとなりました。このような集落にはもう子どもたちはいないのです。ですから世間では少子高齢化が社会の問題というけれども、今佐伯の集落はほとんど少子という言葉のない高齢化・高齢化社会の問題であると思っております。点在する集落に住む市民の中には既に一人暮らしであったり、また御夫婦で健在であっても高齢者ゆえ車の運転ができず、日々の暮らしの中の生活に難儀しておられる市民が多数おられます。周辺地域の集落に住む市民の皆さんは一日二、三回しかない公共交通機関の乗り場まで数キロ以上あるものも珍しくありません。それでも健康で元気であれば長年過ごしてきたふる里に住み続けることは当たり前のことなのです。このような地域に住む生活弱者に対する行政の対応が現在今一番先に求められています。佐伯市としてはどのように対応するのでしょうか。私は昨年6月の定例会で周辺地域の生活弱者に対する支援策として、地域に精通した50代、60代の男女を問わず市の嘱託職員として採用し、生活支援員あるいは相談員として1週間に1回ぐらい地域を循環してもらい、生活弱者の安心・安全を守り続けてはどうかと提案をいたしました。その時の執行部の答弁は、総合計画の中で検討中との答弁でありました。その後どうなっているのでしょうか。国の総務省はこの4月24日、過疎対策で過疎問題懇談会、この会は宮口早稲田大学教授が座長でありますけれども、この過疎問題懇談会が高齢化や人口減少が著しい集落を巡回し、地域活性化を助言する集落支援員を過疎地域の市町村に対して設置するよう提言しております。これに対し総務省は、支援員を導入した自治体には財政支援を検討すると言っております。私が昨年6月に提案した制度とほとんど同じものであります。国の流れも変わってきております。市の周辺地域に対する前向きな答弁を期待しております。

次に、花と緑でまちづくりをということで、フラワーフェスタの開催をしてはどうかとい

う提案であります。隣の宮崎県では既に県全体として3月から5月ごろまでを期間として41回も行われております。佐伯市においても903平方キロの広大な市の中には公共施設や個人を問わず、春3月、4月は見るべき所が多数存在します。これらを一体化した佐伯市フラワーフェスタとして3月から5月までを位置づけをして、それぞれの地域を花と緑でいっぱいにして市民の心に潤いと豊かさを与えてはどうでしょうか。今個人のガーデニングが盛んに行われています。個人の庭や芝桜やツツジの公園を所有してる皆さんの花や緑を見て歩くのが花の好きな人たちの間でひそかにブームになっております。私が春三、四月で尋ねて歩く所だけでも10か所以上あります。これら花や庭園を所有している人たちにオープンガーデニングの協力をお願いし、宇目のチューリップまつりとか、あるいは仙崎公園のつつじ祭り等を官民協力して、地域全体で花と緑のフェスタを開催してはいかがでしょうか。以上、お尋ねをいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 改めておはようございます。江藤議員の御質問を2点いただいております。花と緑のフラワーフェスタの開催をということと、2番目に、限界集落の対策に支援員制度の導入をということでございます。この限界集落、私どもは限界集落という言葉はちょっと妥当かなと思っております。妥当かどうかということでもありますので、集落という形でのお話をさせていただきたいと思っております。こうした集落についての御質問にお答えを申し上げたいと思っております。なお、周辺地域の生活弱者については、これらの集落に含まれる部分が多いとも考えておりますので、併せてお答えをさせていただきたいと思っております。これらの集落においても山間部、海岸部、離島を中心としたさまざまな形態があると考えております。集落が抱える問題といたしましては、鳥獣被害、耕作放棄地の拡大、荒廃家屋の増加、集落外への交通手段の確保が困難、通院が困難、食料・日用品の購入が困難等多種多様です。それぞれの集落がそれぞれの問題を抱えています。今後、集落が抱えている問題が何か等を的確に調査し、把握し、その地域の実情に応じつつ、住民が安心して住み続けられるような適切な対策を進めることが必要だと思っております。議員が御提言いただきました、また記事等もいただきました総務省の過疎問題懇談会において、過疎集落のある市町村に対して、集落支援員を配置することを提言しておりますが、導入した市町村への財政支援を検討しているということでございます。当市にとりましても、そうしたいろんな角度から地域地域に応じた実態を把握をすることも必要でありますし、そうした調査研究し、地域の実情にあった導入も考えていきたいと思っております。これについては、地域地域が違いますので、どうした支援体制が必要かということも的確に把握をしたいと思っております。他につきましては、担当部長の答弁とさせていただきます。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 江藤議員の花と緑のフラワーフェスタを実施する考えはないかという御質問にお答えします。佐伯市は903平方キロメートルの広大な面積を持っていることもあり、春に限らず山辺で海辺で四季折々の花々が目を楽しませてくれます。また、山桜や新緑・紅葉と木々の彩りも自然豊かなまち佐伯の表情をつくり上げてくれています。花については公共が整備しているもののほかに、江藤議員の所属するグループのコスモス園を始め、芝桜やツツジ、サツキ、フジ、アジサイ等々、各種グループや個人の御尽力により、それぞれが市民の目を楽しませてくれていることも十分に承知しております。しかしながら、花の

見ごろは毎年違いますし、その期間も長いものから短いものまでさまざまです。フェスタと銘打って花にかかわる祭りを一くりにして実施するためには、ある程度の規模を持ったメイン会場の整備ですとか、花の開花時期をそろえるといった工夫も必要になるかと思います。現時点では、それぞれの花々の見ごろを直近の時期にとらえ、情報提供を充実し、時期の花々を周辺の景観と併せて楽しんでいただくことが良いのではないかと考えています。これまでも18年度の里・浦プラン作成時に行ったロードウォッチングや旬食旬感カレンダー作成時に各振興局等を通じて集めた情報を提供していますが、これからもでき得る限り情報の収集に努め、観光協会ホームページ等にも情報提供をしていきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） それでは再質問をさせていただきます。限界集落の問題から再質問したいと思います。今議会においても戸山議員が初日の日に限界集落に対する市の見解をですね市長の方にお尋ねしまして、その答弁を聞いておったんですが、非常に情けないと言うか、まだそれぐらいの認識しかないのかなあというふうに思っております。ちょっとお尋ねをいたしますが、市長あなたはいわゆる限界集落の再生を目指してですね、市町村で組織をする全国水源の里連絡協議会、これの副会長ですよ、で会長は綾部市の京都府の綾部市の市長の四方市長さんが会長で、あなたが全国の副会長と、これは何が目的か、これは一問一答なら本当にやりやすいんですが、一問一答方式じゃありませんので仕方ないんですが、これは水源の里再生交付金制度、新しい税金をそういう、いわゆる河川の流域を持った市町村に特別に、国にそういう税金の制度を創設してですね、そしてそういう市町村に特別な税を還付してほしいということが目的のようであります。で、私はこういうふうな過疎集落、あるいは小規模集落については随分関心を持っておるものですから、新聞とかあるいはニュース、限界集落に生きるとかいろいろ、この間も宇目の木浦の放送が1時間ございまして、ビデオにも撮っておるんですが、西嶋市長がですね、そういうふうな全国組織のしかもそういうふうな集落の再生を目指す会の副会長の役を担っておきながら、この3年間市長の取られたですね限界集落に対する小規模集落に対する考え方というのは、私は非常にまだ不足じゃなからうかなと、私はそういうふうなことに関心があるんですが、この小規模集落の問題等についてですね、相談をする課がないんですね、正直な話。で、お願いなんです、釣りバカの支援室あるいは国体の推進室、こういうところには人員を特別に配置をして推進をするんですが、こういう過疎集落対策の対策室ぐらいの設置はですね、行政が自ら課を作っていたかないとですね、いくら私たち議員がいろいろ言ってもですね、その対応する窓口が実際のところ、まあ企画課がするというようなことは聞いておるんですが、まあないんで非常にまあ情けないなあと、是非そういう課をですね新設していただきたいというふうに思いますけども、その点をひとつどうでしょうか。それとですね、限界集落非常に先ほど市長もちょっと言いにくいということだったんですが、実はこの言葉を定義したのは、長野大学の大野彰先生ですよ。この本を書かれてる先生なんです、この先生の話も聞きましたし、本も読ませていただきました。そしてもう1人かなり山村社会に精通しておられるのが、徳野先生と申してですね、徳野貞夫さんといって熊本大学の教授であります。この人がこの間、宇目の会場に寒川の映画の上映の時に、実は見えられたんですが、この2人は有名な小規模集落のことについてはですね随分研究をなさっている先生たちですが、2人とも採ってる対策はですね、

双方それぞれ特徴がありまして、同じじゃないんですね。ただ1点ですねこの2人が一致してる点があります。それはですね、市町村合併によって過疎集落の問題は解決どころか、更にその対策は遅れてしまうということを言ってるんです。これは2人の共通した認識です。私もそうだろうと思います。で、もう少しですね、そういう部分を考えてですね、私がなぜそういうふうな人たちをケアしなさい。あるいはそういう集落のいろんなことを相談できる相談員を置けっというかとですね、今度ふるさと納税制度が当然出てきます。そういう人たちの子どもさんあるいは兄弟ていうのは皆、ここの佐伯の中心街に出とる人もおるかもしれないけども、大半がよそに出ておられます。そういう人たちに当然のことながら行政としては企業誘致もままならない佐伯市においてはですね、早急にそういうふるさと納税推進課あたりの課を新設してですね、取り組まなければならないと思うんですよ。そういうふるさとに残してる親や兄弟をですね、都会に行ってるふるさとの出身者が安心して佐伯市に任せられると、我が親を預けとっていいと、だったらふるさと納税制度を利用して1割のお金をですね、佐伯市に還付しようというぐらいの気持ちになるんです。ところが、何を根拠に、ただ佐伯がふるさとだから、ふるさと納税をしてくださいと言うんですか。そのお願いだけでは果たしてどれだけの人がですね、ふるさと納税を試みってくれるか私は不安でならないわけです。この間、魚住企画部長、関西のあれに行かれたらしいんですが、当然市長の名代として行っておりますから、そういうふるさと納税のお願いも当然しておると思うんですよね。どういう反応だったか私は聞いてはおりませんけれども、そういうあらゆる機会を通じてしなければならぬけれども、当然佐伯市におる親や兄弟をですね十分行政が見るといふ、その確固たる信念がなければですね、ふるさと納税も私はうまくいかないんじゃないかなあというふうに思っております。行政ていうのは、先ほど市長は総務省が今度支援員制度に人件費の措置をするから、それができれば考えてもいいというような御答弁だったように考えておりますけれども、どうして今先ほど市長は、地域地域のこの佐伯の中でも、地域地域で条件が違ふと申されました。それを大きく当てはめるとですね、全国に約2,000近い市町村があります。すべてとして、一つとして、この佐伯市と同じ市町村はないわけです。だから市町村それぞれの独自の政策、そういうものがあって当然しかるべきであって、国にそういう制度がないから、あるいは県にそういう事業がないからといってしないというのは怠慢ではないんですか。この佐伯の今の実情をちゃんと把握すればですね、そういうことを言わなくて全国に先がけてね、ないような制度だって創設しなければいけないときだって私はあると思うんですね。よく市長が上勝町のこと、四国の徳島の上勝町のことを言われます。あそこも先進的な独自の政策を打ち出します。その結果ね、どういうことかと言うと、上勝町には総務大臣だって訪れて来るんですよ。その制度を視察に、新しく作った制度。それぐらいの感覚でものを判断しないとですね、私はこの903平方キロの佐伯というものの維持管理はできないんじゃないかというふうに思っております。ですから、そういう過疎集落をですね、支援する対策課これをまず作る考え方がないか。これは恐らく今私が調べた範囲内ではそういう課ていうのは全国でもほとんど例がないように思っております。そこでとにかくそこで課を充実してですね、ふるさとによる今のそういうケアを必要とする人たちのことを大事にして、そしてその人たちの子どもやあるいは兄弟が、そういう人たちが都会に出ておれば、今度その人たちをふるさと納税というような形で常に便りを出しながらですね、支援をお願いすると、だから当然ふるさと納税推進課のあるものをですね、これは私は極端に言うたら

企業誘致を推進課を充実するよりもですね、現在のように油が値上がりしてこの交通の便の悪い佐伯に果たして企業がですね喜び勇んで来るかどうかといえ、当然市民はですね、まあちょっと無理じゃないかなあというのが普通の判断だろうと思う。ところがふるさと納税はこれは全国、市町村、県、都道府県全部取り合いですよね。早く立ち上げた方が勝ちなんです。1万人の人から1割ずつもらえば1,000人の10分の1ですから、1,000人分国税の分が入ってくるというような形になりますので、是非ですねそういう新しい課を設置しながら佐伯市の財政も潤すというような感覚になってもらわないと。私がよくいつも予算委員会なんかで、縦割りの予算の波及効果ていうのは他の課の波及によくいくって私が予算委員会で言いますが、全くふるさと納税にしてもですね、そういうケアをしなかったら当然私は入ってこないというふうに思っておりますので、市長のもう1回、そういうふうなものに対するね感覚をお尋ねしたいというふうに思っております。特に、支援員制度をつい1か月ぐらい前に玖珠町の山田、北山田のお巡りさんが御存じかと思うんですが、新聞に載りましたよね。一人暮らしのお年寄りを訪ねて写真を撮って、そしてそれを都会に出ている息子さんや娘さんに便りとして出しておると、それでお盆やお正月に帰って来た時に、その人たちが駐在所にお礼に来るといような報道がなされて、その後、民間のテレビ局の報道でも10分間ほど取材を受けて放送されておりましたけど、全くそれと同じ制度でね、市の囑託という形で雇っていただいて、そういうことをすれば波及効果があって、そして影響があるんかということですね、どうか理解の上ですね、考えていただきたいということで再答弁をお願いいたします。

それから、フラワーフェスタのお話なんです、今私が先ほど言いましたように、個人でガーデニングを楽しんでおる人が相当おるんですね。確かに部長の言われるように、花の時期、咲く時期、大体まあ年によっては、大体そんなに時期はずれないんですが、同じであります。時期もちょっとずれるんで、非常にやりにくいということを言われたんですが、実はですね、私はこれ恐らく観光課が答案を考えたんだろうとは思いますが、今個人ですねガーデニングでもうガーデニングの域を超えたことをやってる人がものすごくおるんですよ。当然私はそんなの好きだからあまりにも素敵であれば当然ケーブルテレビさんにも取材をお願いしてケーブルテレビさんで報道されたりですね、あるいは地方の民間紙で報道されてその後お客さんが、お客さんちいうか市民の皆さん方が尋ねて行ってですね、見せていただくということをするんですが、報道されたりして行きますとね、もう既に時期が結局終わってるんですね、1番いい時に取材が来てそれから放送、報道されるから当然時期はもうずれてしまって、見せる方にしてもですね、ああもう1週間早く来てくれればよかったのにねていうのが、まずそういうふうな体制に協力してくれる人の意見であります。ですから、ガーデニングを一生懸命やってる人はですね、当然開放することにはひとつもためらいがないんですね。来ていただければ喜んで対応もしていただけますし、かえってそういうふうなオープンガーデニングにも協力するということが、対象にしていればですね、特別に対応をする必要も、自宅の人がいなくても見てもいいよということで承諾をするわけですから、当然その対応もですね変わってくるんじゃないかなあというふうに思うんですね。だから、個人の人例えば弥生なんかにも今すごい芝桜のお宅があるんですね。当然それはもうだれが見てもすばらしいと思うんですが、やはりその人でもやっぱり、私でもそうなんです、個人のガーデニングを一生懸命やってる人が、コマーシャル、例えばケーブルテレビ

で放送してもらおうと思ったら、行政チャンネルのお知らせは使えないんですね。行政が1万円でも出資、出資で言ったらかしただけでも、支援金を出しておれば、これは行政は行政チャンネルで無料で放送してくれる。ところがそうでない、ほとんどのガーデニングは皆そうですよね、オープンガーデニング希望してる人たちは、だから本匠地区のある方は、結局10号線にまで看板を立ててね、やっておられる。当然新聞社が聞きつけて報道をしてくれる。その中でまた一般市民の方が行かれるわけなんですけども、それをねやっぱり公的に私はしてあげなさいといってるんですよとめて。今長崎の島原であじさい祭りを行っております。当然まちの中にはアジサイはないわけですね、これはでも楽しんでいる人たちがプランターや鉢にアジサイを植えて、そのアジサイをまちの中に持ち寄るわけですね。当然それでアジサイ祭りを2週間ぐらい長い期間やっている。佐伯の春まつりは土曜と日曜日の2日間ですよね。果たして私はこれにどれだけの効果があるもんかなあと疑問、疑問じゃないけども効果は十分あるんでしょうけども、息の長い、1週間とか10日とかね、あるいは20日間にわたる息の長い持続した効果というのは春まつりでは得られないんじゃないかなあとというふうに思うわけですね。雲仙の雲仙市の温泉街がありますけど、ここはプランターに植えた花を持ち寄って花壇を、今階段上のこうあれがあるんですが、それにこう植えた花を花壇に見立ててコンテストをやるようなことも実施してるんですね。ですから、もし仮にうまくいくのであればですね、大手前周辺とか、春まつりの会場がちょうど春、桜の時期に開花の時期に行われるんで、その時に道路のストリートもね、全部プランターでガーデニングを楽しんでいる人たちが持ち寄ってですね、そして2週間なり20日間ぐらいね一方通行の道路を全部埋め尽くすぐらいのことをですねしてもですね、そんなにね行政はお金を掛けなくてもできるんじゃないかなあとというふうに思っておりますので、そういうことも検討していただきたいなあと。当然、国体の花いっぱいを会場で花を飾るということで公的資金、いわゆる税金を使って花を苗を注文したり、あるいはプランターを買ったり、学校の教育現場に頼んだりいろいろしてるようですが、そりゃそれでいいと思うんですね。だけど、ものの考え方を変えてみれば、ガーデニング楽しんでいる人たちにお宅で作ってる花のプランターの二つ、三つじゃあ国体の期間中貸し出してくださいよと頼んで歩けばですね、幾らでもそれこそ100や200はね簡単に集まる。ただし、預かった場合は水をやる管理だけはねこれはしていただかないと自分の花を貸したけども花がいつの間にかしおれて、管理もなされてないということであればもう当然、次から二度と花は貸さないと、花を愛する人間はそういう気持ちなんですよ。借りた方はうん貸してくれたけいいわぐらいでという気持ちはあるかもしれませんが、そういうことなので、是非ねそういうことも考えてしていただくことができないかなあと、そして花を見てやっぱり、例えば佐伯市内の大通りとかあるいは大手前に花を飾ってですね、やっぱり地域興し、潤いをやっぱり求めるということですねやっていたきたいというふうに思っておりますので、そういうふうな考え方もないかどうか併せて御答弁をお願いしたいと思います。以上で、再質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員の再質問にお答えしたいと思います。市長は3年間何もしてないということを言われましたが、私はしてないことはないと思っております。当日、当選したすぐあとに一番最初に本匠の方にも入りまして、まず言われたのが交通の足をなくしてくれるなど。これを盛んに言われました。それについては、そのまま行財政が厳しくても交通の足

はなくしませんよと、非常に行財政改革の当選当時は厳しい時ですので、何をするかということで、そうしたことについての対策、また宇目地区において言われたのが、その時始めましたのが宅配制度ですね。これについても地域の方々がやはりこうした高齢者に対する、過疎地域に対する対策としてこれを補助、そのまま続けさせて現在も至っております。そのような形で私も当選後は、各地域にタウンミーティングを全部行きまして、いろんな方々からどうすればいい、まず何ができるかというお話をしながら今まで経過してきております。今年の4月からはそうした中で、コミュニティーバスを固定化するために今年度から措置をとらしていただいておりますし、現在あるところもそうした方向の中で地域の足をとっていきましょう。特に集落が抱える問題点という形で先ほど御答弁申し上げましたように、鳥獣被害の問題、耕作放棄地の問題、荒廃家屋の問題、またそうした中での交通手段、そして病院等の、これはまあ足がないということでそうした問題もありますし、医療の方もあります。特にそれぞれの地域によっていろいろございますので、私はその窓口というのは各地区の振興局の地域振興・教育課が窓口になってると思っております。そこの方が集約するということで考えております。その総まとめというのが私どもの企画の方でまとめると。そのような形で私の方は地域事業、それぞれ違いますので、そうした中での考え方をとらせていただきます。また、特に先般県でもこの会議がございました時に、鳥獣被害ということが一番多くの方々からお話ございました。どうした支援員制度をするかということですが、鳥獣被害から、先ほど言ったいろんなさまざまな状態の支援員があると思います。そのことについては私の方も十分に今調査をし、これについては今年の当初予算の時にどういう形がいいだろうかということでも協議しながら、これに対する指示をさせております。また、先ほどの中にも地域を全くしてないということですが、現在防災対策なり、情報対策にしても今年度からのそうした予算措置もしております。特に議員も御存じのとおり、九州の中でも全国でもこれだけの地域に全部ケーブルテレビがっているということはまずないんですね。そのケーブルの維持管理にしてもそのまま継続しながら、こうした地域対策の一環だと思っております。それからさっき水源の里のことを言われましたが、この水源の里は出てきたからこそ先ほど言った交付金制度、またこれに対する国の施策が動いたと、昨年総務大臣も総会に来まして、これは何とかせないけんあということを出てきたのが、議員が言われました交付金制度の位置づけをしてあげなければならないということでもあります。そうした考え方というのは、これは国を動かすためには、それぞれの市町村がそれぞれの中で厳しい現状を訴えながらその再生の取り組みをするということで、これで国が動いて予算が付けばということです。私どももこれについては今後とも地域に入りまして、そうした対策をすることによって、地域に対する対処方法をやっていきたいと思っておりますし、先ほど議員が言われました支援員、この支援員については今現在、どういう支援員がいいかということで、国が言わなくても、県が言わなくても私どもは今それを協議中でありますので、早くそれが決まればそうした形で囑託制度か何かの形は考えたいと思っておりますので、そのようなことで御答弁をさせていただきと思っております。他につきましては、部長の方より答弁させていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 再質問にお答えいたします。個人で大変ガーデニングが盛んになっている昨今の状況十分承知しております。ただ、栽培者の温度差といいますが、それは

かなり幅があるように思います。どなたがいつ来てもいいですよという方からですね、近所、隣近所の方が何人か見えてくれるだけで十分といったところまでですね、この感覚の差はかなり大きいだろうと思います。ただ個人の了承が得られるものにつきましては、ホームページですとか、ケーブルテレビ、そういったものでですね積極的に事前に情報を提供していくということはしていきたいと思います。また、そうすることでですね花の時期を失ってしまわないようにしていきたいと思っております。それからもう一つ、花のあるまちといいますか、プリンターを持ち寄ってコンテストのようなものを実施してはどうかということであります。これは確かに管理面の問題はあります。水をやったりとかいったことはできるんですけども、一定の期間開催するということになると、例えば昼間飾って夜片付けるというような形のものではできません。多分24時間展示するという形になると思うんですけども、これは大変悲しいことかもしれないんですけども、心ない人といいますか、そういった方がいないとも限りません。そうなりますと、もし万一ですね花が傷つけられるということになりましたら、提供していただいた方にとっては大変悲しいことでありましょうし、市にとってもこれは大変残念なことになってしまうと思われま。そうしたことで、今のところ検討はしていきたいと思いますが、早急というような形のものにはならないかもしれません。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） 再々質問をさせていただきます。フラワーフェスタの方は結構でございます。

過疎対策について市長にもう一度お尋ねをしたいと思っております。今、私ここ手元に3月議会の今年度の当初予算議案についてですね、第2項のところに、過疎対策及び旧町村地域への支援等という当初の所信表明があります。読まさせていただきますと、過疎対策として地域公共交通計画運行実施計画に基づき、本年度青山、堅田、大入島地区を皮切りにスクールバスの運行を勘案しながら順次コミュニティバスの運行を進めてまいります。これ今先ほど市長が言われた部分ですね、もう一つは、旧町村地域の支援については、各地域の活性化を目指した創意工夫のあるソフト事業を対象とした旧町村部地域パワーアップ事業、これは例の300万の地域審議会に預けてるお金だろうというふうに思います。これはもう昨年、前年度から行われておるものでありますけれども、を引き続き実施するほか、緊急に実施する必要がある市道等の維持補修費及び災害復旧等を対象とした地域緊急対策事業、これも300万各振興局に組んだですね。これは私が予算委員会の時に、ちょっと地域差別じゃないかというような発言をして副市長が答弁をいただきましたけども、これはこれで結構だろうと思うんですが、過疎対策、あるいは小規模集落対策全体を見てですね、今私が言っただけのことしか実は当初予算の中の説明書には書いてないんですね。非常に口というものは便利なものでして、それは鳥獣害対策をすればそれは確かに農林課の対策でしてありますから、それも確かに小規模集落、あるいは周辺地域の対策だろうと、それは事実そうだろうと私は認めます。ただ地域全体としての私は対策という、その対策も十分していただかなければいけないんですが、私が言ってるのはですね、そういう地域に住んでおる生活弱者、バス停まで何キロもあるような所に住んでおる人だっておるわけですよ。で、当然車に乗れる間、家族のうち、旦那さんか奥さんがですね車に乗れる間は十分そこに住んでても私は不便はなかるうというふうに思っております。しかしながら、そういう状況じゃなくなったときに、そういう人は市内でも実は随分たくさんいるんですね。支援地域だけの問題じゃないってある市役

所の職員から私も言われました。そりゃ江藤さんその山手に行ってみてくださいと、1人暮らし、2人暮らし幾らでもおられますというふうに言われたことがあります。確かにそうだろうと思います。私は海崎の地区に住んでおりますけども、海崎地区3,600人おりますけども、かなり進行しております。子どもたちの数だって私が小学校卒業した時の一クラスの学年の人数よりも今の6学年の全校生徒の方がはるかに少ないんですね。それほど児童数も減ってきて、当然一人暮らし、あるいはお年寄りの二人暮らしというものが増えてきておりますから、これは周辺地域の問題だけじゃなく、もう市内全域のことだろうとそういう生活弱者がおられることはね。一番問題になるのは、生活弱者になったときに、先ほど市長はケーブルが全部対応できると、確かに今市の方はそのケーブルを使った双方向の対策を考えているようでございますけれども、実はそういう一人暮らしになった人はですね、引きこもりになるんですね小学生の話じゃないんですけど、引きこもりっていうことをですね、大学の先生たち2人ともですね、共通したことをやっぱり言ってるんですよ。どうしても家の中から出て行かなくなってしまう。朝起きたらもうテレビが相手、だから言葉を交わさないんですね。そういうふうな生活に陥ってしまう。だから先ほど玖珠の北山田のお巡りさんが喜ばれているというのは、1週間に1回ぐらい行って言葉を交わすからなんですよ。人間言葉を交わすことによって会話が生まれるし、そこにあの人がまた尋ねて来てくれるんじゃないかという期待と喜びがあるわけですね。それが1週間の生活の張り合いになる。そういうことをね、そういう人たちに与えてはどうですかって私は言ってるんですよ。それはだから周辺地域のそういう小規模集落の人たちだけでなく、最終的には、モデル的にはそれを当然先行してやるべきだろうと思います。しかしそれは全市的にね、最終的にはやるべきだろうと。よく人に言えば、民生委員さんがおるやないかと、じゃあ民生委員さんは確かにおられます。だけど今の民生委員制度の中では、当然相談があったら行きますけども、まずそういう人たちをですね、くまなく1週間に1回は必ず尋ねて行くというようなことではないわけですね、当然それだけのまた手当も出しておりませんし、だからちゃんとした囑託を雇ってですね、そういうケアをなさいと私は言いよるんです。だから全国に制度がなかったっていいじゃないですか。そのお金は単費で、当然国に、県にそういう制度がなければですね、それは当然市の単費でやらなければいけなくなる。それが全国に先がけてやればこそね価値があるんだって、よそ様が始めたからじゃあ私とこも見習ってやりましょうでは余りにもちょっとおかしいって言ったら悪いんですが、しないよりはいいんです。追随型でやっても構わないんですけども、できれば先進地でね私はやるぐらいの気構えを持っていただきたいというふうに思っておりますので、再度市長に御答弁を求めます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員の再々質問に御答弁を申し上げます。ケーブル等ていうのが、そういう情報をですねやったりすることが非常に大事だしということで答弁を申し上げたわけですけど、私の方が今研究調査しておる中ですね、一つは福祉の方でサロンというのが市内にあるわけです。そうすると市街地についてはこれはなかなかないんで、これについてそうしたサロン開催というのは例えば集会所にですね、1週間で一遍でも二遍でも皆さんで御飯を食べましょう。皆さん寄りましょうとかですね。そうした調査を研究をですねかけて皆さんに声掛け運動しながら、みんなが集まって何かできるか、そうしたのが今どうやったら対策ができるかということもですね、今調査をしとる状態なんです。だから私もまだ具体的な最

終的な話ができてないもんですから、先ほどから今後調査研究し、というかたちで現在やっている中がそうした集落においとる人が引きこもりがないように、そしてお互いが交流できるように。例えば1週間に一遍でも二遍でも皆さんで昼食を食べるなり、何をするなり、いわゆる民間の言えはデイサービスの簡易版みたいな形をですね取っていったり、そうすれば元気のいい人はそこで支援もできるだろうし、それがなければ外部からもできるだろう。そのようなことを必要だから調査してどういう方向がその地域として皆さんで協調的に動けるかと言うことを今示唆してるわけです。なかなかこうしたことが現実味を帯びないと、こう市長が一般質問で言ったやないか、それはどうなっとんだと言ってことが非常によく質問されますので、私も十分なるそうした成果をしながら、それが答弁ができるようなことで進めていきたいと思っております。まだまだ先ほど言った鳥獣被害の問題というのもこれはこの前県でもお話があったように、非常にこれが大きな問題だということを言われますし、地域によってはそれぞれの格差ありますし、また山間部、水源の里と言ってもですね、山間部だけじゃなくて海岸部も一応対応しとるわけです。特に旧市内で言えば佐伯の大入島、これについてはそれ以上のところもたくさんございます。全体を見ながら皆さんと何が活動できるか。議員が言われた支援員制度になってくるのか、そうしたことで行政として対応できるのかということも、そうした形の調査の対象としております。もう少し時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

次に28番、渡邊邦壽君。

28番（渡邊邦壽） 皆さん御苦労さんです。28番議員、あまべの会、渡邊邦壽です。このたび、阪神大震災にも匹敵するマグニチュード7.2、大変な地震に見舞われました東北地方の被災者の皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。また先般、佐伯市内大手前の火災、そして私ども米水津の連続不審火による火災にて被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。この際、火災発生と同時に現場に駆けつけ消火活動等に当たられました地域の消防団の皆さん、そして消防署、警察、その他、これにかかわった多くの方々の御協力・御労苦に対しまして厚く感謝とお礼を申し上げます、通告に基づき質問に入ります。

まず第1点目につきましては、安心と安全のまちづくりと自主防災組織の育成についてであります。特に今回は同様の多くの質問が出されておりますが、私なりに質問をさせていただきます。まず、小さな1点目、通告書にも記載したとおり、今信じられないほどの命を奪い、数千万とも言われる被災者を出した中国の四川大地震、ミャンマーのサイクロンは近年の地球規模での大洪水や豪雨、激しい干ばつや山林火災など正に温暖化や異常気象と言われることの警鐘ととらえざるを得ない状況下にあると言っても過言ではないと思います。このことは決して他国のことではなく、我が国そして我が地域においても同様な現象ととらえ、今後の危機管理上、今すぐにでもその具体的な措置の見直し、そして再点検を講じることを提案をいたします。市長はこれまで常に市民と一体となって地域の均衡ある発展と安全・安心のまちづくりを提唱されてまいりました。消防力の強化や防災システムの整備などを実践されておりますが、まだまだ住民の防災に対する不安や要望は多くの方々から聞こえてまいります。とりわけ地域防災の要であります消防団が全国的に見ても減少の一途をたどり、ピーク時は200万人ほどおりました。現在については90万人を割ったとあります。一方、大分県においても5万人が現在は1万6,000人に減少して、当然社会構造の変化や市町村合併で市の

中心部に職場が集まり、特に周辺地域の昼間の消防強化が喫緊の課題となっております。この対応策として現在県下各地においても消防団OBによる消防応援隊や機能別消防団が結成され消火器・消火栓を使っての初期消火や消防団の後方支援と地域の自主防災の充実を図っているのは御承知のとおりであります。このような状況の中、今後の取組についての具体的なお答えをお聞かせください。次に小さな2点目ですが、現在の消防団の現状と条例定数と実人員、それから佐伯市管内における職員の配置とそのうち消防団員の身分を有する職員の数の資料を要求いたしまして、早速配布をいただきお手数かけましてありがとうございます。一目瞭然ごらんのとおりであります。とりわけ地域周辺部、振興局内における災害時の初動体制に問題ありとはっきり言えるのではなからうかと思えます。例えて見ますと、この別紙の消防団の身分を有する職員数、本日配布資料の中ではありますが、振興局の職員数と消防団員の身分を有する割合ですが、その減少率、最低は直川振興局26.9、最高は残念ながら私どもの米水津振興局71.4、実に3割弱しか残されてない。ちなみに平均は52.4%であります。再考をお願いしたいと思えます。今後定員・定数などを含め、この問題についてどのようにお考えかお答えください。次に3、4点目については、組織の問題であります。まず、今年の3月広瀬知事は県議会の一般質問に対して、消防強化を目的とした県内消防本部の一本化を実現したい旨、答弁されておりました。中心地大分市は早い段階での不参加の意思表示があり続いて別府市も不参加の方針を出しました。また、複数の消防本部も最も力のある大分、別府の入らない一本化には意味がないと言われておりますが、この背景と佐伯市の対応についてお伺いをいたします。また、佐伯市は現在連合消防団方式を採っております。県下には一団方式において指揮命令系統や組織の見直しなど行っているとお聞きしておりますが、これにつきましても、別表に提出していただいております。これにつきましても、今後のお考え方をお聞かせください。5点目、災害基本法に基づく市行政の地域防災の計画では、被災者への食料、水、必需品の供給は市町村長の責務となっておりますが、備蓄の現状と今後についてお答えください。6点目、有事の際、地域住民の生命・財産を守り安全に保護する役割を担う行政は膨大な作業とそして責務を担うこととなります。限られた人員、機材の中で最大限の効果を発揮するには、まずタイムリーで的確な情報の把握から始まると言われております。情報の取得、伝達の手段の一元化が最大の課題であろうと思えます。この状況と取組についてお聞かせください。最後、小さな7点目であります。先般策定されました国民保護法であります。佐伯市国民保護計画への対応はどのような取り扱いをされておられるのか。ややもすれば作れば終わり、作文でありましたでなしに、常に市民を守る高い意識をもってこれに対応、対処されていると思えます。例えば、図上訓練など具体的な実施状況があればこの際お聞かせください。なお、今回は消防防災に関する質疑が大変多く出されております。重複する点については答弁を省略しても結構でございます。

続きまして通告2番目、色宮港木立線の道路改良工事の件であります。この件は過去村尾議員と共に質問し、訴えてまいりましたが、現所在地権者の皆様を始め関係各位の御理解と御協力のもと、国土調査も順調に進められていると聞いております。御承知のように最近特に大型貨物はトレーラー化が大変多くなりました。そして先般タンクローリー車を見たんです。これも長大ものにて配送をしております。ほとんどのカーブにおいては反対車線いっぱい以後輪が掛かってトンネル内の大型車の出会いと併せ自転車通学の学生、あるいは保護者からも危険の訴えが多く、地域住民の方からもこの全面的な改良の早期着工・完成の声が事ある

ごとに聞かされている現状であります。県道工事ということは十分承知しております。しかしながら、利用者・受益者の多くは佐伯市民、地域住民であります。本件の進ちょく状況とそれと今後についてを具体的にお聞かせください。以上で第1回目の質問といたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 渡邊議員さんより御質問を受けました。1、安全・安心のまちづくりと自主防災組織の育成についてと、県道色宮港木立線道路改良事業に係る国土調査の進ちょく状況についてということ。2点質問を受けております。その中で1の方については7点質問がございますが、その中の1として、このような状況の中、市長としては以下具体的な取組を伺いたいということがございます。火災はもちろんのこと、地球温暖化に伴う気候変動で台風や集中豪雨の激化が予想される中、特に市内周辺地域は若年層の減退や高齢化の進行、さらには職員の人事異動により昼間における消防団員が不足し、地域の消防力の低下は大変懸念されているところでございます。市はその対策として、地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織の拡充を市内全域で進めております。自主防災組織は現在市内373地区のうち既に216地区で結成されていますが、まだまだ内容の伴わない名目だけのところも多く、平成24年度までには全組織化を目指し、内容を充実させると同時に、地域の防災リーダーとなるべく防災士の育成を行いながら、地域の実情に合わせた各種訓練の取組を推進してまいりたいと考えております。特に地震・津波被害については、行政だけの対応には限界があります。そこで市民一人一人が心掛け、市民一人一人が日ごろから防災意識を持ち、自分の身は自分で守る自助、地域住民が共に助け合う共助、行政が取組を支援する公助、この三つの力を連携させながら、地域の災害はまず地域で守るといった強い意識を持っていただきたいと思っております。消防団はもとより、自主防災会、防災応援隊、防災ボランティア等々が力を合わせながら災害対策を講じていただければと思っております。議員御出身の米水津地区では、昨年多くの住民が参加して大々的な防災訓練を実施していただいております。大変ありがたいと思っております。今後につきましてもインフラ整備や情報関連整備については、安全・安心のまちづくりの最大の目標として、行政において力を注いでまいり所存でございます。他については、担当部長より御答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） おはようございます。それでは渡邊議員さんの質問についてお答えします。県下市町村の基準数ですが、県全体での消防団員の基準数は2万2,831人で、佐伯市の基準数は2,771人です。佐伯市消防団員の条例定数は2,080人で、平成20年4月1日現在の実員数は1,893人となっており、条例定数に対する充足率は91%となっております。次に、本庁及び各振興局における職員数の推移と、そのうち消防団員の身分を有する職員数の推移ですが、平成16年度の旧市町村時には259人、平成20年3月では241人となっており、18人の減少となっております。詳細については配布資料のとおりであります。次に、広域再編問題についてありますが、県の案としましては、県下1本部制としながらも当分の間、大分市を除く13消防本部で1本部制とし、できるだけ早い時期での1消防本部体制が示されました。広域再編は小規模消防本部を統合することによって車両、人員、資器材を確保し、大規模災害に対応しようとするものであります。佐伯市としましては、大分市消防局抜きには統合は困難ではないかと考えております。今後は、消防力強化推進協議会の中で、十分検討、協議を重ねていくことになっております。次に、1市1団方式についてありますが、現在県下18市町村

の中で連合方式をとっている市町村は、佐伯市を含めて臼杵、豊後大野市の3市であります。消防団の統合再編に係る協議につきましては、平成17年度に団主導の組織検討委員会を立ち上げ、平成20年度中をめどに提案書を取りまとめるといった検討協議を行ってきたところであります。委員会の検討内容については、1点目として、1市1団方式の是非について、2点目に、機庫、車両の集約について、そして3点目に、消防団員の確保対策について、諸課題の解決に向け一定の方向づけがなされてまいりました。今後、提案書の取りまとめを行い、団長会の承認を経て提案内容に沿った形で各団内部の調整を図りながら検討、協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 安全・安心のまちづくりの部分の備蓄に関するところ、それから情報の取得と伝達の手段の一元化に関するところ、それから国民保護計画に関するこの3点の部分についてお答えいたします。備蓄の現状ですが、備蓄物資の種類が多岐にわたっていますので、食料や日用品、寝具類などの大まかな区分に分けて御説明いたします。まず食料ですが、アルファ化米や乾パン、クラッカーなどが約2,700食、飲料水は約1,500リットル、肌着や雨具などの衣類が約40、ポリタンクや懐中電灯、乾電池などの日用品が約300、テントや毛布、仮設トイレなどの住居寝具類が約800となっております。今後についてですが、食料などは平成17年度から5年間で5,000食を蓄える計画で、毎年1,000食程度そろえております。しかし、消費期限の関係から21年度以降も随時入れ替え補充する形で対応することとしております。衣類や寝具類につきましては、随時入れ替え、補充をすることにしています。なお、自分の身は自分で守るという観点に立ち、御家庭でも最低3日分の備蓄食糧を蓄えていただければと思います。大規模災害が起こった場合、遅くとも3日以内には国から支援物資等が届くようにはなっております。次に、情報の取得と伝達手段の一元化の状況等についてですが、本市の災害対策本部は本庁の10の対策部と振興局の八つの地区対策本部で構成されており、それぞれの業務ごとに班編成を行っております。全体にかかわる内容は本部対策部に集約され、そこから関係する部署への伝達が行われます。具体的には振興局を含めた各部局で情報入力を行い、その情報を本部対策部が集約、判断してそこからケーブルテレビ等を使って情報提供をしていくという、そういった仕組み作りには本年度から取り組んでいるところでございます。このほかにも、大雨の際、たびたび冠水する主要路線の30か所に定点カメラを設置いたします。これは大雨洪水警報を発令時にケーブルテレビの行政チャンネルで放送することで市内主要路線の冠水状況をタイムリーな情報として提供することが可能となるものであります。最後に、国民保護計画についてですが、佐伯市は武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有するということから、国の方針に基づきまして、平成19年2月に同計画を策定いたしましたところであります。この計画の基本方針に市は国に対し必要な援助について協力を要請し、また国は必要な協力をするよう努めることになっておりまして、同時に市は消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めていくことになっております。また、国民保護計画にかかわる図上訓練は、本市独自ではまだ行っておりませんが、今年度、国と地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の図上訓練を大分県が実施する予定となっております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 渡邊議員さんの御質問のうち、2番目の県道色宮港木立線道路改良

事業に係る国土調査の進ちょく状況についてということでお答えをいたします。昨年度から県道色宮港木立線道路改良事業に係る木立大野周辺1.33平方キロメートルの国土調査を実施しております。昨年度は一筆ごとの土地について関係者立会いのもとに所有者、地番、地目、境界の調査をいたしました。今年度は8月ごろ仮閲覧を行ったのち、面積測定と地籍図を作成し、本閲覧を行います。それから、来年度は県及び国の認証を受けたのちに、10月ごろ地籍簿と地籍図を登記所に送付をいたします。これにより登記所において登記簿が書き改めるとともに不動産登記簿第14条の地図が備え付けられます。国土調査は着手してから登記されるまで3年掛かりますので、来年度には登記が完了いたします。以上です。

議長（児玉忠義） 渡邊議員。

28番（渡邊邦壽） 再質問をさせていただきます。まず、色宮港木立線道路の改良工事の件であります。これ何よりも関係者・地権者の御理解と御協力がなければ始まらないということは、だれも承知してあることであります。ただ今の答弁によりますと、皆さん方の御協力のもとで順調に国土調査は計画どおり推移していると聞いております。ありがとうございます。しかしながら、現実の問題として21年度、来年度の登記完了を待って、測量あるいは設計、測量、用地買収、工事の着手完了まであと一体何年掛かるのでしょうか。先程来申し上げますように、我々にとっては最重要路線であります。この道路が生活、通勤、通学のみでなく、産業用道路として更に大型化する貨物車、また鶴見漁港鮮魚者等々も大部分浦代峠を通っております。東九州自動車道開通に伴う新たな交流人口流入のためにさまざまな我々準備もしております。先日は2階建ての観光バスがどっから入ったんであるかというようにびっくりしたんですが、皆さん異口同音とにかくもうどうかならんかえー1日も早くということであります。制度上のいろいろな問題もあるというふうに思いますが、最低何らかの諸条件を満たして1日も早く県に働き掛けて工事着工、完了ができないか、土木部長ひとつもう1回だけ簡単に結構ですから、お答えを願いたいと思います。

次に、安心・安全のまちづくりに多方面に対してのそれぞれの御答弁をありがとうございました。先ほど江藤議員が言われましたように、1問1答方式ならいろいろあるんですが、総括的に時間等がありませんので、今回要望し取組方を考えをお聞きいたしたいと思います。先日も児玉議員の質問同様、地域にあった地域に密着した自主防災組織の早期育成であります。私はなぜこの件にこだわるかと申しますと、第1点に、私も皆さん同様20有余年地域の消防団に在籍をいたしました。この間、住宅火災・山林火災、海難救助活動や行方不明者の捜索あるいは年末、台風時の特別警戒などさまざまな経験の中での当時と今の非常に社会構造が変わっておること。また、制度化の変化など諸条件の違いによる、これによつての緊急かつその必要性が今あると思います。それから第2に、皆さんも御承知のように、6,400人を超える犠牲者を出した阪神・淡路大震災、実は私もその場に遭遇した被災者の1人として目の当たりにあの惨事を見聞きし、数々得た教訓によるものであります。これにつきましては、若干、強烈に印象の多くの貴重なデータが残されておりますが、その一つとしてあの時の地震発生の直後、これはもう消防も警察も行政もすべてが被災者であるということ。当然、道路網、通信網も寸断され、初動体制や即時対応能力の機能が麻痺状態になったと。このようなかにもかわらず、これは京都大学の防災研究所が報告したことでありますが、がれきに埋もれた人の救出者が推定3万5,000人としております。消防、警察、自衛隊が来る前に実に2万7,000人が地元の消防団を始め、近隣住民によって救出され、消防、警察、自衛隊による救出

は7,900人であったと記録されております。このことが実に4人に3人が住民パワーによって助け出され、大規模災害においては消防、警察などの公的救助、これについては時間的集約が生じ1人でも多くの命を救うのは、つまりコミュニティの力であるということが実に立証され大きな犠牲の上に立った貴重なデータとなりました。また、もう一つ別の面から見た調査記録が隣の芦屋市に残されております。1995年1月17日午前5時46分地震発生。最初に市役所に駆けつけたのは助役さんだったそうであります。たまたま自宅が役所から2キロの所にあり、自宅から走って行って午前6時10分にやっと市役所に着いたと、23分であります。市長が7時到着、保健部長が7時40分、水道部長8時、環境部長はやっと午後3時に着いたと。当時の芦屋の職員数1,306名であったんですが、職員の出勤率は当日はどうしても30%しか確保しなかった。2日目に52、3日目に60、通常業務に必要最要員の80%の出勤確保は実に6日目になりました。同市の防災計画に定められた集合体制は全くといっていいほど取れなかったと言われております。こういう条件の中で、私ども佐伯市を振り返ってみますと903平方キロ九州一広い面積、海岸延長だけでも270キロ、そして広大な森林、河川を持つ我が佐伯市、いったん有事の際のこのようなシミュレーションをしたんでしょうか、すべてにわたる総合的な再点検が必要ではないでしょうか。地震や台風などの自然発生はどうしても防ぐことはできませんが、被害は何らかの形で最小限減らすことはできます。つまり減災であります。この減災のためにはハード面の対策に加えて住民の防災に対する意識の向上のためのソフト面が今こそ必要であるというふうに思います。その措置を具体的行動計画の中に是非盛り込んでいただきたい。最後にもう一つ、身近な日田市の上津江の事例を紹介をいたしたいと思います。よく言われることに、万一火災が発生した場合に、8分を超えると一気に延焼率が急激に高まると私たちは教わってきました。上津江の地域は消防団員91名であります。夜間は火災発生という通報を受けて10分以内に詰所に到着できる団員は55名の60%、一方昼間はどうかということ、サラリーマン化する人や市町村合併の市内通勤のための集合率がわずか20名の22%、つまり夜間の3分の1の消防力しか確保ができない実態が示されております。その結果、地域内における事業所を含めて消防団OBが立ち上がりまして消防団の応援隊を組織し、これにより万が一火災が発生した場合に10分以内に現場の到着可能者ができて直ちに消防団の支援体制に入ることができたというふうにあります。先程来、それぞれの御答弁をいただいたわけですが、市長が常に言われておりますように、安心・安全なまちづくり、その必要性、緊急性の割には先ほどの江藤議員ではありませんが、本年度当初予算を見ておわかりのように、消防費の中にわずか自主防災事業として18万円計上されておりました。何も金が事業のすべての進ちょくとは言いきれませんが、明らかに矛盾となるようなべきではないでしょうか。今一度本件に対する、関係する担当部長のお考えをお示しいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 渡邊議員さんにお答えをいたします。御質問の県道色宮港木立線は、先に農林水産部長がお答えをいたしましたように、平成21年度に国土調査が完了し、土地の分筆など登記事務が適正にできる状況になれば地権者の方々の御協力をいただき、中断している道路改良事業の再開に向けて積極的に取り組んでいくと、大分県からは回答をいただいているところです。引き続き早期完成に向けて地域と共同で強く要望してまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 再質問にお答えします。いろんな意味から自主防災組織の拡充ということに関しましては、私ども全面的に今力を入れているところであります。地域に密着した自主防災組織をきっちり作っていくことが、いわゆる共助のパワーを育成することにつながりますし、そういった意味で地域は自分たちで守るというそういう精神を養う意味においても自主防災組織という点については、これからも全面的に力を入れてまいりたいと思っております。議員が言われるように、共助の精神の下にあるというものは、やはりコミュニティの力だったと思います。単に万が一の場面において、ただ自主防災組織を作っているだけでは本来の力は出ないかもしれない。やはり日ごろからそういった連帯感と言うんですか、そういったコミュニティの意識を育成する意味でもその自主防災組織が地域のお祭りとか、そういったいろんなイベントにも一緒になってやっっていく、そういった中で地域住民との連帯感を作りながらまさかの時に非常モードに切り替えてこういった組織に活動してもらおうと。そういったような自主防災組織のあり方をこれからも模索していきたい、やっていきたいというふうに考えております。それから、火災の場合の初期消火の件ですが、この間、児玉議員の一般質問の時に御指摘もございましたように、我々機能別消防団に関する取組が積極性が欠けていたのではないかとというふうには実は反省いたしております。早速、消防を中心として我々防災、それから総務課、それから各振興局の関係者を再度緊急に集めまして、この機能別消防団の結成に、取組について前向きに真剣に検討していきたいというふうにそのように考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 渡邊議員。

28番（渡邊邦壽） じゃあ最後に市長をお願いします。その前に、機能別消防団にかかわらず消防応援隊、地域にあった地域と共に生きるというような組織で結構でございますんで、地域と十分協議しながら是非近々のうちに立ち上げをお願いしたいと思います。市長に最終的に総括な御意見を伺いたいと思います。昨年、11月の米水津で私ども米水津の防災シンポジウムを開催して市長も駆け付けていただきました。ありがとうございました。この時の講師をされました日本でも有数の地震学会の権威であります大分大学の千田先生、それから高知大学の岡村先生、そして日本地震学会の会長でもあり地震予知連の副会長であります東京大学の島崎先生のお三方から何とかして津波の化石の残る米水津の間越の龍神池、これを残してくれないと言われております。過去帳等記録が残る以前の3,000年以上の前から津波のこん跡がきれいに残っている池は全国的にもほとんど存在しない。世界でも珍しいというふうに言われまして、この調査結果をもって東大の島崎先生がアメリカの地震学会で発表されたそうです。佐伯市の歴史遺産としてもこの貴重な歴史のあかしである間越の龍神池を残そうと私どもも地元の区長さんや関係者とも話をしております。防災は過去の経験あるいは歴史から学ぶことも私ども教わりました。その意味からも機が熟しましたらひとつ指定等その方向での御検討をお願いを申し上げたいと思います。また、この先生方から今言われております東海・東南海あるいは南海地震についてもこの四つのプレートがせめぎ合う位置にあって阪神大震災のころから西日本の方は活動期に入ったとみていいと、そろそろ来る。今日、明日来てもおかしくないと考えた方がいい。特に佐伯地域は津波にも注意する必要がある、その津波の第一波は地震発生から約8分から10分、蒲江、米水津に達すると、その高さは4メートルから6メートル予想しておる。特に私ども残念なことですが、米水津浦代湾要注意という

ことで6メートルから7メートルを予測をしておると。また、鶴見・佐伯湾は約20分から30分で3メートルということであります。ただこれはただ一波だけでなしに、長い時には6時間以上掛けて繰り返し行ってくる可能性も考えていいということであります。備えあれば憂いなし、高い危機感と災害に対する十分過ぎるほどの準備をとということでこの先生からきつくメッセージを残されております。行政も災害発生時の即時の対応、その前に災害に備える基盤整備、安心・安全な社会システムの構築、行政の抱える課題は山積というふうに思います。しかしながら、基本的には自治体には住民の命と暮らしを守る責務があるとされております。地域をどう守るか、お金がないというだけでなし、これからは地域を守る責務をみんなが共通して真剣に向かい合い、そして知恵と工夫で一つ一つの防災対策を進めていくということを私は思います。以上、総括として市長の御意見を承り、今回の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 渡邊議員の再々質問で総括をということでございますが、先ほど消防長、また総務部長が御答弁いたしましたように、当市といたしましても非常に海岸線も長く、そうした中での防災対策、これについては自助・共助を主体としなければならないかと思っております。そうした中で、行政でやれる範囲という形の中では、今年度のこの議会で上げておりますように、緊急防災放送システムというのを今年度前倒しで上げさせていただきます。皆さんに被害はできるだけ最小限に防げるような形で、これは有線と無線を兼ねた施設ですので、発注をし今議会での工事の予算の承認を願っております。また、先ほどから議員がよくおっしゃいましたように、南海トラフ非常に対応しておるということでございます。一昨日、岩手・宮城地震とこれもそうした中で直下型地震がありました。当市もいつどういう具合に来るか分かりません。そうした中で今年度について、そうした自主防災に対する一つは援助物資とか、備蓄倉庫とか、そうしたこともあるわけですけど、やはりこれについては私も早急的な対策といっても、やはり皆さんにお願いして一体となった考え方をしなければならないと。特にこの龍神池の問題ですが、こうした部分というのは歴史的ないろんな調査がありますが、こうしたものを基本としながら私の方もこのことを大きく発表して、単なる米水津地区ではなくて佐伯市全体のそうした考え方を地域住民が持っていただきたいと。先般もこれは水防ですけど訓練を行いました。その1週間後に議員お聞きになったか分かりませんが、自衛隊の方で佐伯市を一つ空から見たいという形でヘリを飛ばしまして佐伯市全体をつぶさに見させていただいた。特に議員が言われました阪神地震の時には、これは地域と自衛隊の協力がなくてほとんど自衛隊が入れない状態、救急ができないという状態ですので、そうしたことがないように、私の方もそうした関係機関と一体とした協力体制を作っていきたいと思っておりますし、また1年ずつそうした部分については強化をしていきたいと。特に先ほど申し上げました自主防災について、今後ともそれに関連する予算は増やしていき、皆さん方の本当に一斉の避難をお願いをしたいというのは、私は地震以上に、この地域は津波という全くこう今回ありました岩手・宮城地震にない非常に驚異を持っておりますので、そうした中での対策等は今後とも取らせていただきたいと思っておりますので、今度とも御協力を御願い申し上げ、また龍神池につきましては、学校の方とも大学の方と話ながら、より良い方向に進めていきたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、渡邊議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時00分から会議を開きます。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に35番、高司政文君。

35番（高司政文） 皆さんこんにちは。35番、日本共産党の高司政文です。その日の3番目の質問というのは非常に、午前中になるのか午後になるのか非常にハラハラドキドキということで、運が悪いんですけど、昼からになりました。

私は今回1、電気・管工事単価の見直しを、2、時効による債権放棄と減免制度の導入について、3、学校給食費を公会計での、以上3点についてお聞きします。まず初めに、電気・管工事単価の見直しをについてお聞きします。管工事とは水道や下水道、ガスなど主に配管工事を伴う工事のことで、工事単価というのはもちろん公共工事の単価であります。公共工事はある事業がありますと、その工事で使用される資材や労務費、管理費などを大分県が定めた設計単価表などに当てはめ、それを積み上げたもの、積算と言いますが、この合計額を参考に佐伯市が入札の基準価格を設けるようになっていきます。ところが管工事業を営む関係者からは、その積算価格自体が佐伯の市場実態に合わない単価になっており、競争入札のため受注するためには更に価格を下げざるを得ず、落札しても最終的に赤字になる。つまり、公共工事を請けても赤字になるという声を聞きます。本来公共工事は工場の質を落とさず、労働者も食べていけ、なおかつ経営も成り立つ、市民からみても納得する。そういう単価が設定されるべきだと考えます。そこで単刀直入に聞きますが、佐伯市は大分県に準じて設計単価を設定していると聞いていますが、その単価の低さがこのような事態を引き起こしている。そこが問題だと思いますが、見解を伺います。またこの場合、設計単価の変更はできないのか。あるいは工事価格の積算の割増など、市の裁量で調整できるものはないかお聞きします。それから最近の大きな問題として、石油製品や鉄を始め世界的な物価の値上がりがあります。アスファルトや鋼材など原材料費の高騰がこの電気・管工事業界はもちろん、建設関係全体の業者を苦しめています。もともとの設計単価の低さに加え、大きな事業になりますと受注してから資材を注文するまで半年から1年掛かりますので、その間に資材が値上がりしたら業者がかぶらないといけなくなるわけです。先日の報道によりますと、国土交通省は発注後に値上がりがあった場合、工事代を上乗せする単品スライド条項を適用すると発表しました。対象工事費の1%を超える値上がりしたら、発注者に負担するということでした。同様のことを佐伯市の発注工事でも適用する考えはないかどうかお聞きします。最後に、設計単価は一般的に国が基準を定め、都道府県がそれを参考に決めているようであります。そうであれば、その基準単価そのものを見直しを国や県に要請してもらいたと思いますのでお尋ねします。

次に、大きな二つ目の時効による債権放棄と減免制度の導入についてお聞きします。ちょっと難しいテーマであります。今回取り上げる市の債権とは、地方自治法240条によりますと、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利ということですが、例えば奨学金や福祉関係などの各種貸付金、水道料金、施設等の使用料、ケーブルテレビ使用料、直営診療所の診療料などが該当し、市税や固定資産税、国保税、過徴金等は除外するとなっております。最

近の格差社会を反映して支払い義務を負う市民が返済できなくなる。つまり滞納が増えている傾向があり、これが地方自治体の財政が厳しくなっている現状と相まって回収努力が求められるようになり、全国的に市の債権管理が問題になりつつあります。そこでまず債権全体の滞納額、またそのうち回収不能の債権や本来免除すべき債権はどのくらいあるかお聞きします。回収不能や免除とは、地方自治法240条第3項に地方公共団体の長、つまり市長は政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長、又は債権にかかわる債務を免除することができるので、それに該当するものの金額ということです。債権は広範囲にわたると思いますので、具体的な例として一つお聞きします。それは諸収入の中の高齢者住宅整備資金貸付金でありまして、平成18年度決算では310万円の収入未済額、つまり滞納がありますが、このうち回収不能額は幾らでしょうか。また、その処理をどうする考えかお聞きします。全国的に債権管理に関して条例制定の動きが進んでいます。東京都足立区、静岡県浜松市などでは、債権管理条例を制定しています。私は当初は条例制度が必要なのではと考えていましたが、この問題を勉強するうち、条例を制定してしまうと自治体に強制執行のお墨付きを与えてしまい、自治体の長、つまり市長の姿勢次第では自治体を債権回収会社化、裁判に明け暮れる自治体にしてしまうおそれがあることが分かりました。条例を制定しなくても債権管理については地方自治法には督促しない場合、5年で時効により金銭債権は消滅するとありますので、滞納処分が可能ないわゆる公債権についてはそれぞれ該当する法や条例にのっとり行い、滞納処分の規定がない、いわゆる私債権については民法の規定である2年時効、又は地方自治法施行令第171条の7の免除規定に従い債権放棄や債権回収を進めるべきだと考えます。そこで質問です。債権はそのまま放置していると財政の足かせとなり管理する事務コストもかかります。市民にとっても債務を抱えたままで苦しい生活を余儀なくされますし、返済した市民との不公平感も生まれます。債権管理に係る事務コストを軽減し、市の財政状態を把握するためにも実態に応じて不納欠損処理をするべきだと考えますが、適切に行われているのかをお聞きします。最後に、通告では減免制度の問題を質問していますが、新たな仕組みを作ると条例制定が必要になります。減免は市長の判断でできますので、適切に運用していただくことをお願いして質問は割愛します。

次に大きな3点目、学校給食費を公会計でについてお聞きします。先日の3月議会を始め、これまで何度か学校給食の問題は取り上げてきました。特に給食費滞納による給食の質や量への影響については子どもたちの健康を守るためにも払ってる人との不公平感の問題についても解決するために一般会計から補てんをしてほしいと提案しましたが受け入れられませんでした。今回は更に一步進めて質問します。まず、会計手法の問題ですが、学校給食会計は地方自治法の規定では、実施主体が地方自治体である場合は、市の歳入予算に計上しなければならないとありますが、この場合を公会計といますが、文部省、現在の文部科学省は昭和33年に学校給食費を地方公共団体の収入として扱わなくてもいい、つまり私会計、私会計でいいという判断をしました。このため地方公共自治団体はどちらの見解を採用するかで取り扱いが異なり、全国でもまちまちになっています。そこでまず佐伯市は公会計でなく私会計、私会計を選択していますが、その理由を教えてください。私会計では給食費の滞納があった場合、食材の質を落とすか量を減らすか、あるいは給食の回数を減らすか、それでも駄目な場合、給食費の値上げをするしかなくなります。いずれにしても子どもや保護者が不利益をこうむることになります。特に最近のように食材費の高騰が問題になり、給食費の滞

納とその処理が問題になっているのに加え、地産地消など安心・安全な給食の提供の問題、国が食の文化や栄養バランスなどを学ぶ食育を進めるようになったことなど、学校給食を取り巻く環境の変化は行政が今以上にかかわり責任を持つことが求められる事態となっていると考えます。そこで質問です。学校給食費の滞納のうち、回収不能になった給食費の処理をどうしているかお聞きします。次に学校給食の会計につきましては、各給食センター若しくは単独校の場合は、それぞれの学校で会計処理を行っていますが、そういう私会計、私会計から市の一般会計、若しくは特別会計で運用する公会計に移行できないかお聞きします。群馬県は昨年、平成19年の3月に県下の各市町村に学校給食費の公会計処理への移行という通知を出し話題になりました。最後に、それはそれとして、食材費の急激な上昇は待たなしの状況になっています。このため対策として、当面一般会計からの補助ができないか改めてお聞きし、質問を終わります。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 高司議員の御質問のうち、設計単価と市の債権に関する大きく2点につきましてお答えいたします。まず、最初の設計単価に関する御質問でございますが、まず設計単価が低いのではとの御質問について、公共工事の設計単価の積算根拠となります積算資料につきましては、土木一式工事におきましては大分県土木建築部発行の土木工事標準歩掛を採用し、管工事につきましては、全国簡易水道協会発行の水道事業事務必携の歩掛を採用しております。この積算に使用する資材費は大分県土木工事積算単価や建設物価調査会発行の建設物価という雑誌ですが、それから経済調査会発行の積算資料、さらにはこれらに掲載のないものにつきましては、見積もり等を徴して積算をしております。また、労務単価につきましては、大分県土木工事積算単価を使用しております。この大分県土木工事積算単価は年2回の見直しを改訂するのが原則であります。建設資材の高騰などにより価格に大きな変動があればその都度通達により周知、運用がされてきております。建設物価版や積算資料につきましては、毎月発行されておまして、実勢に近い単価が掲載されているものと考えております。また、設計書作成時にはこれらの直近の資料を基に適正な価格で積算されていると考えております。次の積算の割増しをとの御質問ですが、公共工事の多くは国や県の補助事業でありまして、設計単価は先ほど述べましたように、大分県下で統一した考え方の下に国や県の設計審査を経て補助金の交付申請等がなされます。また、事業が完了すれば国・県の完了認定、さらには会計検査等が実施され、適正な価格で施行されているかどうかの検査を受けることとなります。これらを総合的に判断した場合、議員の御指摘の市の裁量で設計単価の変更や工事価格の積算割増しなどできないかということですが、これは難しいものと考えております。次に、単品スライド条項についてでございますが、佐伯市でも国・県に準じ、建設工事を契約する場合には、佐伯市公共工事請負契約約款の添付が必須となっております。それによれば、この約款に基づき設計図書に従い、日本国の法令を遵守し契約を履行しなければならないと、こういうことにしております。議員御案内の単品スライド条項は、この約款の第25条第5項にありますように、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、工事代金額が不相当となったときには、甲又は乙は各項目の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる、と記載されております。つまり、この単品スライド条項の適用基準は、工期内に著しい変動が生じた場合と記載されておりますように、あくまでも発注後、契約後ですが、この期間内での適用基準

でございます。先ほど申しましたように、約款は国・県の基準を基に制定されておりますので、国・県においてこの適用基準の改正があれば佐伯市でもそれに応じて改正を行い、国・県に準じた扱いをすることになると思います。最後に、設計単価見直しの国・県への要請をとのことでございますが、設計単価の考え方は、先ほどから申しましたように、適正に直近の状況を反映させて設定されておると思っておりますので、適時対応した設計価格ということで現在判断しております。

続きまして、次の市の債権に関する御質問の件でございますが、市の債権の滞納額についてのまず御質問におきましては、国・県の負担金や補助金を除いたいわば市民に係る債権全体を見てみますと、平成18年度の決算では、先ほどは税以外の債権は特に注目して御質問のようでしたが、ちなみに税関係が約14億9,000万円、それから料金等の関係が約1億3,000万円、そのほか企業会計の上下水道事業ですが約3,900万円、これは19年度末のものでございます、水道事業に関しまして、となっております。また、回収不能や免除すべき債権がどのくらいあるのかとの御質問ですが、回収不能や免除につきましては、今後の債権者の状況により判断していくこととなりますので、現時点では何とも申し上げられません。それから次に、不納欠損処理が適切に行われているかとのことでございますが、各々の債権ごとに法律や条例の規定に基づき適正に処理されているものと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは私の方からは高司議員の高齢者住宅整備資金の貸付金の件についてお答えさせていただきます。佐伯市高齢者住宅整備資金貸付条例につきましては、昭和57年7月に制定をされております。平成17年3月の合併時にこの条例は廃止をされております。現在は経過措置条例ということで、返済手続のみを行っているものでございます。廃止されるまで約63名の方がこの制度を利用いたしております。平成18年度末時点では33人の方が返済対象でございまして、議員御指摘のとおり310万円の収入未済金がございまして、現在は29名の方が償還中でございまして、未納者は8名でございまして、この未納者の方々につきましては、返済額を分割納付の誓約書等により返済をしていただいておりますので、現時点では不納欠損事由に該当するようなことはないようでございますので、回収不能額はないと判断をいたしております。今後につきましては、電話・文書は当然でございますが、臨戸訪問等回数も増やしまして未済額の減少に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 高司議員の質問にお答えします。まず、本市が学校給食費会計において、私会計を選択している理由についてお答えいたします。学校給食費の取扱いに関しては、文部省、現文部科学省の通達により、校長が学校給食費を取り集め、これを管理することは差し支えないとしながら、また一方では学校給食費を市町村予算に計上し、処理されることは差し支えないとして極めて弾力的な考え方が示されています。このような行政実例から判断して学校給食費を市町村の歳入・歳出に組み入れるか否かは実施者の選択に任されており、全国的には学校給食実施時点から私会計を選択した市町村が大半で、本市においても同様の取扱いがなされたものと思われまます。次に、滞納給食費問題、食材の高騰、地産地消や食育などの環境変化に対応した行政の責任についてお答えいたします。まず1点目の回収不能になった給食費の処理についてですが、滞納給食費の取扱いに関しては、昨年来より佐伯市学

校給食費収納向上委員会での協議の結果、市教委において法的手段の適用を含め一括して行うこととなりました。これを受け、学校給食室では3月に過年度給食費の訪問徴収等を実施したところであります。この過程において生活保護の認定を受けた世帯や所在不明となったため債権の回収が事実上不可能な保護者が含まれていることが明らかになりました。現状では、学校給食会計が私会計のため、地方自治法の適用外となり、法令等の制約を受けず債権放棄できると解されますが、今までに債権放棄された事案は確認されておりません。いずれに致しましても、債権債務関係の当事者である市長において債権処理に関する基準の明確化を目的に条例規則の制定が今後必要になるかと考えてはおります。次に、2点目の学校給食費の公会計処理への移行に関してですが、議員御指摘のとおり、群馬県においては全市町村へ平成20年度からの公会計処理への指導がなされています。その目的は学校給食に係る事務の透明性の向上、保護者負担の公平性の確保等、学校給食を取り巻く諸課題に迅速かつ適正に対応するためとされています。また、今国会で審議入した学校給食法の一部改正案では、昭和29年の施行以来の大幅な改正であり、これまで学校給食の主要目的とされてきた栄養改善から食材の生産者や生産過程、流通や食文化などを学ぶ食育重視へ目的転換がなされています。こうした食の環境変化をとらえ、今後食育関連の取組を強化していく上で、公会計処理が有効であるか等に関し、教育委員会では今検討を進めております。次に、3点目になります。急騰食材費の一般財源補てんに関してですが、原油価格の高騰、代替燃料の原料としての穀物価格の急騰により、学校給食食材も価格上昇が予想の範囲を大きく上回っています。こうした中、学校給食費の引き上げは避けて通れない状況であります。議員が御指摘されたように、緊急避難的な一般会計からの補助の可否については、現状の学校給食費会計が私会計であり、学校給食法が単に保護者の負担範囲を明らかにしたに過ぎないといえども、食材料費は保護者負担とされていることからすれば公費を投入する理由に乏しいと言わざるを得ません。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） それでは再質問をさせていただきます。まず、電気・管工事単価の見直しをですが、もう少しですね認識があるのかなと思ったら、反対に意外にですね適切だというふうにならね答弁をしたというのは、非常に今のですね業者の実態を見てないなあというのと、ちょっと答弁に対してはですね非常に不満な気がします。それで業者の実態をですね数社回っている聞いてきましたけど、やっぱり公共事業ですね受けてる業者、やっぱりそれだけ公共ということですね、非常に神経も使い、いい工事をしたいということやってきてます。これまでですねやっぱり市の仕事を受けていい仕事をしてね、市民のためにもやりたいというふうにですね考えてた方もですね、こういう単価をねずーっと続けられたらやっぱりどっかにですねしわ寄せをするしかないというふうなね声もありますし、それから管工事、電気・管工事の業界というのは後継ぎのですね若い方が結構いましてですね、そういう方がこのままでですね後を継げないと、やっていけなくなるというふうな声も聞きますし、それから当然公共事業を受ける業者はですねすべて税金関係を納めないといけないわけですから、そういうですね税金もちゃんと払ってきたのに利益もですねまともに出ないようなことでは困ると、払えなくなるというふうなですねそういう声を聞いています。それでですね具体的ななどというところがですね経費の圧迫になるかということを経つかですね上げたいと思います。一つは、要はほかのですね管工事、例えば一つの建物ができるときにはですね、当然ほかの

工事とのですね調整が必要になるわけですね。管工事なんかいうのはですね、いわゆる基礎の段階からね入らなければいけないと、場合によっては基礎する前からですね配管を埋めなきゃいけないことも出てくるでしょうし、コンクリートのですね、打設をするときにはですねスリーブを入れたりとか、そういうことに現場にですね立ち会ってやらなきゃいけないとかね。それから終わればですね、建築工事が全部終われば今度最後にですね、器具の取付け、点検等々ですねありますし、もし何か手違いでもあればですね壁をはいだり、はつったりですねいろんな場合が出てくるんですね。道路を掘って下水道工事するにしてもですね、土木の工事の途中で配管が出てきたとか、いろんな時にはしょっちゅうですね出掛けて行ってはそれに合わせないといけないとかね、さまざまですねこの管工事に伴って結構掛かるんですね、その現場管理費というのがですねちょっとやっぱり考えなきゃいけないんじゃないかというふうに私は思います。それから、もう一個具体的な例でですね、交通誘導員というですね、いわゆる労務費の関係でね交通誘導員というのがあるんですよ。これがさっき答弁ありましたように、大分県では交通誘導員Aというのは7,300円ですよ大分県の単価、交通誘導員Aというのは、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は2級検定合格警備員と、こういうのが交通誘導員Aになるんですが、県のですね資料で7,300円、ところが今佐伯市でねこの交通誘導員を雇うと1万円以上しないと雇えないというね、というのが今の現状です。ですからこの赤字をですねどうかして減らさなきゃいけないということで日数を減らして少しでもですね早く工事をね終わらせたりすると。ところがですね佐伯市との今度最後に精算の段階になるとですね、使った日数が少ないということでね、今度その精算の段階でね減らされるらしいんですよ。ですから幾ら企業努力をやってもですねそりゃまあそうなのかも知れませんがね、企業努力いろんな形でやっても最後にまた精算という形でね値引きされるということでは全くあわないというのが現状です。それからさっき部長はですね、建設物価等と話をしましたけど、この建設物価そのものもね、実はこれ合わないんですね、何でかと言ったらですね。例えばこの載ってるねこの金額はですね実は大口の金額が基になってますね。例えばねケーブル、電線、1回の取引量は300メートル又は1ドラム、300メートルですよ電線、中小のね工事の多い業界の中でね300メートルを一度に仕入れなければこの単価にならない。当然ね、当然少量の使用であれば単価が上がりますよね、一次卸店とかから二次卸店から買うときにはですね。同じように配線器具、コンセントとかスイッチですね、これも1回の取引額は10万円程度というのが基準の単価になってるんです。それから照明器具も1回につきですね100万円、100万円の照明器具をね仕入れようと思ったら数件の家に大体匹敵しますよね、私も前売ったりしてましたから知ってますけど、それから下水道のね、上下水道材で見てもですね、ポリエチレン管、P管ですねこれを見ても1回がですね200万から300万ちというのが基準の単価ですよ。それからマンホールとか公共^{ます}樹、こういうのも30万から40万、分かります言ってること。それから硬質塩化ビニール管、これもですね1回につき30万から50万、これが今部長が言われた建設物価の単価設定なんですよ、分かります。そんなねえ、大きな工事現場ならねそれは一度にそんな仕入れをすることあるから安くはできるでしょうけど、めったにないですよそんな大きな工事というのは、だからそういうのが基準になってるからね単価が合わなくなるわけです材料費がですね。ねえ市長、市長だって商売されてる時にね、青果物大量にですね仕入れたときの金額とね、一品一品キュウリ、それこそキュウリ1本とかね、そういうふうな仕入れたらね違うでしょ。それを大量に仕入れ

た同じ金額でね売ってくれということになったら赤字になるんじゃないんですか。そういうのがですね今の現状なんですね。これはね聞いたらA級、B級、C級どこを問わずね同じような、私が今ずーっと言ったのはね声が出てます。これは恐らくね土木・建設業も一緒じゃないかと私は思うんですけどね。それでほかの県はですね、どうなってるんかということですが、例えばですね労務単価、これは1日8時間のね単価ですが、電気工事、電工ですね、例えば大分県はですね1万3,600円なんですね。一番高いですね東京都は1万8,100円です1日の単価がね。それから管工事に関係あるとて言う配管工、これが大分県は1万3,500円、ところが一番高い千葉県では1万8,200円、4,700円の差ですね、はつり工が大分県が1万3,800円に対して東京都が1万7,700円、さっきも言った交通誘導員Aなんかは大分県7,300円ですけど、一番高い茨城県は9,300円、九州でも鹿児島県は8,400円、1,000円以上違います。こういうですね、例えば1日4,000円も違ったらですね20日間で8万円、25日働いたらね10万円も違うんですね単価が、こういうことはやっぱり幾らまあ物価の違いとかあるにしてもね、大きな問題としてですね私は認識していただかなければいけないなと思ってます。それとですね、いわゆる二省の国土交通省とね農林水産省が基準単価というのを決めてます。これもですね決め方も私ちょっと問題があると思うんですよ。回る中でですね、調査をね受けた業者の方からも話を聞きましたし、よくホームページなんか資料が載ってますけど、結局労務単価を決めるときにですね、普通管工事なんかいったら自社のね社員さんが結構多いんですけど、それだけで決めるんじゃないんですね、当然下請けの方とか臨時で雇ってる方とかね、そういう労務単価も含めて特に規制緩和によってですね、従来建設業なんかは禁止されてましたけどね、派遣労働とかいうのもありますし、それから大分の下請けなんか大分の方を使えばものすごく安く単価でねやるとかね、そういう問題があります。そういうものもひっくるめてね1人当たりの単価を出すんですよ。だから安くなりますよねえ、もともとが安いから安い人を使ってねやらないといけない。その安い人をしてした単価がまたね基準単価になるから、それで全国的にですね毎年1%、2%というね比率で労務単価が下がってきてるんですよ。そこは非常にね私はこれは大きな問題と思うんですね。というのは、下請けそれは構いませんよ、だけどそこで働く人たちがですねまともな雇用保険ねいろんな労働保険とかいうものにね加入されてないちゅう可能性もあるわけだし、賃金がですねどんどん下がっていくちゅうね問題もあります。ですからここはですね、十分考えていただきたいと思えますので、再質問として一つですね。例えばずーっと今ね私が言ったように、現場管理費のですね積算、これ多く見積もるだとかね。例えば特殊な作業はですね割増積算ちいうのがねこれできるようになってます。これが1.5倍ですかねこれ、まで認められてますし、さっきちょっと言ったような人手がですねいるような作業ですね、そういうものはもう少し積算に考えてもらうだとか、あるいはですね原材料が少ない場合ね、そういうときには少ないなりですね単価を市内の卸とかから見積を取るとかね、なんか工夫をしてそういう単価をですね設定するとか、そういう部分ちいうのは必要じゃないかと思うんですよ。市の裁量でどこまでできるかさっき答えてましたけどですね、やっぱりできるだけのことは努力をねしてもらいたいと思います。その辺、ちょっとなんか市長としてですね、市長じゃなくてもいいですけど、可能性がないかどうかですね、もう一度ですね答弁していただきたいと思います。それから単品スライド条項の話ですけど、これもですね半年か1年の間にアスファルトが例えば1トン9,000円がね1トン1万円になるだとか、鋳鉄管が2割から3割上がるとかね、電

線、生コン、それから燃料費ですね、こういう物がねものすごく今高騰してるんですね。さっき今部長の方からも若干制度の説明がありましたけど、工事はですねすべての工事が対象ということになってますよね。適用する範囲が若干鋼材類と燃料油という2資材というふうになってるんで、私はこれは佐伯市としてねもっと広く労務費も含めてですね適用していただきたいと思いますし、それから国・県がやらないとできないのかも知れませんがね、佐伯市でですね是非独自でそういうスライド条項を適用していただきたいと思います。その辺、可能かですねお聞きしたいと思います。それからこの問題最後ですけど、低入札という問題もありますよね。単価も低いし受注価格も低くなるという問題がありますが、実は公契約ですね、公の契約の法律とか条例の制定をというね運動があるんです。事前に部長にも言ってますけど、公契約とはですね国や自治体などの公的な機関を相手に結ばれる契約のことです。公共工事の下請け労働者や委託事業の労働者の賃金が最低賃金すれすれのことも多く、公契約賃金の低賃金構造が問題になっています。生活できる賃金確保などを公契約に盛り込むように義務づける公契約条例、公契約法の制定や国際労働機関ILO94号条約の批准を求める運動が起こってますというふうなことなんです。1949年にですねこのILO94号条約というのができましてね、世界的に公共工事のですね質の確保、労働条件の確保を目指してですね世界的な条約ができました。残念ながらですね世界で今先進国を中心に58か国が批准してますが、日本は批准してないんです残念ながらね。企業任せの国ですので。しかしねこれはね、この考え方がですねあっちこっちに今実は取り入れられてまして、大阪府はですね入札のですね政策、入札ち今ね佐伯市でも少しやろうと今してますけど、いわゆる金額だけじゃないとね、その他の条件というのが落札者に決められるとありますよね、そういう1999年に地方自治法施行令第167条の10の2というね改正されてますから、これまでのように金額だけでなくともね、いろんな条件を付けてできるちいうふうになってます。そこで例えば、大阪府ではですね入札の条件に障がい者の雇用を加えたりね、男女平等施策の進ちょく状況とか、環境対策の取組を加えるとかね、いろんな例があります。ですから、是非ですね佐伯市としても公正なね労働基準を確保するものとかね、さまざまなこういう条件を付けてですね、低入札を防ぐというふうなですねそういう金額だけじゃなくてね、入札制度をちょっとあたるとかいうんじゃないかって、根本的にですねそういう方法ちいうんですかね、いうのをちょっと少し研究していただいてですね、取り入れていただければいいんじゃないかなというふうに思ってますので、その辺のところでですね何かありましたらお願いしたいと思います。

それとあのう順番替えてですね、学校給食の問題ですが、先ほど言った群馬県の通知なんですけどね、非常にいい群馬県が比較表を出してくれてますよね、公会計と私会計、私会計の違いということでね非常に分かりやすいですこれは。例えばさっき私が言った材料のね、材料費の問題についても公会計であればですね、歳出予算の範囲内で購入ということで収入未済があっても計画どおりの品質・数量を購入できる。正当に納入している保護者には不利益がない。収入未済等は総額は実質的に公費で補てんと。これがね私会計では補てんがない限り材料の品質・数量を落とす、正当に納入している保護者に対しては債務不履行となる。というようなですね、至極もつともな比較をしてますし、それから公会計にすればですね、実は議会とか住民がですねチェックができるんですね。結局債権、もちろん管理もできますしそれから住民監査請求の対象にもなる、住民訴訟の対象にもなる。職員の賠償責任等々ね、今までは私会計では地方自治法が適用されない状況からですね一歩進んでできるんですね。

先日、日出町でしたかね何か職員さんがねちょっと使い込んだという事件新聞に載ってました。これも私会計だからですねそういうような問題が発生する可能性もあるわけですけど、そういうですね非常にいい例があります。それから今ですね給食費は学校ごとに違いますねえ、もう高い学校、安い学校いろいろあります。それから材料費もですねそれぞれのセンター、学校単独校それぞれありますから差があります。それはですねそれぞれの栄養士さんの考えであるからね私はまあそこはそこで金額の違うのはそうかもしれんけど、しかし公会計にすればですね一律にはできますね、それから品質を落とさず、さっきも言ったように品質を落とさずですね公会計であれば会計上補助もできるわけですし、そういう部分はですねやっぱり私は必要かなと、給食費についてもですね、高騰を抑えるためにも少子化対策という考え方から見てもね非常に有意義なことだと思いますので。それからもう1点、学校給食をさっき次長おっしゃいましたが、国会でですね私たちの参議院が質問してますね給食費、米、ミルク代の国庫補助を実現すると、これも結局給食費の食材の高騰がね続いているんでそういう提案をしてるわけですけど、さっきの食育とのね国の施策との関係、これもですね目的ですね、食育重視の目的転換ということで、これまでですね栄養改善からですねさっきも次長言われてましたけど、目的に関し教科外の特別活動とされている給食を子どもの栄養補給の場とするだけでなく、食材の生産者、生産過程、流通や食文化など学ぶ場と明確に位置づけるというふうにならなっています。そのほかいろいろあるんですけど、これ全体がですねまあいいかどうかちいうのはまだ今の段階でですね分かりませんが、しかし少なくとも国の方針はね、明らかに自治体の関与をね強めていくというふうな方向にはなっているとしますので、是非ですね今検討するというをおっしゃいましたので、早めにですね、できたらもう来年度からですね、この公会計の移行を進めていただきたいと思いますので、何かありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

それから最後、債権の関係ですけどですね、このところ市営住宅ですね、市営住宅の訴訟が頻繁に出たりとかですね、今学校給食の話も出ましたけど、やっぱりそういう訴訟を起こしたりするときにはですね、考え方の整理というのはやっぱりね必要だと思うんですよ。前回私議案質疑で家賃の滞納をですね訴訟の基準は何かというふうに言って結局答えられんままだ私回答がないんですけどね、一体何箇月滞納とか含めているんな基準がなくてですね、議案だけが提案されてくると、ただ余りにも10年とかですね、非常に滞納が大きいんで私も賛成してますけど、やはりこれはそういう基準とかね決めていくという必要が当然あると思いますし、それからさっき福祉の予算の関係出ましたけど、滞納分の数字というのが当初予算で出てないんですね、ちょっと理由私よくわかりませんが、市税なんかは回収見込みをね考えて目標みたいな感じで予算を上げてますけど、補正も出ないんですね。ところが、決算になったら突然のように調定額とか収入未済額で出てるというケースがありますので、これではですねやっぱりなかなか議員のチェックも効きにくいし、何かねえ、そんなことないんでしょうけどごまかしてるような印象を持ちますのでね、やっぱり私は問題があるなら市長決裁で免除したりね、それから行方不明なんかは市議会の承認を経てですね、債権放棄できるということが規定でなってますのでね。そういうのをやっぱり市長がですねイニシアチブを取ってお願いをですねしたいと思います。今回はですねちょっと非常に複雑で微妙な問題を含んでますのでですね、法的な解釈もいろいろややこしいんで、私は問題提起だけに今回とどめたいと思います。以上で再質問終わります。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 高司議員の再質問にお答えします。まず、工事関係の単価の扱いについてでございますが、現場管理費等配慮をしたかどうかということのようですが、先ほどの事例を挙げていただきました単価につきましても、当然大都市部だとか中央と地方というのは当然その差もありましょうし、また地域によってその実勢を反映していくために差が出てくるのはこれはやむを得ないかと思えます。ただ、確かに業界あるいはこういった仕事においては企業が努力をしてあるいは安い労働力を求めて、あるいはそれを実施してすることにより、またその自治体が反映されてその資料等に労務単価が安くなるというような、いわば悪循環といいますか、マイナスの方向の循環はなくてはなからうかと思えます。そうしたこともこれは今後、国・県レベルでのより適正な方向、現在も適正だと思うんですが、更に適正な方向を求めていくことに期待をしたいと思います。また、方や一方確かに佐伯市内の業者も一生懸命頑張っていておりますと思えますが、中にはやはり他の市外の大分方面等の業者との価格等を見た場合、なかなかあの価格では佐伯の業者もとても入れないなあというような厳しい面で競争をしている地域もなくてはならないわけで、そういった意味で地元の業者にもそれなりに勉強もしていただく場面もあろうかと思えますが。いずれにしても、そういった調査資料を使うことがこれは基準になっておりますので、市としましては現行、基本的にはそういった物価、資料等を基に県・国の指針に従って積算していくほかはないわけですが、タイムラグといいますかね、そういった調査と実勢価格と資料等には当然タイムラグがありますので、急激な変動があった場合ということで、先の単品スライド等が出てきますが、契約後にそういったことがあれば当然約款等をフルに活用してそういった方面は漏れないようにしていきたいと考えております。それから、公契約に対する新しい考え方ということでILOの関係で日本は批准をしてないということですが、ただ現在も国あるいは都道府県、あるいは市町村レベルでもそういったことが大変話題になっておりまして、特に労働関係の団体だとか政党等からもそういった要望が出ておるようでございます。これにつきましては、今後市ですぐにどうだとかいうことにはちょっと今考えておりませんが、国や都道府県の動き等を見ながら労働者への過剰なしわ寄せがならないことは念頭に置きながら今後注目してまいりたいと考えております。ただ、今後また導入も模索しております入札に関しても総合評価方式等の観点もございまして、また今般最低制限価格を1億円以上の工事にも広げて調査制から最低制限という価格を設けて、その最低制限価格も引上げようということで今取り組んでおりますので、そういったことでも少しずつでも配慮していったのが現状でございます。

それから、市の債権につきまして、大変基準が法的手続を取るにしても確かに何箇月以上、あるいは幾ら以上はという基準はそれぞれ明確にはないのが実情ですが、基本的にはやはり負担力はあるのに長期間応じないだとか、いわゆる悪質とまでは言わないまでもそういった誠意が見られないものには当然こういった今後対応していくべきかと考えておりますが、中には当然生活の困窮な方もおられますし、その辺の配慮は税を始め料につきましてもやはり見落としのないように、あるいは過剰な対応にならないようにということこれはもう今更申し上げるまでもない、これまでも採ってきた方法で今後も採っていききたいと考えております。

現在ですね、約款にとどめられてるとおりにやっていきたい。現行どおりということでご

ざいます。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 高司議員の再質問で、公会計を検討するということだったんですけど、私の回答は公会計を検討するではなくて既に検討しておるといふふうにとらえて頂いてください。それと公会計と私会計、いろいろメリットとこれもうデメリットいろいろあります。特に佐伯市については、今まだかなりの施設がそれぞれ地域に点在しております。将来でも一応8施設という計画の中で、公会計を取り入れた方がいいのか、私会計を取り入れた方がいいのかという、いろんな問題があります。それは今もうさっき言いましたように、検討はもう既にしておりますので、そこを御了承いただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 再々質問です。電気・管工事の関係だけで終わりますが、私はですねいろいろ制約等々あるでしょうけど、やはり是非ですね頭を使ってですねいろんな工夫をしてやっていただきたいなあというのが思いなんです。ちょっとまあどういう法的にですね難しい面があるのか等々分かりませんが、しかしその辺をですね是非業者の実態を考えていただいてですねお願いしたいと思っております。最後に市長にですねちょっとお聞きしたいんですけど、例えば公共事業、大型事業なんかよく業者の方から聞くのは一括発注するからね地元の参入ができないだとか言ってる話がよくあります。分割発注はねできないのか、あるいはJVとですね、メーカーなんかと組んでね地元の企業を育てる意味でですねJV方式等でやれないのかとかですね、そういうふうな声も聞きますので、この単価の見直しを含めてですね考えてほしいと思っておりますし、それから建設業界の方はよく議会や執行部によく要請に来ますですけどね、なかなか電気・管工事の方はあんまり見られません。その辺は得意じゃないかもしねませんが、しかしですね個々の業者は本当に苦しい思いをしてるようにあります。ですから市長がですね常々企業留地てねいう言葉を使って地場企業の発展、育成ということを言ってますけど、私はですね企業留地と言いながら実際にね地場のそういう業界、企業の方たちがですね非常に苦労して、場合によってはですね廃業をしかねない状況になっているということであればですね、全く市長の言う企業留地ということにはならないんですね。ですからその辺をですね、今日質問をしたことを踏まえていただいてね、発展どころか衰退にこれなりかねない状況ですので、ね市長、企業留地ちいう意味がねこういうことも含めてだと私は思いますから、市長として最後この問題どのようにですね受け止めてるのかということをお聞きして質問を終わりたいと思っております。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員の再々質問の中で、電気・管工事ということですが、公共工事を一括発注してるということですが、私になりましてですね、この一括発注工事は減っております。JVの割合も昔で言えば7対3ぐらいだったのが今6対4とかですね、昔は8対2のJVだったのをその割合も今の方が上がっております。そして先般途中で倒産したわけですけど、これは建設工事の関係ですけど木立の体育館、これについては過去が全部JVだったんです。これも地元一括という形で地元の工事をしてるということで、そうした受注額の関係も上げておるのが現況であり、現在議員から言われるような状態というのは特別な事業という形で、主に地元でできる事業は対応するけど、地元では対応できない部分についてはJVという形をいろいろやっておりますが、基本的には地元との対応がそうした中でやらせて

いただいておりますという具合に確認しております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員の自民党会派所属、河野豊です。本日最後の質問者となりました。一番眠たい時間帯ではありますが、もうしばらくお付き合いをお願いしたいと思います。通告に従い早速質問に入りたいと思いますが、今回大きく分けて2点ほど質問通告しておりますが、防災の件に関しては、今議会において質問が7名の方がほぼ防災という意味合いの質問をしております。今日も午前中に渡邊議員の方から地震に対する防災対策等の質問がありまして、ある程度私もそういった意味ではもうトーンが若干下がっておりますが、防災というよりも私の場合は危機管理上の問題点において初歩的ではありますが、市民の方々への啓蒙の意味というか、啓発の意味を含めて発生直後を想定して質問をしていきたいと思っております。大地震の発生はまずだれもが身をもって感じるわけでありまして、その重大性というのは身をもってどの場所におっても遭遇すれば重大性は判断できるわけでありまして、ただその次に取るべき行動をいかに判断するかは、その遭遇した場所、時間、それぞれの立場、あるいは家族の安否等々さまざまな要因により千差万別であり、理性を保てない状況になるであろうと想定されるわけでありまして、そんな中、危機管理体制をどのように即応し住民へ対応するのか。ライフラインはもう既にズタズタというように混乱している状況下と想定して伺ってまいりたいと思っております。まず1点目がですね、この佐伯地方を襲う地震としては南海地震を想定されておりました、これには必ず津波が伴うわけでありまして、重大性を判断した場合にこの津波が即座に予想されるわけでありまして、いろんな場所をそういった中でですね、これを住民への緊急伝達手段として考えた場合に恐らく各地のサイレン等の使用を考えるのではないかなと。そういった場合に一刻を争う状況の中、誰が判断するのか、また指示伝達の緊急連絡網はどういうふうな形になっておるのか、確立されておるのか、その辺のところを単純、初歩的な質問ではありますが、お聞きしたいと思います。続いて、こういった場合に民間の施設への協力要請等はどのような範囲をお願いしているのか。例えば、工場とかですね公民館、あるいはそういった民間の漁協とかですね農協、そういう緊急通報というかマイク、拡声器等で連絡できる民間の施設があるはずですね。そういった所にどのような形で協力要請等を行っているのか。またそういう体制は確立されておるのか。その辺のところをお伺いしたいと思います。さらに3点目でございますが、津波警報と地震、地震による要するに火災ですね、先日大手前で大きな火災があったわけですが、この火災警報と地震で津波が来るぞといったことを知らせる警報がですね、根本的に警報の使い方が違うと思うんですが、意味合いがですね。意味合いが異なると思うんですが、その鳴らし方に違いがあるのか。これは各地の自治体で条例で定めてるというような形で私は理解してるわけですが、佐伯市独自のそういった条例とか、そういう中で一時勉強もさせてもらいましたが、その鳴らし方に違いがあるのか伺いたいと思っております。さて4点目でございますが、危機管理体制においてですね、郡部においては振興局長が最も重要な役割を負うことになるかと私は判断するわけですが、そういった場合、指揮命令等独自の権限は与えられておるのか。要するに発生直後ですね、こういった形で振興局長には、おそらく自治体の中では地域にあっては振興局長がトップでそういった判断をするのではなかろうかなあと思っておりますので、そういった判断をするのですね、指揮命令等の独自の権限が与えられておるのかどうか、伺いたいと思っております。続いて

5点目ですが、だれもが家族・親族の安否等がまず第一であろうと思います。つい土曜日ですね、岩手・宮城内陸地震というのが起こって、今まさにテレビではですね実況あるいは被害の状況等が報道されておりますが、そういった場合に、まず未ぞうのそういった災害に際した場合にだれもがですねそういった危機に立ち向かう使命感というかそういったものは持っておると私は思っております。特に地域の消防団や区長ほか、公僕というかですね、そういった立場にある方々はですね、どういうふうに自分が動けばいいのか、どういうふうな形で地域に貢献しようというか使命を果たそうとするかですね、その辺でですね正確な情報が伝えられるべきであろうと、午前中の渡邊議員の質問にもありましたけど、こういった伝達いかんによって行動が左右されるわけでありまして、その伝達方法、その他ですね佐伯市独自の地域に即したシミュレーション等の訓練、パンフレット、そういったものがあるのか。また訓練のための周知のための訓練マニュアル、そういったものがあるのかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。さらに6点目になるかな、大地震が発生し、それによる津波、火災、事故等を想定し全市を挙げて一度ぐらいは訓練しておく必要があると私は判断するわけですが、その辺のところはどんなふうに思っておるのか、ここのところは市長に見解を伺いたいなと思っております。

大きな2点目の質問であります。知的財産、要するに特許ですね。特許あるいは意匠登録そういった諸々を含めて今将来的な展望としてさまざまな分野で特許権や意匠権というものが自治体の財源としての可能性を取りざたされておるというかですね、そういったサークルにありまして、今回こういったものも聞いてもらえんדרောうかというような事がありまして聞くわけですが、若干質問を通告したあと、いろいろ調べておるとですね、ちょっとトーンが下がってしまったんですが、通告をしておりますのでそのまま質問をしたいと思っております。これは産業とかですね、歴史文化、郷土芸能全般に関する事柄として伺っていききたいと思うわけですが。まず1点目として、現在佐伯市が所有する特許、あるいは特許申請等されておる物件はどのようなものがあるのか伺いたいと思っております。2問目に、同様に佐伯市が所有する意匠として、意匠登録されておる物件はどのようなものがあるのか伺いたいと思っております。3点目ですが、かねてより特許庁は経済産業省と連携し、あらゆる分野にその支援、助成の場を広げ推奨しております。一例ではありますが、佐伯市にも少年少女発明クラブというのが3年前ですかね発足しまして、市長が会長ですが、私も何らかのお手伝いをさせてもらっておるわけですが、例年こういった子どもたちの発想でですね、これは一例ですけど、とても知的財産というかですね、特許に特許を取得すべき発明というのは見られるわけでありまして。そういった意味で市が、市行政が関わっております支援、助成しておる例えば工業連合会とかですね、漁協あるいは農協・林業、そういった産業界においてもいろんな形で今まで市がその助成等をしております研究にですね。そういった中でも過去の事例を挙げると、つちカエルとかですね、そういったものも個人的な特許ですが、そういった意味でなされております。院内感染を防ぐといったような消毒用の散布機ですね、そういったものも特許申請されて現に市販されたり、実用されております。そういったものもある意味佐伯市行政が関わっておるわけですが、そういった意味合いからも各種そういうものが市が助成した中、あるいは県が助成した中でですね生まれているのではないかなと思っております。県にはそういった知的所有権を、要するに特許申請をお手伝いするといったようなポジションを持っている組織もかかわっておるわけですが、行政にそういった窓口が必要なんではないかなと、

さらにですね私はここで歴史文化においてもこういった意匠登録といったような、例えば佐伯文庫とかですね、そういった名前、四教堂にしてもそうですね、佐伯に固有にある名前ですね、歴史上のそういった有名な^{やはず}矢筈の紋とかですね、家紋ですねこういったものもそういった意味で意匠登録すべき私はものではないかなと思っております。というのがですね、こういったことをすることによって文化に関心を持つしですね、またそういった風土を育てていく上でもですね是非必要なものではないかなと、個人的にですが思っております。そういった意味で、こういった佐伯市独自ですね、知的財産に目を向けた窓口というか、体制ですね、そういったものも今後必要になるのではないかなと、私はそういう専門分野が必要になると思っている1人ですので、こういったものに目を向けていくそういう施策をというか、その辺のところを市の見解を伺いたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員さんよりの防災対策についてと、知的財産についてでございますが、その中で防災対策について6番目、大地震が発生し、それによる津波、火災、火事等を想定して全市を挙げて訓練をしたらどうかという中で、市長の答弁をということですが、議員ご指摘のとおり、全市挙げての防災訓練ですが、東南海・南海地震に対してこれは市民一人一人が自ら生き延びるための自助が必要だと思っております。さらには地域住民相互の共助の精神を全市民に持っていただくことが極めて重要だと思っておりますが、議員の言われるように、そうした全市を挙げての方向というのも必要だと思っております。地域地域が非常に広いもんですから、それを各振興局管内等で実施したところ、また各地区で実施してるところがございますので、そうしたものを総括しながら全市挙げたそうした訓練も必要だと考えておりますので、それについてもう少しいろんな中で検討させていただきたいと思っております。特に、昨年は米水津地区が米水津振興局管内挙げて実施したわけですけど、これが当地域における大きな実施と、あと東校区とかいう形での実施ぐらいしかありませんので、いろんなさまざまな今検討しておりますので、よろしく願いします。

それから、知的財産について御答弁申し上げたいと思います。知的財産のことについては、特許や特許申請されている物件、また意匠登録ということにつきましては、今のところはないようですが、登録商標としてはですね、マンボウの里かまえというのがあります、これが1件登録してるようです。議員が言われるように確かに国の知的財産立国の実現に向けて、知的財産推進計画2007を策定し、強力に推進していくとしているようですが、本市において各課がそれぞれの事情に応じたところでございます。いまだに指摘の体制や専門家の窓口がございません。当時はメカトロセンターがそうした中で議員が言われた分が対応しとったのはやはり県にそういうシステムがあるもんですから、いろんなそうした機械開発したときに、まず特許とか実用新案とかいう形で登録をして、そういう形の中でやっておりました。また私の方も先般、例えば市の市章とか観光協会のマーク、観光協会の商標もマークですか、これについても品評会して、市民から公募された分もですね、最終的にはそれが登録されてるかということを確認して登録に向けて観光協会としてのですね方向づけをしておりますが、非常に意識が足りないということで、こうしたことに議員から非常によい視点からの提言をいただいたと思っております。私としても必要なものだと思いますので、今後これらに注目して法律面も含めて体制のあり方というのを考え、各課に指示をしたいと思っております。その他につきましては、担当部長より御答弁を申し上げたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 6項目にわたっての御質問ですので、答弁が若干長いものになっていますが御容しゃください。まず津波発生時のサイレン使用の判断に関してですが、平成20年5月に県が行った地震被害想定調査では、佐伯市の中で津波到達の一番早いのが蒲江で、時間にして約16分とされています。本来緊急時の避難勧告及び指示は災害対策本部長である市長の判断で行わなければならないのですが、津波等一刻を争う場合には、福岡管区气象台が津波警報を発表した段階で即サイレン、防災行政無線、有線放送設備等により自動的に発令する形となります。現在国は一斉起動・同時発報となる「全国瞬時警報システム（J - A L E R T）」ですが、この導入を進めていますが、本市も本年度に実施する佐伯市防災情報整備事業の中でこのJ - A L E R Tを導入してまいります。またこの事業の中で、旧町村部の防災行政無線や有線放送設備及び既存のケーブルテレビ網等を連動させながら旧市内の津波1メートル未満浸水想定地域61か所に屋外拡声子局を設置し、市内全域の1メートル未満津波想定地域に瞬時に警報が届くように整備してまいります。指示・伝達の緊急連絡網についてですが、大分県の防災危機管理課が、警報発令時に関係職員に参集メールを配信するシステムを管理しています。これにより警報時には本庁・振興局の防災部局の職員全員にメールが送られ、状況に応じた災害対策体制を配備し、関係機関との連携を図りながら情報の収集と対応に当たるようにしております。次に、民間施設における避難場所の協力要請についてですが、現在、避難所として設定しているのは公民館や集会所を始め、庵、社寺または福祉施設などです。また、住民から避難所として民間施設を利用したいといった意向を受けた場合には、その施設の管理者や所有者へ市の方からお願いをすることにしております。こういった例として、デイサービスセンター等の福祉施設やホテル、キャンプ場等の宿泊施設が挙げられます。次に、警報サイレンについてですが、本来津波警報は気象業務法で、消防信号は消防法の定めるところによりそれぞれの省庁においてさまざまなパターンの吹鳴方法が示されています。しかし吹鳴時間と休止時間の差で何の警報かを判別するのは困難なため、本市では3秒吹鳴・2秒休止による同一の吹鳴方法を採用しております。ただし、防災行政無線及び有線放送設備を有する振興局管内では、サイレン音のあとにマイク放送による詳細な情報のお知らせを流すことにしています。ただ津波警報につきましては、まさに一刻を争うため、サイレンや人の手を介するマイク放送の伝達では限界があり、先ほど申しましたJ - A L E R Tの早急の整備が待たれるところであります。次に、振興局長の指揮命令に関する権限についてですが、佐伯市地域防災計画の中で特例として、振興局管内で局地的な災害が発生した場合には、地方自治法第153条第1項の規定により、当該振興局長が市長の権限を代理して行うことができるようになっております。5番目の質問ですが、佐伯市では昨年10月、総務省消防庁の指導のもと、東南海・南海地震の発生を想定し、震災初動期における災害対策本部の運営訓練を図上シミュレーション訓練という形で実施いたしました。これは地震発生直後から数時間にわたっての本部の運営をシミュレーションしたもので、非常に意義のあるものでございました。また昨年4月市内全戸に配布した防災マップにはさまざまな自然災害への対策や困った時の緊急連絡先等を明記していますので、今一度手に取り御活用していただきたいと思っております。最後に、さっき市長が申しましたけども、訓練に関してですが、これまで合併前の平成16年度に旧佐伯市を主会場に大分県総合防災訓練として、東南海・南海地震発生に伴う津波避難訓練が東校区の住民4,700人を対象にして実施されております。こ

の時は同時に旧上浦町、旧鶴見町、旧米水津村の各沿岸地域でも多くの住民が参加して行われております。さらに市町村合併後も自主防災組織が中心となって自発的に訓練を実施しているところもございます。しかしまだ、自主防災組織のないところもあることから、この組織の立ち上げの支援や防災に関する知識の啓発活動等を含め、積極的に推進しながら今後は全市を挙げての訓練に向けて構築してまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 再質問というか、整理しながら聞きたいと思います。まず防災の件について今、1からずーっと総務部長答えてくれたんですが、的確に分かりました。ただ3点目のですね、今回これ私はかなり重要とみて質問の項目の中では一番、三つ目ですが要するにサイレンですね、先ほど佐伯市は同一ということで混乱を生じるからということですが、ただですね私は津波警報と火災警報は私は別にするべきではないかなあと。ここに消防長もおられるわけですが、行政面からいってですね、ほかの自治体を見てみるとですね、やはりはっきりとした区別はしてないですね、消防法の中で今言う3秒鳴らして2秒休むとかですね、そういった意味で各自治体でこれ条例で決めとることあるですね、ところがですねやっぱり先ほども言うたように、地震が起こってすぐですね、そういったサイレンが鳴った場合に、やっぱり消防団に所属しとる人間はですね、使命感があって自分のまず身内が大丈夫と思ったらですね、次は何するかといったら、サイレンが鳴ったらやっぱり駆けつけようとするわけですね。それが火事なのか、これ津波で警戒せというのかですね、鳴らし方一つですとせめて消防団、消防関係にそういった仕事に携わっとる方には分かる程度の判別をですね、するべきでないかなと。そういった意味でもですね私は最終的に訓練のことも先ほど言ってましたけど、サイレンを鳴らすだけでもですね私は訓練になると思うんです。これはそういった意味で分けとけばですね、これは火事のサイレンであると、これは津波のサイレンであるというふうにごとおり仮に作ったとしたらですね、十分それで訓練になると思うんです。そして後ほど津波が来ますというような放送すればですね、なおかつ分かりやすいしですね、一番戸惑うのは消防団ではないかなと思うんですよね。サイレンが鳴ったさあとっさのことじゃからですね、恐らくそこで消防の服を着て駆けつけるのか、これは津波が来るから津波を警戒して早く逃す、誘導をするのかですね、その辺のところでは私に分ける必要があると思うんです。これは自治体で条例で決めればいいことであるんでね、その辺のところは再度検討する私は必要があると思ってるんで、その辺のところを再度聞かせていただきたいなと思います。それとですね、先ほど民間施設への協力ですね、これもそういう体制はできるとということである、例えばホテルとかですね、そういった安全な建物に避難の要請をしとると。私はね各地に恐らく市営住宅があると思うんですよね、いろんな所にですね、コンクリート造り。これはもう無条件にですね、地震、要するに津波が地震が来るということは津波が来ると、この地域で言えばもう即判断していいと思うんでね。市営住宅には無条件で屋上に上げられるといったような案内をねやっぱり徹底するべきかなと思います。我々の実は、私の住んでる八幡の中野西という所が今防災組織を立ち上げようとしております。それでですね、避難場所としてまず第1に候補に挙げたのが市営住宅なんですよ、4階建てですけど、恐らく地震ですら倒壊するコンクリートの建物は耐震を計算して建てとるからですね倒壊することはないであろうということを想定して屋上に避難するといったような、避難場所を勝手に模索しとるわけですけど、その辺のところではやっぱり市営住宅等はですね無条件にやっぱり、

津波で避難の場合はですね特に海辺の所はですね、そういったことを徹底してですねやっぱり周知させるというのも一つの手ではないかなと思うんですが、その辺について見解があれば伺いたいと思います。それとですね、まずシミュレーションとかそういった訓練マニュアル等はあるということで、これもまあ実際に私も見たこともあるしですね。そういったものは今後ますます啓もう・啓発していけばいいんじゃないかなと思うしですね。ただ訓練の件ですけどね、先ほど市長も必要性は検討していくということですけど、さっき言ったようにサイレン鳴らすだけとかですね、そういうのも訓練の一つになると思うんですよね。全市一斉にですね、これが実はもともと予告するなりしてですねやれば、それなりの効果はあるとは私は思ってますんで、是非検討していただきたいなと、これは要望にしておきます。ちなみに地震のですね東南海地震あるいは南海地震、この辺に来る分は南海地震ですけど、記録を見るとですね一番大きいのは宝永地震ですね1707年の10月28日に来るとるわけですね。これで先ほど言った米水津とかですね、八幡地域のですね今のセメント会社のこっちにまる山ていう小さいそれこそ20メートルぐらいの山があったんですけど、その頂上まで津波が届いたというような記録があります。これから数えるとね1707年、ちょうど今年が300年目ですね、中に大体100年から150年おきに来るとるわけですけど、ものすごくエネルギーが貯まって今来ればですね最大の地震が来るのではないかなと言われてますよね。その中でですねどうこれ警告というかですね、予知というかですね、予言というかですね、つまりんこと言うなあと思うけどですね。我々の仲間内で計算するとですね、今までのデータから計算すると今年の9月21日という数字が実は出るとるんですよね。これこんかったから9月中の議会だからまた頭そるかなんかせなあいけんかなと思うけど。一応予知という形で出ております。それまあ余談ですけど、是非そういった意味で防災の件に関してはですね、市民に徹底させていくべきかなあと私は思ってます。市民の方々も9月21日はですね、佐伯市に地震が来ると私は予知しますんでね、これも一つの問題提起かなと。

それとですね、2番目の知的財産の件について市長答弁本当にそういった意味で市長も理解しておるということで、ありがとうございます。ただですね私はこのただし書きというかですね、こういったものにまず文化を大切にしてほしいというかね、そういう思いで意匠登録というものをね是非あらゆる意匠というかですね、佐伯文庫にしてもそうですよね。市民の方がどこまで知るとるかですね、文庫の活字ですね、佐伯文庫ち書いた活字ですね、こういったものもですね意匠登録私はすべきと思うんですね。この中にも書いてますけど、四教堂、今四教堂塾とかいって一生懸命やってますね。そういった方々もですね私はどう言うんですかね、そういう文化を大切にするという意味合いからいってらですね、そうむやみやたらに使ってほしくないですね。まず一番に憤慨したのが、憤慨ちいうかね、これは個人的な話ですけどね、文理大学附属高校が四教館という体育館を建てたですね、あれに私は実を言うとクレームを付けました。建ったすぐね。四教館ただね、よく考えたらありがたかったのはね、あれを「しきょうかん」て、佐伯市の方でねあれを「しこう」と読む人はまず少ないんですよ。それが文理大附属高校のお陰で下にローマ字を打ってくれたから、「しこうかん」てふりがなを打ってくれたんですね。それがまあ、よう考えたらありがたかったなあ。昔まあ随分前ちいうかですね、PTAの関係で市の先生方と会合する機会がありまして、これを「しこうかん」て、「しこうどう」て読む先生は実を言うと教育長おらんかったんですよ。ましてやです、毛利藩をね実は福岡からバイオリニストを呼んだんですよ、その

時に昼食をする時に、毛利藩は山口の毛利藩の子孫ですかと聞かれてですね、返答する、その場にたまたまおらんかったんでしょうけどね、先生がおらんかった。いや佐伯毛利藩と、山口の毛利とは関わりがありますけど、佐伯は独自の佐伯毛利藩ですよとぴしっと答える人がですね悲しいかなおらんかったんですよ。今一番大変な時じゃからあんまり教育長に言わん方がいいかなと思うけどね。ただそういうふうに文化を大切にしてほしいんですね。ちゅうのがですね、もう一つちょっと横道にそれるけどね、実は先週の金曜日8時、金曜時代劇というのがずーっとあってたですね。密命これ佐伯が題材だったんですよ。これ2年前大分合同新聞のですね東西南北が、あれに載ったんですよ。佐伯泰英の密命さいきやすひでというのは佐伯が舞台ですよというのが、それから私は本を全部買ってですね、全部読みました佐伯泰英を。そしてテレビ局にもですね、ネットを通じて投稿しました。大変ありがたい。ところがですね、これ知るとる人が佐伯市におったかなあと今ごろになってね実は先週の金曜日に終わったんですよ。釣りバカどころじゃない、我々時代劇ファンから言ったらですね、とても楽しいドラマでした。しかも題材がですね、さっき言った佐伯文庫じゃないけど、相良文庫という文庫、これキリシタン本を分家から取られるんだけど、ものすごく佐伯を研究しとるなど、佐伯泰英という人がね。そういったドラマがあってました。その中にですね殿様さい、斎木高玖き たかひさという殿様やはすが出てくるんです。その人の家紋が矢筈の紋が入るとんですよやっぱり、その殿様が出てくるのと同時にですね、座敷にですねあんどんがあるんですよ、あんどんにちゃんと矢筈の紋が入るとんですね。うれしいですねこういうのがね。やっぱり佐伯に生まれて佐伯のそういう文化、そういう文化を大切にするという事柄から今言いよるわけでね、要するにそういった意味合いのね文化がちらっと出てくる。こういったものはね、私はある程度登録してね大事にすべきと思うんでね。先ほど市長がそういうふうに関心を持つとるといことで、答弁してくれたのでね。是非今度出た番匠水にしてもですね、毛利の殿様水で持つというような川島さんのイラストがあったんですけどね。ああいうのも是非大事にしてね登録してほしいなと思っております。そういった意味でこの件については、もう市長が答弁したので、文化についても何か考えがあれば見解を伺いたいなと思います。以上、再質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再質問ですが、さっきの答弁で全部私は賄えたかなと思ったんですけど、文化についてもですね、それぞれやはり呼称とかいろいろな形があると思います。それぞれの中で登録できる部分、もうこれは固定で昔からまわっとる部分とかいろいろあると思いますが、総括してどういう形かをですね各課に指示をして、それぞれの形の中で、さっき言った登録の種類もたくさんあると思います。意匠登録もあります。実用新案もあります。特許もあります。それぞれの分野でありますから、それぞれの中で再調査をして登録できるもの、登録できないもの、また例えばさっき観光協会の話をしたわけですけど、私の方もごまだしだけの登録をやったわけですけど、非常にその認知度が低いということで、佐伯ごまだしという形で今やり換えてるような状況ですので、これ商業関係というのは非常に登録多いわけですけど、文化の面でどうした登録ができるかということもそれを十分調査していきたいなと思います。今非常にそうした時代で、議員も御存じのとおり、中国の方では日本の国の名前を使って登録すればそれを外すのに非常に苦労したという例もありますので、そうした地名でもそれが商標としての物語になったりするし、マークもそうだと思いますので、そうし

たことで私どもも対処するようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 防災に関して3点御質問があったと思います。まず1点目のサイレンに関するところですけども、サイレンは津波と火災とは別の鳴らし方の方がいいんじゃないかという御意見でございますが、今のところ音の判別が非常に困難だということで同一設定にしているようでございますが、私も個人的に違った方がいいと思いますので、その辺がちょっとメカについてあまり私もよく分からないところがありますので、メカニズムですね、ちょっとそれ検討させていただきたいと思います。それから2点目の市営住宅は無条件で屋上に上げれるといった。そういったことを徹底していく方がいいんじゃないかということですが、非常になるほどと思いました。参考になります。そういった対応はスムーズにできるかどうかということも、これもちょっと検討させてください。それから、訓練の件なんですけども、実は地域防災計画の中に、別冊として地域防災対策推進計画というのがありまして、その21ページに防災訓練計画というのがあります。1ページだけなんですけども、そこに訓練の内容について列挙しておりまして、議員言われるように訓練といいましても非常にいろんなさまざまな訓練がありまして、実際に要員が集まる訓練とか、情報に関する訓練、それから避難に徹底した訓練とか、そういったいろんなテーマの置き方によっていろんな訓練が考えられますので、これからは各地域のその地域に応じた、どういった訓練が一番重要かということを考えていただきまして、それこそ、そういったときの相談になりますと、防災課の出番となりますので、御相談いただけたらというふうに思います。訓練に関しては本当は総合訓練が一番いいんでしょうけど、なかなかその辺が難しいので、これからは積極的に訓練をやっていこうというメッセージを発していきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野豊議員。

21番（河野豊） もうすっかりきれいに答弁してくれたんですね。これ以上聞くことはありません。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時35分 散会

平成20年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

第5号 6月17日

議事日程第5号

平成20年6月17日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成20年第2回佐伯市議会定例会第12日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行ないます。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、宮脇保芳君、2番、小野宗司君、3番、矢野精幸君、4番、浅利美知子さん、5番、清家好文君、以上の順序で順次質問を許します。

14番、宮脇保芳君。

14番(宮脇保芳) 皆さんおはようございます。14番、南風会所属の宮脇保芳でございます。私は今回2点について通告いたしておりますけれども、今議会は大入島埋立問題と、そしてまた大手前商店街の火災について、多くの議員が質問していますので、非常にやりにくい感がしておりますけれども、通告しておりますので、質問を行いたいと思います。まず1点目は、大入島埋立問題の早期解決についてでございます。来る6月28日には、待望久しかった東九州自動車道津久見・佐伯間13キロメートルが開通の運びとなりました。この高速道路が開通することによって大いに時間短縮が図られ、今後の地域振興を図っていく上で、夢と希望が持てる佐伯市となることを期待している市民も多いことでしょう。また、佐伯・蒲江間の早期延伸も願っている1人であります。これが完成によって陸の孤島とまでいわれた陸上交通の汚名を返上することができます。しかしながら、海上交通においては重要港湾整備事業の遅れによって悪影響も甚大であります。当地区の貨物量は内貿・外貿、フェリー分を合わせてここ10年間で激減し、原油高騰、港湾使用料、入港水深等の理由で昨年7月から三菱商事の大型船舶は入港を停止していると伺っており、重要港湾としての機能低下が懸念されております。さらに平成9年度より事業実施され10年が経過した佐伯港大入島地区埋立護岸整備事業問題は一層深刻化しており、全体事業費は47億円でこれまで予算化された総事業費は43億5,000万、そのうち執行額は10億5,000万であり、その執行率は22.5%と低迷し、約27億円が国に返納されている現状であります。加えて事業執行に対する賛否両論の住民感情は対立激化し、地域の結束力、人の和を崩壊させ地域行事は元より、日常生活にも支障を来しているところでもあります。これまで幾度となく話し合いを継続し、説得を続けながらの中、公有水面埋立免許処分取消請求の裁判など、司法の場での論争も繰り広げられてきましたが、いまだ決着せず泥沼化し、いたずらに時間が経過する中、この現状をいかに打開していくの

か避けてとおれない最重要課題であります。そこで佐伯市の最高責任者である市長の考え方を伺います。今後の佐伯市の発展の鍵は高速道路と佐伯港の活用にあると認識する中で、前にも後にも進めない閉塞状況にある大入島埋立問題に対して、今後も石間地区との話し合いを続けていくつもりなのか、それとも節目の10年が経過した今、英断を持って代替地を模索する考えはないかお伺いします。

次に、去る5月22日発生した大手前商店街の火災についてお伺いします。その前に、被災されました商店街の皆様にご心からお見舞い申し上げます。また、消火活動と復旧作業に懸命に尽力されました消防職員、消防団員、地元住民の皆様にも感謝とお礼を申し上げます。さて、ちまたでは消火栓の水圧不足が指摘されておりましたけれども、市長の記者会見とそしてまた議会での説明でおおむねの理解はできました。この火災は昭和初期の木造住宅、店舗密集地であったこと。さらに建物の外壁や屋根が金属板等で覆われて効率的な消火活動が行えなかったということですが、今後の住宅密集地における消火体制を始め、救援体制、消防署と消防団との指揮命令系統など、多くの教訓を残したのではないかと考えます。そこで市長にお伺いします。まず私も議長以下5名の議員で残火処理と復旧活動の現場を訪れました。被災者はしょうすいしきった状態でぼうぜん然としておりました。議長が被災者にお見舞いのあいさつをすると、被災者から、副市長が日赤の救援物資を届けてくれたけれども、我々が今必要なのは煙にのどをやられてうがいする水が欲しいと訴えておりました。そこで市役所の方に電話をいれ、市長はと聞くと市長は上京中であると、そして副市長はというと、副市長はいない、総務部長もいないということで、では現場には誰がおるのかということでお尋ねしたところ、防災課長が現場にいるということで、防災課長と連絡を取って、そしてテントや水の手配を議長が指示したところであります。市長が上京中であるならば、こんな災害の時こそ副市長あるいはまた総務部長が現場で被災者の救援体制の指揮を採ってほしかったと現場にいた我々議員は全員がそういうふう感じたところであります。このことについて市長の見解をお伺いします。次に、火災の一報を受け、本署からタンク車3台と西部分署のポンプ車1台が出動、第二陣として本署からポンプ車1台、続いて工作車とはしご車が出動しております。消防団員は旧市内から積載車21台と159名の団員が、そして弥生地区から全分団の積載車12台と67名の団員が出動しております。旧市内の団員も仕事の関係で即出動できなかったと私は思っております。弥生分団にあっては火災発生から1時間後に出動要請があったと伺っております。弥生分団の積載車は使用したのは4台中江川からあの干潮の時期、その土砂を掘りながら水を溜めてポンプ車に中継したようでございます。したがって、職員の中には本庁勤務の旧郡部出身の職員が大勢おります。昨日渡邊議員の資料を見ますと、本庁に121名の消防団員が勤務しているということでございます。したがって、初期消火のためにも本庁に積載車を2台程度新規に配備したらと、今回の火災でその必要性について語っている職員も少なくありません。積載車導入の考え方についてお伺いします。そして3点目として、この地域には防火水槽が大手前公園、西田病院横の鶴の湯付近、そして大日寺の3か所にあり、消防署に尋ねてみると基準は十分に満たしているということでもありますけれども、現実には水が足りなかったわけですから、今後住宅密集地周辺には東南海地震が近くやってくるということですから、耐震性の防火水槽の設置、今現状では50立米ですか、これをさらに大きな60立米から80立米ぐらいのですね、そういった防火水槽の設置を図る必要があると考えておりますけれども、市長の考え方をお伺いします。以上、1回目の質問を終わ

ります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。宮協議員さんの大入島埋立問題の早期解決についてと、2、大手前商店街の火災について御質問がありました。私の方からまず、大入島埋立問題の早期解決についてということで御答弁申し上げたいと思います。宮協議員の御指摘のありました大入島東地区の埋め立てについては、今回も何名かの議員さんにもお答えいたしましたように、この点については一部の住民の御理解がいただけなく、工事が中断していることは議員承知のとおりでございます。航路のしゅんせつ土や陸上残土の処分場として大入島地区の活性化を図る上からも大入島の埋め立ては必要だと思っております。そうした中、これまで地域との話し合いによる解決の糸口をとの努力を続けてきましたが、現時点では話し合いによる全面解決は困難な状態であると思っております。そうした中で、事業主体である大分県と緊密な連絡を取りながら、今後とも協議を重ね何とか解決の糸口を探っていきたいと考えておりますし、議員が言われます代替地を探すことで解決ができないかということですけど、これについてもいろんな問題がございます。賛成された方、また今までの漁業権の問題いろんな中では、単に代替地を変えるということは非常に難しい部分もあるので、県とのこの協議はしておりませんが、県の考えも聞いてみたいと思っております。

それから、大手前商店街の火災について、市長がおらなかって副市長がやれないかということですが、私も当時東京におりまして電話を入れまして、副市長が現場に行ったことも聞いておりますし、総務部長も行っておりますので、そうした処置をしながら、副市長、総務部長はその指示の中で担当課に最後を託して帰ったと聞いております。詳細については、担当部長の方の答弁させていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 議員御質問の火災対応の見解と、それから本庁へ積載車を導入したらどうかという、その二つの点についてお答えいたします。被災者の皆様方には、改めて心からお見舞い申し上げます。議員が言われるとおり、今回の火災はさまざまな意味で多くの教訓を残したものであると思っております。被災当日の対応としては、被災者の住居の確保を図ることが第一優先であると考え、地域の方に確認をいたしたところ、被災者全員住居が確保されたとの情報を得ました。この報告により、通常火災と同様に福祉保健部が事務局を担当しております日赤奉仕団からの寝具等を被災者にお届けいたしました。ところが翌日、住居が確保されていない方がいらっしまったことを知り、被災者には大変気の毒なことをしたと対応のまずさを反省しております。通常、火災の場合は行政内部には対応する組織は設置していませんが、今回は火災発生後から臨時応急的に防災課職員が常駐して対応いたしました。翌日、防災課からの報告に基づき、関係部を招集し全体的な対応を図りましたが、まれに見る火災への対応として十分であったのかと問われれば、行政側にも戸惑いがありましたし、残念ながら十分であったとは申せません。次に、積載車導入の件についてお答えします。これまで中心市街地の火災の場合、近くに消防本部があること、また消防団もきちんと組織されていることから、消火活動に関しては十分機能できるという想定により、これまで本庁の職員を動員しての積載車出動といったことはございませんでした。しかし結果的に今回のような大規模火災の現実を目の当たりにしますと、今後はあらゆる事態を想定しておかねばならないのではないかと考えております。したがって、市町村合併以後、本庁と各振興局との人

事交流が頻繁に行われ、消防活動のノウハウを持っている職員がかなりの部分本庁勤務になっている現状から、本庁に積載車を導入することによって、そういった職員の力を初期消火に活用する手だてを図ってはどうかという御提案は実にごもっともな意見だと思っております。確かに今回の大規模火災に限らず、これからはいろいろな災害を想定しての防災対策を図っておく必要があるわけでございますから、いざというときに本庁職員も出動するという体制づくりは十分に考慮に値するものではなかろうかと思えます。しかしながら、消防体制の全体のあり方を原点に戻って再チェックする必要もありますし、一般職員としての業務のあり方等についても再検討していく必要もありますので、今回の大火災を教訓に今こそ基本に立ち戻って他市の状況や各方面の御意見を伺いながら御提案の件は当面の課題として検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） おはようございます。それでは宮脇議員さんの質問にお答えします。吉良議員さんからの質問の答えと同様になりますが、消火栓及び防火水槽については、消防水利の基準により配置されていますが、東南海・南海地震等での消防水利として消火栓が使用できないときは、消防水利、また耐震性の防火水槽が必要とされます。住宅密集地において、現状では水利基準は満たしていますが、公園や市の施設、また土地提供等があれば住宅密集地に耐震性の防火水槽の設置をしていきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 宮脇議員。

14番（宮脇保芳） それでは再質問をさせていただきます。先ほど市長から大入島問題の説得の困難さというものもお伺いいたしました。そしてまた県と緊密な連絡を取りながら話し合いを進めていくということで、17年の1月ですか県が事業着手した時にアンカーを打つ、台船のクレーンのワイヤーに腕を巻き付けて体を張って反対をしたという。そういう住民もいる中で、非常にこれからそういった説得工作大変難しいんじゃないかなあというふうにも思っているところです。しかし、高速道路と海上交通、重要港湾の整備がなければ佐伯市の将来はないんじゃないかというふうな観点からあえて質問をしたわけでございます。今後、まだ今の石間地区で説得を続けるということであればですね、市長はこれまで何人もの議員からこの埋立問題を取り上げてきましたけども、事業主体が県だからということで積極的な多くを語らなかったわけでございます。事業主体が県であれば受益者はどこなのかと、当然佐伯市であるわけです。石間地区はある意味では賛成派・反対派住民の方々はある意味では犠牲者じゃなからうかなというふうにも思っております。受益者である佐伯市は、この事業採択に向けてこれまで旧佐伯市の時代ですけども、要望活動を展開し、地元の埋立て用地については佐伯市が責任を持って対処すると、そういうふうなことを県と約束して事業採択を受けたんじゃないかなと私はそう思っております。そしてまた、西嶋市長が議長時代に地元住民と討論会を現地で行っており、西嶋市長が就任することによって、その成り行きに大きな期待を市民がもつたろうというふうにも思っております。広瀬知事も西嶋市長に対して、同じ思いであつたらうというふうにも思います。したがって、トップである市長が全面的に石間地区住民と話し合いをし、説得に腹をくくってことに当たっていただきたいと思う1人であります。平松知事から受け継いだ広瀬知事の顔に泥を塗るようなことを決してすべきでないと思えますし、西嶋市長、そしてまた担当の塩月副市長についても責任を押しつけるような気持ちは毛頭ありませんが、時の市長として、そしてまた担当副市長として積極的な説得工作を期待

する1人であります。また、市長1人にそういう責任を押しつける気持ちもありませんし、佐伯市が一丸となって石間地区にお願いするような、そういう体制づくりをしてほしいなあというふうに思っております。県に対して、この問題を棚上げにして他の公共事業を県に要望してもですね、県の職員にしてみれば、この埋立問題を解決しなくて、言い方悪いですけど、どの面下げて県に来るんだと、そういうふうに思っている職員もいるように伺っております。このことについて答弁をお願いしたいと思いますし、また先般、戸山議員か後藤議員だったかな質問の際に、副市長がこの問題についてはタイムリミットだ、いやきてるとそろそろ決断の時期かなというふうな発言をされたと思うんですが、これは裏を返せばもうそろそろ代替地を模索すべきじゃないのかなとそういうふうに私は感じとったわけでございます。先ほど市長から、代替地を探すにもいろいろ問題があるということ、それはそうでしょう。石間地区が反対しているのにほかの所にじゃあ移せと言われても、石間が反対してるのに何で俺たちの所に持ってくるのかと、そういうふうなことになるうかと思えます。しかし、そうはいってもやはり何とか手を打たなければなりません。そうしたときに、この代替地を模索するときに県に対して、国に対して、どのようなことをクリアしなければならないのかなと思うわけですが、それについては、まず漁業補償の問題が一つは浮上してくるんじゃないかなというふうに思えます。ほかにもいろんな諸条件をクリアしなければならないと思うんですけども、これについてももし市長、そういうことが上げられれば一つ答弁をお願いしたいと思います。難しかったらあれですけど、そういうふうに思っているところです。

それから、大手前火災について、私は副市長、それから総務部長について対応をまずかつたんじゃないかという指摘をいたしましたけども、話を聞いてみますと、行き違いの部分があったように私も感じております。そこでやはり被災者に対してですね、行政として被災者が安心できるような、そういう体制をこれからは是非とってほしいということで要望して、この件については答弁は必要ありません。そしてまた、積載車両ですか、積載車の導入についても総務部長が今後の課題だと、検討したいということですけども、初期消火に当たってはですね、やはり消防署はできるだけ消防車を出すんでしょうけども、消防長の話をもととみると2台で行けば、消防法でいけば消防車1台に5人体制で行くわけですけども、佐伯市では2台行って5名、4名、9名で行くんだと、そして一気に四つのホースを出せば筒先員は1人で対応しなければならないと。そうすれば当然のことながら水圧も上げられないと、ですから今回のように消火栓の水圧が足りなかったとかいろいろ言われるような原因になるんじゃないかなと。そこで本庁の職員が積載車で現場に駆けつければ消防署とお互いに協力しながら筒先員も2名体制でもできるし、そういう意味では積載車の導入というのは必要じゃないかなというふうに思っております。この本庁の職員、恐らく消防団の使命というものを十分に自覚してこういった発言がなされたと、必要性を訴えてきたというふうに思っております。私は弥生の消防団を誇りに思っているところです。今後ともそういった意味でただ検討するだけではなく、是非それを実現していただきたいなあというふうに思っているところです。そしてまた、防火水槽の件については消防長、是非積極的に地権者との協力も必要でしょうけども進めていただきたいなあというふうに思っております。これで一応再質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 宮脇議員の再質問の中で、大入島の問題を言っていたいただきましたが、これち

よっと古い話になるんですけど、大入島のなぜここに埋め立てが始まったかという話からさかのぼらなければ非常に問題が山積しております。当時佐伯市の港湾計画を見直しをした時に、もともこの場所ではありませんでした。その場所を当時の港湾計画の推進委員会の中で、議会といろんな中で、また地域の人といろんな中で話し合いをしながら、そうしたしゅんせつ埋め立てができればひとつ大入島にしたらどうかと。そうすることによって当時から今回冒頭にありました寺島議員の大入島架橋の問題、こうしたことで大入島を活性化するためには用地が足りない、そしてそれを使ってそうした用地を確保して大入島の架橋に持っていきたいという、そういうことからこれが始まっております。そうしたことで地域にも説明をしながら行った時に、地域の方々に十分な説明がなかったのが今回に、いわゆる私たちから見たときに一方では強気でいった部分もあるし、またそうした今までの流れも十分あったということで、また特にこの件については、市が何をやるかということで県と話し合った時に、私どもはその時に何とか漁協だけの同意は取ってくださいと。そうした中でこの工事を進めていった経緯があります。そうしたことで市の方としても、私たちが議会におったわけですが、そうした形をしながらこれは県の工事ということでそれ以上の介入をしなかった。それでもやはり議会としてもおかしんじゃないかということで議案に挙がってないことを職権的に、その当時議員さん全員大入島まで行ってお話を聞こうと、その前日までに石間地区の公民館に区長さん、ひとつそういう話をしたいんで公民館を貸してくれませんかと言った時に断られました。両方の話を議会で聞こうというときにもう頭から当時断られたんです。私どもも議会としては意見聴衆をしておりませんでしたので、とにかくじゃあそれならもういいと、石間公民館に私どもの行政が補助して造った公民館ですが、使用禁止ということがありましたので、あえて海夏館、いわゆる地区公民館の方に私の方が場所を変えまして石間の区民の方々に来てくださいますと。いわゆる当時の反対をされた方々は参加しませんということも言われましたが、議会とすれば両方の意見を聞きたかったんですけど、参加しないでももう話をじゃあしようということでお伺いした時に、その当日に急に参加をするようになりまして、そうした中でそれぞれの意見を伺いました。そうした経緯を踏みながら当時の議会としてもいらいんな中で最終的には決意も持って行ったわけですけど、こうした大入島問題、いらいんなボタンの掛け違いがあって非常にこうした経過になっているのは残念でありませんが、そうした事の中で私どももしゅんせつについてはしていかなければ14メートル護岸ができてそれが機能できないということもございます。そうしたことのしゅんせつ土の持って行き場、先ほど最初の答弁いたしましたように、こうした話は現在しておりませんので、県の方もどういう考えかというのを伺いたいということで答弁させたいと思います。

以上です。

議長（児玉忠義） 宮脇議員。

14番（宮脇保芳） 先ほど、市長から大入島架橋の問題も話に出ました。石間埋め立ての必要性というのも市長の方からお伺いしたんですけども、石間地区については重要港湾の必要性については認識しております反対派の住民もですね。しかし、なぜ石間なのかとそこに納得できないという部分があるわけですね。だからやはり石間地区に対して何か有利な方法、そういうものをやっぱり住民に対して特別という意味合いじゃあないんですけども、何か補償関係ですね、そういったものがあれば納得できるんじゃないかなというふうな気もしますし、あくまでもこれはお願いするしかないわけですから、説得にひとつ時間は要してもがんばっ

ていただきたいなあというふうに思っております。ただ、私は代替地の方がいいのかなというふうに思っております。この問題については特に慎重を期する問題ですから、あえてもうここで申し上げません。以上、私はこれで質問を終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、宮脇議員の一般質問を終わります。

次に16番、小野宗司君。

16番（小野宗司） 皆さんお疲れ様でございます。一般質問4日目に入りまして、聞き疲れもピークに達しているんじゃないかというふうに思います。これから少々皆さん耳を煩わせることとなりますが、御容赦をいただきたいというふうに思います。16番の小野でございます。今回私は、少子化対策と学校の適正規模、統廃合等についてということでお尋ねをいたしましたというふうに思います。佐伯市の人口ですけれども過去5年ごとに行われてる国勢調査を振り返ってみますと、5年ごとに4,000人という人口が減少をしております。これは旧町村で例えますと、鶴見町1町分の人口これが消失してることになっております。さらにこの人口減少に拍車が掛かっておりまして、直近の17年の国勢調査以降、18年、19年とこの2年間で2,000人を超す人口が減少しているわけでありまして、この人口減少非常に大きい問題をじゃっきしております。一つは順送りの制度と言われますいわゆる年金制度、これは現役世代の減少によりまして非常に制度の維持が困難になっておりますし、国民皆保険と言われる国民健康保険、これも少子高齢化現役世代の減少でその維持に困窮をしているところであります。加えて労働力の不足というものが今企業経営に危急にさらしております。企業が経営危機に至るというのはかつては、いわゆる資金難というのがその主な理由であったわけですが、今は労働力の不足がその危機をもたらしているということでありまして、その労働力を確保するためにさらなる女性の社会進出あるいは定年制の延長、そして外国人労働者の雇用ということで対応しようとしておりますが、女性のさらなる社会進出はもろ刃の剣でありまして、さらなる晩婚化・晩産化を生じるというふうに危くされておるわけでありまして、外国人労働者の雇用に至っては、かつて鎖国を経験した国境を接しない我が国にとってヨーロッパで起きた以上の社会問題がこれから出てくるのではないかとというふうに懸念をされているわけでありまして、さて、人口の減少というものは企業の経営危機ということを申し上げましたが、人口の減少は自治体、佐伯市にとってはその存続の危機に陥らせる危険性があるということでありまして、今、佐伯管内の行政区370あまりの1割弱が高齢化率50%を超えてるというふうに報告をされておりますが、この人口減少に何らかの歯止めを掛けなければ、気づけば佐伯市全体として高齢化率50%を超えるいわゆる限界自治体になる可能性が出てきているからであります。この限界自治体になりますと、医療費はさらにかさみ、税収入は更に落ち込むこととなります。これは財政運営を極めて困難なものにし、いわゆる佐伯市としての存続を非常に難しいものにするからであります。今西嶋市政は財政再建団体になること、これを回避するために事務的経費を削減し、その効果を上げておるところであります。財政再建団体は国の肝いりによりおおよそ7年、8年掛かって赤字体質を黒字体質に変えるものであります。再生というのが可能になってくるわけでありまして、この限界自治体問題の根本が人口にあります。その人口の分布、構図というものを今の逆三角形からピラミット形に変えるというには並大抵の時間では足りないということと考えれば、何としましてはも再生がかなわないということを考えれば、何としましてでも今この段階から人口減少に歯止めを掛ける手だてを講じなければならぬわけでありまして、さて、その少子化に至った原因であります。一つは女性

の社会進出が目覚ましいということで、女性自らのライフスタイルが変わり、結婚・育児に対する従来の価値観これが低下をしているということが一つ挙げられております。もう一つこれが重要なのですが、これは中央大学の山田先生という方が東京都内の在住の600人の若者に対して調査したことです。これが統計として出ております。その中で正規雇用につかれています方は5割結婚しておりますが、非正規雇用は1割にとどまっております。また未婚率で言いますと、年収400万円を超える方は35%にとどまるのに対して、年収200万円以下の方は85%と高ぶまっているということです。つまり生活が苦しいから結婚できない。所得格差そのものが未婚率の上昇につながっているということでもあります。このことを踏まえ、佐伯市として人口減少、特に人口減少の著しい振興局管内に何らかの手だてを打つ必要があるわけですが、先ほどの理由を要因を踏まえ、その振興局管内の人口減少を歯止めを打つためには取りあえず振興局に根づいている一次産業、農林水産業を活性化すること。このことが肝要になってくるかというように思っております。若者に一定収入を与えるような労働の場、雇用の場を確保することが絶対的に必要であるからであります。そのために行政として何をすべきか、それは取りあえず合併したから本庁一極集中になるのではなく、振興局により権限を特化し、より強化した権限を与える。つまり海に水産部、山に林業部、平野部・農村部に農業部を置く分庁制度にし、さらにそれぞれの部に事業部制をとり、権限を今より与えることにより必要があればそれぞれの部の職員は自ら県、あるいは国に出向き活性化に必要な情報を取ってまいります。このことが一次産業活性化する基礎的な環境をつくるというふうには思っておりますので、この考え方について執行部の御見解を賜りたいというふうに思います。この件については何度か質問させていただいております。今回は佐伯市の存亡に関わることでございますので、熟慮を重ねた答弁、これを期待をいたしたいというふうに思います。さて、結婚をできるような環境をつくることによって結婚をしてもらおう。これが一つ大事なことであります。少子化に歯止めを掛けるためには、さらに二つの施策、これが制度化されなければなりません。それは何か。結婚してもらった若者、つまり夫婦に2子、3子という子どもを持っていただくための施策を制度化しなければなりません。さらに人口の減少には拍車がかかっているというふうに冒頭説明いたしました。時間がありませんので、即効性のある施策でなければ現実には合わないこととなります。そこで3子目を持っていた御夫婦に対し、100万円のいわゆる出産祝金を支給する施策、これを是非とも早急に制度化していただきたいというふうに思っております。なぜ3子かと言いますと、ここに人口置換水準なる基準があります。これは合計特殊出生率、つまり一生涯に女性が子どもを持つ数のことを言いますが、2.07人以上持っていれば今の人口は維持されるというこの水準・基準であります。ちなみに佐伯市の合計特殊出生率ですが、04年から08年、1.66であったのが13年から17年には1.54、コンマ一、二%落ちております。新生児の数で比べますと少し年代が異なるわけですが、平成12年には657人あった新生児が平成19年には560人、この間100人少なくなっているわけでありまして。すなわち今の人口減少をなだらかにするためには、3人の子どもを持っていただくことが絶対的に必要になるわけでありまして。そのための100万円という、いわゆる結婚祝金の制度を早速、早急に制度化していただきたいというふうに思っております。ここで断りしておきますけれども、この人口減少というものは人口を増加してくれというふうに言っているわけではありません。これは国立社会保障人口研究所という機関がございまして、ここが報告していますように、今から50年後、合計特殊出生率

は1.55に回復するそうであります。この出生率が一番落ち込んだのが2005年で1.26です。このとき生まれた新生児の数は106万5,000人であります。これが55年後1.55に回復するわけですが、新生児の数が増えるかというそうではなく、67万5,000人に激減するわけです。これはなぜか少子化ゆえ、子を持つ女性の数の絶対数が減っているからであります。これを見て一部学者の中には滅びの美学とってもう人口増加という施策はないのだとあきらめたような風潮もありますが、それでは困る。それでは佐伯市が存続できないからであります。それゆえ、是非夫婦に3子目を持っていただく。その希望を与えるために是非この100万円という結婚祝金の制度というものを、この施策というものを制度化していただきたいというふうに考えておりますが、執行部の考えをお尋ねをいたします。さて、夫婦がなぜ2子・3子という子どもを持てないのか。それは理由があるわけです。一つは医療にお金が掛かる。あるいは福祉政策がまだ十分ではない。そして極めつけ、一番の理由は子どもの教育環境に質を求めている。換言すれば教育費にお金が掛かるから子どもが持てない。そうであれば行政として、その教育費の負担を軽減する施策を講じなければならないし、全体として質の高い教育環境をつくらなければなりません。そこで教育委員会にお尋ねをいたします。質の高い教育環境をつくるため何をすべきか。親が子どもに求める一番の能力というものは、長じて自らの口を自ら養う。つまり自立する能力を養うということが一番願っているわけであります。その自立する能力、教育委員会では生きる力というふうに称してありまして、昨年制定しました長期総合教育計画の中でこれをうたい込んでおります。そして生きる力、以下のように分類しております。生きる力とはすなわち、確かな学力と豊かな人間性と健康な体というふうに分類しております。しかし残念ながら、ここまでしか明記しておりません。この先が肝心なのです。そこで長期総合計画を一部変更していただきたい。つまりそれぞれの帰属先を特記していただきたい。すなわち、確かな学力は学校で、豊かな人間性は地域で、健康な体は家庭で主としてはぐくまれるということを明記していただきたいというふうに思うのであります。昨年末12月OECDによりますPISA調査国際学習到達度調査これが示され、日本の子どもは更に読解力、数学的・科学的・応用力の低下、これが著しいということが指摘されております。人的資源ゆえに今回、今日の経済成長をなした日本にとっていわゆる考える力の不足というものは国の衰退につながって大問題であります。この原因を一部ゆとり教育に求める声がありますが、単純にそのふうにはつながらない。私は先ほど言った三つの分類がすみ分けられない。これが最大の原因であるというふうに考えております。つまり本来、生きる力の中で一番重要な考える能力というものを、学校が生きる力を特化してはぐくませることができるのは、腰を落ち着けてこの生きる力、つまり考える力を子どもにはぐくませることができます。ところが今の学校の現状はどうかといいますと、豊かな人間性も健康な体もすべてのものが学校に求められている。その結果として、腰を落ち着けてその考える力をはぐくむような教育ができないというのが現状であります。その意味では、地域にあるいは家庭にあるいは保護者にこのすみ分けを自覚してもらい、それぞれが自覚をした上でさらなる具体的な連携を図っていくということが何よりも自立をする意味では大事なことなのであります。その意味で、このすみ分けを是非ともしていただかなければならないというふうに思っておりますが、教育委員会としてのお考えをお尋ねいたしたいというふうに思います。さて、先ほど新生児の数を具体的に申しました。学校現場に通う児童・生徒の数は、ではどうなっているのか言いますと。市内にあります34の小学校、今通っている児童は特別

支援学級も含めて3,999人、4,000人が通っております。これがそっくり入れ替わる6年後、つまり平成14年生まれから平成19年生まれの子どもたちが入れ替わるとこの数はどういうふうに推移をするかと言いますと、3,548人何と450人減少することになります。例えて言えば、弥生にあります上野・明治・切畑小学校に蒲江地区にあります河内小学校が加わった児童が一遍に減ることになるわけでありまして、ちなみに中学校はと言いますと、14校ある市内の中学校現在2,211人通っておりますが、そっくり入れ替わる9年後、これが1,833人に激減するわけでありまして、その差378人、これは何と城南中学校1校分の生徒が減少するというを示しているわけでありまして、この生徒の減少を理由に県教委は平成22年から26年に後期の高校再編計画というものをうたっております、この秋口にどうするか結論を出すと言っております。願わくば市民の皆様が切望する、要望することが具現化されることを真に私自身も願うところでありますが、ここで留意、注意しなければならないのは、県教委が高校再編計画をするというのは、生徒が減少しているからだというふうに今申しましたが、この26年以降、27年はまだ減るということを先ほどお示しをいたしました。つまりこの間、どのように結論を得たとしても必ず27年以降第3次の高校再編計画がくるということ。ここを意識していかなければなりません。そのときに憂いをみないために今することがあります。そしてそのする施策というのが実は子どもを減少するそれを阻止する。その施策にもそのままつながってきます。それは人口減で生徒が減少することは致し方のないことですが、二次的な要因で減少させないこと。つまり今年度から全県一区になっておりますが、有能な人材を佐伯市地区以外の高校に流出させないような施策を緊急に講じる必要があるわけでありまして。そのためには何をすべきか、何が理由で佐伯地区以外の高校に進路先を求めているかということ徹底的に精査・調査・分析をしていただかなければなりません。その結果、学習環境これにより佐伯地区以外の高校に通っているんだということが判明した場合、望ましい学習環境を佐伯市自らの手でこの佐伯市内に構築する必要があるわけでありまして。これが何回も申し上げております大手予備校が行っております衛星回線を利用した通信教育、いわゆるサテラインと言っておりますが、これでありまして。これを早急に佐伯地区に構築してもらう必要があるというふうに思っております。昨年度大分県には進学指導重点8校というものがありません。佐伯市内の進学校、鶴城高校ですがこれもその中の1校でありまして、総じて前年よりも国公立の合格者これを増やしております。鶴城はその中でも取り分けて前年度6年度より、昨年度は21人国公立の合格者を増やしております。これはその8校の連携もそう。あるいは土・日の特別講義もそうで、それぞれ努力した結果が実っているわけでありまして、27年度以降に憂いを見ないためにはこの鶴城高校の進学実績というものをさらに積み重ねていく必要があるわけでありまして。もちろん個々の高校はそれぞれ独特の努力をしていただかなければならないのは何者の言を待たないところでありますが、特に進学校としての実績を積み重ねることによって、佐伯市が将来1校になることを大きな声で拒絶することが可能になってきます。つまり総合高校化することにはならないわけでありまして。そのために進学実績を上げなければならない。また一方で、進学実績を上げるということは、18年間落ち着いてその佐伯というこの環境の中で子どもたちをはぐくむことができるということを物語っております。つまり佐伯市にいながらこの教育環境の中で、例えば難関大学に合格できるということが例えば親、あるいは子どもに自覚したときに初めて腰を押しつけられますし、親から見れば高い、いわゆる教育費を負担して、例えば大分とかそれ以外の所に行く必要もない。

そうならば落ち着いてもう1人子どもを産めるのではないかという。そんないわゆる心の余裕が出てくると。そのためにもこの二つの環境というものは整備していただかなければならないというふうに考えておりますが、教育委員会としてどのようにお考えになれるか、お答えを聞きたいというふうに思います。さて、県教委が高校再編計画を打ち出しているのが生徒の減少が原因だというふうに申しました。佐伯市においても先ほど申しましたように、小学生は激減をいたします。当然、佐伯市においても小学校の統廃合という、その理由で言えば再編計画ということにつながってくるわけであります。この議会にも提案が上程されております議案によりますと、平成20年から平成29年の10年間の基本方針というものを佐伯市が示しておりますが、その中に学校の適正規模がうたわれております。その中で、児童の適正な教育環境を担保するためには統廃合しなければならないということで、実は昨年从小規模校の多い蒲江地区に住民説明会としてこの学校の統廃合について説明をしております。そこで教育委員会にお尋ねをするわけですが、適正規模とは一体いかがな、どんなものなのか。つまり何で統廃合をしなければならないのか、その理由をお伺いしなければなりません。どのような理由で蒲江地区の説明をしていたのか。統廃合する理由をお聞きいたしたいというふうに思います。おおよそ適正規模というものを考えるときに視点が三つあります。それは児童を集団行動からの視点、もう一つは教育活動からの視点、もう一つは学校運営、教員配置からの視点、これがあるわけです。つまり生徒がそれぞれを尊重するためには学級、つまりクラス替えができるぐらいの規模が必要だということが言われておりますし、小規模の学校、特に複式学級を指しているというふうに思いますが、ではあらゆるものが固定化をされ、生徒が切磋琢磨し向上するような環境に欠けるといふように言われております。また行政側が統廃合を進めるためには後ろ盾があります。それは何かと申しますと、学校教育法施行規則の17条、この中に小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするという規定があるわけです。この規定を後ろ盾にして統廃合を迫っているというふうには思いませんが、いかなる理由で地区にその統廃合を求めているのか、この理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。さて、統廃合することによって失われるものがあります。例えば先ほど蒲江地区に昨年説明に入っているというお話をいたしましたけども、蒲江地区南北に85キロという海岸線を持ち、その浦々に小学校が存在をいたします。そしてその小学校の一番年中行事の中で最大の行事の運動会ですが、これは小学校の運動会に地区が総出で参加する。いわゆる地区参加型の運動会になっております。その運動会に地区が参加することによって地区民は小学校の情報を知り、児童の情報を知り、あるいは児童は地区の情報を知り、そのことによっていわゆる健全性がはぐくまれ、あるいは子どもの安全が担保されるという機能を実は持っておるわけでありますが、統合によって一気にこの機能が失われようとしております。そうであれば、統合を説明するとき、地区に説明をするときに、その失われた機能をどう回復するという手だてを同時に地区の方に説明されようとしておられるのか、つまり閉校・廃校になった校舎をどのように利活用するのかということが、併せて地区に説明されなければ当然納得し得るものではありません。その点、お尋ねをいたしたいというふうに思います。1回目質問の終わりになりますけども、どうも市長、市長の市政運営を見てみますと、例えばまちづくり、この根幹というのは人づくり、あるいはその根幹に教育があるというこのいとも簡単な方程式というものがイコールでつながっていないような気が私は以前からもっております。つまりそれぞれが分断をされてるというふうに私は思っております。通常であれば

教育と言えば、ああまちづくりである。人づくりであり、あるいは人づくりああそれは教育だなあというふうにつながるわけですが、それがつながっていない。したがって、まちづくりといっても教育にはつながらない。まちづくりといっても人づくりにはつながらない。そのような行政運営をなさっているような気がしてならないわけであります。それを間接的に証明することがあります。それは取りあえず合併をしたから本庁に一極集中しなければならぬということで、振興局の職員を本庁にいわゆる異動させております。その結果、何が起きているか。振興局から本庁にいわゆる異動する。都合によりその居住を例えば旧佐伯市に移し替えるとなります。その移し替えた職員に児童・生徒がおりますと、そのことによる転校を余儀なくされるわけであります。地区に統廃合の説明もまだ十分になされてない中、小規模校がさらに小規模校にそれによりなるわけであります。つまりそれは行政が本庁一極集中に片寄るあまり、意識をしてない。これが大問題であるわけですが、その結果として、学校はさらに小規模になり、あるいは統廃合の対象になる。そのような結果になっているということ。この点についてどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。もちろんこれは考えなく、とんじゃくなくやっておられるというふうに思うから私は大問題だというふうに思っておるわけですから、これに考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。今回、私の質問は佐伯市の存続に関わるという視点でお尋ねをしておりますので、熟慮を重ねた答弁を期待をいたします。1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 小野宗司議員の少子化対策及び学校の適正規模、統廃合等についてという質問で、大きくはいろんな中で市長また教育長、いろんな形の中の答弁を伺っているようです。最初に私の方で一応用意させた答弁をまず答えさせていただきたいと思います。本市は農林水産すべての分野において優れた地域資源に恵まれていることから、振興局管内における一次産業を活性化させ、若者の雇用の場を創出することが非常に重要なことだと考えております。そのためにも、振興局の機能を特化させ充実させるべきだとの御指摘ですが、昨年9月でも答弁いたしましたように、新市として全体の視点に立った農林水産の事業展開をしていくため職員、特に専門家を分散する分庁方式よりも1か所で市全体の状況が把握でき、常にワンフロアで協議ができる体制の方がより望ましいと考えております。御案内のとおり、本市は行財政改革プランに基づく人員削減を積極的に進めております。最小の人員で最大の効果を出すためにスリムで機能的な組織の構築を目指し、着々とそうした効果及び実績を上げていくところです。今後の職員体制につきましては、以上の点を踏まえながら同時に各地域の振興を常に念頭におき、検討を重ねていきたいと考えております。また、議員が現在非常に人口が減るという論点を盛んに言われておりますが、私どもの記憶によりますれば、昭和の時には佐伯市が昔は5万人、旧南郡が6万5,000人でありました。合併以前におきました時に、旧佐伯が約5万人、旧郡部が3万5,000という形で旧郡部が3万人の減少があり、その地域で各8町村がそれぞれ施策を講じてきて、またそうした形の中での町村としての動きを大いにやられたと思っております。そうした中に合併になって、またそうした中で含みながら私どもも全体として行政がスリムになり、そうした効果を今度市民の皆さんへ分ける必要があるのではないかと。そのためにも行財政改革を最優先しながら、そうした本庁方式をとらせておるといふ具合に私は確信を持っております。確かに、私どもが本庁化にすることによって小学校の統廃合に間接的についでという形での御質問ですが、職員が本庁に来ることに

については小学校の生徒が減ってるということも隠せない事実だと思っております。だけどそれ以上に少子化による影響というのは、これは佐伯市だけでなく全部に始まったことで、特に高齢化率が高くなったのは、先ほど言った合併前からそういう状況もあり、それをどう特化して限界集落と言われておりますが、そうした集落の対応策も考えていかなければならないと。また教育についてもさまざまな問題が発生してるということも自覚しております。教育については教育長に答弁させていただきたいと思っておりますので、私の方もそうした中で、こうした産業構造が大きく変わってきておる。佐伯市の全体が少子化対策に取り組まなければいけない。また高齢化対策等についても対策を講じていかなければならないと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは私の方から、小野議員の3子目の出産に対して100万円を贈る制度を整えたらどうかという御質問にお答えさせていただきます。出産祝金制度につきましては、昨年の6月議会で戸山議員、それから9月議会で吉良議員から御質問をいただいた経過がございます。合併前は旧8か町村でこの出産祝金制度については実施をされておりました。合併協議におきまして、合併初年度は実施を見合わせるということと、翌年度以降の存廃を認めて検討するという結果になってございます。平成16年度までは大分県のすこやか赤ちゃん事業ということで、この祝い金に対する助成、それから過疎地域以外につきましてはアルバムを贈っていたと思いますが、この祝い金の支給が出生率の上昇に直接結びついていないという大分県の調査の結果で出まして、大分県は17年度からこの補助金を廃止をいたしております。このことを踏まえまして、佐伯市としましても検討いたしました結果、一時的な助成よりも長期にわたる子育てに関する支援を行うことがより少子化対策にもつながるのではないかという考えから、佐伯市といたしましては、今後においても長期的な子育て支援の拡大に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 小野議員の教育に関しての方面を回答したいと思います。佐伯市長期総合教育計画の策定にあたりましては、現状と課題を検証し、基本的な方向性を明確にするとともに今後の具体的な施策や取組について現実的で実施可能な目標指標を定め、市民に分かりやすいものとなるように努めて作成してまいりました。この長期総合教育計画の中では、少子化への対応も含め、喫緊の課題に対する施策や取組を提示しております。現在、この計画に沿って学力向上対策や小中一貫教育を始めとする特色ある学校づくり、教育効果を高めるための学校規模の適正化や適正配置の推進と、教育内容の充実や教育環境の整備に取り組んでいるところであります。新たな課題の解決のために、今年度から市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会を立ち上げましたので、議員御指摘の質の高い教育環境の構築ができるよう努力してまいりたいと考えております。小学校の統廃合推進の最大の理由は、一定規模の学習集団による教育効果を確保するというところであります。御案内のように、佐伯市の小・中学校は小学校33校、中学校14校の計47校であります。この数は大分市に次ぐ数であり、とりわけ小学校においては複式学級を持つ小規模校・極小規模校が全体の39%となっております。また今年5月1日現在の児童数は3,999人で、先に策定した長期総合教育計画の検討を始めた平成18年5月時点の4,200人と比べ、2年間で約200人減少しておりますのが実態であります。今後も毎年100人程度の児童数が減少することが見込まれております。このようなこ

とから、統廃合を含めた学校の適正規模の確保や適正配置が近々の課題となっているところであります。統廃合推進に伴う当該地域の問題点としては、一つは通学距離が長くなることによる児童の通学路の安全確保の問題、もう一つは学校と地域とのつながりが希薄になり、周辺部から都市部へと人口が集中し、周辺部の過疎化に伴う地域の活力低下が懸念されています。このことに対しましては、地域の実態に即したスクールバスの運行、義務教育9年間を見通した小・中一貫教育制度の導入など、小・中学校間や学校と地域間の連携を強化し、子どもを持つファミリー層の住民が安心して居住できる教育環境を提供することが大切であると考えております。先に申し上げましたように、毎年100人程度の児童数が減少していけば、子どもの社会性が育ちにくかったり、1人の子どものかかる費用の保護者負担が大きくなったりと、統廃合による不利益よりも学校の小規模校化が教育に与える不利益の方が増大することが心配されます。一定規模の学習集団の確保のための施策でありますことに重ねて御理解と御協力をお願いをすることであります。佐伯市以外の高校への進学状況については、本年3月の佐伯市の中学校卒業生の進路状況を見ますと、全高校進学者の約10%であります。この市外への高校進学率は昨年は約16%、一昨年は約17%であり、むしろ減少しているというのが現状であります。このことは中学校卒業生の絶対数が減少する中で、佐伯市内の高校を選択している生徒の割合が増加していることを意味しており、市内四つの高等学校が推進するそれぞれの特色を生かした魅力ある学校づくりが中学生を始め、市民に対し認知されてきていると考えております。また、佐伯市が推進する小・中学校におけるキャリア教育の充実もその背景にあると考えております。義務教育9年間を見通した勤労観・職業観の育成、自分の生き方と進路選択を照らし合わせた教育活動の推進、小・中学校における学力向上方策等が徐々に効果を表わしつつあるものと分析しているところであります。議員御指摘の18歳までは、佐伯市で過ごせる教育環境の整備という視点も大事なことと認識しております。教育委員会といたしましても、15歳までの義務教育9年間を見通して、自己決定・自己責任の意識と行動力を持った児童・生徒を育てたいという願いから、進路指導研究協議会の活動が更に充実することを含め、キャリア教育推進事業をさらに充実推進するように努力してまいりたいと考えております。以上であります。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） 再質問を行います。冒頭申しておきますが、今回教育委員会の質問が多ございます。御心痛の教育長に質問するというのは私自身も非常に気を使うところでありますが、通告をしておりますので、御容赦をいただきたいというふうに思います。さて、今の統廃合の件から教育長再質問いたします。小規模校というものは子どもの学習環境に適していないというようなお答えだったように思いますが、それは一般論、机上の論理であって検証されたって言われておられるのでしょうか。実は佐伯管内に、これは誤っていれば訂正してください。13校の複式があり、その中に6校が蒲江に集中しております。したがって小規模校の解消ということで蒲江が統廃合の対象になるというのは理屈としては分かるわけであります。ではなぜ小規模校とに複式学級というものが生徒の教育環境として好ましくないのか。これを論理づける実際に検証して地域の住民に納得してもらうためには、実際に複式学級で育って今社会に出られて活躍されている皆さんに、本当に複式学級は不利益だったのかどうかということを確認する必要があるわけです。その調査を踏まえて、ああそれぞれの方がやっぱり複式学級は問題があったなあということで初めて小規模校には問題があるということが検

証されるわけで、それがなく小規模校は悪いというのであれば、それは片手落ち、机上の論議になりますが、この点いかがでしょうか。また、統廃合を進める上であるいは地区に御理解をいただく上でやっていただかなければならないことが多々あります。その中の一つが21年から施行すると言っておりますいわゆる通学費の助成制度、この基本方針でありますけども、佐伯市は取りあえず合併してこの足並みを揃えるということで基本方針を示しました。それによりますと、児童で3キロ以上、生徒で6キロ以上通学距離がある。これは交通公共機関を使えば全額市が負担するという基本方針であります。統廃合というものが視野に置かれていない。これが視野に置かれているのであれば、この基本方針の中にただし書きで、ただし学校の統廃合により転校を余儀なくされる児童・生徒にあっては全額を基本的に市が補助するということがうたわれてなければなりません。そこでただし書きのただし書きの中で、ただし個々の場合において学校PTAあるいは保護者で協議をする場合もあり得るということがうたわれてなければなりません。つまりこの点が抜けていてどうして統廃合により不利益が講じる地区が、あるいは保護者が簡単にこの統廃合に応じるのか。そのところを考えていただかなければならない。一番統廃合で欠けてる点が教育長あります。それは何か、それは今の子どもたちの身体的、生理的な発育というのが6・3制に合っていないということなのです。今身体的な特徴で言いますと、小学校の6年から中学校1年、男子児童の場合一番背が伸びます。あるいは小学校6年生までの女子のきちょう率、これは初潮をみる時期ですが、これは50%以上超えておりますし、自尊心の低下も小学校5年から始まるということデータで示されているわけでありまして。こういった大変な時期に小学校から中学校に変わるという大きな環境の変化が出てまいります。そこですんなり移動ができない子どもたちは、例えば引きこもりであるとか不登校である。非常に大きな問題、これの原因をここでつくっているわけでありまして。これを解消するためには、中1ギャップを解消するためには、この移行をスムーズなものにしてやる必要がどうしてもある。そのためには中学校と小学校の連携教育を深める必要があるわけですね。ところが連携教育を深めるという意味では、地理的な条件というのがこれが絶対的に必要になってくる。つまり蒲江のように南北に何十キロもある。そこに点在しているような小学校がある場合、連携教育をやろうにも地理的条件でできないということになります。したがって統合して1か所に集めることが必要なのです。そのことによって初めて中学校との連携教育が可能になってくる。そのための統合であるという視点が欠けているわけです。そのために何をなすべきか、4・3・2制にするという論議もありますが、これは改めて教育特区を申請しなければなりません。今これをそれより連携教育ですばらしい施策というのが実は佐伯はもう取り入れられております。それは何か、小中一貫校であります。これであれば新たに特区申請しなくていい。追加申請でたりるわけです。これにより先ほど言ったさまざまな問題が解消されることとなります。つまりこの視点がなければ地区に統合問題としてもなかなか理解をいただけるものではないという。この一番重要な視点が抜けてるといえるのはどういうことでしょうか。お尋ねをいたしたいというふうに思います。さらに手当をしていただかなければならないことがある。それは何か、地区に下るす前に解決をしていただかなければならないことがあるんです。それは学校運営と教諭の定員、定数ということでありまして。蒲江町を統合する、蒲江のある学校を統合すると358人の学校ができます。これは佐伯小学校とほぼ同等の規模です。でありますと14学級の学校ができます。14学級でいくと定員、教員の数は何人かと言いますと、県が定める教員定数は配当

基準この表に従いますと、6学級で8人、10学級で13人、20学級で24人、30学級で35人ということが示されております。したがって14学級でいくと17人の教員というのが定数として配当されることとなります。現行今蒲江地区は41学級であります。ここで解決していただかなければならない。子どもは正規の教員から授業を受けられるという大変なメリットがありますが、一方で学習担任という使命を与えられております臨時講師、この方々をつまみこの方々に何とかといいますか、仕事の場これを失わせる結果につながりかねないということでもあります。つまりこの部分が処理されなければ移行できないということでもあります。それは雇用の場を失うことになるということでもありますから、ここの部分が地区に下ろす前に解決できるのかどうか。非常に重要な問題を含んでいるわけでもあります。さらにそれらをすべて解決した上で行政としての都合、これが出てくるわけです。つまりいずれ統合するのであれば学校施設というものを作り変えなければならない。その時に市が単費で全額を負担するのではなく、65.6%の措置率のある合併特例債を使いたい。そのためには平成25年、26年までに事業を着手しなければならないという行政の事情が出てきます。そうであれば、平成26年までにさっき言ったすべての資料をそろえ、地区の方々に懇切・丁寧に説明をして了解をもらう準備がされなければならない。つまり時間が限られているわけでもあります。これだけの準備がいるにもかかわらず、先ほど言った理由で昨年から蒲江地区にこの統廃合の説明会をした。あまりにも私はばかにした話だというように思っております。この点いかがでしょう。さて、先ほど出産祝金の話をいたしました。なぜ効果が出て来ないか。それは金額が足りないからであります。先ほど私が言った100万円、根拠がありません。これが150万円、200万円ならもっと産むためのモチベーションがかかるんです。ただしこれは市の財政というものがありますので、100万円あれば勇気を持って産めるのではないかというふうに思って100万円というふうに出しました。産んでいただけるのなら50万円でも結構なんです。ただし100万円もらって出産をしてすぐ転出されたら困りますんで、義務教育が修了するまでは転出できないという一定の条件を付すことになるでしょうし、15年から20年の長期計画を立てる必要がある。なぜか、それはこの制度によって産まれた子どもたちが生産年齢人口15歳、あるいは成人したときに、この佐伯地区で貴重な人材として雇用できる場をその間に確保するということが条件になってきてるわけです。したがって県が先ほど効果がないと言われたのはどのような理由に基づかれたのか、そこら辺は検証されているのでしょうか。また金額によってモチベーションがかかるということ、これは私は効果があるというふうに思っておりますが、そこをもちろん、人口減少に歯止めをかけることは佐伯市としてはさして問題がないというのであればそれで結構であります。それは将来かならず行政運営で支障を来すというふうに私は一応提言をいたしておきますが、御意見があればお尋ねをいたします。さて、もう一度こちら、サテラインですが教育長、当てずっぽでこれを言ってるわけじゃあ決してないんですね。なぜか、先ほど県下の進学指導重点8校が成績を上げている話を差し上げました。これの一つの要因として実は2005年から県内の高等学校の先生方、県教委が進学指導校に授業研修に出しているんです。この結果も相当影響しているというふうに聞いております。ここら辺の検証はなされているのでしょうか。そしてこれが事実であればサテラインの導入というのはあながち私独り合点で言ってるようなことではないということ。前回の質問で初期投資に2,000万掛かるから今の佐伯市の財政では無理だというお話をいたしました。答弁として聞きました。初期投資は2,000万掛かる。しかし2回目からそんなに掛る話ではありま

せんし、先ほど言った検証でこの効果があるとすれば速やかにこれはやっていただく必要がある。空いている公の施設の有効利用にもつながるわけでありませう。何よりも家計の負担というのは軽減されるということにつながれば、私はこれは人口減少に歯止めを掛ける一つの施策になるというふうに考えておりますが、ここについていかがお考えでしょうか。さて市長、先ほど人口置換水準という基準を言いました。合計特殊出生率2.07人であれば今の人口が維持をされると、これを画期的に改善させた国があります。フランスです。フランスは1995年に実は1.65まで下がりました。そこであらゆる施策を講じた結果、2006年にはこれが2.01人に改善されたわけです。その施策というのは、例えば女性の保育とあるいは育児と両立をする保育ママ制度と言ってますが、これを取り入れた。あるいは子どもさんほど税金を少なくするN分N乗税制と言ってますがこれを取り入れる。あるいは先進国の中でも希有な例ですけども、20歳まで子育て支援、これの育児支援をしているというこのような制度もしておりますし、例えば公共交通機関に乗る場合には家族割引こういった制度もしております。これを見習って実は日本でもですね、来年の通常国会にこの改正案が提出されるといっております。この改正案というのは何かと言いますと、育児改良休業法、これの一部を改正するそうです。そしてその内容は女性に短時間労働、あるいは残業を免除する。いずれかを選択する選択制度を与える。あるいは今は子育て支援は小学校就学前ですけどもこれを小学校3年までに延長する。あるいは出産後8週間いわゆる父親にも育児休暇を取ることが内容として含まれた改正案が提出されている。これはまたフランスに見習った制度だというふうに思っております。しかしフランスが画期的にこの特殊出生率を上げたにはほかに原因があるんです。それは何か、婚外子に嫡出子と同じいわゆる支援策というものを与えるような法整備をした。その結果として出生率が上がったわけです。ところが日本の場合はその婚外子、被嫡出子と呼んでますが、これは忌避される傾向がありました国民的に国民感情としてなかなかこれは受け入れがたい。であれば人口減少に歯止めを掛けこの出生率を上げるためには何があるかということ、もはや私は3子目を持つ勇気を与えるための私は結婚祝金、出産祝金これが一番効果があるというふうに思っております。100万円あれば勇気を持って3人目を産んでいただけるのではないのでしょうか。もちろんさっき言ったように、産んですぐ転出されたら困りますので、一定の条件というものを付すること。これは当たり前のことではありますが、そうしなければ限界自治体というものをどのように市長がお考えになられていらっしゃるかわかりませんが、医療費は今より高くなるのは当然のことです。そして高齢化するわけですから税収が今より格段になくなる。つまり財政運用ができないことに、自治体としての今の形は存続できないというふうな限界自治体の最大の問題点です。それを解消するためには、生産年齢人口つまり若者を増やすしかない。人口減少をどうかするしか手当としてないわけです。そこを将来その不安を払拭するためあるいは将来その不安が想定されるのであれば、今ここで具体的にその対策というものが講じられなければ、私が言うのではなくて市長の方からその対策があつてしかるべきなんです。それが先を見つめた行政だというふうに思っております。この点非常でないのが非常に残念でありますし、当然将来先々行政運営に不安を今感じておりますが、この点ございましたら御答弁をお願いいたします。なければ結構です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど小野議員の答弁しましたが、再質問でなければということですけど、

私の方はですね、さっきフランスの話をしたと思いますが、フランスの場合は食料自給率が御存じのとおり139%と、日本は御存じのとおり39%、なぜそこまで違うかというやはりこれは国策だと思っんです。私どもが今一次産業に対して日本そのものが余りにも一次産業に対する政治能力が私は少ないんじゃないかと思っってます。そうした一次産業がしっかりしてる国というのは、そうした対策は私は十分できてるし、また女性に対する法整備というのは、議員も御存じのとおりフランスを始め北欧諸国非常に女性に対する措置というのをやっております。そのようなことに対して育児に対する女性の負担を少なくする。現在医者不足、医者の不足が言われております。特に女医の不足、ほとんどの方をいろいろ調査したときに、昼間は出れるけど夜間は出れない。そうした方々がお医者さんを辞めてるというのも一つの流れだと聞いております。そうした中で小児科、また産婦人科を多く持っている女医の方がおるといっことです。そのような形で女性に対する法整備、これが地方でではどうするかといってもなかなか地方の場合はその対策というのはこれという効果がでるのは非常に少ないと思っってます。やはり国における整備が必要であるし、そうした中での出生率等も私は上がってくると思っってます。私ども非常に広い範囲、冒頭に申し上げましたように、旧佐伯市昔は今の佐伯市になりますと約11万5,000人の人口が8万人を割るといっのはやはりこの一次産業とか産業構造の変化とかいっのに当市が追いついていかなかった部分がありますが、これは当市だけじゃなくって一次産業については私はある意味では、そうした施策が非常に厳しかったと。これは私ども地方自治体がやる範囲といっても限られてますが、そうした政策は過去の9町村でもやってきたと思っってます。今後ともこうした一次産業に対する思いを国、またいるんな中で皆さんにも御理解を賜りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 質問の数が多かったのですべて答えられるかどうか分かりませんが。まず最初に、統合にかかわってのお話がありました。佐伯市、議員が御指摘のように12学級から18学級が標準という規定の中でありますが、長期総合教育計画では、佐伯市の地域を考えたときに複式によらない程度の規模という条件で、それを標準規模としようという形で統廃合を考えております。したがって、人数が少ないから教育効果が即上がらないんだといっことではありません。確かに議員御指摘のように複式で学習をしてきた子どもについても学力を十分備えて卒業された子どもさんもおられるといっこともあります。しかし、全体的に考えたときに、子どもたちは集団の中で育つ、学校は小さな社会である。その中で育っていくときに人数が少ないことがどうなのか。具体的に議員が指摘されてるように調査をしたかといっことでありますが、現実には調査はしてありませんが、それぞれ教育関係者が調査した形の中での検証された文献を見た中で、少人数であったときのメリット・デメリットといっことの中で私どもは統廃合を進めているわけでありません。したがって、全体的にいわれる12学級から18学級が望ましいといっ状況でいきますと、佐伯市の小学校でいきますと多分5校ぐらいか精一杯入れて5校ぐらいが対象する学校はございません。しかしそういうようなことは考えてはありません。それから通学費の助成制度につきましては、確かに議員が御指摘されることも考えられますが、この広い地域でそれぞれ地域の実態にさまざまな条件があっただ中で決めてきた中を統合された佐伯市で考えたときに、ある程度の基準とした線を出さなければならぬといっことがありましたので、議員の皆様方に3月に御提示された形で実施を

していきたいというふうに考えております。それから趣旨として小中一貫校が望ましいのではないかとありますが、議員御指摘のように地域性というのがあります。この小中一貫校というのはやっぱり隣接してなければいけない。または小学校と中学校が同一校舎になればならないという不便な部分もあります。したがって、今現状で4地域を指定しておりますが、それは隣接しているか同一校舎で学習しているかということでもあります。議員御指摘のように、中1ギャップという形で非常に私自身も学校現場で非常にこの問題が大きいなあとということをつくづく考えておりましたので、教育委員会に勤めさせていただく中で、この解消をということで佐伯市では小中一貫を4・3・2制という形で小学校1年生から4年生、小学校5年生から中学1年生、中学2年生・3年生という形の区切りをして実施をしているわけでありまして。全部がそういう形になれるかどうかということがなかなか難しいと思います。蒲江でも議員が御指摘してるのは蒲江の地区だろうというふうに想定はできますが、蒲江の地域で実際に小中一貫を実施するという事になると現在分校を含めて10校あるものを1校に一気にしなさいという問題でありますので、今の段階では地域にそれだけ理解をしていただけるかどうかというのが課題としてありましたので、実際今現状として提示させていただいてるのは3校1分校という形で提示をさせていただいております。それからサテライトの教育であります。前回にも議員にお答えいたしましたように、現状ではインターネットという情報を活用した学習の仕方もあるというふうに私どもの調査では考えております。したがって、そういう形をとっていただければというふうに思っておりますし、教育委員会としては現状の佐伯市の教育委員会としては、15歳までが基本的にはいわゆる守備範囲ということになっておりますが、議員御指摘のように18歳までが佐伯で教育を受けることが大切だということは十分私どもも理解をしておりますし、そうさせたいという願いで義務教育9年間ということの充実に力を注いでいる状況でありますので、御理解をお願いしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） 時間がなくなってしまうので、私の方から十分に説明できないかもしれませんが、お許しいただきと思いますが、議員が御指摘のとおり全国的に9割の方が結婚を望んでいると、それから子どもは平均2人以上の子どもが欲しいという願望があるようでございますが、結婚の壁といいますか、そういったものが女性の社会進出で出ているようでございます。ただ佐伯市といたしましては、先ほど私が長期的な子育ての支援ということで御答弁申し上げましたが、既に実施をいたしております保育支援事業、これは保育料の3歳未満を無料にするとかですね、他子軽減、これは幼稚園まで第1子を上げたりとか、それから完全給食もこの5月1日には実施をいたしております。それから国の制度では児童手当を12歳まで上げるとかですね、それから乳幼児医療につきましては今年度から就学前まで自己負担を拡大しております。それから在宅の子育て支援につきましても新たにできました保育所に子どもと親子の交流の場を作りまして、そういうところの交流事業もやっております。不妊治療につきましても1年に10万、5年間の不妊治療もいたしております。それから18年度からはブックスタート事業ということで乳児検診時に読み聞かせをしながら本を与えると。それから妊婦の健康診断につきましても2回まで無料だったのを5回までと。そういう、こういったいろんな制度をですね一時金に変わる制度として長期に市は取り組んでいきたいと。先ほどフランスの例も出しましたが、保育ママ制度も日本の国内にはあるようで

ございますが、まだこれにきましては佐伯市は導入いたしておりません。ただ、議員御指摘のようにですね、そういう一時金、金額的なものもございますが、財政の中でですね私どもはやっておりますので、そういう状況の中で今年度子育て支援構造計画の見直しをいたしますので、これにつきましては保護者の方、それからまた未婚の方、そういった方にアンケート調査をいたしまして結果を十分にみたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、小野議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時00分から会議を開きます。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に11番、矢野精幸君。

11番（矢野精幸） 11番議員、矢野精幸でございます。先日、22日の午後1時30分過ぎにおきました、大手前商店街の火災につきましては、多くの市民の皆様大変御心配をお掛けいたしました。また被災者に対しましては、多くの皆様より心温まるお見舞いをちょうだいいたしました。地元消防鶴谷班の関係区長としまして、心より厚く御礼を申し上げます。また、消火に当たりましては、いろいろと批判もあるようですが、市関係当局も原因究明を早急に、今後の防災消火活動に役立ててほしいと思っております。今回における消防署、消防団員の皆様の必死の消火活動、特に地元とはいえ鶴谷班城南分団の皆さん、また地元消防団のOBの方々も消火に当たられました。鎮火後も昼夜にわたり翌朝まで現場の監視をされました。改めて消防団の存在意義、重要性を痛感いたしました次第であります。本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。被災された方々には大変お気の毒ですが、市行政の特別な計らいのもと、一日も早い復興を願っております。

それでは質問に入りたいと思えます。今回は大きく分けまして3点させていただきたいと思えます。その1点目は、当市における人口の減少の抑制策についてであります。先ほど小野宗司議員が質問されましたので、若干ダブる点もあろうかと思えますが、よろしく願いいたします。平成17年に日本は人口減少時代に入りました。佐伯市の人口の減少も明らかに急速に進んでおります。このままの状態が続くならば、当市の将来は多岐にわたり大変な事態が想像されます。当市合併直前における過去10年間の出生率と総人口の推移についてお尋ねをいたします。また、平成17年3月、新市誕生後の今後10年間の予想される人口の推移について併せてお伺いをいたします。日本の出生率は平成17年1.32、平成18年1.34と深刻な低下が続いております。2.1以上ないと日本の人口は段々と減るわけですが、原因は多岐にわたると思えますが、関連した問題とした中で深刻なのは結婚の晩婚化と未婚率がこのところ急速に高まっていることが大きな要因だと思われまます。国勢調査を元にした人口統計資料によると2005年で男性の25から29歳の71.4%、30歳から34歳の47.1%、50歳時の未婚率、これは生涯未婚率と呼ばれますが15.4%に上がります。女性は25から29歳の未婚率が59%、30歳から34歳が32%、50歳での生涯未婚率が6.8%となっております。そこで当市においての過去10年間の年度別婚姻件数について、また現時点での男女別・年齢別の未婚者数が分かれば教えてください。人口減少と少子高齢化社会がもたらす影響については、需要と供給、消

費と生産を減少させ生産の減少は地域事業所の縮小や撤退、産婦人科や小児科医等の地域医療サービスの低下、商店街の衰退やスーパー等の商業施設の閉鎖、空き家、空き店舗等の増加による犯罪の誘発が懸念され、市民生活を営む上で必要なサービスまでもが低下します。また税収は不足し、就業率の低下は財政を圧迫し高齢化による影響は休耕地、いわゆる耕作放棄地の増加や伝統文化の衰退、地域防災力の弱体化等を招き、魅力のない、活力のない地域へと傾斜していき、これらが重なると人口流出を加速させるという悪循環をたどることになります。このような状況の中ではやはり佐伯市全体としての生産性を高める努力を忘れてはなりません。人口流出が加速すれば元に戻すことは不可能に近いことでもあります。問題解決策の一つとして、就業率を高めること、出生率を高めることの2点が特に重要だと言われております。働きたいのに働く場所がない。長時間働きたいのに時間制限される等を解消し、働く意欲のある高齢者の働く場所を確保し、生産年齢人口の比率を上げるための環境づくりが必要になります。そこで人口流出を防ぎ、魅力ある佐伯市を維持するためには、企業誘致が避けてはおれない問題であります。当市ではどのような誘致活動をしているのか、御説明をお願いいたします。先日の大分合同新聞で大分県を含む22の地方自治体で企業立地促進法に基づき108の基本計画が国から承認を受けている記事を見ました。66業種の製造業がこの法律の適用を受け、国の承認を受けると設備投資の減税や地方税の減免、その他の有利な条件下で企業進出あるいは高度化を図れることになっております。佐伯市において企業立地促進法に基づき、企業誘致や企業の高度化を推進した経緯、あるいはこれから活用する予定はありませんか。お尋ねをいたします。

次に、大きく分けましての2点目であります。農林水産物の地産地消についてであります。日本の食料自給率は今では39%と世界先進国の中では最も低い数値を示しております。他の先進国の自給率はどこもが上がってきています。日本だけが落ちているのです。世界で一番自給率の高い国はオーストラリアで237%、アメリカは128%、フランスは123%、日本と同じ敗戦国で工業国家として歩いてきたドイツは84%です。原油高騰による代替エネルギーとして穀物を使ったバイオ燃料の生産がアメリカや中国で始まり、またインドや中国の食料消費が増えており、世界的な食料の価格高騰や食料不足が起き、発展途上国では暴動まで起きているニュースが毎日のように報道されております。私たち佐伯市民もこの地球規模での食料問題に関しては、今後最も関心を払わなければならないことになる日が将来来ることになると思われませんが、やはり一つ一つの地方自治体の努力の積み重ねが国レベルの結果をもたらすことから、地産地消には今以上真剣に取り組む姿勢が必要ではないかと思えます。そこで当市の食料自給率はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。高齢化は前にも述べましたように、休耕地や休耕田の増加をもたらしますが、特に広大な面積の佐伯市においては、人口減少、少子高齢化は他の地域以上の休耕地や休耕田を生むこととなります。耕作地と休耕地、休耕田の各々の面積の割合はどのくらいなのか。これらを有効に活用する施策を考えておられるのかお尋ねをいたします。また、海・山ともに自然環境に恵まれている佐伯市ですが、260キロにわたる海岸線は磯焼けで天草等の海藻が激減し、魚介類のえさや産卵場所を減少させ、佐伯湾のアワビやサザエ、ニナなどの貝類は収穫量が同じように減少し、魚も非常に少なくなって漁業者は大変困っている状況です。地球温暖化の影響や生活排水問題等、我々素人では正確な原因は把握できる分野ではありませんが、農林水産資源の育成については避けてはおれない問題です。この磯焼け問題についてどのような対策をしている

のか。また過去に磯焼け問題についての専門家の指導を仰いでおりましたら、今後それをどのように活用する計画があるのかをお尋ねをいたします。

次に、大きく分けまして3点目であります。大手前広場における朝市についてお伺いをいたします。土地開発公社が所有している旧壽屋跡地の当面の間の有効利用に朝市の開催を3年前から私は一般質問で取り上げてまいりました。当時の部長は、すぐにでもやるような話でしたが、なかなか実現できませんでした。しかし、今回有志の皆様によりまして、5月18日に佐伯城下こだわり市として第1回目が開催されました。多くの市民の皆様に来ていただき、大変盛会裏に終えたようであります。本当にありがたく思っております。今後、1か月に一度の開催ということで続けられるようでありますが、市はこの取組に対しまして、どのように考えているのか。また今後の方向性をお聞かせ願いたいと思います。以上で、第1回目を終わります。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 矢野議員の質問のうち、1番の人口減少の抑制策について、それから3番目の大手前広場における朝市について、併せてお答えいたします。まず人口減少の抑制策について、資料の分からお知らせいたします。合併直前における過去10年間の出生数と総人口の推移につきましてお答えいたします。まず、出生数につきましては、平成8年度が636人、平成9年度が736人、その後は600人台で推移してきましたが、平成17年度が622人、19年度は561人となっております。次に、総人口の推移につきましては、平成8年3月31日が8万9,879人、合併時の平成17年3月31日が8万4,148人、そして平成20年3月31日が8万1,587人となっております。今後の人口の予測は現在の人口の推移の傾向をそのまま当てはめて計算いたしますと、10年後の平成29年は7万1,868人となります。次に、過去10年間の年度別婚姻件数につきましては、平成10年度が371件、平成14年度が334件、合併前の平成16年度が387件、合併後の平成17年度が329件、そして平成19年度が364件となっております。年齢別の未婚者数につきましては、これは25歳から29歳、30歳から34歳、それと御質問の方では50歳となっておりますけれどもデータがちょっとありませんので、50歳から54歳でお答えしたいと思います。まず、25歳から29歳ですが、未婚者数はですね、男性が1,203人、女性が1,084人、それから30歳から34歳ですが、これが男性が883人、女性が663人、50歳から54歳ですが、これが男性400人、女性180人となっております。企業誘致につきましては、12日に後藤議員、戸山議員にお答えしたとおり、企業誘致に向けて佐伯出身者やその企業関係者、大分県東京事務所を訪問し、情報収集するなど機会あるごとに取り組んでいるところです。高速道路の佐伯インターチェンジが開通し、誘致条件も整備されますので、今後は新たな大規模工業団地の確保に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。企業立地促進法の活用につきましては、平成19年度に大分県と県内の18全市町村で共同して法に基づく基本計画を作成し、税制上の優遇措置を受けることができる体制を整えましたので、大分県内全域で工場等の新設・増設について一定の要件を満たせば法人税等に係る特別償却、不動産取得税及び固定資産税の課税免除という税の優遇措置を受けることができます。佐伯市においては、平成20年2月に佐伯重工業株式会社が船台の延長を内容とする企業立地計画を県に提出し承認を受けています。このように、企業立地促進法は市が活用するというよりは、むしろ企業が活用する制度です。したがって、一定規模の設備投資を計画する企業がありましたら、この制度を紹介していく予定です。

次に、大手前広場における朝市についてお答えいたします。5月18日に開催された佐伯城下こだわり市についての御質問にお答えします。この市は、山・川・海の恵みを受けた豊富な食材など、本市のさまざまな産物等を掘り起し、地産地消を推進するとともに将来的な佐伯観光の目玉の一つにしたいとの思いから、民間の有志により始められたものです。本市の地産地消の推進ということに加え、大手前の壽屋跡地を会場としており、中心市街地の活性化という面からも意義深い取組であると考えています。この市に対する本市の取組方と今後の方向性についてですが、本市といたしましては、この市は民間の取組ですので、あくまでもその自主的な運営の下に大いに発展していくことを期待しています。ただ、この市は立ち上がったばかりであり、課題も多いと聞いておりますので、本市としても他の事例と均衡を失しない範囲で適切な支援を行っていきたいと考えています。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 矢野議員の御質問の農林水産物の地産地消についてということで、3点ほど御質問をいただいておりますので、順次お答えをいたします。まず、当市の食料自給率につきましては、現時点においては市町村単位で公表された数字は存在していません。また、耕作地と休耕地の各々の面積につきましては、農林水産省が行いました平成19年度の農業資源調査によりますと、耕作地が1,863ヘクタール、休耕地を含めた耕作放棄地が576ヘクタールとなっております。次に、佐伯湾における磯焼けの状況については、平成16年、17年度に掛けまして県が実施した緊急磯焼け対策モデル事業により詳しい調査が行われております。これによりますと、佐伯湾における海藻の分布は一部ではいまだに濃密な分布が認められるものの総じて減少傾向にあるという調査結果が報告をされております。こういった藻場の減少に対処するため、市としましても石材等による藻場造成事業を計画しており、同時に県営事業でも藻場造成が行われております。市営と県営を含めた全体で申しますと、佐伯湾では平成19年、21年度の3か年で6地区7工区、総事業量3万4,000平方メートル、総事業費2億7,000万円の藻場造成事業が実施される計画でございます。なお、佐伯湾のみならず米水津地域や蒲江地区においても6地区で藻場造成の計画があります。それらを含めた佐伯市の沿岸部全体では平成19から22年度の4年間で総事業量9万9,000平方メートル、総事業費10億7,000万円の藻場造成を実施する予定でございます。今後の施策についてでございますが、磯焼けに関しましてはいまだに解明されていない部分も多く、さらなる調査研究が不可欠と考えています。現在、蒲江地区では県の水産試験場による藻場の回復試験や国による藻場の食害防止試験が行われているほか、市としましても既設の人口藻場における効果調査を予定しております。これらの研究制度を踏まえ、将来に向けた新たな磯焼け対策を講じていくこととしております。以上であります。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 再質問を行います。この人口の推移ですが、今部長の答弁がありましたように、私もちょっと一般質問の前に資料を各部署からいただいております。ここにですね表がございます。合併する前と合併後ですね、単純に比較しますと合併する前がですね10年間に平成10年からですねこの20年までの間に、10年間で約7,000人ほど減っただけですけどね、その合併してからはこの3年間2,561名減っておるわけなんです。ですからちょっとこう減り方が急速に激しくなったような感じがいたします。約1年間になおしますと850人程度が合併後に減っております。この減った原因といたしますと、何が原因してこのようになったかという

ことを私もよく分りませんが、この出生数、子どもの出生数を比較してみますとですね、平成9年が736名の子どもができとるわけなんです、平成19年、昨年度が561名ですね、ちゅうことは約10年の間に百六、七十名の子どもの誕生が少なくなるという計算になるわけなんです、これはまあ平成9年と平成19年で比較した場合なんです、年度によって格差がございますが、大体平成10年ぐらい以前は700名を超しておりますねこの表を見ましたら、大体730名から七百四、五十名で年間の出生数がございます。しかし、平成11年から後はですね600人台になって、この平成19年が561名ということで、かなり減っております。この減っております原因ですね、これは先ほどの小野議員の一般質問の中に、第3子の誕生を期待するという、この政策が何とかならないかということで、祝金を100万あげたらどうかという提案がございました。これももう本当に第3子をもうけるということは大事なことと思うんですが、私はちょっと視点を変えましてですね、質問してみたいと思うんですが、先ほどの未婚者数ですね、この未婚者数の表も一応もらっております。私たちの身の回りもこう見渡してみますとですね、知った人を見ますと、結構年のいった方の未婚者が多いように感じますね、どうしてこういう形になっとんかなあという、これは一つの社会現象にもなるかと思うんですが、いろんな要素があるかと思うんですが、一つは何と言いますかね結婚するチャンスがなかったと、自分の結婚するときにですねたまたまいなかったという、そういう相手がいなかったというようなことも一つの要素かなという感じがいたします。これをですねひとつ、私の提案は行政の方でそういう仲立ちができんもんなあということなんです、実はもう佐伯市内のその結婚に関する業者といいますか、結婚式場あたりを経営してるところがやはりこういう取組をもう既にしておるようでございますが、なかなか民間がする場合はですね、どうしても限度があると思うんですね。そういう中に私たまたま通告したあとにですね、6月の8日の大分合同新聞の朝刊にですねちょうど出ておりましたですね、県が縁結びをしておるとい記事が大きく出てます。その中でこれはまあ少子化対策の一環としてスタートしたということなんです、希望者が登録をしてもらおうという形であるようであります。これは成果としてですね2か月間でから5組が誕生したという記事があります。この中に参加した中にですね、県がやっとする事業だから信頼が持てるということでひとつそういうことが裏側にあるようございまして、段々とこれは成果が上がってくるんじゃないかなあという記事でございます。この今のこの提案なんです、これを私は市の方でですね行政でこういう形で佐伯市の方で取り組んだらどうかなあという提案でございます。というのが、この未婚者数のこの表を見ますとですね、大体25歳から29歳がですね男子の方、さっき部長が発表されましたけど未婚数が1,200人余りあったんですね、女性の方が1,084人ですが、これが30歳から34歳になりますと、この未婚者と既婚者が逆転するんですね、男子の場合は30歳から34歳で未婚者が883人、結婚した人が1,171人というふうになっております。ここで逆転するわけなんです、ですからまあ30歳過ぎてから男性の方が結婚する人が多いということにこのデータからなっております。女性もやはりこの30歳から34歳が未婚者が663人で結婚した方が1,373人ということになってますんで、やはり女性もこの時点で逆転をしております。ですからやっぱりこういう時期にですね、何とか市が仲立ちをしましてですね、市の仲介の下でこういう縁結びをしたらどうかなあということになります。その辺につきましてちょっと市の見解をお願いしたいと思います。それと企業誘致の問題なんです、これはこれも大分

合同新聞の5月の9日の朝刊にやはり出ておまして、この隣ですね宮崎県の例の東国原知事が選挙公約の中に4年間で100社を誘致するという公約で掲げてから知事になったわけなんです、今年度からはですねここも企業立地推進局をつくりましてですね、これはメンバーが12人だそうでありまして、これを下にしまして今度は年間にですね、600件の今まで600件あった企業訪問を1,600件まで伸ばそうという計画だそうであります。ですからもうそれだけ企業誘致に力を入れようということのあらわれであります。またこれは県ですが、市になりますと浜松市がですね、あそこはスズキ自動車の工場がある町だそうでありまして、これがスズキ自動車の工場が一部どっかの町に移転したということで、これは大変だということですね、企業誘致をもう少し誘致活動をやろうということですね、ここはもう去年は誘致班を4人やったのをですね、この担当者を1年間で19人に拡張したというんですね。4人から19名に動員してから誘致活動をやろうということ取り組んでおります。これもやはりまちそのものですね取組方によりますが、やはりいかに企業誘致するかということは、それはこういうよそのまち・県はですねどこもこぞって誘致運動をしておるわけなんです。これを普通のことをしとったんじゃ到底これは企業は、向こうからはお宅の方に来ますよということ言うてこんと思うんですね。でこっちからアタックしてアタックしてですねやはりいろんな条件をそろえて話を持ち込むということがこれ大事だと思うんですね。そういう意味からもやはり佐伯市もそういうプロジェクトチームを作ってですね、やはり誘致活動をもう少し真剣にやるべきじゃないかなあという、私はそう思うんです。先ほど言いました企業立地促進法であります、これは先ほど部長の答弁では、今ある会社が規模を拡大したり何かの設備をするときに使える補助制度だという話であったのですが、この新聞によりますと、もちろんそれもそうなんです、基本計画を策定しましてですね国から認定を受ければ誘致活動をするのにも補助金が出るということを書いております。誘致運動をするのにその費用が補助金として出るということのようであります。ですからやはりこういうものもですねフルに活用しまして、やはりもう少し誘致活動を真剣にやるべきじゃないかなあということあります。その辺のこともひとつ見解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 再質問は思いも掛けない展開ですね、私がちょっとお答えできるものでもないかなあというふうに思っております。恋の仲立ちができないかということについてちょっとお答えをですね控えさせていただきたいなあとと思います。誘致運動についての補助金ですが、これは大変私勉強不足ですね知りませんでした。もう一度調べてですね対処したいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員から先ほどいろいろ数字の中で30歳から35が非常に婚姻の率が高いということで、この話はですねいろんな角度で過去あったわけですね。例えば農業者とか漁業者のですね仲介する話とかですね、金水苑で若手の人を呼んでパーティを開いたり、そうしたホテルを仲介しながら、これはもう企画等で過去やった経緯があります。なかなか若い人が集まらなかったという形で、そうした中でもできるだけそうした若い人を働いている人に対するそうした呼び掛けをしております。これは御近所の底力という番組を今NHKでやっておるんですけど、ここで婚姻率の問題をやった時に、ある地域が非常に婚姻率が高いと、何が低いのかといったら民間パワーなんですよ。まずいわゆるおせっかいなおばちゃんた

ちが、いろんな中で美容院に適齢者の女性がおらないかということですから一とです。調べて、そして男性についてもいろんなお話を美容院の先生が1時間ぐらいおられますからね、そうした世間話をしながら探っていくってですね、そしてお見合いをさせるということで非常に成功率が高いという話がありました。なかなか行政だけの力ではなくて、民間の方の力と一体とならなければ今の若い人、非常に多種多様でございますので、行政が押しつけてもまた仲介をとっても成功率が高いとはまた言えないと思っております。いろんな中で婚姻者が出るということ、佐伯市に転移することはすばらしいことだと思っております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 再々質問を行います。今市長の答弁の中に、民間の人たちの力をという話がありました。もちろんこれも大事なことなんですね。我々が若いころはそういう方が近所に結構おりましたよね。おせっかいおばさんのような方がおられて、今言うようにいろんな人を紹介して結婚の仲立ちをしておったのを現実にはありました。それは本当それでそういうことは本当いいんですけど、今そういう方が段々少なくなりましたですねやはり、さっき言いましたように、もちろんそういう人も全然おらんことないんですけども、おるのはおるんですけどね、やっぱ段々とそういう方が周りに減ってきたということで、ついついさっき言うように婚期を逃したちいうか婚期が遅れたという形でおるような方が多いようであります。さっき言いました県の方もですね、こういう県自身がこういう形でやっておるんですね。このやっぱり少子化また人口の減少というのも私はこの辺から来ておると思うんですね一番の問題はですね、やはり子どもを産む年齢にしましてもですね、40歳までにですね産む方が大体98.6%というんですね。ですから40歳を超えた方の出産率はもう1.4%という本当わずかな人しか40歳超えては産んでないんですね、ですからこの晩婚化とはもうこれはかなり密接にこれは関係があると思うんですね。もう35歳仮に過ぎまして結婚した場合でもさっき言いましたようにもう結婚してちょっとしたらもう40歳になりますんで、子どもをさっき言った3人産みたいといっても当然これはもう3人目はどうかなあちいうことで考えてもですね、ですからやはりこの結婚を早くしてもらおうということを私は一番これはそういう面からいいんじゃないかなあと思うんですけど、ただ早くするのはどうしたらいいかなあということなんですが、やはりさっき言いましたように出会いの場がないというのが結構多いようにあります。私もうちの家内なんかちょっと結構そういうことで世話をすることが好きなんでやっていますけど、そういう人が多いんですねやはり何と言いますか出会いがないという、男の人も女の人も出会いが少ないという、そういうチャンスがないと、だから段々と遅くなったという。しかし結婚はしたいと、さっき福祉保健部長も答弁の中に結婚をしたいという人は全体の90%あるという話をしておりましたね。確かにその一生独身でいいという人はそんなにないと思うんですね。やはりもう結婚をしたいという人の方がそれはもうはるかに多いと思うんです。そういう意味からやはりそれが今言う30歳、35歳まで結婚をしてないという。これはある意味では本人にとっても家族の人にとってもやはりそれは深刻な問題だと思うんですね。私も子どもが3人おられて、既にもう3人とも結婚をしました。これはもう親の立場からしましたら本当にもう肩の荷がおりたという感じがしますですね。これは私はもう親はですね皆そう思うとおもっているんですね。やはり子どもが適齢期になったら結婚してもらいたいというのはこれはもう親の願望と思うし、やはり親の責任もあると思うんですね。ですからやはりそういうチャンスがないということになれば、だれかがチャンスを与えてあげ

ないかんわけですね。それを今言うようにそりゃ美容院の方のそういう所でそういう仲立ちをする人があればそれはもうそれもいいんですけど、やはりそれはそれでですからねしてもらって、また今度行政は行政ですね、やはり私はもう行政からやれば私は簡単にいくと思うんですね、というのが、まず名簿がございますよねこれは、コンピュータですればすぐにもうこれはそういう人の名簿は取れますよね。ですからそういう人に案内して、それは方法はいろんな方法があると思うんですけど、民間がすればそういうわけにはいきませんよね。やはり誰かが紹介してもらわないかんから、紹介した人をパーティに招くということになるかと思うんですが、行政がしたらそういうことがある面では割とスムーズにいくと思うんですね。これはまあ個人情報の問題もあろうかと思うんですが、その辺は何とかクリアしましてですね、そういう行政の立場を利用したそういう場を作るということを私はもう今から大事じゃないかなあということと思うんですが、その辺はひとつ検討していただきたいなあと思っております。それとですね、企業誘致の問題なんですけど、この企業ですね、これは誘致するというのは大変これは難しいのは分かっております。どこの市もどこの県もですね、皆これにやっぱ心血注いでから一生懸命努力をしておるようであります。やはり先ほどの宮崎県の知事じゃありませんけど、公約に100社誘致をするということで当選したわけなんですけどね、やはりこれは100社するせんは別としましてですね、そういうその意気込みがほしいですよ。これ100社と言いますが簡単なこれことじゃございませんわね。一桁の10社というのはこれは話が別ですけど、100社となりますとそれはそう簡単にいくような数字じゃございません。これやはり自分のマニフェストと言いますか、公約の中に100社を自分の任期中に誘致するんだというその意気込みがですね、私はこれが大事だと思うんですね。やっぱ市長、その辺をですねこれはひとつこの今3年間の間にあまりそういう企業を私は誘致した企業はあんまり聞いてないんですけど、その辺のこともですね併せまして今後の取組方と言いますかですね、意気込みをひとつ聞かせてもらいたいと思うんですが。その辺ひとつよろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員の再々質問で企業誘致のあり方ということで、非常に企業誘致は今までもたくさんの議員さんにお話してきましたが、一段と難しい状況が今の経済情勢です。この3年間は非常にいいという形で企業進出をやって経済効率も企業進出も非常にあったわけですけど、そうした状況ですが、逆にこのあと残りの1年間またはその中ではプラス面とすれば自動車道の開通というプラス面がございます。そのことも考え、私の方も前3月議会の時もお話をいたしましたように、企業誘致をするのには用地の場所、こうした部分の確保もできますので、財政が非常に厳しかったものですからそちらが今までできずに、今後そうした部分を入れながら企業誘致については探っていきたいと思っております。また、議員が言われるように県知事クラスになるとですね、企業訪問するのに各上場会社を回っていけるわけなんですけど、私どもが市の場合でそうした上場会社を回るということはまずちょっと県と一緒に回らなければなかなかできない。県にしてみても東京事務所に行ってみても1市長のために県と一緒に動くかといえ、みんなが動けばそういうことよりもやはり県知事がまずやって、地域にどうだろうかという下ろしたやり方を今やってるわけですので、私どもはそうした中で大分県の県人会、先般ありました。また佐伯市郷土会、先般佐伯市の郷土会も東京でそうしたことがあればいつでもそうしたアドバイザーをやると、どういうことかあった

ら情報を入れたときにすぐそうした方々が寄ってくると、そして学校の先輩・後輩も結構おるから情報も入れてあげるといふ、そうした話を盛んにさせていただいてます。私どももやはり情報をとりながらやっていかなければならないし、地域地域における活動も必要ですので、できるだけ先般も申し上げましたが、議員の皆さんも情報がありましたら、また地域地域で少しでも情報があったときには私ども担当課、私も必要とあればいつでも飛んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくそうした情報提供のお願いを申し上げ、私もこの企業誘致についてはできる限り引っ張っていきたく思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

次に36番、浅利美知子さん。

36番（浅利美知子） 皆さん大変お疲れ様でございます。36番議員の浅利美知子でございます。今回私は大きく2点について御質問させていただきます。まず始めに、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインに対する対応についてをお伺いいたします。文部科学省が監修し学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインが今年の4月以降、全国の教育委員会、学校などに配布されていると思います。アレルギー疾患のある子どもを学校で、園でどのように支えるのかという視点での取組を現場に促しております。このガイドラインは文科省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会が、平成19年4月全国の公立小・中・高校を対象として行った調査を基に、学校におけるアレルギー疾患への取組の推進に向けた方策を提言したことを受けて、この報告書に盛り込まれた共通理解に基づく取組を具体的に示したものとされております。アレルギー疾患に関する調査研究報告書によると、公立小・中・高校のアレルギー疾患の有病率は気管支ぜんそく5.7%、アトピー性皮膚炎5.5%、アレルギー性鼻炎9.2%、食物アレルギー2.6%と高い数値を示しております。食物アレルギーを例にしますと、食物アレルギーの児童・生徒は全国に33万人で、重いアナフィラキシー症状を起こす子どもは1万8,300人もいるそうです。アナフィラキシーとは、アレルギー反応が全身に及んだり、呼吸や血液の循環に影響するような重い反応を起こした場合のことで、程度がひどくなると血圧の低下が起こり意識を失ってしまいます。これをアナフィラキシーショックといい、適切な処置をしなければ生命の危機もあるそうです。平成14年度、15年度に学校給食が原因でアレルギー疾患を起こしたケースは637例あり、そのうち約50例が命を脅かす可能性があったアナフィラキシーショックまで進んでいたと調査報告もされております。このガイドラインは、アレルギー疾患のある子どもへの学校での具体的な対策・対応策などをまとめたものですが、すべての児童・生徒が安心して学校生活を送れることができる環境整備が目的となっております。そこでお伺いをいたします。佐伯市のアレルギーの有病率の実態と中でも重い症状であるアナフィラキシーを起こす子どもはいるのでしょうか。またこのガイドラインに基づく取り組みの推進をどのように考えておられますでしょうか。特に食物アレルギーの児童・生徒は年々増加をしているようですが、佐伯市では食物アレルギーの症状のある子どもに対して学校給食の対応をどのようにされておりますか。また関連して、保育所での食物アレルギーの実態と給食の対応をどのようにされているのかをお聞かせください。

次に、AED自動体外式除細動器について御質問させていただきます。皆さんも御承知のとおり、AEDとは心臓発作のときに電気ショックで心臓の動きを正常に戻す医療機器で、

人工呼吸や心臓マッサージなどと組み合わせることで救命することができます。従来は医師や救命救急士など限定された資格者しか使用できませんでしたが、平成16年7月から一般の人にも使用が可能となり、各地で設置が進み今では駅や学校、ショッピングセンターなどにも設置をされております。一般的に心臓停止後3分、呼吸停止後10分でそれぞれ死亡率が50%に達せると言われており、急病人の側にいる人がまず適切な応急手当ができるかどうかことが重要となってきます。消防庁の調査では、平成18年に心臓停止状態に陥った人に一般市民がAEDを使って救急処置を行ったケースが140件あり、そのうち患者が1か月後も生存していたのが45件で生存率は32.1%だったそうです。一方、AEDを使わなかった場合の生存率はわずか8.3%でAEDにより、生存率が約4倍に増加しているそうです。今全国でAEDが設置をされておりますが、幾らAEDが身近にあってもいざというときに勇気を出して使えなければ意味がなく、日ごろからの備えが大事だと思います。これからは設置が進むに連れ、講習会の充実が重要となってくると思います。ここで伺いをいたします。佐伯市でも平成18年度から本庁舎を始め各振興局など公共施設にAEDが設置されておりますが、今後設置予定がありますか。また、これを設置したことにより救命へとつながった事例がありましたら話せる範囲でよろしいですので、お聞かせください。講習会なども行われておりますが、実施状況をお聞かせください。次に、文科省が今年の6月から8月に行った調査によりますと、平成19年度AEDを設置している学校は小学校が18.1%、中学校が38.3%、高校が67.8%となっております。都道府県別の設置率は富山県が83.4%でトップで、奈良県、岩手県、大分県などの7県が20%を割り込んでおります。ちなみに大分県の設置率は15.8%となっております。この調査から文科省は財政力や自治体の意識の差が数字に現われており、学校は地域の拠点であり、学校に設置して欲しいと学校設置を求めています。そこで大分県下の県立高校はAEDが全校配置されておりますが、小・中学校では設置率がまだまだ低いようです。佐伯市の小・中学校にも設置しておく必要があると思いますが、佐伯市では小・中学校へのAED設置の計画はあるのでしょうか。伺いをいたします。以上、大きく2点について御質問させていただきました。執行部の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 浅利議員の御質問に答えたいと思います。まず最初ですが、佐伯市児童・生徒の食物アレルギーアナフィラキシーの実態についてでございますが、現状では入園・入学説明会の席で食物アレルギー個人調査票を配布し、アレルギー児の把握を行っております。また、各学校は4月当初に再調査を実施し、再確認してるのが現状でございます。しかし、すべてに専門医の診断書が添付されているわけではありません。あくまでも保護者の申し出によりますが、アナフィラキシーショックの経験を有する園児、児童、生徒の存在を把握しておりません。存在は現状ではありませんということであります。なお、その他の気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎等については、学校の保健室で実態把握を行っております。2点目のガイドラインに基づく取組の推進についてありますが、今回学校のアレルギー疾患に対する学校向けガイドラインを文科省が作成いたしました。しかし、県段階で医師会と診断書の取扱いについて協議中でありますので、まだ配布されていません。なお、県から指導があり次第アレルギー疾患のある子どもの保護者から病型や留意点などを記入した学校生活管理指導表を保護者に配布し、保護者は主治医などに疾患の有無、疾患の内容、処方薬、学校生活上の注意、緊急連絡先などを記入してもらっ

た上で学校に提出してもらい、学校の取組に生かしてまいりたいと思っております。3点目の食物アレルギー児への給食提供については、入園・入学説明会でアレルギー対応食に関し保護者に説明を行い、保護者からの申し出のあったほぼすべての事案について、本年度12施設で177食のアレルギー対応食を提供しております。また、調理の段階ではアレルゲンの混入を防止するために、調理器具を別にするのはもとより、調理職員も対応食担当の職員を配置し、一部施設では専用容器に児童・生徒の氏名を添付した上で配食し、取り違え等が起こらないように配慮しております。今後すべての施設において専用の容器の設置を早急に進めてまいりたいと考えております。以上であります。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは、浅利議員の4番目の保育所の実態と取組をとということでございますので、私の方から答弁させていただきます。平成20年度の保育所入所児童で、入所申込書に保護者が食物アレルギーがあると記入している児童は、私立の保育所で42人です。公立保育所で22人、合計64人ですが、今この中で30人の子どもに対応いたしております。アレルゲンとしましては、卵、牛乳が最も多く、大豆やソバ、小麦、魚介類などもその中には入っております。保育所では、食物アレルギーがある児童については、入所前の面談時に調理員も交えて詳しい状況をお聞きいたします。その後、医師の診断書や指示書などを提出していただき、児童の状況に合わせて除去食、それから代替食を提供いたします。これらを調理いたしますときには、鍋を別にするとか、アレルゲンの成分が混入しないように注意し、ときとしては食器も別にする場合がございます。児童が食事をしている最中はアレルギーを持っている児童が隣の子の食事をももらうなどしてアレルゲンを口にすることがないように、保育士が注意を払うとともに、ほかの子どもたちに対して、好き嫌いとはアレルギーは違うのですよということの説明も子どもたちにしております。そういうことが分かるように指導を保育士の方でいたしております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 浅利議員さんの質問についてお答えします。まず、1点目の今後の設置計画と事例についてでございますが、平成18年度、平成19年度において佐伯市全体で85か所にAEDを配備しています。市では心室細動を起こした方を救うため、救急車が到着するまでにAEDで除細動を行えるよう、公共性の高い施設に配備していますが、まだ救命へとつながった事例はありません。今後の計画としましては、地域の要望と必要性を考えながら設置をしていきたいと考えております。また、講習会の実施状況ですが、平成19年中のAEDの普通救命講習件数は60件、受講者の数は1,178名、現在AEDの普通救命講習の受講修了者は2,288人となっております。内訳につきましては、市役所関係が636人、中学校が39人、この内訳につきましては、城南中学校が生徒が4人、鶴谷中学校が生徒が10人、教師が25人、県、私立学校352人、消防団員が240人、社会福祉協議会が78人、一般住民が943人となっております。以上です。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） それでは浅利議員のAEDの学校関係の設置計画ということでお答えします。平成19年の8月調査時点で、19年度見込みまで一応出した資料として答弁させていただきます。議員が御指摘のとおり、大分県下の小・中学校でAEDが設置されている学校数は中学校では141校中の36校、大分市が27校、由布市が1校、別府市が8校と小学校にあっ

ては333校中3校、国東市1、中津市1、別府市1であります。設置率が低い理由としては、学校はほかの公共施設と違い、一般市民が自由に入出入りする場ではないこと。また、学校を利用している児童・生徒は健康診断や健康面に配慮した教育活動を実施しており、日常生活場面よりも突然死の発生が低いとの判断から県内の小学校や中学校での設置が低いものと考えます。しかし、最近心臓疾患を持つ子どもが増えていることやクラブ活動時などの激しい運動をしているときに起きる突然死のほとんどは心臓疾患とされています。したがって、中学校にAEDの設置ができないか、早急に検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。教育長の方から御答弁がありましたけれども、先ほどのガイドラインはまだ届いてないということで、これからだと思いますけれども、子どもたちがですね安心して学校生活を送れるように、そしてまたこのアレルギーを持った子どもたちがいろいろなそういうアレルギーをもっていることで、ほかの子どもたちからそういう偏見といいますが、いじめの対象にならないような、ましてストレスがたまらないような、そういう生活ができるようにですね、十分な御指導をお願いしたいと思います。今日は特にですね、食のアレルギーに関してちょっと御質問させていただきたいと思います。佐伯市ではですね、先ほど177名のアレルギーの子どもさんがいらっちゃって、もう対応食を早速していただいているということで、感謝申し上げたいと思います。5月の新聞だったと思いますけれども、まだ大分市はですね、学校のすべての学校が対応されていなくてですね、調理場任せという実態がありまして弁当を持って行ったりとか、子どもたちがアレルギーになるような、例えば卵でしたら卵が給食の中に入っていたら取り除いて食べるというふうなそういう対応がされていたようですので、その点佐伯市はですね、十分に進んでしていらっしゃるということで、大変うれしく思っております。実は長野県ですね、松本市というところがあるんですけども、ここが特に食物のアレルギーですね、これに除去食を対応しておりまして、ここが平成13年の4月に新しく松本市の西部学校給食センターを新しく建てられたんですけども、ここにですねアレルギー対応食を調理するアレルギー室というのを設けていらっしゃいます。そして専門の栄養士さん、そして調理師さんをですね、各2名がこの任務に当たっていらっしゃるそうなんですけども、佐伯市でも今給食のセンター等の統合などがここ10年間で計画されて、そしてまた民間へと委託するというふうな方向も示されておりますけれども、また今度新たに弥生の方ですかね給食センターが改築されるということ、そしてまた、次も予定があると思うんですけども、そういうところにですね、そういうアレルギーの対応食を別につくるような、調理室を造るようなそういう部屋が設けてあるのかですね、まずそこを聞きたいと思います。佐伯市の長期総合教育計画の中で、そういう環境づくりが必要だということで給食施設の改修時にアレルギー食調理スペースの設置を検討したいというふうに載っとりましたけれども、その点がどのようになっているかをですね、まずお伺いしたいと思います。そして先ほど教育長が、そういうアレルギーの子どもたちに対して専用の容器ていうか、食器を用意したいという御答弁がありました。担当課にお聞きしましたところ、今ちょっと数は分かりませんでしたけれども、ランチボックスを一部使用していること。そしてアレルギーの子どもに対してトレーにですね、それぞれの子どもの食器にその対応食を盛って、そしてラップをかけてトレーに名前をちゃんと付けて今子どもたちに配膳をしているというふうにお伺いいたしました。そこま

で気をつけてちゃんとしていてくださるのは大変ありがたいことなんですけれども、例えばランチボックスであれば保温がききますね。ラップも決してきかないことはないんでしょうけれども、ある程度やっぱし配送の時間も掛かるということも考えると、ある程度温かいものも冷めてしまって、そういう場合がありますよね。それを思うとやはり子どもさんたち、せっかく調理員さん、栄養士さんたちが一生懸命作ってくださった、おいしく子どもたちに食べていただくと思って作っていただいた給食がですね、一部冷めてしまうということを見ると、本当にその対応食をされてる今177人の子どもさんたちにも温かいものを食べさせてあげたいというのが、これはみんなの思いだと思います。そこでそういうふうに対応していきたいという今教育長のお話がありましたけれども、これはですね本当に財政的な面もあるかと思えます。ランチボックスになると1個当たり3,000円ほどかかるというふうにお伺いしておりますけれども、人数からすると予算も掛かりますけれどもあまり何百万というお金もないんじゃないかなと思いますので、あと1か月ちょっとすると夏休みに入りますし、できればこの2学期あたりからでも、そしてこの冬からですね、本当にみんなが温かい給食を食べられるような、そういうようにしていただきたいと思っておりますけれども、教育長その点ですね、教育長のお考えなり、もう1回お聞かせいただきたいと思っております。

そしてA E Dの件ですけれども、さっそく前向きな御答弁いただきましてありがとうございます。小・中学校ではあまりそういう例がないというのがお話がありましたけれども、小・中学校となると実際に地域の中にありますので、先ほども言いましたように、地域は小・中学校のある地域ていうのは本当に地域の拠点というふうになりますよね。だが決して学校に行ってる子どもさんだけではなく、地域の方にもかかわってくることだと思いますので、まずは中学校から早速していただくというような前向きな答弁をいただきましたので、是非ですね地域の皆さんも使えるようなですね、私先ほど講習の件も言いましたけれども、地域の皆さんも交えて、また生徒さんを交えてですね講習していただくような、そういう機会を設けていただきたいと思っております。先ほど消防長の方からも御答弁いただきましたけれども、佐伯市で85施設でしたかね公共施設にもう設置して下さってるということで、実際そういう例がないということは大変逆がいいんじゃないかなあと思うんですが、神奈川県ですね秦野市という所が、このA E Dを3か年掛けてこれは81か所ですね、81か所に小学校や幼稚園とか、保育園とか、公民館、そして又もちろん市役所とかですね、公共施設に設置しております。これは設置しただけでは意味がないということは皆さん十分御承知だと思いますけれども、先ほどから言っておりますが、いかに講習会をですね充実するか、これが本当に大事なことはないかと思うんですが、この神奈川県の秦野市ではですね、1家に1人の救命士づくりを進めております。その中で、この秦野市はですねA E Dの使い方を含む基本的な応急手当の方法を学ぶ普通救命講習1というのがあるんですかね。これをですねまず開催をし、講師を育成することをまず始めております。そしてこれを普及させていくためにですね、このあいだ講習を受けた方々をですね講師に招いてですね、それぞれの地で講習の普及をですね拡大されているそうです。そしてさらには普通救急救命士の2といいますが、1ランクまた上のものとかですね、そして専門の上級救急救命とか、この4種類をですねその市民のニーズに合わせて段階的にできるようにですね、設けられているそうです。そしてこの講習の修了者はこれが2005年ですけれども、この2005年の現在で1万人をですね超えてらっしゃるそうです。先ほど佐伯市でもですね2,000何人でしたかね、かなりの方がもう講習を受

けてらっしゃいますけれども、この秦野市はあとのですね、15歳から64歳までですね市民にですね、約2万5,000人を目標にしてですね、この講習をしていきたいというふうにですねしております。この制度をですね設けて実際こういうふうにしてらっしゃるわけですが、実際85か所佐伯市でも設置されておりますけれども、じゃあどこに設置されているのかって言われてもすぐには正直いって万が一の場合ぴーんとかないところもあるかも知れません。まず一般市民の方にまずはどこにあるかというのははっきり分かっていただきたいということと、そしてまた、いざというときに使えなければ意味がありませんので、少しでも多くの方がですね、このAEDで一命をですね救うことができるんだということをまずは分かっていただきたい。これを使うとなると正直なところ勇気がいると思います。いざそういう人が目の前にいてですねえ、何も経験がなくちょっと1回ぐらいの講習を受けたからといって、いざとなったら全く正直言って自分でしたら何もできないんじゃないかなあとしますので、そういうことのないようにですね、繰り返しですねまずは講習を受けていただきたいと思っております。私の知り合いの方が、実際講習を受けた方がいらっしゃるんですけども、正直使えるかなという自信がないというふうに言われておりました。ですから何回もですね繰り返し講習を受ける機会をですね作っていただけるのがいいんじゃないかと思っておりますので、もしそういう点でこの後、その講習についてですね何か計画等がありましたら、お聞かせしてもらいたいと思います。先ほど中学校の件も私ちょっとお話ししましたが、実際ですね、中学校の方でもですね、中学校の子どもさんをですね中心に実際AEDの研修がなされております。これは岐阜県の関市というところなんですけれども、実際この講習を受けた子どもさんがですね、これは中学1年生の男の子でしたけれども、命を助けることができるのであれば、勇気を出してやってみたいというふうに前向きな感想を述べておられました。またこの消防本部のですね、救急救命士の方は、子どものころに操作を学ぶことは有意義なことであって、続ければきっと身につくのではないかというふうにも言われております。ですからまずは設置していただき、そしてまた地域の方、そしてまた学校関係の方々に設置されていることを十分承知していただいて、要は使えないと意味がありませんので、その講習をしていただきたいと思いますが、まずは中学生、そういう講習などもですねさせていただきたいと思います。これは要望にしておきますので、以上ですけれども、再質問いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 浅利議員の再質問であります。アレルギーの子どもたちの食事ですが、基本的には除去食という形で対応しております。現状では先ほども答弁させていただきましたように、調理職員がそれぞれ子どもに対応しておりますので、混入防止のため最新の注意を払って今現状でやっております。ただ、新しい調理室、給食センターについてであります。特別調理室とアレルギーの対応の調理室という、部屋という形はありませんが、スペースは設けて設置している状況であります。それから専用容器につきましては、現状では剣崎学校給食センターは全食この容器でやっております。それから堅田と西幡給食センターという状況であります。これを可能な限り早急に全部専用容器にしていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） それでは浅利議員の再質問にお答えします。私、先ほどですねAEDの

設置箇所は85と申しましたけれども38の誤りでございますので、訂正をよろしく申し上げます。再質問のAEDの取扱い講習についてでございますが、消防といたしましても、救命率向上のため、あらゆる職員の可能な範囲で対応していきたいというふうに考えておりますし、AEDの設置場所につきましては、いろんな方法を使いまして設置場所の市民への普及はしていきたいというふうに考えております。以上です。講習の計画ですが、今のところですね消防団員を対象にした普通救命講習と、まだ市の職員が全職員に行き渡っておりませんので、全職員を対象にした講習もしていきたいと。また、事業所につきましては、各事業所単位で、うちの方で一応救命講習も随時、事業所の要望で対応しております。学校関係につきましては特に小学校、中学校につきましては、夏休みの期間中を利用して普通救命講習をしたいという計画は持っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） ありがとうございます。教育長からも早急にしていただくというような御答弁いただきましたので、すべての子どもがですね、本当においしい給食を食べていただけるように御配慮、またお願いしたいと思います。余談でありますけれども、私たちの時代も小・中学校の時代給食がありましたけれども、やっぱり大人になってもその味というかですね、頭にずっとありますよね。それだけ子どもにとってはやっぱり給食っていうのは本当にいいものなんだなあと思います。そしてまたこうやって調理人さん、栄養士さんがですね子どもたちの健康のことを考えて一生懸命作ってくださってることにですね。またこの場を借りて、また一言お礼を申し上げたいと思います。これからもですね、おいしい給食を子どもたちのために作っていただきたいと思います。そして、最後になりますけれども、佐伯市におきましては、今回保育所がですねこの4月以降ですね、保育所が全給食になりましたね。本当にすべての私は子どもたちがこうやってですねみんなが同じ物を食べられるっていうことはですね、いいことじゃないかと思えますし、これは佐伯市だけなんでしょうね。こういう形で公的な負担を受けてできるっていうことはですね、市長改めてお礼申し上げたいと思います。いろんな若い方からですね、いろんな声がありまして、本当に働くお母さんたちにとってはですね、本当に主食の御飯だけでしたけれども、子どもに持たせるためにわずかな量だけでも改めて炊かなきゃならないというような、そういう声も聞きました。それが手を抜くわけではありませんけれども、そういうことをしなくてもよくなった。そして朝の時間がですね、本当に親も仕事に行く準備をし、そしてまた子どもも保育所に行く準備をさせなければならぬ。そういうあわただしい時間をですね、少しでもこれがなくなったことで本当に朝がちょっと時間のゆとりが持てたというような話も聞いております。改めてですね、働くお母さんたちのまた応援になるのではないかと思います、これもまた一歩佐伯市の子育て支援が一歩ですね、また改めて進歩したっていうかですね、進んだんじゃないかなあと思っております。改めてまたそういう方々の声がありましたっていうことをですね、報告して私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（児玉忠義） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

次に10番、清家好文君。

10番（清家好文） こんにちは、本日のしんがりになりました10番議員の清家好文でございます。まず初めに、去る5月22日、大手町で発生しました建物火災で被災されました皆さん方にここに衷心よりお見舞いを申し上げます。また、この火災におきまして懸命に消火活動に従事

なされました消防団員の皆さん、地元の住民の皆さん、そして消防職員の皆さんには心より敬意を表する次第であります。本当に消火活動御苦労様でございました。このような災害が二度と起こらぬよう祈りつつ、日ごろの備えを徹底することが一番だと自分自身に言い聞かせている昨今であります。

それでは、通告にもとづきまして一般質問をいたします。今回は大きく2点についてであります。まず初めに、災害対策についてであります。本市の今年の梅雨入りは穏やかというか、関東・甲信地方が梅雨入りしましたというテレビの放送を聞いたのち、最近は天気ははっきりしないなあと思っておりましたところ、関東・甲信地方に遅れながら、九州北部地方も梅雨入りしましたという新聞報道を目にしたのでございます。そこで、今年も災害の季節に入ったなあと思っているところであります。さて、地球規模での環境の変化がマスコミ等で大きく報道されて久しくなりますが、近年の自然災害はその規模が非常に大きくなっているなど感じておるところであります。平成7年1月17日に発生しました阪神・淡路大震災では死者は6,437人、行方不明者は3名、負傷者は4万3,792人であり、被害総額は実に10兆円を超える規模でありました。先の四川大地震では、死者は6万9,146人、負傷者は37万4,072人、行方不明者は1万7,516人と報道されております。このような人的被害の多さを見れば、物的被害は計り知れないものと思っております。ところで本市もその影響を受けるであろうと想定されます東南海・南海地震は2030年までに40%から50%の確立で発生すると言われております。また、この近年の蒲江や鶴見で発生しました集中豪雨による災害や、先日発生しました岩手・宮城内陸地震等、考え併せますと災害の発生は予測不能という言葉に肝に銘じ、本市も災害対策が喫緊の課題であると思っております。そこで小さい1点目といたしまして、気象災害としての風水害や土砂災害について、2点目につきまして、地震による津波について、3点目といたしまして、火災について、以上各災害について本市はどのような対策を考えているのかお尋ねいたします。これまでの一般質問と重複することは多々あると思いますが、防災や災害についての一般質問は私で最後であります。防災訓練は反復することが有効と思っておりますので、答弁も反復すると思いますが、淡々とお願いたします。

続きまして大きい2点目といたしまして、生ごみのリサイクルについてであります。私たち市民の会は、平成19年度の政治活動の重点目標の一つとして、環境問題を取り上げて活動してまいりました。その一貫として、生ごみのリサイクルについての視察を山形県長井市に求めました。3月の議会では同僚の江藤議員が生ごみ対策についての一般質問を行ってますが、違った視点でこの課題を取り上げてみたいと思っております。長井市の生ごみ対策は、都市部の市民が出した生ごみをコンポストセンターに集め、牛ふんやもみ殻と混ぜながら70度から80度の温度で3度ほど発酵を繰り返して3か月でサラサラとした完熟したたい肥を作り、そしてそのたい肥を農家の方が使用し、安全な農産物を生産する。そして生ごみを出した都市部の住民がその安全な農産物を購入するという循環型社会の構築を目指している取組でありました。さすが環境基本条例を制定している長井市民の環境に対する意識の高さに感心した施設でありました。次の日は、同県の高島町に伺いました。高島町は地球規模の環境問題にも町が主体的に取り組むことが重要と考え、その実践として有機農法の推進普及に取り組んでる町であります。この高島町では有機農業の体験学習の場として、たかはた共生塾が開くゆうきの里の農学校があります。ここには県内外から多くの小学生から大人までの多彩な研究生が訪れて体験学習を受けております。そこで感銘したことは、その体験学習を終えて

有機農法を実践したいと高畠町へ移住してきた人たちが13年間で80人を超えているとのことでした。町を上げて環境問題に取り組んだ結果、地域が活性し人口も流入している。行政政策も一過性ではなく持続性のある政策の方が花が咲き、実がなるのかなあと考えさせられた町であります。山形県を視察後、環境問題、生ごみ対策、有機農業というキーワードに考え歩いてきたとき、佐世保市のNPO法人、大地といのちの会というところが生ごみのリサイクルと有機農業を結びつけて、その普及に尽力していると同僚の江藤議員が聞きつけてまいりました。そこで早速佐世保市のNPO法人大地といのちの会を訪ねました。このNPO法人の代表者であります吉田俊道氏は、元長崎県の農業改良普及員とのことでしたが、現在の化学農業、化学肥料を多用する農業普及に疑問を持ち、持論であります有機農法を実践するために県職員の職を辞し、現在は生ごみのリサイクルによる有機農業の普及に奔走しているとのことであります。生ごみのリサイクルによる有機農業の理屈は至って簡単で、農業について何ら知識のない私でさえ直ちに理解することができました。大地といのちの会の代表であります吉田俊道氏作のいのち輝く元気野菜作りのひみつという小雑誌がありますが、ページ数はわずか74ページですが、この中にその全てが網羅されております。要は地球の生命循環システム、世の中には不要な生き物などいないという共生の考えで、自然界の仕組みをそのまま生ごみのリサイクルに取り込んでいるのです。冊子から引用すればすべての食べ物は元を正せば土から生まれました。だから私たちは土の恵みで生かされた土のおばけなんです。そこで私たちは昔の人のように生ごみや草やたい肥や土から生まれたものを土に返すことで土にお礼をしようと考えました。これらの有機物はすべて土の生き物たちの命の糧です。小動物や微生物たちを上手に利用してる。また、ある微生物は次の微生物に命をバトンタッチしながら次第に土は浄化され、命一杯の土に変わっていきます。その土を使っているいのち輝く元気野菜を栽培します。つまり循環型社会を目指すことになります。先の長井市の生ごみ対策や高畠町の有機農業の体験学習の場としてたかはた共生塾などと根っこは同じであります。長井市の生ごみ対策が優れているから市長、佐伯市もこれをやってはいかがですか。と提案しにくい面があります。恐らく施設整備だけで数億円掛かるでしょう。また高畠町のたかはた共生塾はもっと厳しい話になると思います。こちらは物理的なものでなく、人材の問題になります。しかしながら、生ごみのリサイクルについて最も感動いたしましたNPO法人大地といのちの会の取組は、急がば回れという言葉がありますが、佐伯市においても費用を掛けずにしかも食育という教育の実践を兼ねて実施できるとおっしゃるところであります。そこでお尋ねと提案をいたします。長崎県の保育園では、学校給食の調理くずや残飯から野菜を育てる取組が始まっています。本市においても生ごみのリサイクルを通じて食教育に取り組むべきと思いますが、どのようなお考えを持っているのか、お尋ねいたします。以上、答弁を求めます。以上をもちまして私の一回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 議員からの御質問は風水害や土砂災害といった気象災害、さらには地震・津波といったいわゆる自然災害全般における災害対策に関する御質問のようですので、これらを一括してお答えしたいと思います。なお、火災に関しては消防長がお答えいたします。近年の地球温暖化に伴う気候変動で、世界各地で想像を絶する規模の大災害が発生しております。本市におきましても迫り来る危機を想定し、防災対策を専門的に取扱う部署の必要に迫られ、平成18年4月に防災課が誕生したところであります。九州一広大な面積を有する本

市は山と川と海に囲まれ、地形は急しゅんでこれまでも浸水被害や土砂被害が頻繁に発生しています。また東南海・南海地震やこれに伴う津波被害も大変懸念されています。これらの災害に対し、可能な限りの対策を講じ、災害に強い安全で安心なまちをつくっていくことは我々に課せられた最重要課題の一つであろうと思っております。本市では、平成19年2月に佐伯市地域防災計画を策定しています。本市の防災対策の基本的な考え方はすべてこの計画の中に網羅されており、この計画に基づいて水防訓練や防災パトロール、避難訓練、図上訓練等々が毎年実施されているところであります。さて、市民にとってこうした災害時には迅速・的確な情報の伝達が極めて重要です。大規模災害では、初動の一、二時間の判断が人命を大きく左右すると言われております。例えば、どの段階で自衛隊に救助を要請すべきかなど、通信回線を確認して情報を集め、素早く分析することが生命線になると言われています。正に天災は避けられないが、減災は可能です。そこで本市では本年度から5か年計画で防災情報システム整備事業を進めています。初年度は旧市町村ごとに整備している防災行政無線や有線放送による拡声設備と市役所本庁舎や消防署等を接続することにより、本庁舎等からの一斉放送が可能となり、事前の注意喚起や警報発令が瞬時に伝えられるようになります。また、旧佐伯市内の津波浸水想定区域61か所に緊急時一斉放送が可能となるスピーカー設備を設置し、さらには大雨等により冠水しやすい主要道路に監視カメラを設置するなど、防災情報伝達システムの整備を着々と進めてまいります。また、地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織の拡充を市内全地域で進め、市民と協働した災害に対する備えを図ってまいります。また、地域の防災リーダーとなる防災士の育成を図りながら、地域の实情に合わせ各種訓練に取り組んでまいります。また、災害発生時には山間部や海岸部で孤立地区の発生が予測されることから、そういった地域には防災倉庫を整備し、食料品の確保を行うこととしています。また、日ごろから津波への警戒・啓発を促す津波注意の啓発シールの配布及び設置も計画しております。特に、地震・津波についてはまず予測が不可能であり、行政だけの対応には限界があります。そこで市民一人一人が普段から危機意識を養い、自分の身は自分で守る自助、地域住民が共に助け合う共助、行政が取組を支援する公助、この三つの力がスムーズに連携できることが防災に最も重要なことと考えます。以上です。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 清家議員さんの質問についてお答えします。火災の部分でございますが、消防の業務と対策といたしましては、各種災害から地域住民の生命、身体、財産を保護するとともに災害等を防除し、被害を軽減することです。通常の火災等は当直で対応し、第2出動は災害規模により最寄りの署所から出動となり、第3出動は非直員を招集し、消防隊を編成し出動する体制を採っております。災害・火災予防措置として、防火対象物の立ち入り検査、広報宣伝、また火災・災害等を想定した訓練及び警防査察等を実施し対応しております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） それでは、清家議員のリサイクルによる食育の取組ということで、教育委員会ですので、学校給食を中心としてお答えいたします。これは3月議会において、高司議員の答弁とほぼ同じような内容になるかと思いますが、これで答弁をさせていただきます。それでは、現在調理過程で発生する^{ざんさい}残滓と食べ残しを合わせた量が年間57トンになります。このうちリサイクルされる量は、たい肥化施設が整備された剣崎、西幡、上浦の3施設でそ

れぞれ週に60キ口、30キ口、15キ口のたい肥を今製造しております。それをそれぞれ配送校へ還元しており、各校においては花壇の肥料として利用する一方、その一部を近隣の農家に提供しております。今後整備する施設においては、エネルギーを使わないコンポスト方式のたい肥化施設を導入してリサイクル率を向上したいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） まず、災害時にですね、6月の初めに蒲江の振興局で議員さんにお話があるからち言うて、議員全員集まったんですけど、久しぶりに蒲江の振興局に伺ったんですよ。先ほど言った幼稚園の統廃合の問題もあったんですけど、1時間ぐらいそういうお話をして、ちょっとトイレにいきたいなあとと思ってトイレに出掛けたんですよ。会議は3階かつての議事堂のあるところ3階なんですけど、その3階にトイレ昔あったなあと記憶があったんですけど、現実行ってみるともう壁をシャットアウトして塗ってたのかな、なくなってるんですよ。それで下に行きますと、2階のトイレに行きますと水洗便所になってますね、水洗になってる。それからトイレ終わって私帰って職員の方に、いつから水洗になったのと言うたらピント来ないんですよ職員の方がね。そしたら今そこにおる坂本部長が、全庁、全庁舎が庁舎全体が水洗になりましたという答えをしたんですよ。結局雨漏りしとるんですよトイレまでね。先ほど言った私心配してるのは、先日も河野議員が9月21日に南海地震がくるという予測をしてますけれど、蒲江のあそこに今30人ぐらいおるんですね職員さんが、もし市長は、私が蒲江の振興局に出向いたときに地震でもあったらどうしたのかなと思うんですよ。これ壊れちゃってねえ、これ災害対策機能という建物やないと思うんですよ私は、中心になるべく庁舎が災害で一番にやられたらもうどうしようもないですよこれ、そういうところを喫緊にどうするかというんが私は課題とってるんですよ。その辺のところを蒲江は津波は16分程度で到達するという予測が出てますので、恐らく私の自宅も湾沿いにありますので、もう全滅だと思ってるんですけど、特に災害本部になるのかという蒲江庁舎が大丈夫かなあと思ってるわけですよ。その辺をどのような対応をするのかというのをちょっと1点お尋ねします。それとですね、先の大手前の火事の件なんですけれど、消防長にお尋ねしたいんですけど、大手前火災について説明というのをもらってるんですけど、消火栓からの消火活動に支障が出たと言われておりますが、これは火災現場の周辺地域にある多くの消火栓を一斉に使ったことが一時的に水圧の低下が生じたためだと思われま。という説明をなされてるんですけど、私はささいなこと、どんなささいなことでもその原因となるねものがあるといつも思ってるんですよ。だからこれ説明わかるんですけど、皆さん当然一遍に一斉に使ったら低下するのは当たり前なんです。消防長これを悪いとか言うんじゃないくて、私が言うのは今後のためにね原因を見つけて何が原因やったかということを見つけて生かさないと何も意味がなさないんですよ。だから恐らくこれからいくと、連絡とか、連携プレーの消火活動のプレーが、何かその辺が抜けがあったのかなあと思っんですけど、その辺の今後の検討ですね。検討課題としてほしいと思ってます。それと水道がこの前、上下水道部長さんの話では、濁ったという話を聞いてますね。それで現実問題としてはあの近所、飲食店街いわゆるうまいもん通りとか、ああいう所が濁ったのかどうか知らないんですけど、現実にそういうことがあったのか、その辺の対処はどうしたのかということを知りたいと思います。それとそれは今3点ですね。

それとですね、生ごみの問題なんですけど、次長ですかね、そういうことを言ってるんじ

やないんですよ。この生ごみを利用して食育としてプランターでいいですよ。プランターでいくんですよこれ、プランターでね。プランターで野菜作りをしたらどうですかという子どもさんたちに。あのね先ほど浅利議員が言ったこととまるっきり違うんです、物の考え方が。180度違う。アレルギーの物質を除去しましょうという発想なんですよ、浅利先生なんですよ。そういう発想じゃあないんです。先ほど私が言ってる、微生物は生きてるんだと言ったでしょ、循環型って、だから考え方が違うんですよ。今のやり方っていうのはね、どういうことをやり方しよるち言うたら、ばい菌があるからばい菌がねこれ害になるからちいうて殺虫で殺しちよるわけですよ。そういうことやないんですよ逆に言えば、だからそういうことが分かるようにね、プランター使って食教育をしたらどうですかちいうことなんですよ。だからいきなり実施すると大変と思うんですけど、そういう野菜づくりとかそういうのにプロの方がおりますので、講師等呼んできてですね、まず講師を呼んできて講演してもらって、こういうことは食教育に取り組めないかなあというのが出てくると思うんですよ。私は、私が現実に見てこれ見てきたから、これは簡単にできると思うんですよ。しかもですねリサイクルできると生ごみですね。それを兼ねてやったらどうですかっていうんです。今言ってる今給食で出てきたやつを処理して云々ち言うね、設備を作って云々ち言うんじゃないんですよ。そういう意味の食教育じゃないんですよ私は、子どもにそういう土をですね使って生ごみをリサイクルした土を自ら使って野菜を育てる過程が大事やと、教育はですね。そういうのをやったらどうですかっていうんです。金は掛からないんです。プランターだけでできるもんですから、その辺を分かります。ちょっとそれで止めておきますので。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 議員が言われるように何か万が一の事態になったときに、災害対策本部等を設置する場所がですね、倒壊したりとかですね大変な問題になるわけでありまして、そういったこともありまして、今この本庁舎も含めまして蒲江振興局の庁舎ももちろん含めて庁舎の改築等について今真剣に我々も取り組んでいるところでありまして、これはこういった今年・来年という感じですがすぐにはできないという問題もありますけども、今真剣に耐震問題がありますそういった庁舎に関しまして取り組んでおりますので、その辺はそれじゃあ間に合わないんじゃないかと言われるかも知れませんが、今やっておるところでございます。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 濁りの件についてでございますけども、午後3時半ごろから濁りについて住民から通報がありまして、城山西排水系の城下西・東町、内町、向島、大手町、船頭町の全域で濁りが確認されました。住民からの問い合わせは洗浄終了までの間で、約60軒ございました。濁りの発生が予想されましたことから、2時45分以降1時間おきに広報車3台による濁り発生の広報を行い、最後の広報を9時過ぎに終えたところです。先ほどの御質問の給水につきましては、新町通り、うまいもん通り、それから元郵便局跡の市営駐車場跡に拠点の給水箇所を設けまして、ここに2トンタンクを配置したほか、5台の車両で飲食店等からの給水の要望に応えたところでございます。最終的に5時以降洗浄を行いまして9時45分に終了し、おおむね濁りが解消されたところです。以上です。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） ちょっと清家議員の質問がちょっと分かりにくいところがあったんですが、

残飯を使ってプランターに入れる。さっき私が説明したのはあくまでも残滓^{ざんさい}が出てきたときのあとの処理ということで、当然佐伯市としても給食センターに今「つちカエル」とか入っているのがあるんですけど、そのほかかなり食べ残しとか、残った材料があります。それをとにかく処理しないといけないというのがありまして、今実際ですね、産廃業者が取りに来たり、清掃課が収集したりというような感じで出しておるのはあくまでもそういう処理機を入れて、ある程度処理をしないと次に使えないということで、これはもうずーっと進めていく予定にしているんです。それで残飯を使ってちょっとプランターって、私もちょっとそこ分りにくいところがあるんですが、また研究してみますそこは。

議長（児玉忠義） 清家議員。

10番（清家好文） 私が言いたいのは、言いたいというか、さっきの水の濁りですね、こういう状態ですからいつ災害がくるか分からないと。給水車ぐらい1台ぐらい持ったらいいんじゃないですかちいうことですね。多分、恐らく何かポリパックかなんかしてやったんでしょ。何が起こるか分からんちいうか、もうこういう時代ですからね、いつも言うように河野議員が9月21日にはねえ地震がきますよというね、ぐらいにいつ来るか分からないんですよ。そのためにもしね、そういうことが起こった場合にも給水車が必要であろうから、1台ぐらい佐伯市が持って持たせたらいいんじゃないですかちいうことなんですけど、予算がないちいうことはないですよ。その辺の検討をお願いいたします。

要は、私が言ってるのは生ごみが出ますよね、それを使ってそれをたい肥として作って、子どもさんにね作ってね代表的な畑やなくていいわけですよ。プランターがあるからプランターでね、野菜を作ったらどうですかちいう。作ったらちその作る過程が大変なんですよ。大変ちいうより教育になりますよということなんです。その過程、それが教育ですよということですよ。生ごみ処理云々ちいうのは当然ですけどね、それで野菜を作ってね、さっき言ったように本がありますのでお貸ししますけれど、正にね浅利議員が言ったようにアレルギーの問題なんですけれど、そういう、どういうことちいうかね、何で生ごみ、これに書いてあるんですけど、元気野菜ができるかちいうたらね。土にいわゆる生ごみを戻すと、戻すということは微生物がバクテリアが増えたとね、そのバクテリアが増える栄養素を吸ったやつが野菜をですね食べれば元気になりますよということなんです、図上はね。だから要は発酵の世界なんです。ぬかみそ漬けちいうんですか、ぬかみその漬けるちいうのは、あれは菌でしょね。それを生ごみを処理に利用しとるわけなんですけれど、ただそれだけするよりは子どもさんにやらせたほうがね、教育になるんじゃないかと、食育になるんじゃないかと。むしろ私は子どもから親に教えた方がいいんじゃないかと思ってそう言ってるわけなんです。教育長そういう意味です。ここで名誉ばん回に一つその辺を何か一つぐらいやったらどうでしょうか。最後になりますけれど。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） ただ今清家議員から御指導がありましたので、研究して考えてみたいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時00分 散会

平成20年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

第6号 6月18日

第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 6 号）

平成20年 6 月18日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 曾 宮 司 好
8 番 後 藤 幸 吉	9 番 江 藤 茂
10 番 清 家 好 文	11 番 矢 野 精 幸
12 番 矢 野 哲 丸	13 番 河 原 修 仁
14 番 宮 脇 保 芳	15 番 佐 保 曉
16 番 小 野 宗 司	17 番 肥 後 四々郎
18 番 桝 田 穂 積	19 番 村 尾 清 一
20 番 井野上 準	21 番 河 野 豊
22 番 下 川 芳 夫	23 番 柳 井 二 生
24 番 泥 谷 和 喜	25 番 菅 原 忠 己
26 番 和 久 博 至	27 番 日 高 嘉 己
28 番 渡 邊 邦 壽	29 番 染 高 矢 玉 夫
30 番 児 玉 忠 義	31 番 甲 斐 迪 彦
32 番 狩 生 寿 一	33 番 廣 瀨 精一郎
34 番 吉 良 栄 三	35 番 高 瀨 司 政 文
36 番 浅 利 美知子	37 番 河 野 周 一
38 番 玉 田 茂	39 番 河 村 松 一
40 番 児 玉 輝 彦	41 番 松 田 清 德
42 番 戸 山 盛 喜	43 番 寺 島 孝 幸
44 番 土 師 辰 英	

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市		長	西	嶋	泰	義	上	下	水	道	部	長	戸	高	公	人	
副	市	長	木	許	政	信	教	育	道	部	長	長	川	原	弘	嗣	
副	市	長	塩	月	厚	信	消	防	防	局	長	長	伊	東	宇	三	
教	育	長	武	田	隆	博	上	浦	振	興	局	長	長	白	茂	達	
総	務	長	大	鶴	直	己	弥	生	振	興	局	長	長	御	隆	二	
財	務	長	久	保	成	太	本	匠	振	興	局	長	長	山	健	一	
企	画	長	魚	住	慎	治	直	川	振	興	局	長	長	曾	宮	清	
市	民	長	田	崎		誠	宇	目	振	興	局	長	長	河	原	盛	
福	祉	長	坂	本	修	一	鶴	見	振	興	局	長	長	甲	斐	滿	
建	設	長	酒	井		実	米	水	津	振	興	局	長	江	藤	幸	
農	林	長	河	野	伸	生	蒲	江	振	興	局	長	長	戸	高	一	德

議事日程第6号

平成20年6月18日(水曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 一般質問
 - 第2 議案質疑
 - 第3 議案等の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案の上程(提案理由説明)
 - 日程第3 議案質疑
 - 日程第4 議案等の委員会付託
-

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成20年第2回佐伯市議会定例会第13日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、柳井二生君、2番、玉田茂君、3番、染矢玉夫君、以上の順序で順次質問を許します。

23番、柳井二生君。

23番(柳井二生) おはようございます。一般質問も最終日の5日目になりました。皆さん大変お疲れでございます。23番議員、南風会、直川選挙区選出の柳井であります。15日の日曜日になりました東九州自動車道の開通前イベントとして、佐伯インターでジョギングとウォーキングが市民約3,000人の参加で盛大に開催されました。雨の降りしきる中、参加された方、建設部のスタッフの皆さん、本当に御苦労ございました。28日の高速開通イベントにはまた多くの市民の皆さんが参加されますように期待をして一般質問に入ります。

人はだれでも健康で元気に豊かな充実した生活を願っております。毎年医療費の上昇で国保財政は危機的状況にあります。そんな中であって、本年4月より老人保険制度は改正され、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が創設され、実施されております。もういろんな問題が指摘され、制度の見直しが検討されております。保険と医療費は一体的に考えるものでありますが、議論の中心はいつも保険料のことばかりで医療費の抑制のことといえば、お医者さんに対する診療報酬のことや薬代のことだけで、被保険者に対する議論は全く聞こえてきません。佐伯市は平成18年5月に策定した、さ~いきいき健康21の中で、市における健康の状況を分析しているような計画がなされ、事業展開が実施されております。その中身は主に食生活に関する事業や予防に関する事業に力点が置かれているように感じられます。そこ

で幾つかお尋ねいたします。として、健康診査の19年度実績で受診率は合併前と比べてどのような状況にあるのかお尋ねいたします。として、各振興局が独自に行っている健康づくり事業はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。として、国保会計で実施しております保険事業のヘルスアップ事業という内容と参加状況について、またこの事業に国保加入者がどのくらいの割合で参加されておられるのかお尋ねいたします。として、健康づくり事業として、各振興局ごとにウォーキングコースを設定して、毎月どこかの振興局管内でだれでも参加できるようなウォークが実施できないかどうか。以上、四つ質問いたします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） 皆さんおはようございます。柳井議員さんは、先日の高速道開通前イベント、ウォーキングの役員として御協力・御参加いただきまして誠にありがとうございました。早速でございますが、議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、成人の健康診査の受診率の件でございますが、これにつきましては、基本健診という名称をとっておりますが、平成17年度につきましては49%でございます。平成18年度は49.1%、平成19年度が47.1%でございました。大体この率で推移をしておるようでございます。2番目の、振興局ごとのという御質問でございますが、佐伯市では市民を対象とした生涯を通じた健康づくり運動を推進するため、推進協議会を設置をいたしております。その中で、各振興局ごとの活動を毎年推進状況と当該年度の計画を協議をいたしております。各振興局が取り組んでいる事業でございますが、各分室ごとに栄養士を配置し、食生活改善のための栄養教室を実施いたしております。振興局により教室名はヘルシークッキング教室、それから、はつらつ教室、ヘルスアップ教室等、名称は違っておりますが、大体プログラムにつきましては統一をいたして実施をいたしております。次に、運動についてでございますが、平成12年度から国保連合会の支援をいただきまして、運動の推進をしておりますが、全振興局において、これも名称等が回数等がまちまちでございますが、ヘルスアップ教室とか軽スポーツとか、それからいきいきサロンでの健康教室とか、いろんな形で取組をいたしております。平成19年度の全市においての健康教室は682回、それから健康相談につきましては2,636回実施をいたしております。それから3番目の、国保の保健事業といたしまして、ヘルスアップ推進員養成事業につきましては、これはボランティアとしての心構えや地域の方への情報の発信の方法等を、佐伯市のヘルスアップ推進員として活動するための研修を、今年度は年間5回実施の予定をしております。対象者は食生活改善推進委員、それから健康運動普及推進員、J A B J A BのO B会、それからW A Y W A YのO B会、このJ A B J A B、W A Y W A Yっていうのは、J A B、じゃぶは丈夫な足とボディをつくろうという頭文字を取ってございます。W A Y、わいは笑って歩く良い習慣という頭文字を取ってございます。そういった会員で今年は参加予定は100名でございます。平成19年度の実績の国保加入割合は68%でございました。次に、W A Y W A Y教室についてでございますが、陸上での運動指導といたしまして、健康運動指導士により、ストレッチやリズム体操等の運動指導を中心に1教室年間30回を予定をしております。佐伯教室の参加者は昨年35名、弥生教室が19名、また今年度から開始をいたします上浦教室の参加は16名、蒲江教室が19名でございます。国保加入者の割合は全体で66.3%でございます。次に、J A B J A B教室についてでございますが、ひざが痛い等で陸上の運動が困難な方を対象に、健康運動指導士による水中運動教室を1教室年間25回実施をいたしております。参加は佐伯教室24名、国保加入者の割合は58.3%でござ

ざいます。鶴見・米水津教室につきましては、今年度の9月から開始をいたします。参加予定は30名の予定でございます。それから、4番目の各振興局ごとにウォーキングコースを設定してはとの御提言でございますが、既に過去設定している振興局もあるようでございますので、この辺につきましては、教育委員会の体育保健課や生涯学習課と協議を行い、もう一度見直しをして有効な健康づくり事業ができないか、検討していきたいと思っております。なお、今年度は弥生振興局と協議いたしまして、パワーアップ事業の中でメタボを対象としまして、弥生地区の道の駅付近の河川敷でございますが、ウォーキングコースを設定したいと。これにつきましては距離や消費カロリーを道路に四角い標示を入れてする。そういうのを計画をいたしております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 柳井議員。

23番（柳井二生） 再質問をさせていただきます。1番目の成人の健康診査であります。年度別で今部長から話のありましたように、50%未満でございますが、18年度と19年度を比べると2%程度落ちております。今やっぱり成人のメタボ等がいろいろと生活習慣病は言われておるときにですな、受診率が落ちるのはもったいないなという気がするんですが、受診率アップの方策としてですな、何かいい施策を今年もっているかどうか、あればお聞きいたします。それと2番目の各振興局の健康づくりであります。今話のありましたように、食生活がやっぱり中心的な教室等のようでございますが、私が一番最後にウォーキングコースを言ったんですが、やっぱり健康寿命をですな、保つような事業をやっぱりしていただきたいなという気がいたします。そういう意味で、健康寿命を保つのはやっぱり食生活も大事ですけど、やっぱり体を動かすのもですな、一番大事ではなからうかという気がいたしますので、各振興局もですな、是非ひとつそういう体を動かす方もですな、何か教室をしたあとに、何ち言うんですかウォーキングをするとか、何か体を動かすような体操をですな、是非取り入れていただいて、その体操等をですな、できればサロン等に持ち帰っていただいてですな、指導できるような何かそういうふうな教室も開ければいいかなあという気がいたします。それから、国保がやっておるヘルスアップ事業につきまして、国保の加入が六十五、六という加入でございますが、これはこれで仕方がない部分があるかと思っておりますけど、いずれにしてもですな、国保でも地域的に片寄っておるかなあという気がするんですが、これも温水プールの関係等もあると思っておりますけど、できればですな、宇目とか直川、本匠も含めて何か事業をですな、考えていただけないかどうか、もしあればお聞きいたします。それと4番目のウォーキングコースについてはですな、もう御存じの方もあろうかと思っておりますけど、この佐伯市内には歩きたくなる日本100選の一つにですな、山際通りから濃霞公園というんですか、平和のやすらぎ館の方に向けた10キロコースが設定されてですな、いい非常にすばらしいコースが設定されております。ここも恐らく年間一、二回ぐらいの行事というか事業でですな、歩く機会が設定されておるのかどうかちょっと分らんのですけど、確か1年に1回はですな、歩く機会があると思っておりますけど、できればここももう少し宣伝していただいてですな、皆さんから知っていただいて使っていただくと、非常にいいコースではなからうかと思っております。市内の山の関係、登山の関係は海崎の彦岳登山とかですな、木立の元越山とか、木立コース、色利コース、それから弥生と佐伯にまたがっております梅牟礼城跡の登山とか、いろいろと登山関係はですな、地域の地域おこしなり、村おこし等の有志で立ち上げてそういうやつをもう定期的に、5月にはどこで何があるんじゃ、9月には何があるんじゃということ

で、もう定期的に決まってですな、組んでおるようなそういうような健康づくりをしております。今歩く方ですな、ウォーキングでは本匠の2月にですな、番匠川の源流ウォークというのが、本匠ではもう2月に定着しております。これはもう2月になればこの佐伯市内ではですな、本匠の源流ウォークがあるんじゃないという、そういうような関心のある方はですな、もうそういうような意識を持っております。私が言いたいのは、そのほかの所をですな、是非まあ宇目・直川も含めて蒲江・米水津、ああ米水津は毎年お正月にですな、地蔵公園ですか、地蔵尊公園ですか、あそこに初日の出を見るための何か歩こう会をしておるようでございます。そういうことでない所にですな、是非ひとつこう何かコースを5キロか、10キロぐらいのコースを作っていて、皆さんから1月には直川に行くが、1月には歩こう会に参加できるとかですな、3月に行けば蒲江のどこかに参加できるとか、そういうような定期的に決まったコースをですな、是非設定していただければですな、こんだけ広くなった新佐伯市でありますので、宇目の方、蒲江まで行って歩こうかとかいえばまた交流もつながるし、また地域を知っていただくためにも良からうかと思っておりますので、是非ひとつですな、これ福祉保健部だけじゃなくって、やっぱり教育委員会サイドとですな、是非ひとつタイアップしながら健康づくり事業ということでは、是非ウォーキングコースを設けていただきたいという。教育委員会サイドで何かあればですな、答弁をしていただくとありがたいと思っておりますが、ひとつよろしく申し上げます。以上で、再質問終わります。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは、柳井議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っておりますが、まず1番目の受診率がちょっと19年度に2%ぐらい低下しておるんじゃないかという御指摘でございました。ちょっと分析をいたしましたら、旧郡部、振興局単位で若干受診率が下がってるおるようでございますが、ちょっと原因が分かりませんが高齢化によるものかなあとは思っておるところでございます。ただ受診率のアップの方法でございますが、今年度からは特定健診が始まりまして、平成24年度までに受診率64%達成というきつい課題がございます。今、各地域ごとに住民健診が始まっておりますが、そこ辺も今後は工夫をしていかなければならない部分だというふうには思っております。それと2番目、3番目に食推を中心とした食事の健康の方が片寄ってるんじゃないか、もうちょっと運動的なものを入れたらどうかということではございますが、WAYWAY教室等についても旧佐伯市内を中心としたものに片寄ってる部分もございまして、今年是一般プールも活用できないかということもですね、少し検証してみたいと。鶴見、米水津地区も入れますが、これについては米水津の温水プールを使おうかなあという計画をしとるようでございます。ただ、普通のプールも夏場の間については可能だと思われまますので、そこ辺も検討の一つに入れたいというふうには思っております。4番目のウォーキングコースの設定につきましては、また教育委員会、それからですね管内ではイベントによるウォーキングが結構されてるようでございます。それとウォーキング、それから歩こう会の会もですね24団体ほどございまして、そういった民間の力もお借りしたですね、24団体が1年に一つイベントを組んでいただければ24回できるわけではございますから、うまく組み合わせをすれば月に2回平均はいくのかなというふうには思います。そういった恐らく連絡会議とかそういうものがないんじゃないかと思っておりますので、そういうこともできないか。また、関係部と一応話し合いしてみたいなというふうには思っております。コースにつきましては、先ほど言いましたように、教育委員会とも協議

をしまして可能であれば実施をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 柳井議員の質問ですが、私も柳井議員がおっしゃるように健康づくり大切なことだというふうに思います。したがって、福祉保健部との連携を併せて関係機関との協議を重ねながら、どういう施策ができるか検討してまいりたいと思います。

議長（児玉忠義） 柳井議員。

23番（柳井二生） ちょっと最後に要望しておきたいと思います。さっき言ったように各振興局ごとにすな、是非ウォーキングコースを作っていたきたいし、それとすな、先ほど私が言ったように、18年の5月にこういう立派な健康計画ができております。この中のこれを見るとすな、作業班は今言ったように福祉保健部だけの作業班であります。教育委員会サイドは全くつんぼさじきの計画書がありますのですな、こういう今言う健康づくりということはやっぱり福祉だけじゃなくて、最初から言ったようにすな、教育委員会、体を動かす方も含めてすな、やっぱり参画していただいてすな、立派な計画書に作り上げていただきたいし、またこの計画書をすな、見直すときがあればすな、是非ひとつ教育サイドも参画して入れていただきたいと思います。要望して一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、柳井議員の一般質問を終わります。

次に38番、玉田茂君。

38番（玉田茂） おはようございます。番匠のおいしい水をいただきました。張り切っていきたいというふうに思います。

38番議員、あまべの会所属、玉田茂です。それでは通告に基づいて一般質問を行います。1点目として、道路網整備の促進について、2点目として、精神障がい者支援についてお伺いをいたします。まず1点目として、道路網整備の促進について、東九州自動車道佐伯・津久見間13キロメートルの供用開始は6月28日と決まり、いよいよ佐伯市も待ちに待った高速交通時代の到来であります。また、めじろんでおなじみの2巡目おおいの国体は当市において弓道・レスリング・軟式野球の競技が9月27日より、障害者スポーツ大会、水泳競技も10月11日より開催され、佐伯インターより、県内はもとより県外ナンバーの車両が多くなり、交通混雑が予想されます。交通事故を起こさず、あわずの心構えで安全運転に努めるよう切望いたします。このような高速時代の到来にもかかわらず、佐伯管内の道路網の現状はまだまだ未改良区間が多く、インターへのアクセス道路としての機能は発揮されず、また合併しての地域間交流にも支障を来しております。特に、合併時に国・県に対して主要道路の事業促進を24項目要望しております。今回の質問はこの24目中、旧佐伯市と旧南郡との隣接する道路網で重要かつ緊急に整備すべきと思われる路線についてお伺いをいたします。旧佐伯市に隣接している地域は申すまでもありませんが、上浦・弥生・直川・鶴見・米水津・蒲江の6地域であります。この6地域は合併までに各々主要道路の改良に精力的に取り組みました。その結果、一部を除き南郡管内までは改良工事が進んでおります。しかしながら、旧佐伯市管内に入ると未改良区間が多く、交通混雑を来しその機能はまひしております。合併して3年間、国・県に対し積極的に要望活動をしてると思いますが、なぜ道路工事は思うに任せず実施できないのでしょうか。総合的かつ具体的な見解を市長にお伺いをいたします。次に、具体的な道路改良工事について4項目伺います。1として、国道217号線バイパス工事につい

てお伺いをいたします。この路線は佐伯市街地への交通渋滞の緩和とアクセス道路としての役割を担っていますが、佐伯市にとって真っ先に供用開始しなければならない重要な路線と認識しております。東九州自動車道が完成するまでには第1工区はでき上がるものと思っていましたが、いまだ用地交渉が難航しています。佐伯市として県とともに交渉に携わっているのでしょうか、お伺いをいたします。第1工区、脇・臼坪間は現在工事中ですが、その一部で用地交渉が難航し、工事が中断していますが、完成予定年度を教えてください。第2工区、脇津留・弥生小田間は調査、設計、用地買収を計画していましたが、その進ちょく状況はどうなっているのか。また、当時着工予定年度と完成予定年度を教えてください。第3工区、臼坪・平野間の工事計画は具体的にどのようなになっているのか教えてください。2として、番匠川河口橋の早期着工についてお伺いをいたします。本日は鶴見地区交流ふれあい道づくり推進期成会の皆さん、傍聴席にたくさんの方がお見えでございます。大変御苦勞でございます。市町村合併の支援事業として認定されている番匠川河口橋建設は、鶴見、米水津地域と佐伯市街地とが最短距離となり、住民生活における重要なライフラインとしてはもとより、鶴見、米水津地域の水産物流通に欠くことのできない橋梁であります。現在の交通状況は平成17年12月に吹灘ふれあいたンネルが供用を開始し、灘地区の交通量は多少増加しておりますが、吹浦地区と灘地区が未改修のため、どうしても大型同士の離合が困難であり、危険でありますから、羽出から松浦までの人は3キロメートルほど遠回りして浦代、木立周りをしております。そのために木立から茶屋ヶ鼻橋、新大橋までが渋滞しているのが現状であります。そこで質問しますが、その1として、豊後水道交流ふれあい橋梁整備事業、番匠川河口橋の事業促進の現状を詳しく説明をしてください。その2として、河口橋建設に対する建設予定金額は75億円とも言われていますが、その予算措置はどのようなになっているのか、また着工年度は決定しているのかお伺いをいたします。3として、県道床木海崎停車場線の整備についてお伺いをいたします。この路線は海崎地区と弥生地区を結ぶ国道217号線と津久見線及び東九州自動車道佐伯インターのアクセス道路として、上浦、海崎地区の交通の緩和策として必要な道路と思います。海崎駅を始めセメント工場及び鉄鋼関連団地として佐伯市の重要産業の拠点でもあり、通勤はもとより産業道路としての利便性は高く、早急に改修すべきと考えます。床木側は改修済みですが、海崎側の進ちょく状況と完成予定年度をお伺いをいたします。4として、県道赤木吹原佐伯線の整備についてお伺いをいたします。この路線は直川地区については改修済みですが、大越轟峠側が未改修で、4トン以上が通行できません。直川赤木地区には鉱泉センター、昆虫館、憩いの森公園があり、大越地区にもバンガローがあります。両地域の交流に必要な道路であります。何十年も改修は進んでいません。いつになったら改良工事に掛かるのでしょうか。その改良計画をお伺いをいたします。

大きな2点目として、精神障がい者支援についてお伺いします。平成18年4月1日より障害者自立支援法が施行され、佐伯市においても障害福祉計画が策定されました。これまでの身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障害を一元化するための施策ですが、精神障がいに対しては身体障がい者、知的障がい者に比べ、移動についての交通費関係及び佐伯市福祉手当サービスが実施されていません。精神障がい者にも同等のサービスの提供はできないのでしょうか、お伺いをいたします。次に、施設整備計画については5年計画になっておりますが、現在佐伯市管内での施設は現状行き届いているのでしょうか。将来計画の予定はあるのかお伺いをいたします。次に、相談支援体制について伺います。精神障がい者及びその

保護者・介護者が日常生活や社会生活を営むために障害福祉についての身近な地域での相談支援体制はどのようになっているのでしょうか。身体障害者相談員20名、知的障害者相談員4名のようなのですが、精神障がい者に対する相談員は何名いるのでしょうか。佐伯市役所、各振興局に相談員を配置しているのでしょうか。また、民生委員に相談するのか、その相談体制は十分機能しているのかお伺いをいたします。次に、精神障がい者に対しての就労支援策として、佐伯市役所内の就労できる職種は検討できないか。また、佐伯市とかかわりのある関係協力業者に対して就労あっせんはできないかお伺いをいたします。以上であります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。玉田議員の御質問に対して御答弁申し上げたいと思います。最初は、道路網整備の促進について、2番目は、精神障がい者支援についてでございますが、その中で道路網整備の促進について私の方から答弁をさせていただきたいと思います。玉田議員のなぜ道路工事は思うように任せず実施できないのか、総合的かつ具体的な見解をとということの質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。議員御存じのとおり、毎年県に対しまして主要道路の重点事項、いわゆる大規模という形で及び重要事項といたしまして項目ごとに要望しております。この項目については道路関係が21件、河川事業関係が約9件、それと大きく単なる砂防事業の促進と急傾斜崩壊事業対策とそれも数はたくさんあるんですけど、そうした大まかな形での全体的に一応31項目として要望をしております。また、道路につきましては各期成会を通しての要望活動もこれも行ってあります。特に、市町村合併支援事業としての道路の実施につきましても、路線でみますと番匠川河口橋以外は継続事業として実施しております。ただ社会状況では財政的な面において予算が限られており、なかなか進ちょく状態が分かりづらい現状です。確実に進んでいますが、余談ですが、県下の土木事務所管内での内訳を見ましても佐伯土木事務所管内においては、県下の中でも2番目の事業費をもって事業が行われていると聞いております。しかしながら、議員御指摘のとおり、まだ未改良区間が多く、市民の生活、通勤・通学に不便を期していることは事実です。先ほど四つの項目を上げておりますが、そうした中に番匠川河口橋について、新規事業という形で私もこれは今後とも取り組んでいかなければならないと思っております。特に、この早期着工につきましては、3月議会でも御答弁申し上げましたように、昨年12月佐伯市の自治委員会連合会等の要望も受けておりますし、先月県議会へは今年調査が入りました時に、番匠川河口橋は特に今年度ですね、最重要路線としてですね、第一順位の要望をさせていただいております。今後はこうした合併新事業としてもですね、県に強い要望をしていきたいと思っておりますし、こうした一日も早い着工ですね、着工を求めて今後とも要望をまいっていきますし、また議員各位並びに地域住民の皆さんの御理解と御協力を御願い申し上げたいと思っております。議員の御質問がありました道路に対しての各項目につきましては、担当部長から答弁させていただきますので、よろしく願います。また、それ以外につきましても担当部長の方より答弁させていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。それでは、玉田議員さんの道路網整備の状況について各路線ごとにお答えをしたいと思います。まず、国道217号佐伯弥生バイパスの第1期工区についてですが、先の後藤議員にもお答えしましたように、一部用地未解決部分については、任意交渉による用地取得が困難という判断をいたしまして、現在土地収用法の手續に向け事

業認定の申請中であり、供用開始の時期は、平成21年度末を目標に大分県と協力し行っているところです。第2期工区の脇津留小田間についてですが、脇津留側の用地はほぼ終わっており、今年度仮称上岡トンネルの抗口に向けた改良工事を行うと聞いています。また、小田地区については今年度用地買収を予定しており、用地の取得状況によっては一部工事に着手予定であり、さらに第2期工区の完成時期は、平成20年代半ば、おおむね平成25年ごろを予定しているというふうに伺っております。次に、第3期工区臼坪平野間、駅前間ですが、現在実施している第1及び第2期工区の進ちょく状況を見ながら着手時期の検討に入るといふふうに聞いております。次に、2項目目の番匠川河口橋の現状についてお答えします。合併と同時に議員御承知のように、多くの道路事業等を大分県に要望してます。大分県から昨今の財政状況から、また東九州自動車道関連事業が集中する中、いわゆる大型事業について同時に実施することは困難であり、市として優先順位等の整理をしてほしいとの指導を受け、市としても番匠川河口橋を最優先順位として整理をしたところです。昨年6月には、本日もそうですが、鶴見地区交流ふれあい道づくり推進期成会が佐伯土木事務所長に、また昨年12月には佐伯市自治委員会連合会からも河口橋の早期着工に向けた要望を受け、市として番匠川河口橋の事業化を強く要望しております。大分県においては、市の意向を受け、大分県道路事業全体の中で番匠川河口橋の費用対効果などの整理を行い、厳しい状況の中ではあるけれども実施できるかどうか調査に入ると聞いております。現時点でこれに掛かる事業費はどれほどかとの質問ですが、概算で75億円から80億円と予想されます。また、これに対する予算措置等は現時点では全く用意されておりません。次に、3項目目の県道床木海崎停車場線の整備状況についてですが、海崎側の用地問題で時間を要した経緯があり、一時事業中断を余儀なくされました。既に事業再開しており、平成17年度までに用地は完了し、平成18年度から工事にも着手しております。今年度は竹樋川に架かる橋梁の下部工に着手すると伺っております。完成年度はいつかとの御質問ですが、トンネルが300メートル、海崎側のあかり部の改良は約700メートルの工事が残っております。先ほども申し上げましたように、他事業の進ちょく状況と調整を図りながらトンネルの着工と考えられることから、完成時期については明言できる状況にないというふうに伺っております。次に、4項目目の県道赤木吹原佐伯線の整備について大越から直川赤木間の道路改良計画の御質問ですが、現在岸河内から大越轟間までを11か所、視距改良や離合箇所設置、いわゆる1.5車線改良を行っており、昨年度までに4か所は完了しております。今年度はさらに2か所で着手すると伺っております。いずれにしても、直川赤木までの全線改良の具体的な計画はまだ立てられていないと伺っております。以上です。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは、私の方から精神障がい者の支援についてを御答弁させていただきます。まず1番目の精神障がい者のサービスについてでございますが、障害者自立支援法が施行されたことによりまして、介護給付や訓練等給付の障害福祉サービスは、障がい種別にかかわらず身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供するようになりました。しかし、議員御指摘のように、精神障がい者につきましては他の障害と違いまして、交通それと福祉手当等について遅れておるようでございます。ただ交通機関等につきましては、実施者がバス会社、それからタクシー会社、JR等民間企業が主であるため、実施者の理解なくしては実施は困難でございます。ただ平成18年10月から、精神福祉保健手

帳に顔写真が付くようになりまして、全国的にはバス等の割引制度が増加をしてきておるようでございます。大分県といたしましても、県内関係団体に割引を要請をいたしております。佐伯市福祉手当などについては、タクシーの助成券も含めてでございますが、市の単独事業でございますので、身体及び知的障がい者と同等のサービスの提供ができるよう、平成21年度実施に向け努力をいたしたいというふうに考えております。2番目の施設整備ということでございますが、議員は5年間ほど掛けて施設整備という御質問でございますが、これは旧法の体系から新法の体系に移行していくのが平成19年度から23年度の5年間を掛けて移行していくということでございます。新体系に移行いたしますと、一つの施設で異なる障がいのある人にサービスを提供できるようになるとともに、これまでは入所施設では、昼・夜がパッケージとして一つになっとんたんですが、これが日中活動の場とそれから住まいの場ということで選択をすることになります。市内にある精神障がい者の通所施設につきましては、サニーハウスとあけぼのの2か所でございますが、サニーハウスは自立訓練が12名、それから就労継続支援のB型、これは被雇用でございますが20名、あけぼのは就労継続支援B型20名の定員でございます。既に新体系に移行いたしております。市内の障がい者施設につきましては、入所施設でございます身体障害者療護施設、これは清流の郷でございます。に待機者が若干ございますが、全体としては行き届いていないかと思っております。ただ、あけぼのにつきましては、利用定数が20人で現在11名の方が利用しておりますので、まだ達しておらないという状況でございます。佐伯市障害者福祉計画では、入所施設からの希望や退院可能な精神障がい者の地域生活への移行のために旧法の施設からの移行も含めて利用者の増加を見込んでございます。今後利用者の移行を見ながら、不足する施設につきましては民間の事業者と情報の提供は連携を図り、受け入れ施設の確保に努めていきたいというふうに考えております。3番目の障がい者の相談窓口でございますが、市役所、各振興局、保健所、社会福祉協議会などがございまして、身近な地域の相談相手としては、民生委員さん・児童委員さん、大分県が委嘱する身体障害者相談員、議員は20名ということでしたが11名でございます。及び知的障害者相談員が4名おります。精神障がい者の相談員につきましては、現在は県に制度がございませんので、今相談員制度はありません。市では、地域生活支援事業の一つといたしまして、相談支援事業を実施し、県の相談支援事業所の指定を受けている堅田の清流の郷に身体及び閉庁時の精神、それから大分県なほみ園に知的及び児童の相談事業を委託をいたしております。また、社会福祉課におきまして精神障がい専任の保健師2名を配置し対応いたしております。精神障がいにつきましては、医療的な専門的な相談内容が多く、十分な対応というのが非常に難しい部分がございますが、振興局での対応もできるよう、今後保健師の研修指導等を実施していきたいというふうに考えております。精神障がい専門とする市内の事業所が相談支援事業所の指定を受けた場合は、また相談事業所の県から受けた場合には、相談支援事業の委託を検討するというふうには考えております。これからも、どこで相談してるかということにつきましては、市報などを活用し、相談窓口を周知いたしますとともに、委託業者による巡回相談会を実施いたしまして、より身近な地域で相談に応じられるようにいたしたいと思っております。4番目の雇用の問題でございますが、精神障がい者の市役所内での就労につきましては、他の障がい者と同様に通常の就労に支障がなければ試験を受け合格すれば採用されることとなります。現時点では、障がいの程度に応じた職種や部署を設けるということは非常に厳しいというふうに考えております。なお、

通常の就労が困難な者には福祉的な就労の場といたしまして、先ほど言いました就労継続支援の事業所等での授産が考えられます。こうした事業所での利用者の工賃収入等を上げるために、市としては庁舎周りの清掃、そういったものについては随意契約により発注する商品や役務について配慮していきたいというふうに考えております。就労のあっせんにつきましては、ハローワーク以外はできませんので、市といたしましては地域自立支援協議会の就労支援部会を設置しておりますので、毎月1回施設関係者、それからハローワーク、障がい者雇用応援企業など、障がい者の就労に関する関係機関と情報の交換をし、ネットワークを構築しておりますので、この部会を活用し、就労支援をより一層推進していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 玉田議員。

38番（玉田茂） それでは再質問をさせていただきます。今市長より道路関係について総合的な見解の答弁がございました。具体的にですね、私も原因は何があるんだろうかなあというふうに考えておったところなんですが、1点目として、大入島の埋立て問題の影響が工事に対する遅れが影響しているんじゃないかと。また、東九州自動車道、これ新直轄方式になっております。予算的に国が4分の3、県が4分の1ということで県も大変大きな負担が掛かります。こういう大きな工事の問題があって工事がなかなかできないんじゃないかということもあろうと思います。また、最近道路特定財源これが一般財源化すると。この影響がどのようにこれから先10年程度の中でどう響いてくるのかなあという問題もあろうと思います。それともう1点、合併特例債これの活用を佐伯市としてどのように考えているんだろうかなあ、市長のお考えを私もとしてはお聞きしたいというふうに思います。それと国道217号線バイパスの件であります。今第1期工区これは暫定2車線の話だと思います。現在この第1期工区は4車線で進めているというのが計画であります。赤字の部分についてはほとんど4車線化今しております。2車線部分というのはトンネル部分であります。この4車線部分がいつ完成、供用開始するのかこれも併せてお聞きします。当然ながら2期工区これも4車線の一応計画でありましたが、計画どおりやるのかどうか、2車線化になるのかどうか、その点も併せてお聞かせください。1期工区3,040メートル、幅員27ですからこれもう間違いないうふうな思っております。2期工区もそのとおりだというふうに思っております。それで第3期工区については、一、二期工区この進ちょく状況を見ながら進めていくということですから、この件についてはまだ先の話だというふうに承りました。これはもう答弁要りません。それで全体ですね工事完成、供用開始というのは県はどのように話をしておるのか、その点を再度お聞きいたします。それとですね、次の河口橋の関係の質問に関係がございますので、ちょっと聞きたいと思うんですが、18年の9月にですね国・県との懇談会を行いました。その中で文書化してるのはですね、こういうふう書いてるんですね。市内の道路整備の進ちょく状況を踏まえながら検討をしていきます。このことが大変多くほとんどの工事についてうたわれております。文書化されております。ということは、この217号線の進ちょく状況これに関係をしておるというふうに私は思っております。例えばその進ちょく状況とはですね、具体的に217号線の第何工区、また暫定2車線が完成したとき、供用開始したときという意味になるのでしょうか。分かればお答えください。それによって大体の次にかかる工事、年度こういうものが分かってくると思いますので、その点これ県工事ですから、なかなかはっきりと言えない部分があるかと思いますが、今まで話をした中でそういうこ

とがお分かりであればお知らせください。次に、番匠川河口橋の早期着工についてですが、これは県道604号線梶寄浦佐伯線、25キロ709メートルこれの改修ということの一部で番匠川河口橋という要望を出しております。吹灘ふれあいトンネルは灘新大橋を渡り女島側中江川交差点まで、これ現在5.5キロメートルあります。河口橋を架ければですねこれが1.5キロメートル、要するに4キロメートルの短縮になります。主要施設としてですね市役所、南部の振興局、警察、JA、佐伯の魚市場、南海病院、佐伯駅、市街地と鶴見、米水津、また海岸線の循環道路、また佐伯インターへのアクセスとしてですね、絶大な効果があるというふうに思っております。合併して4年目を迎えました。これまで3人の建設部長さんが河口橋の早期着工を強く要望します。また、強く強く要望をしますと。県にそのように言ってきたと思います。その人たちももう退職をされました。4人目の酒井部長、これまで県に対し佐伯市として何回ほど要望をしたのでしょうか。今答弁の中で県と協議をしておりますという話がありました。回数だけでも結構であります。教えてください。合併協議会において鶴見地域からの第1の要望事項として番匠川河口橋の建設を要望をしまりました。また、鶴見の期成会でも国土交通省、佐伯土木事務所、佐伯市にも要望書を提出をしております。しかし、いつ着工するのかはっきり言っておりません。県は佐伯市が優先順位を決めてくれというふうに言っておるようですが、昨年12月の議会で寺島議員の質問に対して河口橋の建設を最優先課題として取り組むと市長は明言をいたしました。このことは鶴見地区民にとってこの上もない喜びであります。どうか大分県にこのことは伝わっているというふうに思いますので、県がどのように話をしておるのか、再度お聞かせ願いたいと思います。次に、県道床木海崎停車場線についてですが、18年の9月議会で河野豊議員の質問に対して、トンネルは平成21年度着工、予算は18億円、完成は25年度ごろと答弁をしておりましたが、その後の進ちょく状況、もうちょっと詳しくお知らせください。国道217号線に接続するにはですね、JRの線路があります。この部分を高架橋にする予定はあるのかどうか、工事区間は大体1.2キロメートル今工事中と思いますが、中野から今現在通っている道路、中野から国道217号までの工事、これについては着工できるのかどうか、その点についてもお伺いをしますが、これは合併特例債でやることはできないものだろうかという気がしております。御答弁できればよろしくお願いたします。それと県道赤木吹原佐伯線、これは県道の603号線、20キロと395メートルです。現在大越地区付近を工事中のようにありますが、問題は轟峠の改良だと思います。この部分は大変狭くてですね、現道を改修するといっても大変難しいんじゃないかなあという気がしておりますが、ルート変更したらというような気もしております。そういうことは考えていないのかどうか、今現在林道の工事をしております。こういう絡みで何とかできる態勢はできないのかなあという気がしております。それと最初の質問で1.5車線にすると、恐らく轟地区ぐらいまでだと思んですが、それから先の轟峠、これについても1.5車線で何とか計画できるように県の方に話はできないものか、その点についてお伺いをいたします。

次に、精神障がい者支援についてお伺いします。今部長から大変丁寧に御説明がありました。その中で、タクシー運賃、タクシーの割引券これは旧佐伯市、宇目、実施をしております。有料道路の通行料金、またJRの旅客運賃、航空運賃、バス運賃、船舶運賃、NHKの受信料など、サービスがまだ行き届いてないようにあります。これはなぜでしょうか。精神障がい者また御家族の方にですね、なぜかということをごすね分かりやすく説明をしてもら

いたい。今現状はそうあるけどもなぜだろうかなあという皆さん疑問を持ってるようにあるんですね。だから、このことについては今部長が言われました民間組織であるからなかなかうまくできない、受けるところの体制、それがうまくできないということではありますが、身体障がい者と知的障がい者の場合はもうきちっと決まってるんですね。これを精神障がい者だけがサービスを受けてない。本当に何とかできないもんだらうかなあということでもあります。それで今すぐやれと、やっていただければありがたいわけなんですけど、なかなか難しいと思いますので、県・国とですね協議をしていただいて、いつになるかそれははっきり言えないとは思いますが、やはりこういうことを佐伯市の方から県の方に持ち上げてもらいたいなあと、話し掛けてもらいたいなあというふうに思います。これは要望としておきます。それと相談支援体制について話が今ありました。それで佐伯市の人員配置これがどうなっているのか、私は障がい者の人が精神障がいの人はどこに相談に行ったらいいんじゃないかなあと、迷ってる部分があると思います。大変2人暮らし、親御さんで2人暮らしで生活しております。苦労している御家庭がかなりあります。そういう御家庭についてはですね、将来の生活設計これがなかなかできないのが現状なんですね。それは大変苦労してます。それで振興局内福祉課に行けば相談にのってはいただけると思うんですが、佐伯市としてですね、独自の相談体制を作り上げてもらいたいなあという気がします。そして、障がい者の方から最初は振興局福祉事務所へ行くと思いますが、そういう相談があったらですね、家庭の方に出向いてもらいたい。そしてそこで家庭で相談を受けていただきたい。そういう体制をですね是非ともつくっていただきたい。このことについては部長、答弁をお願いいたします。以上で再質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 玉田議員の再質問の中に、なぜこのように工事が遅れとるのかという御質問がございましたが、これは一言に言って県の財源不足が大きく原因しとると思っております。また、中で大入島問題等が影響しとるかということですけど、これは港湾事業という形で道路とはまた組織的に違ってるんで、こちらの方はもしこれを県が言えば言い訳でしか私はないのではないかと思っております。また、東九州自動車道で財源不足ということではありますが、これについても先ほど言った議員の言い分とまた別個に裏補てんということがありましてですね、先ほど議員が言ったような財源を県が負担するようにはなってないと、この合併の時に記者会見の場で聞いたようにあります。これちょっと詳細についてはちょっと答弁致しかねますが、そのように聞いたようにあるということだけで御勘弁いただきたいと思えます。それから道路財源の特定の一般財源化ということではありますが、これが実施されますと河口橋については大きく影響受けると思います。この河口橋についてはですね、当市の負担は多分なかったと思います。国と県の事業でやっていくということですので、道路財源が大きく影響します。それから合併特例債についてはですね、これは県道には私どもは使えません。基本的には県道を市道に変えましてですね、市道として整備するのであれば合併特例債で市道としての事業を打てるということですので、先ほどからいろんな事業を言われておりますが、このようなことで合併特例債を使うということになれば、今の県道を市道編入することになりますので、当市にとりましてこれは大きな状況になってくると思っております。それから、他については担当部長でよろしゅうございましょうか。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 玉田議員さんの再質問にお答えいたします。路線ごとに幾つもの御質問をいただきましたので、もし漏れがありましたら御指摘をいただきたいと思います。まず、国道217号バイパスの全体計画としてはですね、第1期工区、第2期工区については完成4車線で計画をいたしました。しかし、現在行っておりますのは第1期工区については暫定2車線で供用開始を目指しております。用地については4車線の用地を確保しておりますが、供用開始は暫定2車で供用開始をするということで、先ほど申しました平成21年度の供用開始を目指しております。それから第2期工区ですね小田から脇津留の間につきましては、当初4車線で計画をいたしました。その後見直しを行いまして、小田地区については当初予定した交通量は少ないということから小田地区についてはもう完成2車線ということで今実施しております。したがって、古市側についてはですね4車線の用地はもう確保はしておりますが、できあがりには2車線で完成すると。それから、4車線での完成の時期はいつかということにつきましては、これは今正に明言できる状況にはないと思います。それから次に、番匠川の河口橋についてですが、先ほどもお答えいたしましたようにですね、市として次に着手してほしい大型事業としては番匠川の河口橋は最優先であるということで整理をし、県にも強く要望しております。どういう形で要望してるかということ、これはたまたまですね今年度の要望書でございまして、これは先日大分県議会の土木建築委員会に要望したものです。これも佐伯市の選出の議員さんにも要望しますし、機会あるごとに行っている状況です。この河口橋についてもですね、現時点では慎重な回答しかまだいただけておりません県からはですね。理由として考えられますのは、やはり河口橋などの事業は完成して初めて効果が現われるといたしますか、逆にいいますと集中した投資が必要になります。したがって、現在事業中のものにも当然影響は考えられます。極端に申しますと今の事業を休止をしてじゃあ河口橋に投資を全部するののかといったような極論でいいますとですね、そういうことも考えられる。そういったような中から着手に当たってはいわゆる費用対効果の検証と併せて他の事業への影響なども綿密な検討が必要であって、その整理に県は早急に入ると、その河口橋に着手できるかどうかということも含めた検討に入るというふう聞いております。先ほどお話にもありました慎重な回答しかいただけないという、その理由の一つに議員も御指摘の一般財源化ということも大きく影響してるといふふうには考えております。それから、217号バイパスと河口橋との関連はあるのか、217バイパスが完了しなきゃ河口橋にかかれぬのかといった御質問があったと思うんですが、これは基本的には関係はないと思ってます。河口橋につきましては、今御存じのように番匠川の高潮対策で国土交通省が直轄で事業を行っております。これに伴った県道改良を現道の改良について大分県としたら今の県道を大きく改良するということがもし必要であれば、河口橋の可能性はありませんと。両方を投資するということはできませんと。佐伯市があくまで河口橋を要望するんであれば現県道についてはですね、応分の負担を市にもしてほしいといったような協議をする中で、河口橋は是非、市として欲しいんだと、場合によっては今の県道ですね改良についての負担は応分の負担をしても河口橋をやってほしいという要望を繰り返して行っております。それから、床木海崎停車場線についてですが、先ほど申しましたのは、今の県道までの間でございまして中野までですね。中野から国道217の現在の国道までのタッチをどういう形ですかというのは、まだ具体的な計画はないと聞いております。これは国道217号戸穴バイパスというのは計画の中にもありますが、この計画と併せてこの床木海崎停車場線の国道へのタッチの方法、先ほど議員が

おっしゃいましたJRの上越を含めてですね、そのタッチの位置も含めて検討するというふうに聞いておりました、その全線の供用というのは、先ほど申しましたようにちょっと今明言できる状況にはないというふうに聞いております。それから、県道赤木吹原佐伯線の整備についてですが、轟から直川までのいわゆる峠の区間についてですが、先ほど申しました1.5車線改良というのはあくまでも集落のある轟までの間であって、その峠の区間については林道事業でやれないかということをお以前検討したことがあります。しかし、今現に県道として位置づけをされていた県道に沿った形での林道というのは、これは林道サイドではやれないという結論を受けております。したがって、県道じゃあ今の轟峠をどういう形でやるかといったようなことについては、先ほどもお答えしましたように、まだ具体的な方法については立てられていないというふうに聞いております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは再質問にお答えさせていただきたいと思っております。要望ということでございましたが、NHKの受信料につきましては、今年の10月から適用ということでございます。大分県タクシー協会につきましても現在前向きの方で検討していただいております。あとJR九州につきましても、JR九州の方に要望書を提出いたしておるんですが、6社が同時でないといけないということで、現状では難しいだろうと。バスにつきましては大手のバス会社がございます、そこが非常に難しいという情報が入っております。そういうことで今後もですね大分県の方には市の方といたしましても要請していきたいというふうに考えております。それと相談をどこに行ったらよいか分からないということもございますが、先ほど申し上げましたように、管内の保健師さんたちの研修を毎月1回もっておりますので、振興局でもそういう対応ができるようにといたしたいというふうに思います。それと佐伯市の独自としてのということにつきましては、支援事業所を今二つ指定をしております。また、新たに年度内にですね一つぐらい指定できないかなあと、そこに専門の相談員を置いておりますので、そういう指定をしますとそこに施設に行くとか、それから巡回相談の回数を増やすとか、そういったものも可能になるかなあというふうには思っております。あと家庭に出向いてもらいたいという御要望でございますが、これにつきましては、少数精鋭でやっておりますが、対応できるかどうかはまた持ち帰って協議をいたしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、玉田議員の一般質問を終わります。

次に29番、染矢玉夫君。

29番（染矢玉夫） こんにちは、連日お疲れさまです。今期一般質問最後を務めますあまべの会所属、29番議員の染矢玉夫です。今しばらくのおつき合いをお願いいたします。私は2点について市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。まず1点目といたしまして、限界集落の今後の取組についてでございますが、佐伯市内に32か所の限界集落があるとあります。一口に限界集落といっても私の想像していたのとは全く違っておりました。私の知る限界集落は海岸部の限界集落であって、山間部の限界集落を知らなすぎた。大変申し訳なかったと思っております。特に山間部の限界集落に対する対応が難しいと考えるが、市長あなたの考えをお聞かせ願いたいと思います。

2点目といたしまして、漁船漁業の現状と今後についてでございます。市長も御承知のように、水産業を取り巻く環境は非常に厳しく、その中でも特に漁船漁業は不漁と燃油の高騰

を受け特に厳しい状況にあると思われます。これは佐伯市だけの問題ではなく日本全体のことではないでしょうか。そこで市長にお聞きをいたします。関係団体とともに佐伯はもとより国・県に対して助成を働き掛ける考えはないか。今回は何とかしないと佐伯の漁船漁業の明日はないと考えるが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。以上2点について、1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 染矢議員さんの御質問の中で、限界集落の今後の取組についてと、2点目の漁船漁業の現状と今後についてということでの御質問でございます。最初に、限界集落の今後の取組につきましては、これまでも戸山議員、江藤議員にも御説明を申し上げました。また、その中にも支援員の問題、道路の問題いろいろありますので、現在は地域地域によって現状が違うもんですから、これをぴしゃっと把握しなければという形で現在そうした状況を調査しております。また本日、知事の方が本匠の山部地区に入って県としてもそうした実態調査をやってるとも聞いておりますし、私どももそうした中で県とやれる部分、市単独でやれる部分というのがございますので、そうした状況の中での私の方もやらせていただきたいと思っておりますので、この対策というのは一朝一夕に進むものではないということでありますので、そうした中でどのようにしたら地域住民が安心して安全に不便なく暮らせるために、どういふ施策があるのかということを考えていき、そうしたものについて私どもも調査しながら実行していきたいと思っております。

次に、漁船漁業の現状についてという形で、漁業の中でも特に漁船漁業というのは私どもにとりましても、前から言っておりますが、県の中のそれだけの重要な地域の中で、この佐伯市が一番重要な地域だと私も感じております。こうしたことについては漁獲量の減少、魚価の低迷、漁業者不足といった、こうした諸問題に加えて今度の原油価格というのはですね、非常に漁業者に対して大きな経営のですね苦しさが出るということを私も実感をしております。こうした中では全国的な危機に対して、国を挙げての抜本的な対策が必要なことは明らかであります。国では平成19年度から漁船漁業構造改革総合対策事業に着手しておりますし、同じく補正予算で水産業燃料高騰緊急対策費として102億円を計上するなど、漁船漁業の対策に対して本格的に乗り出したところですが、こうした中でも急激な情勢の変化に対していまだにその機能は果たされてないんじゃないかならうかと、こうした状況を打破するため、これまで以上に現場の声を中央に届けていくということであります。私もそうした中で市内の当市に置かれた立場をもちまして、国や県に対してまた県漁協ともですね早急に相談しまして、現況でもやっておりますが、どうしたことがまだプラスになるんかということで、国に対して働き掛けていきたいと思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 染矢議員。

29番（染矢玉夫） それでは再質問を行います。実は先般、限界集落について私は1人で5日間掛けて集落を回ってまいりました。その中で山間部と海岸部の違いが明らかとなってきました。海岸部は1本の県道又は国道沿いに点在する集落の中に限界集落があるということで対応がしやすいと感じました。ただ宇目、それから本匠の限界集落といわれる地区は、これは私は初めて行ったということもあるんですけど、それはもう海岸部の限界集落とは話にならないぐらいの違いだと痛切に感じました。そこで市長、私は思うのは、限界集落という言葉の中にもいろんな意味が含まれておると思うんですけど、海岸部の限界集落といわれる所

は戸数が多いんですね。山間部の限界集落といわれる所は本当に3軒とか4軒とかいうことで非常に固まっておるんですけど非常に対応が難しいと。いったんそこまで行ってすぐそこから隣の限界集落に行かれる所が少なく、いったんもとに戻ってまた行き直さないといけないということで、当然手間暇が掛かるわけでございますけれど、私はそこに住んでおる方々と随分話を聞かせていただきました。何が理由でああいう所に住みついたのかそこまでは聞けなかったんですけど、やはりここはいい所だという思いでそこに住み続けておるようでございます。ただ子どもたちがここを後にして帰って来ないということが決まれば、なかなかここには居づらくなるという思いの方がほとんどのようでございます。そこで、残った人たちにどういう対応をしていくのか、市長今言われたようになかなか難しい問題があるかと思えます。それこそ地域ごとに全部違うわけでございますので、本当に行政として血の通う、思いやりのある対応を考えてもらいたいと、このように考えております。もう先ほど市長の答弁にもありましたように、今定例会の中でも2人の同僚議員が質問をしておりますので、この件については深くは申しませんけれど、その思いだけは伝わるような行政を進めて取り組んでもらいたいと思えます。

それと今度は2点目についてでございますけど、市長も御承知のように本当に今漁船漁業、これ漁船漁業だけじゃないんですけど、養殖業も含めてですね非常に厳しいところに追い込まれております。私どもは会派で一昨年は気仙沼、今年は八戸に行ってまいりましたが、やはり同じようなことございました。今年の方がやっぱり厳しいかなという認識でした。これは御多分に漏れずですね、ここも同じことがいえるわけで、佐伯の殿様浦でもつと言われてきたところでございますけど、その浦が今回の燃油の高騰によって、私はオーバーな言い方をするつもりはありませんけれど、危機だという認識を持っております。そこでいろんな情報を集めてみたんですけど、国が水産業に対する支援とか助成とかいうことと、農業に対するこれはもう昔からそうなんでしょうけれど、飼料の高騰追加支援で新たにこれは畜産・酪農ですけど700億円とか、先ほど市長が言われた102億円、燃油に対するなかなか燃油に対するこれに目を通しますと市長これはなかなか使いづらい、こういう条件が付いてくると使いづらいと。漁師のことが分かってない人間が作るからこえなことになるんじゃないと思うんですけど、そこで今先ほど市長、お手元に届けましたその資料に目を通してもらったら一目瞭然かと思えますけれど、これだけの出席者しか得られない、もう気力もなにもない私は受け止めております。1%にもならない地域があるわけで、読み上げるわけにはいきませんが、もうここまで来たら漁業者だけでは、漁協だけでは市長対応しきれないと。そうならば当然のこととして、漁業が衰退すればその関連の事業も一緒に崩壊してしまうということも言えると思えます。ある先輩漁師に話を聞きましたところ、昔は大量でさばきがつかないから休もうやという話がたびたびあったと。今回は燃油の高騰と不漁によるところの出漁できないお休みと。大きな違いだと思っております。そこでどうでしょうか、先ほどの答弁の中にもありましたように、私はここは一踏ん張りも二踏ん張りもしていただいでですね、本来違うと思うんですけど、気力もないのか漁協からこういう声が聞こえてきませんので、市長の方から強力な働き掛けをしていただいで、一緒になって国や県、市は当然のこととして、働き掛けをお願いしたいんですけど、いかがなものでしょうか。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 染矢議員の再質問の中に、私先ほど答弁の中に、漁船漁業の現状と今後につ

いてということの中の御答弁の中に、これまで以上に現場の声を中央に届けていく必要があると考えてます。市といたしましては国や県に対しまして漁協と協調してということで、私も早急に漁協と協議をしたいということで御答弁申し上げておりますので、私の方も担当部に言いまして、各地区の支店長いろんな中でお話をしてですね、市ができる補助金制度、県ができるやつ、そうしたことにはとにかく集まって現状をですね、この油に対するもう本当に先ほど申し上げましたように、いわゆる漁獲量は減るは魚価は下がるは、後継者はおらない、その上追い打ちに油は上がるはと、もう辞めなさいというような、いう議員のですね危機という具合に私もくんでおりますので、そうしたことも、特に県の方もですね一次産業に対するですね、非常に力強いという形で副知事も農林水産省から来ていただいたと。一次産業に対する考え方がやはり原点にかえってですねやらなければ、私は限界集落と言いたくないのはそれらの部落という形、集落という形をとらせていたんですが、これにしても林業の荒廃やはり農業の荒廃、海岸部にしてもそうした問題がですね全部これが引き起こしている。いわゆる日本の食料自給率が低下した、それになおかつ金さえ出せばやれるんだというた、こうしたことが果たしていいのかと、もう1回原点にかえった地域活性化ということはですね、そうしたことが必要じゃないかと思っております。そのようなことを考え、やはり現状を訴えなければならぬということ、例えば食物にしても今年の4月からいわゆる人間で食べるものが燃料に変わるという事で、今アジア各地においても相当のインフレがあがって、食料危機が叫ばれてるんじゃないかと。ところが日本は食料は作ればあるんだけど作らせんとかですね、そういう相反する施策はどうなんだろうかという非常に疑問点を持っております。私もこれだけ広い広大な地域でございますので、環境ということはやはり本当にその地域における食料を作ることは、安心して私たちは口に入れられるし、輸入したものは何が入ってくるか分からないという危機感もありますので、そうしたことを踏まえながら、これ以上にですね早急に私も動いていきたいと思っておりますので、またそうした中でも御協力を願いたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 染矢議員。

29番（染矢玉夫） 1点だけ再々質問を行います。市長、もう御承知と思えますけれども、6月1日から燃油のリッター当たりの単価109円でございます。数年前のガソリンを超えました。もうこれではですね、いかなことにもなかなか出航できないということになってくるわけでございます。大変心配をいたしております。本当にこれがもし、このままの状態が続くようであれば本当に水産業、つまり水産業という言い方がいいと思うんですけど、その中でも漁船漁業の本当に明日はないという受け止め方を私はいたしております。もう漁協にはそういった気力はないんじゃないかと思っておりますので、再度お願いしますが、是が非でもですね立ちゆかれるように、佐伯市の8万市民のトップとしてですね、ここは腰を据えてがんばってほしいと要望して終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、染矢議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時00分から会議を開きます。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案の上程

議長（児玉忠義） 日程第2、議案の上程を行います。

議案第116号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、第117号、工事請負契約の締結について（平成20年度下堅田小学校校舎大規模改造・増築（建築主体）工事）、第118号、工事請負契約の締結について（平成20年度弥生学校給食センター新築（建築主体）工事）、第119号、財産の取得について（平成20年度弥生学校給食センター厨房機器備品）、以上4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第116号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定につきましては、昨年2月18日に大字稲垣の市道脇津留21号線において発生した交通事故について、相手方と和解し損害賠償の額を決定することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第117号、工事請負契約の締結（平成20年度下堅田小学校大規模改造・増築（建築主体）工事）につきましては、下堅田小学校を大規模改造及び増築するため、管・管政建設工事共同企業体と建築主体工事に係る工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるとしております。

議案第118号、工事請負契約の締結（平成20年度弥生学校給食センター新築（建築主体）工事）及び議案第119号、財産の取得（平成20年度弥生学校給食センター厨房機器備品）につきましては、弥生学校給食センターを新築するため、建設主体工事に係る工事請負契約を國護建設株式会社と締結することについて、また当該センターに設備する厨房機器備品を株式会社中西製作所大分営業所から購入することについて、それぞれ議会の議決を求めるとしております。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

日程第3 議案質疑

議長（児玉忠義） 日程第3、議案質疑を行ないます。

議案第84号から第119号まで及び諮問第1号、第2号、並びに専決処分の報告第2号から第15号まで、以上52件を一括して議題とし、これより質疑を行ないます。

議案第88号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） 8番議員の後藤幸吉です。私は今回通告を少しちゃんとしとるつもりではありますが、これは基本的には市の執行部の仕事に対する取組方をお尋ねしたいということで、あとで質疑があります。三浦議員の質疑と、それと一般質問の時に高司議員の一般質問と重なる部分があります。私ども議員は、佐伯市の金は佐伯市の業者に投資的経費だけでなく、備品辺りも佐伯市であるものを利用しようという考えでは皆さん同じであると思います。実

はこの88号、この工事の中で幾つか通告はしておりますが、どうも一括発注した方が市の執行部が楽なのではなかろうかというように私どもにはとれます。例えば、家を1軒造るときに、かわら屋さん、それから大工さん、左官さん、これぐらいは私でも分かるわけですが、この88号の部分で佐伯市の業者ができる部分が工事の金額にしたら予定価格のどのぐらいになるのかを質問いたします。それと私は実はこの件に関しては、JVですかそれを組んだらどうかという提案はしたことがあるわけですが、佐伯の業者ではできないというようなことを答えがありました。先ほどの拾い出してやれば、佐伯の業者の人ができる部分がある。ということは、将来受注した業者が、佐伯の業者を下請けに使うことになるれば、当然発注の時点でちゃんと分けて注文するなり、ベンチャーを組み合わせる方法もあつたのではなかろうかと。そこのところの内訳をまずお尋ねしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 後藤議員の議案質疑につきましてお答えいたします。通告で何点かいただいておりますが、先ほどの御質問では、市内の業者で補える工事量は全体の予定価格の何%かということのようです。確かに御指摘のように、JVでというような話しをあるいは市内の業者を参入させてはという御提言もいただいておりますが、基本的にはそういった分割なりは非常に工事のこれは特殊性、専門性があつて無理だと判断してですね、その結果、市内の業者で補える工事は幾らかということですが、予定価格の何%かということですが、分割発注がそもそも困難でありますので、現時点で幾ら何%あるってというようなことはちょっと申し上げられません。ただ業者は作業が始まれば一部下請けということで入る可能性は当然考えられますし、またその辺も期待もするところでございますが、今ここで何%ということとはちょっと一概にお答えするのは難しいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 通告をしる、通告をしると言うて、一般質問の時にはそういうことを言いますが、通告をしるときには答えを出しません。一体執行部はどげえなつとる。設計の段階で拾い出すわけでしょ。こないだのあれのように、何が何立米、何が何立米、それでこうじゃあと。その価格があわんちいう話は建設委員長がほかのことでやりますが、ちゃんと拾いだしやできるじゃないですか。仮に佐伯市の業者が今度の工事に下請けに入っちゃったときにやどうするんですか。そんな努力を私どもは執行部に求めよるわけです。仕事が少ないから少しでも佐伯の業者に回せと言いよるわけです。もう1回答えてください。もうだいぶ前に通告しちよるからな、お願いします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 再質問にお答えします。先ほど申し上げましたように、この工事の非常に難易度が高く、専門性、特異性、こういったものが要求される工事でありますので、その一つ一つの積み上げで、これが市内の業者でできるできないという考え方はそもそも分割発注が可能だという観点にはちょっと立っておりませんので、その数量が何ほかということは今現在、申し訳ありませんがお答えできません。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） その例えば、生コンのような材料は距離的にいうて、佐伯で買わなあいけんわけですな。だからそう、はじこうと思やできるはず。そんなのがある、それを細かくやれちていよる。私の方が大体が市の職員の姿勢を信じちよらん、審議会というものをいつもつ

くっていい加減なことをやりよる。私がこれいい加減じゃちいうのを名誉毀損なら訴えるんなら、仮に訴えてくれれば私がしゃんと証明するけど、そんだけ職員が熱をもっとらん。市長は企業留地という言葉を使います。これは佐伯市の業者を生き残らせることも企業留地ちいうは企業留地だと思えます。これは専門的なことであれですが、また三浦委員長がまたほかんことで質問すると思えますので、ただ少しでも投資的経費も含めて、この質問とは関連ありませんが、投資的経費も含めて、いろいろなものは佐伯のものを利用するように要望して終わります。

議長（児玉忠義） 次に、議案第84号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番、日本共産党の高司政文です。後藤議員と三浦議員の質疑の間に挟まれてですね、ちょっと分野が違いますけど、議案第84号、佐伯市税条例の一部改正についてですね、議案質疑を行いたいと思えます。この議案はですね、今年度の地方税の税制改正が4月の30日ですね、国会を通過しまして、成立しまして、それを受けての佐伯の市税の条例の改正ということになります。中身はですね、ふるさと納税の創設だとか、上場株式等の譲渡あるいは配当所得の軽減税率のですね延長だとか、さまざまあるんですが、特に一番私が問題に今回するのはですね、65歳以上の年金の受給者の方からですね、個人住民税まで年金天引きをするという、こういう議案が含まれてます。そのほかいろいろありますので、幾つかですね質問をしていきたいと思えます。先ほど言いましたように、個人住民税のですね特別徴収制度とありますが、いわゆる年金天引きですね、導入が成立しますと10月からですかね、引かれるようになります。大体全国で500から600万人がその対象になるというふうに総務省ですね言われてるんですが、これまで介護保険料が年金天引きになりまして、非常にですねそれによって徴収がよくなっているということにですね、国が味をしめてですね、さまざまな高齢者をですね保険料等々を年金天引きを始めました。これが後期高齢者医療保険料、それから国保税もですね佐伯市の場合、この10月から年金から天引きされるようになります。それに続いての市税というふうになるわけですね。ですから年金を受給してる方はですね、本当に今国民年金でも4万から5万がですね平均という方が多い中でですね、どんどんどんどん先に引かれて手元へ残る年金がますます減ると、今、後期高齢者医療制度で国民の皆さん、高齢者の皆さんがですね本当に怒っているのは、もちろん75歳でですね線引きをされたという問題、あるいは医療のですね制限を受けたという問題ありますけど、この年金をですね全く本人たちが合意もしてないのにね、天引きをしてきたということにですね、やはりかなりの怒りが集中してると思うんですね。それをまたさらに市税までですねしようとするのが今回の改正ですが、そこでですね、今全国で五、六百万と言いましたけど、佐伯市のですね対象となる65歳以上の年金天引きですね、対象となる65歳以上の年金受給者は何人かということをお聞きします。それから、国保もですね10月からなるちいうのは電算システムの問題があって10月からなるという話ですし、それから今与党がですね、後期高齢者の問題で見直しを進めてますけど、これが仮に成立してもですね、年金の天引きの中止ができるのか、10月からというふうに、これもやっぱりシステム上の問題と言われているんですね。ですから今回この議案が通ってですねそういう天引きの関係で市の設備、システムですね、その辺が準備ができてるのかどうかをお聞きします。それからいわゆる年金天引きが

ですね、銀行の引落としと違いましてね、銀行の引落としは当然本人の合意をした上でね銀行に申し込むわけですが、本人の意向を無視してですねするのが今回の年金天引きですね。こういうふうなことをですね、それでなくても年金が少ない。生活の糧として高齢者がですね多い中で、ある意味で行政のですね都合で行うと、こういうことについてですね抵抗がないのかどうか。それをですねお聞きしたいと思います。それから、これ意外にですね今ふるさと納税というのがね、今回創設されてます。その範囲はですね、全部の納税額、個人個人のですね、その1割というふうに大体控除できるのが1割というふうになってますので、それほどですね多い金額にはならないと思いますけど、佐伯市としてですね、何かそういうふるさと納税でね佐伯の税収が上がるための取組を考えてるのかどうかをお聞きします。それから、その辺を考えていけばですね、どの程度の税収を今見込んでるか、なかなか分からないと思いますけどですね、もし分かればお聞きしたいと思います。それからもう一つですね、公益法人の問題がありまして、これが公益法人制度関連三法というのがですね、今年の12月1日から施行されるんですが、それによって従来非課税だった公益法人がですね、そういう優遇措置が切れると、一部ではありますけど、課税がですね行われるようになります。その辺で新たにですね課税される公益法人の数とか、税収の見込みなんかが分かればですね、お聞きしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 高司議員の議案質疑のうち、税制、ふるさと納税を除いた部分につきましてお答えいたします。まず、住民税の今度新しく始まる年金の天引きの対象となる年金受給者は幾らかということですが、来年度以降ですが、今年度の課税状況から見ましてですね約5,100人程度と見込んでおります。多少の変動はあるかと思っております。それから次のシステムの整備についての予定はどうかということですが、これは今後これから着手していく予定となっております。それから3番目の、1の3の、また、生活の糧として年金からの天引きに抵抗はないのかということに関しての御質問ですが、今まで現金で納めておられた方、あるいは口座引落としをされていた方にとりましては、当然これまでとは違った厳しい印象をもたれることかと思っておりますが、負担そのものが当然増えるわけではないので、これは一般的には年金を受給されてる方の、高齢者の方々にとっては納税に行く手間は省ける面ということはあるかと、そういった利便性も向上する面もあるかということを考えております。それから大きい3番目の新たに課税される公益法人についてということですが、この公益法人は先ほどありましたように、平成20年の12月から施行されるんですが、公益法人の改革に関する法の改革に伴い、この5年間で新たな法人に移行することで、これがまた特定の認定された公益法人になるか、一般の公益法人になるかという違いが出てくるわけです。この移行による公益法人の数が、その法人そのものがどういう状況で今後認可されるか分かりませんので、現在のところ何とも申し上げられる数字はございません。以上です。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） いわゆるふるさと納税は御存じのように市に対して貢献又は応援したいと考える人々から寄附金を募り、その寄附金を活用し、さまざまな施策に利用する制度です。市としましては、基金設置条例を制定し、受け入れ体制の整備を行います。この基金の設置を9月に予定しております。また、寄附金の利用方法を検討するとともに、広くこの取組についてお知らせする方法を検討し進めていきます。この取組については、県の主

催により定期的な市町村担当者会議を開催し、情報交換などを行っております。寄附金の対象者は都市部の人が多いと想定しますので、県の東京事務所などや県人会、佐伯人会などの団体とも連絡をしながら進めていきたいと考えています。どの程度の税収を見込んでいるかということにつきましては、初めての取組でありまして、予測しにくい状況です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 再質問を行います。ちょっと先にですね、私もうっかりこれを先に聞かなくちゃいけなかったんですけど、議案がとおったらですね財務部長、いつから天引きするかということですね、予定なのかと聞いてなかったんで、それを最初にお聞きします。年金天引きの関係ですけどね、やっぱりさっき言いましたけどね、市民がですね天引きしてくれちいう言い方へんですけど、頼んだんならねともかく、自動引落しっていうたらそうですよね、本人さんが同意をして手間省けるためにね銀行に申し込むと、これなら分かるんですけどね。しかし、この年金から最初から引くっていうのはね、私はもう本当受給権の侵害じゃあないかちいう思うんですよね。まずはやっぱり受け取ってねそれで改めて市やね、国保にしても何にしても払うと、意思をね持って払うというのがこれはやっぱり本来のあり方だと思いますし、そこにですね合意もなくやることからね、国民、市民の皆さんがこれは怒ってるわけですね、そこら辺はやっぱり市として気持ちをね本当、市民の気持ちをですね酌むていうのかな、思いをはせるべきだと思うんですよ。そりゃ制度上どうしょうもないことをね、国がやったんだからちあるかもしれませんが、私はそこに市としてですね、是非考えていただきたいなあということがあります。その辺ですね、今部長が厳しい印象を持つというちょっとねあれして気持ちとしてはね、若干酌んでくれるような言い方をしましたけど、その辺がですね、何か次から次にね年金天引きがされてるちいう実情がありますから、何かその辺の考え方、もしね実際そうなんですけどち、何か考え方があればですね、改めてもしあればお聞きします。それから、システム整備の問題ですけどね、これから着手するということですけど、これ今までもですね後期高齢者の問題にしても介護保険料にしても、次々ですねシステム整備をして、何千万、何億掛けてですねやり変えてるんで、それをまたですね改めてしなくちゃいけないのかどうか、するとすればシステム整備にねまた費用がね何千万掛かるのかどうか、その辺ちょっともし分かればお聞きをしたいと思います。それからちょっと離れますけどね、同じ議案のこの中で、上場株式等の軽減税率ですね、これをまあ改めて2年間延長するという部分がありますが、ここね私はこの問題というのは、いわゆる金持ち減税をね一番最たるもんとして、以前はこの軽減税率をするときに私は反対した過去がありますが、本来は20%をね10%に税金がですね安くなるということですね。以前は源泉分離課税で35%かかってたんですけどね、それがどんどんどんどん下がって今や10%というふうなのが今の現状です。それでそれに関係するですね予算上、これ平成18年の決算を見たんですけどね、株式の関係で配当割交付金ちいうのがあるんですけどね、1,774万9,000円、それから株式等の譲渡所得割もね交付金が1,259万5,000円、合計3,034万4,000円ですかあるんですよ、これが仮に本則の20%あればまあ単純ですけどね6,000万円の収入になるし、以前のようにですね35%の税率があればね約1億の税収になるんですけどね。だからこの問題というのは、今国やですね県でも論争をね、財源をどうするかという問題をやってますけど、私たちはですねそういう利益をね上げてる大企業だとかね、大金持ち、そして個々の今回ここにあるように株式の譲渡とかいうのはですね、これは不労所得で本来はですねやっぱり税金をたくさん掛けると

ね、国はこういう株式の売買をねたくさんやることで株を上げてですねちいうのが今規制緩和、政府のですね小泉さん以来の流れでありますけど、そこが今実態経済とね、本来の株の価値とがですね掛け離れていると、これが今オイルを始めね穀物とかの市場に今度は流れてそこで高騰をね、油が高騰して結局迷惑受けてるのが国民生活ですよえ、その辺のねえ実はこの問題、ほんの僅かな問題であるかもしれませんがね、元凶の一つなんですってねそういうふうな税率を不要なところでね軽減するというのは、その辺何かね難しいかもしれませんが、市長でもなんでもいいですけど、そういうね今のある意味では格差社会の中でね、この税金の掛けるやり方ちいうんですか、本来違うんじゃないかというふうな部分が私は思うんですけど、もし何か考え方があればですね、その点だけお聞きして再質問終わります。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 高司議員の再質問にお答えします。まず、市民が望んで制度化されるものではなく、一方的にということでございますが、確かに市民の意思でどちらをとれるという選択余地はないわけで、いわゆる強制的に天引きされるわけですが、おっしゃるように介護保険が始まって年金から、それから今後後期高齢も年金から、さらに市民税も住民税もということで、大変低所得者層にとっては大変厳しいなあという印象になるうかと思えますし、これはもう大変気持ちとしては分かるわけですが、市の行政として、それだからということで1市でどうだという特別な制度を設けるわけにもいかず、国の行政方針に従って粛々と進めざるを得ないわけですが、18万以上であれば天引きに該当するということですが、当然所得が均等割等が出るためにはもっと高い所得が当然ある人から均等割ができるわけで、それ以上もらってる方から対象になるんだと思うんですが、大変心情としては、大変皆さん苦しい思いをして納めていただいております。本当に感謝もいたしますし、御苦労なさっておりますということは認識しております。ただ制度ですので、先ほど言いましたように、粛々と進めていきたいと考えております。それから時期がですね、このことについて平成21年の10月からを予定されております。それからシステムのことにつきまして、おっしゃるとおり、いろいろ制度が変わる、めまぐるしく変わるためにシステムの改編に伴いまして大きな費用も掛かるわけですが、これについて幾ら掛かるかというのはちょっと今現在では分かりませんし、また国の方の手だて等も特段まだ情報を得ておりません。それから、3番目の譲渡所得等の税率等に優遇はということですが、譲渡、金融課税株式等についてもいろいろ1本化だとかいう動きが国の方でも検討なされておる中で、いろんな税の所得によっていろいろ税率が変わるのはこちらの所得があって、あちらの所得がない人には自分の所得の税率が低い方が当然いいわけですが、それぞれいろんな層からは各違った御不満や御意見もあろうかと思えますが、そういったことにつきまして、これも国の制度で決まるので、そのとおりにやらざるを得ないかなあと考えております。それから、そういった収入を元にしての一般財源としての譲与税、交付金等が当然ありますが、県がそういったもの、譲渡所得にしる配当にしる、県の方で県税として集めたものを市に一定の按分の率によって交付を受けるわけで、その辺でも低所得者層にしわ寄せがきてるんじゃないかというお気持ちは分からないわけではありませんが、こうしたことも制度にのっとってやっていきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） じゃあ最後、要望しときますけど、この間ですね天引きをして最初の月です

ね非常にまあ窓口で電話なりでね住民の皆さん、市民の皆さんがですね、問い合わせで大変な、職員さんもねまたもちろん対応大変だと思いますので、周知徹底ね時間まだありますからですね、これを十分ですね市民の皆さんに周知するというのをですね、最後をお願いして。それから費用の問題もね、これももうできるだけですね、やっぱりここでまた費用が何千万、何億と掛かったら全く天引きする意味合いちいうんかな、市から見た場合ですよ、ないような感じになりますからね、その辺はできるだけ電算情報ですかね、打ち合わせをして極力掛からないように手だてを講じると、やっぱり周知徹底をすると、その点をですねお願いして質問を終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 次に、議案第118号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

1番、三浦渉君。

1番（三浦渉） 1番、南風会の三浦でございます。佐伯市議会は通告制と、通告がなければ答弁はできないよというのが基本であろうと。財務部長、今日は工事請負契約の締結について議会で審議し、議決をいただきたいという内容の議案が出ておる。先ほど後藤議員が通告を詳しく出しておるにもかかわらず、内容については答弁できない、公表できない。通告を出して今日審議をする。これを質問したのに答弁ができないとどういうことですか。それとこれは大鶴部長ですか、私の今日の118号の議案、事務局から議案質疑があれば通告を出してください。議案が上がってないのに通告を出してくださいと。空気に向かって質問をするような通告を昨日出したわけですけど、どうしてもうちょっと早めに議案を出してもらえんかなあと思っております。

それでは本来の議案の質疑に入ります。第118号の工事請負契約締結について、平成20年5月2日、指名委員会を行い5月12日に地元建設業者6社による指名通知を出した。平成20年度弥生学校給食センター新築工事、入札日は6月の4日となっている。ところが、入札開始をしてみると6社のうち5社が辞退となっておる。なぜ辞退したと思っているのか、執行部の考えを5点お尋ねをいたします。全くけた外れの見積積算で業者が入札に参加しても見積があわないと執行部はみておるのか。あるいは地元業者が仕事の内容が難しくてできないから辞退したと、こういうことなのか。三つ目は、仕事が多すぎて工期内に終わらないから辞退をしたという、そのように思っておるのか。四つ目が、この辞退を入札辞退を市長、執行部はどのように受け止めておるのか。そして国の補助金が幾ら入っておるのか、合併特例債がこの中に幾らかんでおるのか。この5点をお尋ねします。私が大分県の土木建築部の建設業係に問い合わせたところ、最低でもこの中には一般管理費という業者の経費を10%から13%ぐらいはみななければいけないと、これが基本だと。公共工事を発注する以上はこれが基本だと、このようになっておりますが、1億8,700万ほどの工事で10%とれば1億6,800万ほどになるが、この1億6,800万ほどですべてが賄うだけの見積積算が発注の5月の2日、あるいは5月の12日に指名通知を出した時点ではどうであったのかなと、これをお聞きしたい。5月の12日時点で発注通知を出しているが、その時点で既に生コンは400万、鉄筋は600万から700万、このように物価が上がっておるが執行部としてはその時にどういう考えで発注をしたのか、赤字あるいはもう全くめちゃくちゃ単価があわないけど仕事のない時期だから発注すればだれかとりゃろうというようないい加減な考えで発注したのではないかなあと、このように思っております。後ほど再質問で質問しますけど、6月11日に私は東京の千代田区赤

坂にある会計検査院までこの見解を聞いておりますので、これは恐らく会計検査の対象になると思いますので、明確な答弁をお願いして、1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 三浦議員さんの議案質疑にお答えをいたします。弥生学校給食センター建築工事の指名競争入札において5業者が入札を辞退したことについては、その真意は分かりません。しかしながら、本年当初よりじわじわと上昇傾向にあった建設資材、とりわけ鉄筋、鉄骨等の鋼材及びガソリン価格は、本年4月から6月に掛けて急激な上昇をみており、先行きも上昇傾向にあることは懸念されています。このような時期にあって業者にとっては入札価格を積算するのが今までになく困難な状況であると推察され、このことがこのような事態になった要因の一つではないかと考えています。設計単価については、平成20年4月時点の単価により積算をしておりますが、入札の時期とはおよそ1か月の時間差があります。この起工から入札までのこの1か月の時間については、現在の役所のシステムからいきますと、決裁を受け指名委員会に依頼をして指名通知を発行して入札と、この時間的なこの差については現時点では必要な時間であるというふうに考えてます。しかし、この間にも鉄筋等の価格は上昇していますが、全体の工事費総額に占める割合はそれほど大きいものではないのではないかと考えています。入札結果から応札した1社は予定価格の88%で落札しており、このことから本工事の設計価格は実勢価格と大きくかけ離れたものではないと考えております。また、本件入札後、木立小学校プールの建築主体工事においては、9社の指名競争入札により3社が応札し、予定価格の94.8%で落札、さらに下堅田小学校校舎大規模改造・増築建築主体工事においては、6共同企業体による要件設定型一般競争入札において同じく96.1%で落札をしています。弥生学校給食センターの積算においてもこれらと全く同じ積算方法によるものであり、特別この案件を意識的に取り扱ったものではございません。しかしながら、燃料価格や建設資材の急激な上昇が請負者の経営を圧迫していることは十分認識しており、国においては契約金額に対し、資材価格等の上昇が総額の1%を超えた場合は、発注者がその差額分を負担することとしており、地方公共団体においてもこのような状況になれば同様の取り扱いをするよう、通達がくるものと思われれます。佐伯市においてもこの通達を受けて処理することとなり、現時点で佐伯市独自の取り扱いはできないものと考えております。以上でございます。5番目の合併特例債を使ってるかどうかについては、ちょっと私が把握しておりませんので、申し訳ありません。この点はちょっとお答えようしません。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 三浦議員の質問にお答えします。ちょっと細かい資料を持ってなかったんですけど、一応補助金と合併特例債ということで財源を組んでおります。それで補助金が安心な学校づくり交付金、安全・安心な学校づくり交付金ということで、ちょっと詳しい数字はちょっと申し上げられませんが、マル公の計算式で見るとほぼ1割ぐらいかなと工事費の。それとその残りを合併特例債、充当率95%ということで財源を組んでおります。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 酒井部長ね、一番聞きたいのはね、4月12日の入札通知を業者に発注した時点で3,000万既に積算が合わない。この前常任委員会であなたも認めたじゃないですか、常任委

員会で、その時点でちゃんと合っておったか。4月の時点では合わせたと。しかし発注の時点では合わなかったということをやんと言ったじゃないですか常任委員会で。4月12日の時点で私は聞きよるわけで、通知を出して入札開始日までの間に上がろうと下がろうとそれを聞きよるわけじゃない。公共工事で佐伯市長、西嶋市長から建設業者に通知を出すのに、既に単価が合わないものを設計書に打ち込んで発注しておるじゃないですか。絶対してないっていうんじゃないら絶対してないって教えてください。4月の12日の時点では積算設計書を業者に閲覧させた設計書どおりであったというのであれば、そのとおりに教えてください。常任委員会の時には、担当は合わなかったと言ったじゃないですか、合わないものをなぜ発注した。そしてね、今仮契約をしようとしておる。市の佐伯市公共工事請負契約約款ね、このちゃんと読んどるでしょ。第1条、日本国の法令を遵守し、この契約を行う。元が法律どおりにないものをこの約款を付けるんですか。元が違うんでしょ。入札した設計書が安いんでしょ。単価が違うということは常任委員会で言ったじゃないですか。これはですね、第1条の9項にですね、この契約約款は、設計書における定めについては民法明治29年法律第89号及び商法、明治32年法律48号の定めによるところのものとするところ書いておる。公共工事、さっき川原次長が分からんて言うたけど、国の補助金が3,000万入っとる。私が教えてあげるね、3,000万入っちゃう。国の補助金を取った、もらって公共事業を発注したものが、その時の時期の積算単価に合っていないものを赤字は分かっておる、損をするのは分かっておるいうものを発注しておるんじゃないら。そう言うたじゃないですか。それなのに本契約をする時に、この佐伯市の公共工事請負契約約款これを付けて契約しようとしておるわけでしょ、今日議会にかかっておるから議案でね、これが通れば。元のを嘘をしておるものを何で日本国の憲法にあった契約約款を付けるわけですか。市長どうしてこの単価の違うものを発注するんですか。いつも市長の言う地産地消とか、商工の推進とか、発展とかいうものと違うじゃないですか、あんた言うのと発注、発注はあんた指名委員会に入っていないけど、あなたの名前で契約しようとして、あなたの名前で入札しとるわけですよ。市長の名前で契約するんですよ。これはですね市長、会計検査にもしかかった場合はだれが責任取るんですか。私は会計検査員にいろいろと勉強させていただいた。その時にですね、護岸工事を仮に業者が100メートル行った場合、市役所も土木事務所も100メートルしか検査しない。その現場が会計検査にかかって現地に行ったら、取り付けを10メートルずつ下も上も10メートルずつ同じ石積みをしておった。会計検査員は上を10メートル、下を10メートル、120メートル分のお金を支払いなさいという会計検査員の見解が出とるわけですよ。建設業者にそんなに赤字を出させるなど、無理をさせるなど。11日に私は直接電話で会計検査員と話した。こうしょうさんという方、聞いてください。業者にこういう時期にそう無理をさせるなどという会計検査員の見解が出ておる。2,000万も3,000万も4月12日の時には合っておった。5月の12日の発注の時には、2,000万も3,000万も赤字は分かっておるのに市長がめくら判を付けて決裁をして発注した。だれかとるじゃろうということは間違いありません。木許指名委員長と塩月副市長の指示でやっちゃうと思うこれは、憶測で私は物を言っただ変悪いけど、見切り発車でやれっ、仕事がない時期じゃけだれかとる。議会にかけたらまた予算追加せなわりということに絶対なっとる。それでなければ地元の5社の業者が辞退っていう、ならない。そして同じこの弥生の学校給食センターの設備の工事、辞退ではないが辞退と同様です。べらぼうに予定価格より高く書いてる。不落札、ここの設計はこういうふうになっとる不落札、不落札は

技術的に業者が合わないから高く自分の積算にして不落札になってる。県の基準を取り込んだ、どこの基準を取り込んだと、入札に参加しなければ指名停止基準、そういうのんがいろんな法律を使って指名停止にする。我が公共工事安いものを発注したのについては何も取り締まる場所がない。予算がないものをどうしてそういう当たり前の工事ができるか。これは市長に再度念を押しますけれども、毎日新聞、朝日新聞、読売すべての新聞社、国土交通省の見解を出しちよる。経済環境は極めて厳しい状況にあるということで原油高の高騰が追い打ちをかけ、受注企業の体力はもはや限界にきておるということで、単品スライド制、発注時に単価が安ければ単品であってスライド制、単価を上げてあげなさいと。この88%のこの業者がとっておるのについてもやはり単品スライド制で、元が88%ですから88%にかけて単品のスライド制をみてあげなければ当然できない。当然できない。この木立小学校のプールについても単品スライド制で見てあげなければ当然できない。こういうスライド制で市は発注後に、こういう物価が高騰しておれば見てあげる気持ちがあるのかないのかね、その辺も聞かなければいけないと思っております。こういうのんが市長ね、次々にその私たちの耳に入ったり、ファクスが入ったりするということはいろいろやはり市長部局です、もうちょっとこうストレートにですねやらなければ今回の市の発注した工事についても、予定価格公表してない。いらん腹を市長が探られるわけです。予定価格を公表してないから、同じ業者がぼんぼんぼんぼん取っていく。その業者には市長が予定価格を公表したんじゃないかということがね、うわさで出てくるわけです。だからそういうところを一日も早く、この25日には請願がお認めをいただいて通れば一刻も早くもう請願通過の翌日からそういうものを使用してもらわなければいけないと思っておりますが、市長スライド制で単価の安い分についてはみてあげるという気持ちはあるのかと。酒井部長には発注の時点で自信を持って言えるのであれば単価はそのとおりであったと、あるいはあなたさっきここでちょっと漏らしておったけど、それほど大きいものではない。ということはもう9割認めておる。それほど大きい単価の違いはないということは違いがあったということでしょう。その辺もまた一つ。市長そしてスライド制と答弁お願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員の質疑に対しまして、私もこちらの方はあんまり専門的やっておりますので、1人担当がおりますが、議員が言われました入札に関して金額を漏らしとんじやねえかといううわさが出るといんですが、これの入札については私の手元にあるのは、これは指名競争入札でありますので、予定価格を発表しとるはずで、出しとるはずで、だからこの方が1社でとっていても一般競争入札ではありませんので、指名競争入札で私の手元に入っておりますので、これについては皆さんがその金額を承知しとると。そうした中での入札が行われたと思っております。単品スライド制については、一般質問等で高司議員の方でも御答弁申し上げておりましたので、財務部長の方に答弁させます。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 三浦議員さんの再質問にお答えをいたします。先ほどの答弁とちょっと重複するかも分かりませんが、この積算業務は4月に行いましたが、4月のいろんな情報、例えばコスト情報でありますとか、積算資料、建設物価等々によって4月に積算を行っております、4月の18日に。いわゆるこれは私の方の役所のシステムですが、起工伺い、こういう内容の工事をこの金額でやっていいかという起工伺いの決裁をスタートさせております。こ

これは金額によって決裁権者すべて変わりますので、指定の決裁を経たのち、指名委員会に指名依頼を上げます。その指名通知が5月の12日の指名委員会に上がっておりますので、この間約1か月間、この間の1か月間における建設資材等の動きというのは確かにありましたと。これは先の委員会でもお答えしたとおりです。ただしこの間の移動というのは、現在のシステムの中ではですね、なかなか救済しにくいものです。この契約後、先ほど申しましたスライド条項と言いますのは、契約後総額1%以上の変動があった場合には発注者がその差額を負担しようと。これは先の参議院の確か国土交通委員会で冬柴国土交通大臣がこの方針を打ち出しておりましたので、これはおっつけ地方公共団体にもこの考えをですね、及んでくるであろうというふうに考えておるところです。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 市長失礼しました。この118号で市長が予定価格を漏らしたってということじゃないんですよ。そういうものがもろもろのものがね、建設新聞に次から次に同一業者の名前が出てきよるから、予定価格を公表してないものにも影響があるなあと、この118号の今日の質疑の予定価格を漏らしたとか、これは公表しておるからだれもみら分かんと思います。そういうことなんです。それとこれがもし市長、会計検査に引っ掛かった場合、会計検査、会計検査院は金をまともに使っておるかっていう検査もあるし、仕事がまともにきちんと工期内に設計書どおりに完成しておるかという検査もある。先ほど私が言ったように、無理をした入札をして業者に無理をさせておるんじゃないかなあという会計検査の検査の方法もあるわけです。こういうものに会計検査が入ってもし引っ掛かって幾らかの持出し金がまた発生した場合に、昨年度も発生しましたね3,000万円、工期の遅れから3,000万円、議会で頭を下げてそれもお認めしたわけです。こういうちょっとしたことで会計検査に引っ掛かった場合はだれが責任をとる。当然市長がとると思いますけども、その辺についてもひとつ最後、答弁をしていただきたい。それと酒井部長そのね、会計検査院の見解はこういう物価が動いておるときは、閲覧期間を短くしなさい。積算を入れてからすぐ入札に入んなさい。少しはそういう勉強もねしてください。そういう勉強もね。普通のねぬるま湯に入るとときならいい。こういう上がり下がりがあるときは、指名会議をしてすぐ入札をする。閲覧期間を普通は2週間を1週間にする。そういうものをね、技術屋部局から執行部に提案をしなければ執行部はね、ほかの用事もあるじゃろうし、そこまで目がとどかない。今回のことは教訓にですね、これは業者相当に金を持ち出すと思いますよ。何かの形でね、やはり単品スライド制を見てあげなければもう限界と、国土交通省がそうなっておる。物価が上がって企業が限界にきとるんだということになつとる。インターネットで各新聞社、国土交通省のねこういった見解を私は10社ほどとっちょん。取って見てね、職員にそういう指導をしてください。市長、その会計検査院のところを一つ聞いてもう終わりたいと思いますが。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私の方の答弁がということですけど、基本的にはこれは設計基準どおりであるということがまず必要だと思っております。その設計基準どおりの見積を出した時点でその契約が成立すれば私は別に問題ないと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 次に、同じく議案第118号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員の河野です。今朝議案書を見て通告を出したわけですけど、先ほど三浦議員の質問とダブる部分もあるかと思いますが、若干違う部分もあるので、答弁聞きながら私なりの質問をしていきたいなと思います。まずですね、この辞退の理由を先ほど三浦議員も聞きよったわけですけど、執行部はそれぞれ辞退した会社には確認してそういった理由は確認、把握しとるんですかね。その点がまず1点とですね。これ今電子入札ですよ。そういった意味でね、電子入札の時にそういった業者との意思の疎通がねできんはずですよ。その辺のところの何ていうかですね、こういった場合、今後またこういうこともあるかと思うんでね。その辺の業者とのやっぱり公共工事をね行政が発注する場合は、どうしてもやっぱり今までもそうですけど、これからもねやっぱり業者と市政ちいうのは持ちつ持たれつできとると思うんですよ。そういった意味でも電子入札のある意味、悪い弊害が出たんでないかなと。こういった意味でも、そういった意味で聞きますんで、その辺のところ業者さんにですねどういった把握をしたか、その辺のところを伺いたいと思います。それとですね、実はこれ私もこういった辞退があったちいうことである程度情報をさぐったわけですね。その時に、これ私勘違いしたんですけどね、設計が東京で、東京の設計事務所というような話を聞いたんですけどね、今見たら、今朝議案書を見たら市内の業者であると、ただまあこれには関係ないですけど、気にいらんのは下堅田の方は山下設計という市内の業者じゃないですよ。その辺はまあこれまあ議案が違うからですね、しまったなあと思いますけど。我々はいつも常に佐伯の業者を大事にしてくれという形で言ってますよね。その辺のところですね、まず今聞いた意思の分とですね、それと先ほど三浦議員もですねスライド制のことを言ってたですよ。これその他ある程度三浦議員の質問で納得した部分もあるんですけど、見積の根拠ですね。これをある意味ねやっぱり私はもう入札が終わればね公開すべきかなと思うんですが、その辺のこれ一番執行部側としたら頭を抱える問題じゃあないかなと思いますけど、やっぱり市内の業者を、そういった意味で見積金額をはじくのね、勉強ちいう意味でもね、やっぱり根拠、備考欄ですね、どの物価版から出したのか、それとも佐伯の3社辺りから見積を取って、中間を取って要するにはじいたのか、その辺の根拠をね公開すべきと私は思っとなですよ。その辺の用意があるかどうか。ましてですね、今言うように落札時の単価と実際に工事してみたけど合わなかったと言った場合にスライド制そのものもね、やっぱりこの根拠を公開することによって随分勉強になると思うんですよ。ただ、これは今言ったように1%以内の補てんをするといったようなことで果たして赤字を埋められるんかと。それ以上になったときにはですね、実は要するに私前にも総務部長に言うたと思うけど、市が発注した工事で業者にもしも損害を与えた場合、発注者要するに担当者はですね、弾効できるんですよえ、弾効権は市民がもっとんですよ。そういうことを前言うたことをあるんですよ。だからやっぱりそれはね、落札率で補てんしてやるべきと思ってますんでね。その辺のところをもう1回念のためにお伺いします。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 河野議員さんの議案質疑にお答えをいたします。先ほどの三浦議員さんの答弁と重複するかも分かりませんが、順を追ってお答えをしたいと思います。まず、入札を辞退をしたその理由を聞いたのかどうかということについては、その聞き取り調査を行っておりません。これは工事検査課にも確認いたしました。その理由等については個々にどうゆう理由で辞退をしたのかという聞き取り調査は行っていません。それから、見積をとっ

た場合のそれを公表すべきではないかということについての御質問ですが、ちょっと答弁が
ずれるかも分かりませんが、土木の積算の場合はですね、私が最近積算をしてないん
でね、間違いがあったらあれなんですけど、今土木の場合はですね、例えば3社見積を取っ
た場合には、どの会社から取ったよというのはある程度積算期間にですね、公表するように
制度化してるというふうに私は記憶してます。もし間違っていたらごめんなさい。ただ建築
の場合はですね、私は建築の場合具体的によく分かりませんが、いろんな資材がこうかか
わってきます。その見積による積算というのは非常に多いと思います。ただこの見積をどの
会社から取ったかという公表についてはですね、これは今情報公開条例等がございますので、
工事期間、まだ工事が終わるまでの間にその公表、いわゆる情報公開請求があった場合公表
できるかどうかというのは、これはちょっと委員会で判断するところですが、それは
一つの方法としてはその情報公開請求をしていただくというのも一つの方法かなと思いま
す。ともかく積算のですね極々細かい内訳は別として大まかなものについてはある程度積算
はもうすべきであるという考え方がもう今は主流でございます。それからスライド制への1
%と言いましたのは、いわゆる当初契約に対して物価資材等の高騰が総額で請負金額になお
したときに1%以上上がった場合にはその1%を超した分について発注者が負担しなさいと
いうことなんで、ただその1%しか上がってない場合にはそれは業者の方で吸収してくださ
いという考え方のようでございます。もし答弁に漏れがありましたら御指摘をいただきたい
と思います。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 再質問ですけどね、要するに見積の根拠をですね、会社を公開せえとか言っ
るわけじゃあないんですよ。恐らく3社見積取ればですね、その3社足して平均で出すん
じゃないかなと思うんですけどね、土木がどういうあれか分からんけど建築は出しやすいと
思うんですね。それが物価版ですよ、県の単価そういった単価をねどっから拾ってきて打
ち込んだかというのは備考欄に本来は載っ取るはずですよ、あれ隠しとるですよ、それ
を公開する気はないかといよんです。そうすることによってね見積の要するに精度が上が
っていくんですよえ市内の業者その他がですねえ。それはこれを公開するちいうことはもの
すごく大きな執行部側にしてはね大きなリスクを抱えると思うんですよ。例えば小さい、こ
の間造ったですよ、海崎駅やら狩生駅に小さい便所を造ったですよ、あれだってねコン
パネなんか積算価格の何平米もある価格から打ち込んでるはずなんですよ。これまあ憶測で
言いよるけど、確か打ち込んだるはずですよ。あれ公開条例で、私書いてもらおうかなと思
うとる部分もあるんですけどね。そういった意味でねやっぱり今言うように執行部のミスで
ね業者にそれだけ迷惑掛けたらですね、それはやっぱり払ってやらんとうそですよ。そうい
う意味で私はスライド制というような意味合いじゃあなくてね、そういう意味で公開して
すねやっぱりそこに差額が出たらそれはその時点でね、やっぱり業者に対してはこの分に関
してはうちは執行部側が見積をこれだけこういう理由で落としたりしました。これに対しては
88で取っとれば88で見てあげましょうというようなところまでせんとねおかしいんじゃない
かと。競争入札でその中でね、あなた方がんばって取ってくれえと、しかも仕事して儲けて
ください。その儲けは税金でくださいとこう言っとるわけですよ。じゃあ発注した落札して、
まあ恐らくここはやるんでしょうけどね、やったけど今言うようなやる間にですね、今回の
場合でも1年近くの工期があるですよ、その間にもやっぱり世情によって生コンが上がっ

たり、釘1本だったり上がるかもしれんですね、そういった場合には、やっぱりそこにそれだけの理由があればそれは見てやるべきですよ。まして解体とか入ってよく落としとする部分があるんですね。あれ業者が泣きでみとるんです。今までそういう例は私は幾らも見とるんですね。これはもうあんた方でもうそれ見積入ってねえんやな、どうかもうしちよっておくれと。こんな都合のいい話はないですよ。そういった意味でね担当者も私は何度も厳しすぎるといようなここに担当者があるんですね。そういった意味でも今で何度もこのことについては言っております。その意味でねやっぱり差額が生じた場合は見るべきと思うし、その点再度確認の意味でね、要するに私は公開すべきと思うんです。これは市長、市長決裁にもなるかと思うんですね、この根拠の部分は、公開条例で名前を書いて出せば公開してくれるんですね今、ところがそれぐらいなら公開してもいいんじゃないですか。実際市長、首ひねりよるけど公開条例で名前書いて出せばしてくれるんですよ。する用意はあるというふうに私は何年か前にしとるんです。もうそれぐらいならそれはもう落札して既にこれが決定しとるんであればね、それはもういつでもいいですよ見にきてください公開しますよといったようなシステムに変えていくべきじゃあないかなと、そういった用意はないかどうか。どちらの見解でもいいですけどね、最終的には市長が決裁するこっちゃから、市長に判断してもらえればいいけど。どうぞ。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 河野議員さんにお答えをいたします。まず、算出根拠を明示すべきではないかという点についてでございますが、おっしゃるとおり建築の設計書にはですね、どっからきたというのが明示されてないですね。私は土木はですね余談ですけど、土木はすべて積み上げでこの単価はどっからきてこの内訳っていうのが下にずーっとあって上に上に上に上がって行って総額がこうと。あるいはこれは見積によるものによるとか、あるいはすべて算出の基をですね分かるような形にはしとるんですね。建築の場合はおっしゃるとおり、例えばこれはコスト情報からきたんだとかあるいは建設物価からきたという、どっからとったっていうことはね、これは何も隠す必要のないものであろうと私はそう思っています。これはちょっと担当部署とちょっと調整をしてみたいと思います。それからサービス工事でいいですか、設計に入っていないものをこれもちょっとやっとなってくれ、やっとなってくれといったようなことがまあというお話でありますけれども、これはいわゆるサービス工事というのは基本的にはまあ適切なものではないと思っておりますし、当然必要な工事であれば予算化してその経費は計上するというのが基本であらうというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 今、酒井建設部長が答弁してくれたんですね、そういうふうな方向になると期待して終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 24番、泥谷でございます。通告、朝議案をいただいたので調査してましたんで通告をしてませんが、ちょっと私も三浦議員と河野議員が内容について話したんですが、私は落札業者についてちょっと疑問がありますので、ちょっと質問したいと思います。議案

118号についてでございます。私、業者についてちょっと疑問がございまして、今回落札業者を見まして、この業者は前回、木立小学校の工事を行っております。それベンチャーで行っていますが、その際にですね、木を伐採と撤去と一緒に工事に入ってしまったんですが、その木を伐採しなくてほかの所に移して植えとります。それで市としては伐採で設計で出しているものをそういう形で除けて、市としてはそのことは把握してるのか。これは設計で伐採と産廃の費用を計算してますんで、その分、人にやってただで運ばせてますんで、業者としては市に返還するか何か、ほかの工事であれば設計変更かなんかでやるのが普通ですが、そこどころどういうふうになっとるか、そういうちょっと、私の業者に対する疑問がございまして、まずそここのところをお聞かせください。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 泥谷議員の議案質疑につきましてお答えします。確かにそういう話が元課の方から工事検査部門の方に相談がありまして、工事検査においては伐採した樹木の処理状況の写真、それから産業廃棄物のマニフェストの数量、あるいは跡地が設計どおり樹木が撤去されて更地となっていること等からこのしゅん工検査については合格しております。また、設計と異なる施工による不正等があったというようなことも承知しておりませんので、その罰則等処分には当たらず現行の発注に何ら問題はないと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） ということは、市はその樹木がほかの所に移ったのは把握していないということですね、今の返答から言うと、でしょ。業者が伐採になっとるのをそれをしてないということになると契約違反か何かになるんじゃない。市はどういうふうを受け止めとるわけ。これほかの木を切ってもったいないから移したという。それをするならそれをするように市の方に業者は言ってこなければいけませんでしょ。これほかの工事だったら設計変更とか工事の変更がこうしますよというのを勝手に業者がやとることでしょう。設計どおりじゃないことを業者がやって写真は違う所を撮って持ってきて、市はそれをだまされて検査を通したということになっとんでしょ。だからこれを市としては、これをどういうふうに業者を扱うつもり、これ市は業者から写真も伐採するところも、その木を切るようにして出されてだまされとるんでしょ。市が。そここのところをちょっと、どういうふうに市は考えてこの処理をするのか。市をそういうふうに業者がだましとるのを。市はいそうですかと認めて今度のこの入札に業者が落札しとるけども、それでいいですかと私は尋ねたいんですけど、どう処理するかまず答えてください。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 泥谷議員さんにお答えいたします。泥谷議員さんが言われる木立小学校の建設工事に当たって、モチの木が3本伐採をするという設計の仕様に基づいて発注をしたと、落札業者からもちろん私どもの設計の仕様によった伐採をするという形での施工計画書を受けました。それを受けまして、私どもはその設計の仕様どおりでありますから、その施工計画書の承認をしたところです。しかし、実際には議員御指摘のとおり伐採という方法ではなくて、ほかの所に植わっておるということも私も報告を受けております。これは伐採という形を結論づけたのは、例えば学校の関係者でありますとか、PTAとか、地域の方々にこの木はいらないかというかなりそういう幅広く貰い請け人といいますが、必要な人いないかというPRをした上で、いや結果としていないというその結論によって私どもは教育委員会

から伐採という形での設計を組んだと。問題は私どもは請負契約の相手として、いわゆる施工計画のとおりになされていないということについては、これは私どもは業者を呼んで厳重注意をしたところです。ただ伐採をするという結論については、いわゆる植え替えをするよりもそっちの方が非常に安いからという判断もあったように聞いております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） あのね部長、業者がほかに植える方が安いというけどもね、植え替え賃は業者が出しとるんじゃない。業者はそのままやってもらった氏がね植えかえ賃を出して運んどる。業者さんはね伐採賃と産廃のマニフェスト、ごみ処理のその費用が浮いとるじゃない業者が、私はそれを言っとるんです、そこまでだまされて市にしとるのにね、この業者を注意したそれだけで終わるんですか。だからそれを私は聞きよるんですよ。さっき2回目の質問まだ答弁が最後になってない。どうするんかて市としては注意だけで終わるんですかていう。はっきり言って今日建設業者の方来とるけど、ああそれならわしどもやっても注意で終わるはなとなるわ。だからそのところはっきりここで答えてくださいよ。それじゃないとこの入札で業者が取っとるんですよ。落札しとるんですよ。今度の工事のほんなら同じように自分で勝手に変更されたらどうするんですか。市に相談せんで変更するから私は心配しとるんですよ。そういう業者が取っとるんだから大丈夫ですかって私は心配しとるんです。それを注意しましたで終わりますか、議長もう一度2回目の答弁させてください。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えいたします。先ほども申しましたように、私どもが伐採という手続を取ったのは建設工事に当たってその木がそこにあるということが支障になるわけで、それを除去する方法として伐採という手法を設計上選んだ。これは先ほど申しましたように一番安い方法であった。もちろん伐採をすべきの経費は確かわずかですけども計上はもちろんしております。しかし先ほど申しましたように、そこにあるということが支障になるということなんで、その物が移動するという事でひとまず私どもの目的は果たしたということで、特に罰則というのは現時点では考えていないところです。先ほど財務部長がマニフェストのお話をしました。今回処分しようとした樹木はですね、その3本以外にも多くの木がありまして、実際に移動した木というのはその3本だけと聞いております。それ以外に伐採したものについてはですね、所定の産業廃棄物として最終処分をしたと。その量に対するマニフェストはとった上で、そのマニフェストに基づいた産廃処分、焼却等の処分の経費は計上しております。したがって3本分はもちろん焼却しておりませんから、その産業廃棄物の処分は当然計上しておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 部長、2回目が答えてなかったわけですね。部長、ちょっとその今ね答弁でね、マニフェストの中に3本分は含まれてないと言ったよね、でも設計段階で10本の中の3本ですよ。設計の段階でね産廃マニフェストの量が決まっとるんじゃないの。それを3本が含まれてないということはどういうこと、ちょっとおかしくない。設計の段階で10本でね産廃量とかマニフェストとかこれだけ要りますよとやっとなら、3本は含まれてない、ほんならほかにどっかにごみがあったのをそれを持ってきて一緒に搬入したのを撮っとんの、そういうふうになるで。それとわずかだからとね、その費用がわずかだからと、わずかだからいいっていう発想ですか部長、市民に対してそういう言葉でいいんですか。木を切る伐採す

るだけでも3本切るっていったら1人の山師だったら1万か2万取りますよ。今1日に1,000円、2,000円で食事しながら暮らしておる人たちにとってわずかですかその何万円が、そういう物の言い方しとるからいけないのでしょうか。もう答弁はらない。これまた後の委員会とかで審議します。終わります。

議長（児玉忠義） ほかに御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者塩月圭子）、第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者堀川清則）、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、第2号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案等の委員会付託

議長（児玉忠義） 日程第4、議案等の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成20年第2回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第84号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務
第85号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総 務
第86号	佐伯市監査委員条例の一部改正について	総 務
第87号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総 務
第88号	工事請負契約の締結について（佐伯市地域情報通信基盤整備工事）	総 務
第89号	訴えの提起について	建 設

第90号	訴えの提起について	建設
第91号	佐伯市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正について	教育民生
第92号	佐伯市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について	教育民生
第93号	佐伯市国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	教育民生
第94号	佐伯市デイサービスセンター「楽々園」の指定管理者の指定について	教育民生
第95号	佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定について	教育民生
第96号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等条例の一部改正について	経済産業
第97号	佐伯市農村公園条例の一部改正について	経済産業
第98号	佐伯市基本構想の策定について	経済産業
第99号	塩内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経済産業
第100号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業
第101号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業
第102号	波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業
第103号	葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業
第104号	公有水面埋立に関する諮問について（米水津大字浦代浦）	経済産業
第105号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（上浦大字最勝海浦）	経済産業
第106号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字森崎浦）	経済産業
第107号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業
第108号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業
第109号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業
第110号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業
第111号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業
第112号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業
第113号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業

第114号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について (蒲江大字蒲江浦)	経 済 産 業
第115号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について (蒲江大字猪串浦)	経 済 産 業
第116号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建 設
第117号	工事請負契約の締結について(平成20年度下堅田小学校校舎 大規模改造・増築(建築主体)工事)	教 育 民 生
第118号	工事請負契約の締結について(平成20年度弥生学校給食セン ター新築(建築主体)工事)	教 育 民 生
第119号	財産の取得について(平成20年度弥生学校給食センター厨房 機器備品)	教 育 民 生

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会
第 2 号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算(第5号)	分 割
第 3 号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	教 育 民 生
第 4 号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	建 設
第 5 号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第3号)	建 設
第 6 号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正 予算(第4号)	建 設
第 7 号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)	建 設
第 8 号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)	建 設
第 9 号	平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算 (第2号)	建 設
第10号	平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算 (第2号)	建 設
第11号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務
第12号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総 務
第13号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教 育 民 生

第14号	佐伯市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改 正について	教 育 民 生
第15号	佐伯市手数料条例の一部改正について	教 育 民 生

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第18号	佐伯市公共工事の入札契約制度に関する請願	総 務

第 19 号	「後期高齢者医療制度」の廃止と見直しの国への意見書提出を求める請願	教育民生
--------	-----------------------------------	------

議長（児玉忠義） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日から各常任委員会を開いていただき、25日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時35分 散会

平成 2 0 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

第 7 号 6 月 2 5 日

第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 7 号）

平成20年 6月25日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 曾 宮 司 好
8 番 後 藤 幸 吉	9 番 江 藤 茂
10 番 清 家 好 文	11 番 矢 野 精 幸
12 番 矢 野 哲 丸	13 番 河 原 修 仁
14 番 宮 脇 保 芳	15 番 佐 保 曉
16 番 小 野 宗 司	17 番 肥 後 四々郎
18 番 榭 田 穂 積	19 番 村 尾 清 一
20 番 井野上 準	21 番 河 野 豊
22 番 下 川 芳 夫	23 番 柳 井 二 生
24 番 泥 谷 和 喜	25 番 菅 原 忠 己
26 番 和 久 博 至	27 番 日 高 嘉 己
28 番 渡 邊 邦 壽	29 番 染 高 矢 玉 夫
30 番 児 玉 忠 義	31 番 甲 斐 迪 彦
32 番 狩 生 寿 一	33 番 廣 瀬 精一郎
34 番 吉 良 栄 三	35 番 高 司 政 文
36 番 浅 利 美知子	37 番 河 野 周 一
38 番 玉 田 茂	39 番 河 村 松 一
40 番 児 玉 輝 彦	41 番 村 松 田 德
42 番 戸 山 盛 喜	43 番 寺 島 孝 幸
44 番 土 師 辰 英	

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市		長	西	嶋	泰	義	上	下	水	道	部	長	戸	高	公	人	
副	市	長	木	許	政	信	教	育	道	部	長	長	川	原	弘	嗣	
副	市	長	塩	月	厚	信	消	防	防	局	長	長	伊	東	宇	三	
教	育	長	武	田	隆	博	上	浦	振	興	局	長	長	白	茂	達	
総	務	長	大	鶴	直	己	弥	生	振	興	局	長	長	御	隆	二	
財	務	長	久	保	成	太	本	匠	振	興	局	長	長	山	健	一	
企	画	長	魚	住	慎	治	直	川	振	興	局	長	長	曾	宮	清	
市	民	長	田	崎		誠	宇	目	振	興	局	長	長	河	原	盛	
福	祉	長	坂	本	修	一	鶴	見	振	興	局	長	長	甲	斐	滿	
建	設	長	酒	井		実	米	水	津	振	興	局	長	江	藤	幸	
農	林	長	河	野	伸	生	蒲	江	振	興	局	長	長	戸	高	一	德

議事日程第7号

平成20年6月25日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
 - 第2 討論、採決
 - 第3 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
 - （イ）閉会中継続調査案件（調査特別委員会）
 - （ロ）休会中審査付託案件（常任委員会）
 - 日程第2 討論、採決
 - 日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第4 農業委員会委員の推薦
 - 日程第5 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） 本日の平成20年第2回佐伯市議会定例会第20日目は成立いたしました。
直ちに、本日の会議を開きます。

委員長報告に先立ちまして、この際おはかりいたします。

1番、三浦涉君から、18日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定によりお手元に配布のとおり、発言取消申出書が提出されました。

おはかりいたします。

本取消申出書のとおり、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、三浦涉君からの発言取消申し出を許可することに決しました。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（児玉忠義） 日程第1、委員長報告を行います。

閉会中継続調査として、観光開発調査特別委員会に付託されました調査一件につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許可いたします。

観光開発調査特別委員長、肥後四々郎君

観光開発調査特別委員長（肥後四々郎） 皆さん、おはようございます。観光開発調査特別委員長の肥後四々郎でございます。

去る平成19年11月16日、委員1名欠席のもと委員会を開会し、正副委員長の互選を行ったところ、不肖私が委員長に、また副委員長に泥谷和喜委員が選任されました。その後、12月12日に委員会を開会し、具体的調査項目について協議した結果、「釣りバカ日誌19」のロケ

地誘致が決定したことに伴い、佐伯をいかにPRしていくか、また当映画を成功させるためどのように支援・協力を本委員会としてできるか、さらに国体開催と関連させながらPRすることにより、映画のみならず、国体をいかに成功に導くよう取り組んでいくか。また、他の項目について、「食の観光づくり」として、観光資源、食の素材を生かし、融合させた周遊観光ルートづくりや、食産館・物産館等を設け、佐伯への集客力の向上を図る必要があるのではないか等の意見が出されました。そのような中、当面集中的に調査研究が必要である「釣りバカ日誌19」に対する取組・協力・支援に関することを調査項目と決定し、閉会しました。

このような経過を経て、本委員会に付託され閉会中継続調査となっております、調査第8号、観光開発に関する件について、去る平成20年2月8日、3月18日、6月13日に委員会を開催いたしましたので、調査経過の概要及び結果について、一括して御報告申し上げます。

2月8日は、委員全員出席のもと委員会を開会し、映画「釣りバカ日誌19」の年内スケジュールについて、またこれまでの取組状況及び今後の取組計画について説明を求めました。執行部から、これまでの取組状況として、大分佐伯にロケ地が決定してからの経過が説明されました。

行政の活動としては、釣りバカ支援室の設置、大分・佐伯ロケ支援委員会の設立、また、佐世保市、臼杵市、岡山県へ出向きロケを行った際の対応の仕方などの情報収集、撮影して欲しい風景・特産品・食べ物などの募集、またPR活動としてイベントでのパネル展示、懸垂幕や市報による宣伝を行ったこと。

また、松竹側の動きとしては、監督、助監督及びプロデューサーによるシナリオハンティング、また美術・映像・カメラマン等によるロケーションハンティングが実施されたこと等報告がありました。

また、これからの取組計画については、行政の支援ということで、エキストラ・ボランティアの募集、ロケ隊への支援、歓迎レセプション、また、協賛金の募集及び前売り券の販売など。

また、松竹側の動きとしては、正式に大分佐伯で釣りバカ日誌19の撮影を行なうことの発表、また、クランクインを東京で行い、5月の連休明けに大分佐伯ロケということで、その際、地元記者会見等も行う予定になっているとの報告がありました。

これに対し委員から、協賛金の額と協賛金を集める組織について、また前売り券の販売枚数を質したのに対し、執行部から協賛金の額については、県・市ともにそれぞれ最低1,000万円で1,500万円を目標に集める、組織としては、支援委員会の中に幹事会を作り対応する。また、前売り券の販売枚数は、県として3万枚販売しなければならないとの答弁がありました。

また、委員から、撮影して欲しい風景・特産品・食べ物などを募集したということだが、どういうものが挙がったのか、またエキストラ・ボランティアの募集時期についてはと質したのに対し、執行部から風景としては、鶴御崎・歴史と文学の道・豊後二見ヶ浦・空の地蔵尊、また特産品と食べ物としては、干物、伊勢えび、いんぴ茶、シカ料理、ごまだし、寿司、あつめし等が挙がってきた、またエキストラ・ボランティアの募集については、3月から行いたいと答弁がありました。

また、委員外議員から協賛金を提供した企業等に対してのメリットについて質したのに対

し、執行部からパンフレットに企業名の掲載や、歓迎レセプションへの招待、さらに舞台あいさつ付き先行上映会への出席枠の確保等を検討しているとの答弁がありました。

また最後に要望として委員から、この映画を通して、少しでも佐伯をアピールし、対外的な知名度を上げて、その結果全国から観光客が訪れるようになることが期待されているので支援室には頑張ってもらいたいとの要望が出され、引き続き映画「釣りバカ日誌19」に対する取組・支援・協力に関する調査を行うことを確認し閉会しました。

次に、3月18日の委員会では、委員2名欠席のもと、映画「釣りバカ日誌19」に対する今後の特別委員会としての取組について協議しました。

まず、初めに執行部に2月8日の委員会後の具体的取組状況の報告を求めました。

執行部から、3月6日から13日までの間、監督、助監督並びにカメラマン等7名が佐伯に入って、ストーリー案を決定した。またエキストラ・ボランティアの募集を3月1日から31日の期間で実施している。また現地キャストのオーディションを3月15日に佐伯で、16日に大分で行なった。さらに、市民への周知を図り機運を盛り上げるため、市内各所に懸垂幕・横断幕を掲げた、またのぼり旗・シールも現在製作中である。また、協賛金の募集については現在商工会議所、商工会、観光協会等を通じて一口1万円ということをお願いし、大口については副市長と支援室の方で依頼をしているとの報告がありました。

これに対して、委員からエキストラ・ボランティアの応募状況について質したのに対し、執行部からエキストラについては、200人弱の応募があるが、ボランティアについては、10名に達していないとの答弁がありました。

また、委員から、協賛金の具体的な募り方について質したのに対して、商工会は旧町村ごとに、また商工会議所についても目標額を設定し、依頼している。また副市長と支援室で40件ほど依頼する中で募っていきたいとの答弁がありました。

また、委員外議員から他の県内自治体も撮影されるということだが、その場合は他の負担金の額について質したのに対し、各市町村の負担金に関しては県の方で調整しているが、県が2,000万円、関係市町村で2,000万円を負担金として支出するとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされましたが、採決の結果、引き続き映画「釣りバカ日誌19」に対する取組・支援・協力に関する調査を行うことと決しました。

その後、協議会を開催し、観光行政の振興に寄与できるような、新たな調査項目の設定を協議した結果、本特別委員会の調査項目に『観光振興について』を新たに加えることを決定し、委員会を閉会しました。

次に今会期中の6月13日、委員2名欠席のもと、委員会を開会し、映画「釣りバカ日誌19」に対する取組について、ロケ終了後までの取組、さらに今後の取組について執行部の説明を求めました。

執行部から、ロケ終了までの取組について、まず経過として、昨年12月からシナリオハンティングに2回、ロケーションハンティングに5回、また市内ロケを5月11日から17日までの7日間、また市外でのロケを18日から26日まで行った。また5月12日には制作発表記者会見、5月20日には歓迎レセプションを開催した。

次にロケに関する事として、エキストラ323名、ボランティア100名、県・市町村関係協力者350名、松竹関係者80名がロケに参加したこと、また経済効果は、過去の平均値などからも推測しておおよそ30億円と考えていると。

次に予算として、収入が県の負担金2,500万円、市町村の負担金が別府市300万円、九重町50万円、国東市5万円、佐伯市1,645万円を合わせて2,000万円、企業等からの協賛金を2,200万円を見込んで収入の計が6,700万円とし、支出が概算見込みであるが、交通費1,300万円、滞在費1,700万円、車両費1,000万円、ロケ支援費400万円、広報宣伝費2,200万円、事務局費200万円を支出の計も6,700万円であると報告がありました。

続いて支援委員会の今後の取組について、ロケマガジンの発行、先行前売り券の販売、地元での先行上映会の開催等説明がありました。

これに対して委員から、本特別委員会は、映画の成功に向けて後方支援を積極的に行っていくということだったが、支援・協力するにも支援委員会からは、情報が何一つ議会に開示されない、その理由について質したのに対し、執行部から、情報を提供できなかったことは大変申し訳ないと考えているが、日程については流動的なものが大半で、またロケの日程については、情報が流れるとロケに支障を来すということで、市民へも一切出していないと答弁がありました。

また、委員からチケットの販売時期とその販売方法について質したのに対し、執行部から販売時期については、既に開始している。方法としては、自治委員会を通じて6,400枚、その他については企業や市職員等に販売依頼をすると答弁がありました。

また、委員外議員から、先行上映会について、会場とその回数を質したのに対し、執行部から、会場は文化会館を中心に5か所程度、またその回数は文化会館では1日3回程度、その他については状況を見て検討したいとの答弁がありました。

また、委員外議員から先行上映初日に俳優の舞台あいさつを計画しているとのことだが、観客が殺到するのではと考えるが、その対策はと質したのに対し、往復はがきでの抽選を行い対応したいとの答弁がありました。

次に新たな調査項目である『観光振興について』ということで、執行部より市内の観光スポット、観光ルートについて、由布市観光協会との交流協定締結による今後の取組について、観光行政における官民の連携について、以上3項目にわたり、報告並びに説明、また考え方等を聴取しました。

その後協議した結果、調査項目1『映画「釣りバカ日誌19」に対する取組・支援・協力に関すること』また、調査項目2『観光振興について』は、引き続き調査を行うことと決し、本委員会を閉会しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） なければ、特別委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、休会中審査として、各委員会に付託されました議案36件及び専決処分の報告14件並びに請願2件、計52件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡邊邦壽君。

総務常任委員長（渡邊邦壽） おはようございます。総務常任委員長の渡邊邦壽でございます。

今期定例会において、本委員会に付託されました予算外議案5件、専決処分の報告3件、請願1件、計9件につきまして、去る6月20日、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第84号、佐伯市税条例の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。

執行部から、地方税法の一部を改正する法律の制定に伴い、平成21年度以降の各年度分の個人の市民税に係る寄附金税制、平成21年度から公的年金からの個人の市民税の特別徴収制度の実施、上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算等について、関係条文の整備を行おうとするものである。

その主な改正点は、まず第37条の7、附則第7条の4の条文において、寄附金税制の見直しにより、控除方式を所得控除から税額控除に、控除対象限度額を25%から30%に引き上げ、適用限度額を10万円から5,000円に引き下げ、控除率については、地方公共団体に対する寄附金のうち適用限度額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせ全額控除する。また、第47条の2から6の条文については、65歳以上で、一定の条件を満たした公的年金額18万円以上の者に係る個人の市民税の特別徴収方法の創設、義務者、仮特別徴収方法等を規定するものである。附則第8条の条文については、免税対象飼育牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例期間を平成21年度から平成24年度まで3年間延長し、その売却肉用牛の頭数を2,000頭以内である場合に限定するものである。附則第16条の3第1項から第3項については、上場株式等に係る500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当に限り、市民税の課税の特例期間を平成20年度末まで2年間延長するものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、佐伯市都市計画税条例の一部改正については、執行部から、地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

その内容については、固定資産税の課税標準となる価格に関する特例規定のうち、鉄道再生事業等を実施する鉄道事業の用に供する固定資産及び伝統芸能の公演のための施設に係る課税標準の特例措置が創設されたことに伴い、都市計画税条例の関連字句の整備を行うものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第85号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、佐伯市監査委員条例の一部改正については、執行部から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、監査委員が審査する事項に健全化判断比率、資金不足比率等を加えようとするものである。条例第6条に規定する監査委員が審査する事項に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率及び書類並びに資金不足比率及び書類」を加えるものであるとの説明がありました。

若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第86号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）は、執行部から、平成20年度佐伯市防災情報システム整備工事に係る工事請負契約を締結するこ

とについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により提出するものである。契約の方法は一般競争入札。契約金額は2億7,300万円で、契約の相手方は日本無線株式会社大分営業所であるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第87号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号、工事請負契約の締結について（佐伯市地域情報通信基盤整備工事）は、執行部から、平成20年度佐伯市地域情報通信基盤整備工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により提出するものである。契約の方法は一般競争入札。契約金額は4億8,720万円で、契約の相手方は株式会社九電工大分支部であるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、発注に当たっては地域経済に与える影響を考慮し、地元業者を下請等で使っていただくようお願いはしているのかと質したのに対し、執行部から、入札の公告において地元業者を使うよう努力義務を課しているとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、工事が終了した時点で地元業者への下請等がどの程度なされたのか報告書を提出していただくよう、指導の徹底は図れないのかと質したのに対し、執行部から、その点については本契約時に十分指導していくとの答弁がありました。

また、一委員から、定点カメラでは網羅できない被災地等の情報収集が必要と考えているが、特定の市民の方から携帯電話で現地の被災状況等を撮影・配信してもらい、その情報を流せる契約内容となっているのかと質したのに対し、執行部から、そのシステムについては現時点では考慮していないが、今後全体システムを進めていく中で検討していきたいとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第88号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会所管の部分について、報告第11号、佐伯市税条例の一部改正について、報告第12号、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、以上3件については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、請願第18号、佐伯市公共工事の入札契約制度に関する請願について審査いたしました。

なお、本委員会では、以前から入札・契約制度について所管事務調査・協議会を重ね、請願の願意を把握してきたため、紹介議員の説明は求めない扱いといたしましたので申し添えておきます。

まず、執行部から、1点目の要件設定型一般競争入札に係る予定価格の事前公表については、事前公表しないことにより更なる競争性の確保や談合防止が図れると考えている。事前公表すると最低制限価格を逆計算し、結果的には数社が同額入札となり、くじ抽選による落札者決定というケースが多発している。これは入札参加者の見積努力が損なわれていると考えられる。したがって、A級業者は十分な積算能力があるため、見積努力による適正な価格で入札を行ってほしい。

次に、2点目前段の要件設定型一般競争入札以外の入札に係る予定価格の事前公表については、今後も今までどおり予定価格の事前公表を行っていく。また、後段の最低制限価格の引上げと公表については、大分県と同様おおむね80%に引き上げるよう改正を行う。その適

用期日は、平成20年7月1日以降の入札公告分又は入札指名通知分からとする。このことは、既に佐伯市のホームページに掲載し公表しているとの説明・意見が述べられました。

質疑は特になく討論に入り、賛成の立場で一委員から、これまで予定価格を事前公表してきて何ら問題がないこと、大分県は事前公表していること、また現在の建設業衰退化の状況をかんがみれば予定価格の事後公表は時期尚早と考えられること、以上の点から採択に賛成するとの意見が述べられました。

これに対し、反対の立場で一委員から、現在の入札制度を貫こうとする執行部の姿勢を評価するとの意見が述べられました。

また、賛成の立場で一委員から、予定価格の事前公表については、大分県と同様の内容であること、また官業の癒着のおそれは否定できないこと、さらには予定価格を事前公表しても見積努力を促すことにより競争性が損なわれているとはいいい難いこと、このような観点から、願意は妥当と考えているとの意見が述べられました。

討論を終え、挙手による採決の結果、請願第18号は、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

また、この採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） なければ次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） おはようございます。建設常任委員長の三浦渉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案3件、専決処分^{せんけつしゅぶん}の報告8件、計11件につきまして、去る6月19日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第89号及び第90号訴えの提起について、2件を一括して議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

市営住宅の家賃等を長期にわたって滞納している入居者に対し、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、訴えの提起をしようとするものであるとの説明がありました。

これに対して委員から、いままでに訴訟で市営住宅を出た人はいるのかと質したのに対し、執行部から、旧町村においては、裁判をして出た人はいないとの答弁がありました。また、委員から、滞納期間の長い入居者を今後も随時訴訟を起こしていくのかと質したのに対し、執行部から滞納のある者で分納等に応じない者については、随時訴訟を提起していくとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第89号、議案第90号、以上2件については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定については、執行部から、平成19年2月18日午後6時ごろ、佐伯市大字稲垣537番の市道脇津留21号線のうち未供用部分で発生した交通事故に係る損害賠償事件である。市の公の营造物の管理に瑕疵^{かし}があったために生じた損害賠償事件について和解し、損害賠償の額を決定したいので、地方自治法

第96条第1項第12号及び同項第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものであるとの説明がありました。

これに対して、委員外議員から、面積も広くなり、工事する箇所も増え、事故等も起こりやすいのではないかと質したのに対し、執行部から、進入禁止のロープやコーンを設置しておれば安全であるという感覚を持たず安全管理を徹底してやっていくとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第116号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会所管の部分について款を追って、審査いたしました。歳入、歳出の各款において、慎重審査の結果、報告第2号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、報告第4号、平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、報告第5号、平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、報告第6号、平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、報告第7号、平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、以上4件については、それぞれ原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、報告第8号、平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を審査いたしました。主な質疑として、歳出では、委員から、2款、漁業集落排水施設建設費宮野浦地区の減額理由を質したのに対し、執行部から、国費の減額によるものであると答弁がありました。

また、委員から、宮野浦地区の道路に配水管を埋め、舗装をしたのになぜ掘り返したのかと質したのに対し、執行部から、舗装が規格に合わず検査に通らないのでやり直したとの答弁があり、討論、採決の結果、報告第8号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、報告第9号、平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、報告第10号、平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）、以上2件については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） なければ次に、教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） 皆さんおはようございます。教育民生常任委員長の浅利美知子でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案8件及び専決処分の報告5件並びに請願1件につきまして、去る6月19日及び6月24日、委員全員出席のもと委員会を開会し審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。なお、議案第118号につきましては、審査が2日間にわたり、質疑も多数ありましたので、委員長報告に若干時間をいただきますことを、あらかじめ御了承願います。

まず、議案第91号、佐伯市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正については、執行部から、大分県佐伯県民保健福祉センターが大分県南部保健所に改称されたことに伴い、佐伯市老人ホーム入所判定委員会を組織する委員の名称を大分県佐伯県民保健福祉センター所長

から大分県南部保健所長に改めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第91号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、佐伯市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正については、執行部から結核予防法の廃止に伴い、関連する字句を削除し、あわせて大分県の組織改編に伴って佐伯保健所長を大分県南部保健所長に改めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第92号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、佐伯市国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、執行部から、結核予防法の廃止に伴いに関連する字句を削除し、あわせて大分県労働基準局長を大分県労働局長に改めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第93号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、佐伯市デイサービスセンター「楽々園」の指定管理者の指定については、「楽々園」の任意指定管理期間が平成20年8月31日で満了することに伴い、新たな指定管理者を公募したところ、応募は社会福祉法人双樹会の1団体であった。平成18年度から同施設の指定管理者としての実績やさらに適正な管理運営が可能である点等を評価した結果、平成20年9月1日から平成26年3月31日までの期間、同法人を指定管理者として指定しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定については、「海悠園」の任意指定管理期間が平成20年8月31日で満了することに伴い、新たな指定管理者を公募したところ、応募は社会福祉法人長陽会の1団体であった。平成18年度からの同施設の指定管理者としての実績やさらにヒアリングを実施した結果、管理上の問題点はなく、平成20年9月1日から平成26年3月31日までの期間、同法人を指定管理者として指定しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から指定管理者となる社会福祉法人は、大入島島内に新たな施設の建設計画があると聞いたが、今回の指定管理期間には建設に着手しないのかと質したのに対し、執行部から、選定委員会での席上、その点について同法人に質したところ、建設の構想は持っているが土地取得が困難で計画は進んでいない。「海悠園」の指定管理者になることができれば、期間満了の平成26年3月31日まで島内に新たな施設は建設しないと同法人が明言したとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から協定書の中にそのことを文言として盛り込むのかと質したのに対し、執行部から、協定書の中にその旨を盛り込みたいとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第95号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号、工事請負契約の締結（平成20年度下堅田小学校校舎大規模改造・増築（建築主体）工事）については、執行部から校舎の耐震補強と教育環境の整備のために大規模改造及び増築をしようとするもので、建築主体工事に係る工事請負契約を管・菅政建設工事共同企業体と2億8,770万円で締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるもので、さらに工期は平成21年1月20日までであるとの説明がありました。

これに対し、委員から仮設校舎や建設資材の搬入などにより屋外運動場のスペースが狭く

なると考えるが工事期間中の対応について質したのに対し、執行部から工事の安全確保をしながら今後学校側と調整を図っていききたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、児童数の減少が今後予測される中、今回の増築理由について質したのに対し、執行部から現在の学校建築では、ランチルームなどさまざまな用途に別れた教室を設けるようになっている。今回の大規模改造とあわせて新築校舎と同様の学習環境及び面積を確保するために増築となったとの答弁がありました。

さらに、委員から同校の児童数の見通しを質したのに対し、執行部から現在の児童数146名で6クラスであるが、6年後の児童数については、91名と想定している。このように児童数が減少してもクラス数は維持する予定であるとの答弁がありました。

また、委員から、大規模改造と増築工事を分割発注にして、先に増築工事を完成させて、その部分を教室として使用し、そののちに大規模改造を行えば、仮設校舎の建設規模が縮小できたのではと質したのに対し、執行部から工事を分割発注にした場合は、工期が2か年にわたり、また多くの工事が錯そうする状況となる。あわせて、学校側との協議において児童の学習環境を少しでも早く改善してほしいとの要望もあったため、同時に発注する計画となったとの答弁がありました。

さらに、委員外議員から契約の相手方である共同企業体に対して、市内業者を下請けに加えてもらえるよう、執行部から要請してほしいとの要望が出されました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第117号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号、工事請負契約の締結（平成20年度弥生学校給食センター新築（建築主体）工事）については、執行部から弥生学校給食センターを新築するため、建築主体工事に係る工事請負契約を國護建設株式会社と1億7,318万7,000円で締結することについて、議会の議決を求めるもので、工期は平成21年2月20日までであるとの説明と、あわせて建設理由として、既存施設は、建設後25年経過し、老朽化していることと特にワンフロアウェット方式の改善が必要で旧弥生町の時代に弥生地区のエリアを担う計画であったが、教育委員会で策定した佐伯市学校給食施設統廃合・民間委託計画により、市内に点在する17か所の給食施設を整備統合し、行政経費削減を目標に、施設規模としては山間部給食施設の統廃合を視野に入れ食数1,700食規模の施設で、さらに鶴岡幼稚園・小学校の給食も担う予定であるとの説明がありました。

さらに、本議案の審査に当たっては、6月18日の本会議において、今回の契約の相手方業者が以前施工した平成18年度木立小学校校舎・木立幼稚園園舎改築工事における樹木の伐採の取扱いについての議案質疑が出されたため、事実確認のために経過説明を提案理由とあわせて求めました。

まず、建設部から旧木立小学校校舎周辺には工事の支障となる樹木があり、地元の公民館便り等で引き取りの募集の広報を行ったが応募がなかったため、学校及び関係委員会と協議の結果、伐採処分もやむを得ないという結論となった。その後、請負業者との工程協議の中で、設計通り伐採処分をするという報告がされたため、そのように把握していた。さらに工事完了時には、産業廃棄物のマニフェストが当初計画した数量以上の提出があったため、そのことをもって問題ないと判断し完了検査後、引き渡しを受けた。その後、本年6月5日に10本伐採する予定のうち3本が伐採されずに別の場所に移植をされたとの指摘があった。実

際には、3本伐採していないので減額になるところであるが、廃材の集積・積込み・運搬さらには最終処分費用等を実際の数値と比較したところ、実数の方が設計よりも若干上回っていたため、大きな変更を要するという取扱いは不要と判断をした。しかし、業者との協議で伐採という仕様に基づいて協議したにもかかわらず、別の方法による処分をしたということは、請負業者として適正ではないという判断をし、先日、口頭による嚴重注意を行った。今後の反省として樹木の取扱いについては、慎重に取り扱っていきたいとの説明がありました。

次に、工事検査課からは、工事のしゅん工検査に出向く前にまず設計書・写真また業者から提出された管理資料について書類検査を実施し、その後、現地に出向いた。樹木の伐採については、伐採集積の写真で確認し、さらにマニフェストについても、設計書以上の数量で処分されており、さらに現地においてもすべて撤去されていたため、検査は合格とした。以上のようなことから、施工上の問題や工事遅延などの部分に該当しないので問題はないと考えているとの説明がありました。

これに対し、委員から、業者から立木撤去の経緯について文書による提出を求めて状況把握調査はしているのかと質したのに対し、執行部から建設工事をする上で障害となる樹木をその場所から移動するということが目的であった、実際その方法は違ったが、そのほかの方法で目的が果たされているので、その後の調査はしていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、その樹木が現在植えられている場所を把握しているのかと質したのに対し、執行部から現在個人の住宅の庭に植えられていると聞いているとの答弁がありました。

また、他の委員から、本工事の入札については、指名競争入札で6社中5社が入札を辞退する結果となった。この入札辞退をどうとらえているのかと質したのに対し、執行部から辞退理由については、業者から聞き取り調査はしていない。あくまで推測ではあるが、燃料や建設資材が高騰の中で受注しても、利潤の確保が難しいという要因があったのではないかと答弁がありました。

さらに、委員から、1社のみの入札の有効性について質したのに対し、執行部から、本入札は電子入札で執行しており、開札まで何社が入札に参加しているかは分からないシステムとなっており、競争性は確保されている。さらに入札の結果についても落札率88%で、その点についても業者の競争性は確保され、入札は有効であると判断しているとの答弁がありました。

また、他の委員から、指名競争入札として指名された業者であるので、自社で積算した入札価格で入札するべきではないか。今後もこのようなケースが続くことが危ぐされる。今後の対応策について質したのに対し、執行部から応札をしない業者に対してどういう対応を取るのか。また、応札をするように指導をするのかについては、指名委員会の中で今後検討したいとの答弁がありました。

また、他の委員から、山間部の給食調理施設を順次弥生学校給食センターに統合していくとのことだが、地元の反応について質したのに対し、執行部から現在それぞれの学校や各PTAと協議している段階ではあるが、宇目地区の重岡小学校・小野市小学校・宇目緑豊中学校のPTA会長から陳情書が市長に提出されている。その内容は宇目地区については弥生への統合ではなく、以前から地元が要望している直川給食センターに統廃合を望むとの主旨であったとの答弁がありました。

また、他の委員から、弥生学校給食センターの調理能力は1日最大1,700食となっているが山間部の施設を順次統合していった場合に対応は可能かと質したのに対し、執行部から平成21年のスタート時は、明治、上野、切畑、鶴岡の各幼稚園及び小学校さらに昭和中学校で1,400食となる。統合計画が完了する平成28年には、児童・生徒等の減少を考慮すると1,700食規模で対応可能であるとの答弁がありました。

さらに、食育の問題、民間委託にした際の人件費の問題等、活発な質疑が出されたのち、委員から委員会協議会の開催要請があり、委員会をいったん休憩し協議会を開催しました。

協議会において、議案第118号の審査に当たっては、執行部に対する要請事項を委員会としてとりまとめ、委員会を再開したのち、以下の4点を執行部に要請しました。1点目として、本議案の入札を有効とする根拠について、その内容は、5社が入札辞退するという状況で本入札が成立するという法的根拠、行政実例等、資料提出の上、明確にしてほしい。次に2点目として、辞退の理由について、その内容は、執行部の答弁では把握をしていないとのことだが、辞退理由を5社から聞き取り調査を実施して把握すべきである。次に、3点目の落札業者についての内容は、本落札価格で工事完成が可能であるかを業者から聞き取り調査すること。最後に4点目として、木立小学校の樹木の処理については、業者に対して口頭で嚴重注意したとのことだが、本件の経過については、てん末書を提出させるべきと考えるので、執行部として業者に対しててん末書の提出を要請すること。以上の4項目についての回答を執行部に要請し、議案第118号、工事請負契約の締結（平成20年度弥生学校給食センター新築（建築主体）工事）及び関連議案である議案第119号、財産の取得（平成20年度弥生学校給食センター厨房機器備品）については、委員会審査を6月24日まで保留し、次の議案の審査に移りました。

専決処分の報告第2号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。慎重審査の結果、本委員会所管の部分については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第3号、平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、委員から、税率改正の見通しについて質したのに対し、執行部から国民健康保険特別会計は依然厳しい財政運営となっているので、国民健康保険運営協議会の意見を聞きながら税率等の検討を進めていきたいとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、専決処分の報告第3号は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第13号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正については、執行部から、地方税法の改正に伴い、当該条例を改正したものであるとの説明があり、慎重審査の結果、専決処分の報告第13号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第14号、佐伯市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正については、附則の改正を行う必要が生じたため当該条例を改正したものであるとの説明があり、慎重審査の結果、専決処分の報告第14号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第15号、佐伯市手数料条例の一部改正については、執行部から、住民基本台帳法の一部改正に伴い、手数料条例のうち、別表第2の住民票及び戸籍附票関係の手数料区分の欄にある住民基本台帳法の引用条名を改めたものであるとの説明があり、慎重

審査の結果、専決処分の報告第15号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、請願第19号、「後期高齢者医療制度」の廃止と見直しの国への意見書提出を求める請願を議題とし、本請願に対する執行部の意見及び紹介議員の説明を求めました。

まず、執行部から、運営主体は大分県後期高齢者医療広域連合となっているため、廃止、見直しについては制度の根幹となるため本請願に対する意見は控えたいとの考えが述べられました。

次に、紹介議員から、現在の日本を支え築いてくれた世代の人たちを別の保険制度に切り離すことは、老人福祉法を真向から否定するものだと考える。本制度は非常に不備な制度といわざるを得ないので、この際、本制度を廃止し、根本から考え直すことを国に求めるべきと考えるので、本請願が求める意見書の提出をしてほしいとの説明がありました。

質疑はなく、討論、採決の結果、可否同数になり、委員長裁決により、請願第19号は不採択すべきものと決しました。

19日の委員会では、議案第118号、第119号を除く本委員会に付託された議案等の審査を終了して委員会を散会しました。

24日に委員会を再開して、議案第118号、工事請負契約の締結（平成20年度弥生学校給食センター新築（建築主体）工事）についてを議題とし、6月19日の委員会で要請した4点の事項について、回答をまず執行部に求めました。

1点目の本議案の入札を有効とする根拠については、第一法規出版の地方公共団体契約実務の要点に記載している。その要旨としては「指名競争入札を行った際に、1者を除いて、他の者が入札に参加しない場合又は入札を辞退した場合における1者の入札の取扱いについては、第1回目の入札は、当該入札者は入札参加者が1者しかいないことを知り得ないことから、競争性は確保されていると考えるのが妥当で、有効に成立したと認めることが適当である。」ということ根拠に有効であると判断したとの回答がありました。

次に2点目の、5社の辞退理由については、各社に対しそれぞれ聞き取り調査を実施した結果、すべての業者において、市の予定価格と自社の積算価格に大きな開きがあり、入札を辞退したとのことであった。あわせて各社より今後の積算単価については、実勢単価を反映してほしいとの要望があったとの説明がありました。

次に3点目、本落札価格で工事完成が可能かについての聞き取り調査は、6月20日、午前9時から契約予定業者に対して実施した。予定価格に対し88%で応札した根拠については、足場等の仮設資材や重機は既に自社で保有し、さらに下請け業者の協力等があり、利潤を抑えて応札価格を決定し、施工可能であると回答を得たとの説明がありました。

最後に4点目の木立小学校建替えに伴う樹木の取扱いについては、6月20日に施工業者である共同企業体からてん末書の提出を受けたとの報告がありました。

これに対し、委員から6社中5社が入札辞退するということの異常性を指摘したのに対し、執行部から結果的に開札時に応札が1社という異常な事態が行った。しかし、実務の要点等により、本入札は有効であると判断し、今回の提案に至ったとの答弁がありました。

また他の委員から、提出されたてん末書の内容について質したのに対し、執行部から、てん末書には、伐採準備を進めていたところ3本の樹木を譲ってほしいと申し出る人があったため、移植等により資源の有効利用が図られるとの判断で譲渡をした。なお、引き取り等で金銭の支払いは発生しておらず、またその他の樹木については、予定通り処分したが、他

人に樹木の一部を譲渡することについて、市の工事担当者に事前に文書での協議を怠ったことを深く反省しているとの内容であったと答弁がありました。

また、他の委員から、今回の議案は問題がないということで提案をされたが、今後の再発防止策及びチェック体制について質したのに対し、執行部から、適切な対応策については、今後指名委員会の中で検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員から辞退届のあり方と適切な処理方法についても今後検討してもらいたいとの要望がありました。

さらに、他の委員から、異常な状態と把握しているにもかかわらず指名委員会を開催しなかった理由について質したのに対し、執行部から、談合情報等があれば入札を中断して指名委員会を開催するが、今回の入札では合理的な積算もなされ、さらに書類においても不備がなかったため、指名委員会は開催しなかったとの答弁がありました。

さらに、他の委員から、同様の事例が発生した場合の大分県の取扱い方法について質疑が出されましたが、適切な答弁が得られませんでした。

その他、木立小学校での雨漏りの経緯について、また立木処分に係るしゅん工検査等、活発な質疑がなされたのち、要請事項4項目に対する執行部の回答を踏まえて、その取扱い協議のため、委員会を休憩し協議会を開催しました。

協議会開催後、委員会を再開し、まず大分県の1者入札の取扱いについて答弁を求め、執行部から大分県では、1者入札の場合、再指名入札を実施しているとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員からこのことは電子入札においても適用されるのかと質したのに対し、執行部から電子入札において適用され、1社入札の場合は入札をとりやめ再指名入札を行うとの答弁がありました。

さらに、委員から、再指名入札にする理由について質したのに対し、執行部から理由については聞いていないが近年ではそのような事例は起こっていないとのことであるとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論に入り、反対の立場から、電子入札が導入されて初めてのケースでマニュアルに規定されていないことではあったが、県などの事例を調査し、それにならった再入札の対応も可能だったのではと考える。また、入札辞退の業者は、閲覧期間中に積算単価の質疑をせずに、積算単価が低いことを辞退理由として聞き取り調査の際に回答している。このことは指名入札制度の根幹に触れる問題であると考えてるので、今回の入札については、再度やり直すべきであるとの反対意見が出されました。

次に、反対の立場から、1社しか応札がなかったということについては、執行部として、県などに照会すべきであったと考える。電子入札制度そのものが1社の応札の場合を想定していなかったことも問題であり、また市の入札ではあるが大分県にならう対応をしてほしかった。さらに執行部の開札時点での対応についても、疑問があるので反対とするとの意見が出されました。

さらに、反対の立場から、大分県については再入札を実施しているとのことでもあり、市の現在の体制は、不十分であると判断するので、反対とするとの意見が出されたのち、挙手により採決を行いました。採決の結果、議案第118号については、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号、財産の取得（平成20年度弥生学校給食センター厨房機器備品）につ

いては、執行部から新築する弥生学校給食センターの厨房機器備品として127品目231点を株式会社中西製作所大分営業所から1億6,275万円で購入するに当たり、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑はなく、討論に入り、まず反対の立場から、直川の施設は建設されて日が浅く10年後には弥生に統合されるということは、問題で、本議案は直川を廃止することを想定した備品購入である。さらに議案第118号を反対する中で、備品の購入部分だけ賛成ということではできないとの反対意見が述べられました。

次に、賛成の立場から、給食センター建設そのものについては反対ではない。しかし、宇目の給食施設は平成22年度に統合される予定であるが、それまでに地元と十分協議をしてほしいとの賛成意見が出されたのち、挙手により採決を行いました。採決の結果、議案第119号については、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） なければ次に、経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） おはようございます。経済産業常任委員長の矢野精幸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案20件及び専決処分の報告1件の計21件につきまして、去る6月20日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第96号、佐伯市藤河内渓谷観光施設等条例の一部改正については、執行部から、藤河内湯一とびあの利用時間「午前10時から午後5時まで」を「午前10時30分から午後5時まで」に同じく藤河内キャンプ場の受付時間「午前10時から午後5時まで」を「午前10時30分から午後5時まで」に改めようとするものであるとの説明がありました。

これに対して委員から、利用実績を聞くと営業時間の短縮も致し方ないが、閉館時間ぎりぎり、また若干過ぎて訪れた方も入湯できるよう対応してもらいたいとの要望に対して、執行部からは、臨機応変に対応したいとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁のうち、討論、採決の結果、議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、佐伯市農村公園条例の一部改正については、執行部から、中山間整備事業により大分県が整備した公園を譲り受け、今後、農村公園として佐伯市が管理するため、向船場農村公園を新たに追加しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、公園を安全に使用するため何か規制等はないのか、また安全管理上注意書き等表示する考えについて質したのに対し、執行部からは特に規制等は考えていない、また安全管理上の注意書き等の表示については、現地を調査した上で検討したいとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁のうち、討論、採決の結果、議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号、佐伯市基本構想の策定については、執行部から、地方自治法第2条第4項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものである。また、基本構想を策定するに

当たっては、課長、係長級で構成する検討委員会 8 部会、また部長級で構成する策定委員会、各地域審議会、総合計画審議会で検討した経過を経て完成した。この基本構想は、平成20年度から29年度の10年間で目指すべき佐伯市の姿を表したもので、「まちの将来像」「人口」「地域的整備方針」「まちのかたち」「まちづくりの基本理念」「市民と行政との適切な役割分担」「財政運営の方向」「重点プロジェクト」などを主な内容とするものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から、基本構想の中に「まちづくりの基本理念」という項目があるが、この「まちづくりの基本理念」と市民憲章は、どちらが基本になっているのか、またどちらが先なのかと質したのに対し、執行部から、どちらが基本、どちらが先ということではなく、策定作業する上では両者渾然一体として策定したものの説明がありました。

また委員から、10年後の人口推計が7万2,000人、それを7万3,000人を維持すると目標設定している。この対策として他の市町村からの転入や、子どもの定住等を挙げているが、高齢化に伴う市民の健康増進対策としての生涯スポーツ・生涯学習への取組が重要だと考えるが、基本構想には挙がっていない。是非基本構想の中に挙げるべきではないかと質したのに対し、執行部から基本構想の中には全てを挙げているものではなく、生涯スポーツ・生涯学習の推進等個別の事業については、基本計画の中に具体的に挙げて取り組んでいくよう考えているとの答弁がありました。

これに対し、委員から人口を確保していく上でも非常に大切な取組である、是非基本構想として位置づけてもらいたいとの要望がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第98号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号、塩内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、執行部から、同辺地は、大入島の中央部に位置し、市の中心部から約9.5キロメートルの距離にある人口51人、26世帯の集落で、公共的施設の総合整備計画を策定し議会の議決を求めようとするもので、その計画期間は、平成20年度から24年度までの5年間で、その内容としては大入島塩内浦工区増殖場の整備として藻場の造成事業が上げられているとの説明がありました。

これに対し、委員から、藻場造成の場所については、十分に地元漁業者の意見を聞き決定してほしい、また工法については、過去の事業の反省点等十分に検討し少しでも事業効率上がるようその場所にあった工法を採用してほしいと要望がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第99号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、林道船河内2号線の事業費8,236万6,000円を2億7,496万6,000円に増額し、同辺地の計画書を変更しようとするものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第100号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、市道西山線の事業費3,000万円を4,816万9,000円に増額し、同辺地の計画書を変更しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号、波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執

行部から、特定地域生活排水処理施設の整備に係る事業費897万9,000円を1,154万円に増額し、同辺地の計画書を変更しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から、本事業により合併浄化槽を設置した件数及び未設置の件数を質したのに対し、執行部から、波当津・葛原両地区については平成13年度から昨年度までの7年間で65件が設置しており、約80件が残っている。この80件の中には既に単独浄化槽を設置した世帯もあると思うが件数の把握はできていないとの答弁がありました。

また、委員から、地域指定の範囲を広げ事業を推進する考えはないかと質したのに対し、執行部から補助対象要綱等からみて対象になる地域がないと考えているとの答弁がありました。これに対し、委員から個人で浄化槽を設置したのも市が寄附を受け管理したらどうかと質したのに対し、執行部から国の動向等も見ながら計画の見直しを行いたいと答弁がありました。その他、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号、葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、特定地域生活排水処理施設の整備に係る事業費897万9,000円を1,154万円に、名護屋工区葛原漁港増殖場の整備に係る事業費600万円を1,042万円に増額し、同辺地の計画書を変更しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第103号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、公有水面埋立に関する諮問について（米水津大字浦代浦）は、執行部から間越漁港 港整備交付金事業に伴う公有水面埋立に関し、公有水面埋立法第3条第1項の規定により平成20年4月16日付けで大分県知事から意見を求められているので、異議がない旨の答申をするに当たり、同法第3条第4項の規定により議会の議決を求めようとするものである。免許出願者は佐伯市長で埋立面積は472.51平方メートル、用途は、漁具保管修理施設用地、護岸敷、物揚場であると説明がありました。

これに対し委員から、波への対策また砂をとめる対策として、防波堤だけでなく消波ブロックを設置する必要があるのではと質したのに対し、執行部から事業を行っていく中で十分調査検討していきたいとの答弁がありました。その後、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第104号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（上浦大字最勝海浦）は、浅海井漁港（夏井地区）海岸環境整備事業に伴う公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。埋立ての場所は、佐伯市上浦大字最勝海浦字中川周辺地先の公有水面埋立地。編入する字は、上浦大字最勝海浦字西。埋立地の用途及び面積は、環境整備施設用地で2万2,524.36平方メートルであるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第105号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字森崎浦）は、灘内漁港（越田尾地区）広域漁港整備事業に伴う公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。埋立ての場所は、佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾周辺地先の公有水面埋立地。編入する字は、蒲江大字森崎浦字越田尾。埋立地の用途及び面積は、漁港施設用地で6,571.76平方メートルであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第106号については、原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、議案第107号から第114号までの新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）8件の議案については、同一湾内の県営事業・市営事業完成に伴う議案のため一括議題とし、審査いたしました。執行部から、蒲江漁港（小蒲江地区）広域漁港整備事業に伴う公有水面埋立て工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第107号から第114号までの8件については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字猪串浦）は、灘内漁港（猪串地区）機能高度化事業に伴う公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。埋立ての場所は、佐伯市蒲江大字猪串浦字クウラシ周辺地先の公有水面埋立地。編入する字は、蒲江大字猪串浦字クウラシ。埋立地の用途及び面積は、漁港施設用地で4,034.22平方メートルであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第115号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。慎重審査の結果、本委員会所管の部分については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 以上の各常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

三浦議員。

1番（三浦渉） 教育民生常任委員長さんの報告の中で、少しお尋ねしたいというところがありますので、一、二点お尋ねをしたいと思います。118号の6社指名の中で5社が辞退したということで、教育常任民生委員会の中でその主管の検査課の方に辞退の理由をお願いしておいたと思います。23日の3時までには5社の業者にその辞退理由を持ってきなさいということで検査課の方で業者に連絡が行ってありました。業者は、5社の業者は、23日の3時までには辞退理由を、そして、辞退した見積の内容をすべて検査課に提出をしております。すべて2億1,000万から2億3,000万という数字が出ておるそうですが、委員の中でその数字は聞いていなかったのでしょうか。また、隠して言わなかったのでしょうか。もう一点、木立小学校の樹木の件について、委員長報告がありましたけれども、入札して業者に手渡した設計書の数量と、マニフェストの方が数量が若干多かったのが検査はそのまま続行したと言うことの報告のようにありましたけど、マニフェストの数量が合っておったということ報告があったように聞きましたですが、私が写真で見た限り、10本の中でやっと抱きつくような大きな樹木が3本抜けて、マニフェストの数量が合っておったという説明は、いかななものかなと。マニフェストの偽装ではないかというふうに10本の中の3本ですから、100本の中の3本じゃありませんし、まして樹木もかなり大木がありますんで、その数量が合っておったという報告に対して、もうちょっと審議があつてその報告が漏れておったのかなあということをお聞

きしたいんですが、できたら詳しく説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） それでは、三浦議員さんの御質問にお答えしたいと思います。最初、入札の件ですけれども、数字は聞いていたかと言うことだと思いますけれども、数字の方は聞いていないというふうに聞いております。それと樹木の件ですが、少しお時間をいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時37分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） 先ほどの三浦議員さんの2点目の質問に対しての御答弁をさせていただきます。樹木の本数は、最初の予定では10本だったところを7本で処理はされておりましたけれども数量においては、最初20トンの予定が約21トンであったということで数量的には、数量が多いということで生産する必要はないというふうに執行部で考えたというふうに聞いております。以上です、よろしいでしょうか。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） もう時間がありませんから質疑はしませんが、議長名か委員長名で資料を提出を約束できれば。

議長（児玉忠義） それは後日、また議運の中で話していきたいと思いますのでお願いします。ほかに御質疑ありませんか

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（児玉忠義） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第84号、佐伯市税条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので発言を許します。35番、高司政文君

35番（高司政文） 35番議員、日本共産党の高司政文です。

私は、議案第84号、佐伯市税条例の一部改正について反対の立場で討論を行います。この議案は第169回通常国会において7月30日成立しました2008年度の地方税法の改正を受けて佐伯市の税条例を改正しようとするものです。中身は寄附金の控除方式を所得控除方式から税額控除方式に改めることや、いわゆるふるさと納税の導入、公益法人の新たな課税などですが、大きな問題として二つ挙げられます。一つは、65歳以上の年金受給者、年18万以上受給している人を対象に個人住民税の特別徴収制度、つまり年金天引きの導入が含まれていることです。総務省によりますと全国で500から600万人、佐伯市でも5100人がその対象となる見込みで天引き開始は2009年10月からとのことです。介護保険料の天引きで徴収率が上がり

その成果に味を占めた国や自治体が後期高齢者の医療保険料、国保税に続き税金まで年金天引きしようとするものですが、天引きは銀行の自動引き落としと違い、受給者本人の意向を無視して行われるものです。受給者の手元に入らないうちに引いてしまうのは受給権の侵害ではないでしょうか。思わぬ病気で医療費が掛かったので税金、保険料の支払いは一月延ばしてほしいという深刻な問題や孫の誕生日にプレゼントを買ってやりたいので来月まとめて払いたいというささやかな願いさえかなわなくするのが天引きです。年金を生活の糧としている高齢者が多い中でこれはまさに行政の都合で行うことではないでしょうか。4月からの後期高齢者医療制度に対する高齢者、国民の怒りが75歳という線引きの問題、医療の制限と並んでこの年金天引きに対する問題に集中していることをどう考えるのでしょうか。執行部は国が決めたことだからではなく自らの問題として、市民の立場で考えてほしいと思います。また、天引きにかかわる市の電算システムの整備に多額の経費が掛かる可能性があります。市から見ても本当に効率化になるのかどうか検討をお願いしたいと思います。もう一つの大きな問題は、上場株式等に掛かる譲渡所得等及び配当所得に対する軽減税率の適用の問題です。もともと上場株式等の配当に掛かる税率は20%、譲渡に掛かる税率は26%だったものを2003年から国と地方合わせ10%にした、庶民には増税、大企業、金持ちには減税という逆立ち税制の一つであります。2008年度に一度廃止をし、2009年、10年と500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当に10%の特例を設けようというものです。この税制改正で佐伯市が影響を受けるものの一つとして、配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金があります。平成18年度決算を見ますと配当割交付金が1,774万9,000円、株式等譲渡所得割交付金が1,259万5,000円、合計3,034万4,000円となっています。これで配当税率が本則20%に戻した場合、国と地方との配分の問題がありますが、単純計算しますと配当割交付金では、3,549万8,000円、80年代前後の35%まで戻すと、6,212万1,500円となります。同様に譲渡所得割交付金の場合26%で3,274万7,000円になり、合計で約1億円近い収入になるわけです。今回上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当との損益通算のしくみを設けるため配当で儲けても株の売買で損失が出れば相殺できるなど、富裕層へは配慮したものになっています。株の売買や配当所得など不労所得の優遇が株式市場への資金流入を進め実体経済とかけ離れた肥大化を生み、それが現在は、株などの金融市場から原油や穀物の市場へ流れることで石油製品や穀物の高騰を生み、回り回って国民の生活を苦しめる結果になっています。投機を規制することと同時にこういう大企業、金持ち減税をやめ、しっかり財源を確保することこそ財政難で苦しむ自治体にとっても必要なことと考えます。最後になりますが、ふるさと納税制度などそれぞれ国が決めたことを活用する部分があります。佐伯市として関西や関東のつながりを生かして大いに収入を増やせるようお願いして、反対討論を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、第86号、佐伯市監査委員条例の一部改正について、第87号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）、第88号、工事請負契約の締結について（佐伯市地域情報通信基盤整備工事）、第89号及び第90号、訴えの提起について、第91号、佐伯市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正について、第92号、佐伯市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について、第93号、佐伯市国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、第94号、佐伯市デイサービスセンター「楽々園」の指定管理者の指定について、第95号、佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定について、第96号、佐伯市藤河内溪谷観光施設等条例の一部改正について、第97号、佐伯市農村公園条例の一部改正について、以上13件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより13件を一括して採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上13件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号、佐伯市基本構想の策定についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号、塩内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第100号、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第101号、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第102号、波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第103号、葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第104号、公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字浦代浦）、第105号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（上浦大字最勝海浦）、第106号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字森崎浦）、第107号から第114号まで、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）、第115号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字猪串浦）、第116号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、以上18件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより18件を一括して採決いたします。

経済産業、建設、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上18件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号、工事請負契約の締結について(平成20年度下堅田小学校校舎大規模改造・増築(建築主体)工事)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号、工事請負契約の締結について(平成20年度弥生学校給食センター新築(建築主体)工事)を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、後藤幸吉君。

8番(後藤幸吉) 8番議員の後藤です。私はこの議案に反対いたします。まだ頭の中が整理はされていないのですが、今議会開会中冒頭に建設委員会が行われた折に三浦委員長より、これは時節におうた単価じゃない。おかしいんじゃないか6社中5社が辞退をするのはおかしい、というような話もありました。ですからこの経過は、教育民生常任委員会にも出席させていただいて話は聞いております。どうも電子入札自体が完成していないシステムのように感じます。それと私も何社かの人とそれから下請けに入る業者からも話を聞いてみましたところ、これを取ると3千万ぐらいの損をするという話は聞きました。ただ、建設委員会の折にも得意な、得手、不得手があって、仕事によってはかなり驚くような単価で落とす業者もおるとい話ももちろんありました。たとえば、むかし飯塚建設、国土建設そういう同じ会社だろうと思いますが、学校の建築そういうものには強いと聞いていますが、同じ佐伯で、しかも委員会があなた責任を持ってやれるんですかと、役所を通じて業者に質問をし直さないけんような価格というのは異常だと思えます。それと教育民生常任委員会の方で和久議員が盛んに質問しておられました。指名に入った業者が、辞退する。これ自体入札は成立していないと考えております。それが理由で反対します。とにかくその本当はまだ下堅田も含めて、私どもの市役所のこの指名委員会も含めて、こういう場所では言葉を気をつくとカットされるそうではありますが、佐伯市の職員はレベルが低い。私が言うことでもし文句が有れば議運の方に申し込んでいただきたい。責任感がない。これははっきり申し上げておきます。ですから、たとえば民間6社の中にも本当に積算ができる業者が何社おるかは、私は分かりませんが、そういう人たちがこりゃあ合わんというやつが発注する市役所の人たちが合うと考えるのが少しおかしいと思えます。ですから、それを理由に私は反対致します。以上です。

もし、私の発言で問題があったら、いつでも受けて立ちます。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。高司議員。

35番（高司政文）35番議員、高司政文です。118号の工事請負契約について（平成20年度弥生学校給食センター新築（建築主体）工事）について反対の立場で意見を述べたいと思います。委員会、教民の委員会等とですねその後まあいろいろ執行部の話等を聞く中でですね、やはりちょっと問題があるかなと思います。一つがですね6社中5社が積算単価が合わないで応札を見送ったという話ですが、これはやはりあのいわゆる競争のですね公平性を損ねる問題じゃないかなと。6社がですねきちっとその積算をしてですね、それがまあ公共工事でありますのでねそれに合わないようなことを設定にすること自体がですね、これはやはりいくら1社が応札して落札したからといってちょっと競争のですね公平性から見てですね問題があるんじゃないかと。先日、一般質問で私、管工事の単価の問題を言いましたけどまあこの建設の問題がですね同じ問題を抱えているなと思いました。設備工事ですね、不落札だったというふうに聞いてますし、それから119号の厨房の問題もですね、よく見ると予定価格を下回ったのは1社しかないですね。そうするとやはりこれはあのただここだけの問題ではなくて、全体的な問題になってるなとやはり設計単価、入札のやり方を含めてですね非常に大きな問題を投げかけているんじゃないかと思います。それからさっき後藤議員もちょっと言いましたけど、1社しか応札がなかった場合、こういうような想定、さまざまですね、そういうものをやはり研究しておくべきじゃないかなと。そういう面で電子入札のですね研究不足、時期尚早ではないかということですね、まあ感じます。それからあのもう一つの問題がですね給食調理場の統合そのものがですね以前から私は疑問があるということで一般質問等々で言ってますが、特に宇目の子どもたちの問題。直川を飛び越して弥生からですね配送するこういう問題はあの地元の議員さんからも疑問の声が上がっているし、本当に子どもたち、保護者が十分に理解を得ているのかまあ疑問があります。それから統合の数字、やり方を見てもですね、どうも数合わせですね。どこどこを足したら幾らになるから、ここに統合しようとかですね、何かそこはそうじゃないんでしょうけど、そういうふうな感じられるやり方でもありますしですね、それからいわゆる今の学校給食の流れ。地産地消だとか安心安全な学校給食の提供の問題、それから食育の問題等を考えるとですね安易にですね統合、統合というわけにはいかないかなと。市がもう少し公的責任を持って進めるべきじゃないかなと思います。ただあの統合そのものに対して私はですね反対するというわけではありません。やはり学校の子どもの数、それからあのどうしてもですね、財政の問題、いろいろ効率の問題ありますからすべて反対するわけではありませんが、余り急いでですね大きな統合するといろいろ問題が起きるなというふうに思っております。以上でですね、この118号については、反対意見としたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。和久議員。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。議案第118号について反対の立場から意見を述べたいと思います。私の名前も出てきましたんできちんと言うとかんといけんなどというのはあります。立場としては先ほど高司議員が言ったのともちょっと違う面がありますんでですね、私は私なりの意見を言っとかんといけんなどと思ひまして反対に立ちました。まず、給食センターそのものの弥生を造って直川と宇目、時期による差はありますけれども、統合するとい

うのはやはりちょっと問題があるんじゃないかと思います。つまり、つい二、三年前ですね、直川もできたばかりですよ、で、その地域の住民のためにというのでそれこそ私たちの反対を押し切って、必要なだということで作ったわけでそれを今になってまた覆すというようなやり方、それはやっぱり問題があると思いますね。やはり、直川・宇目あるいは本匠そこを一つにして直川の共同調理場でやるという案が私は適切じゃないかと思います。それでまあ統廃合そのものにはあのやはり問題があるとは思っています。この弥生給食センターを認めることはまあ、その流れに沿っていくということですので、やはりそこにちょっと歯止めを掛けていかなきゃだめだと思うから反対をいたしたいと思います。それとあのまあ先ほどから、三浦議員も含めて言われてたのがですね、入札の単価が相当違うんじゃないかなと、職員の方の積算がちょっとおかしいんじゃないかと言うことを言われてるんですけど、ちょっと私はまた別なんですよ。あのこれ同じやり方をしてると思うんですよ、平成20年つまり今年の6月4日、6月6日、6月11日とこれA級が絡んでるのがすべて連続して行われているんですよ、工事が。6月4日がまさにこの弥生の給食センターですね。6月6日がこれが下堅田小学校ですね。先ほど議案に上がりましたね。6月11日がプールの件ですね。前の二つはこれA級だけの指名になっています。6月11日のプールはB級を3社入れての指名になっているわけですね。だから、ほとんどあのA級が絡んでいる事業なんですよ。ところが、問題なのは今になっても積算単価が問題だということは言われているんですけども、後で聞いた限りでは言われてるんですけども、実はあの質問書を受け付けてるわけですよ。一応設計に対して質問書があるわけで、その質問の中で委員会で聞いたところでは8件質問が出てると、その出た8件の中には、この積算単価については一切触れられてないわけですよ。だからこれは困ると、こんなに積算が違って自分たちのと違ったんでは困るということで、本来だったらその段階で上げていかなきゃだめだと思うんですね。その時に5社、6社受けた業者がすべておかしいと言いたしたら、市もそこでちょっと見直しをせんといけんかなというふうなことをすると思うんですけども、そこは一切上がってないわけですよ、そしてどういふ拳に出たかと言いますと辞退というふうな拳に出た。電子入札がおかしいという形言っとるんですが、電子入札は全然おかしくはないわけですよ。これ辞退をしているのは、開札日は6月4日ですよ、その1日前がその締切日になってるわけですね。だから1日前に全部出てきてるわけです。つまり辞退届が出てきてて、辞退と見なすのが1社あるわけですね。出してなかったということで、だから、6社中5社がもう開札日の1日前に分かってるわけですね、辞退したということが。このときにどのようにするかということについては、あの特別はないんですけども、基本的にはこの電子入札というのは大分県が指導してやっとなるんですね。大分県が指導して各町村が同じ共同システムの下で今電算機のシステムの下でやっているわけですね。そしてそこにほとんど同じ基準が作られているわけですね。その電子入札基準が作られてて、そこで大分県が電子入札をしている実態というものが既にあるわけですよ。だから、当然大分県に対して、それについてはどうしたらいいだろうかということのを伺いを立てるのが本当だろうと思うんですよ。ところがそれについては一切聞いてないということですね。大分県がもしそれに対して聞かれたらどう答えたかということは、委員会で結局述べられたとおりなんですけども、結局どういうことになるかと、1社であればこれは再入札というそのことを言われました。じゃあ理由はと言った時にあの執行部の方は答えなかったんですよ、それで今日ちょっと電話をして県の方の立場をですね

あの送っていただきました。どういう根拠でそうなってるんかと。ただ先ほどファックスが届きましてですね、これ県の建設課の政策課の方の回答ですね。どういうふうになってるかと言いますと、昭和38年の11月18日の第2751号という、これは管理の方からの通知書が出てるわけです。全県の全部に出てるんですね。それによりますと、入札執行についての通知が出てます。その中で、入札者が一人の場合の入札というのをどのように処理すべきかというのが通知として出てるんです。それによりますと入札者が1名の場合は競争の実がないものといわざるを得ないので入札取りやめ、再入札の処置を執ることと。実はこれに従って全部行っているんですね。これは38年という古い通知になっておりますけども、電子入札においてもすべて同じように処理していると。じゃあどのように電子入札でできるんですかといったら、それはやはり開札日の1日前にもうすべて終わっていると、そして、1社ということが分かると。だから、これについては開札は開かないんだといったるですよ。1社しかないことが分かった時点で、開けないで直ちに再入札させるというそういう処理をしています。というふうに答えられました。基本的には、無効ですか、有効ですかということについては、無効、有効というよりは不成立ですと。つまり、入札不成立ということで再入札という措置を執ってますと。これが県の立場なんですよ。だから、もし聞いてたらそういう方針を恐らく聞いていただろうと思うんですよ。もう一つ、先ほどの指名、委員長が言われたですね、マニュアルが出てると、行政じゃなくてある出版社のあのものが出て、これによれば有効となっている。これに従ってやっていると思うんですよ。そしたら当然、県の考えてること、そしてまあここに書かれてる本に書かれてるのと違ってるわけですから、どこに伺いを立てんといけんかということ、これは監督官庁の方に伺い立てんといけんと思うんですね。そしたらこうしなさいという通達が来ます。つまり、解釈について疑義があるときは通達が来ます。これがまさに、全国一律の基準となって動いているわけですね。だから当然そこに伺いを立てんといけんと思うんですよ。このような場合どのようにしたらいいでしょうかという。そこをちょっと怠っているのかなあという気がします。だからやはりあの県自体がですねこれ、国・県の補助を付けての事業だと思うんですよ。やはり給食センターというのは補助事業でやってると思うんですよ。そうすると補助事業でやっているのが国が出してるのに違った入札の仕方をしてとなれば、また問題が起きてくると思うんですね。だからそこを統一する意味でもやはり今回の場合はもう一回やり直すということがどうしても必要ではないかという気がします。あと理由について、単価についてこれは言ってなかったというのはそのとおりで単価で問題があればですねやはり業者自身が市に対してそれを訴えることがどうしても必要だろうと思うんですね。その制度が設けられているわけですから、意見を言うあるいは疑義を、質問をするという時期があるわけですから、そこをやらないでやるということは問題があるだろうと思います。以上によってやはり県の見解、違いますがもうこれは一回やり直すべきだと考えて私は反対といたします。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号、財産の取得について（平成20年度弥生学校給食センター厨房機器備品）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、専決処分の報告第2号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第5号）、報告第3号、平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、報告第4号、平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、報告第5号、平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、報告第6号、平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、報告第7号、平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、報告第8号、平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、報告第9号、平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、報告第10号、平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）、以上9件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより9件を一括して採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり承認されました。

次に、専決処分の報告第11号、佐伯市税条例の一部改正について、第12号、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、第13号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、第14号、佐伯市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、第15号、佐伯市手数料条例の一部改正について、以上5件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより5件を一括して採決いたします。

総務、教育民生、各常任委員長報告のとおり、原案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上5件はそれぞれ原案のとおり承認されました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者^{しおつきけいこ}塩月圭子）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者^{ほりかわきよのり}堀川清則）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第2号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、請願第18号、佐伯市公共工事の入札契約制度に関する請願を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

これより、起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、請願第18号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、請願第18号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第19号、「後期高齢者医療制度」の廃止と見直しの国への意見書提出を求める請願を議題といたします。

御意見ありませんか。寺島議員。

43番（寺島孝幸） 請願第19号に賛成の立場で発言させていただきます。保険制度というのは病気をよくする人や、しやすい人、また、健康で病院に掛からないそういう人たちを含めて、すべての人を一緒にすることで保険制度は成り立っているというふうに思います。この4月1日からスタートした後期高齢者医療制度、75歳以上の人すべての人と65歳から74歳までの障がいを持つ人だけを加入させる保険制度で対象者すべてがリスクの大きい人たちです。そ

のことから初めから保険制度として成り立たない制度であるということが言えます。2年に1回見直すとしていますが、そのたびに保険料は引き上げられ、2倍3倍と上げられることが初めから目に見えています。また、保険料は年金から否応なく天引きするというやり方、これまで子どもの扶養に入っていて、保険料は出さずに済んでいた人からも、また夫の扶養でこれまで保険料を払っていなかった妻からも75歳以上になれば所得がなくても夫の年金から妻の分として別に天引きされるということになります。当然、女性の方が男性より平均寿命が長いわけです。それだけ多く払うようになりますが、女性の平均所得は男性の約半分に過ぎず、基礎年金のみを受給している女性の33%は月額3万から4万円というような実態です。その中から後期高齢者医療保険料、また介護保険料を差し引かれますと、仮に介護サービスを受けたくても受けられない。それどころか生活すらできない、という状況になります。しかも人間ドックに掛かるときは、全額自己負担となります。かかりつけ医制度という名の下に医療の制限を受け、病院側も医療者を手厚く治療すればするほど赤字になる。このようにこの制度の問題点を上げればきりがありません。何よりも最大の問題は、戦前、戦中、戦後に働き、子どもを育て、親を介護して日本を支え今の日本を築いてくれた世代を別の保険制度へ切り離すというやり方は、老人福祉の考え方を真っ向から否定するものだと言えます。いずれ、みんなこの後期高齢者というふうになります。問題だらけのこの制度は廃止し、根本から考え直すべきだと思います。皆さんの御賛同よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

これより起立により採決いたします。

請願第19号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第19号を、採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 少 数 ）

議長（児玉忠義） 起立少数であります。

よって、請願第19号は不採択とすることに決定いたしました。

審議結果
議 案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第84号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務	原案可決
第85号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総 務	原案可決
第86号	佐伯市監査委員条例の一部改正について	総 務	原案可決
第87号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総 務	原案可決
第88号	工事請負契約の締結について（佐伯市地域情報通信基盤整備工事）	総 務	原案可決
第89号	訴えの提起について	建 設	原案可決

第90号	訴えの提起について	建設	原案可決
第91号	佐伯市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第92号	佐伯市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第93号	佐伯市国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第94号	佐伯市デイサービスセンター「楽々園」の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第95号	佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第96号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第97号	佐伯市農村公園条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第98号	佐伯市基本構想の策定について	経済産業	原案可決
第99号	塩内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経済産業	原案可決
第100号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業	原案可決
第101号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業	原案可決
第102号	波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業	原案可決
第103号	葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業	原案可決
第104号	公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字浦代浦）	経済産業	原案可決
第105号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（上浦大字最勝海浦）	経済産業	原案可決
第106号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字森崎浦）	経済産業	原案可決
第107号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業	原案可決
第108号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業	原案可決
第109号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業	原案可決
第110号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業	原案可決
第111号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業	原案可決
第112号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業	原案可決
第113号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業	原案可決
第114号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業	原案可決

第115号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字猪串浦）	経済産業	原案可決
第116号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建設	原案可決
第117号	工事請負契約の締結について（平成20年度下堅田小学校校舎大規模改造・増築（建築主体）工事）	教育民生	原案可決
第118号	工事請負契約の締結について（平成20年度弥生学校給食センター新築（建築主体）工事）	教育民生	原案可決
第119号	財産の取得について（平成20年度弥生学校給食センター厨房機器備品）	教育民生	原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者塩月圭子）		異議がない
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者堀川清則）		異議がない

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 2 号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第5号）	分 割	原案承認
第 3 号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	教育民生	原案承認
第 4 号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設	原案承認
第 5 号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	建設	原案承認
第 6 号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設	原案承認
第 7 号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	建設	原案承認
第 8 号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	建設	原案承認
第 9 号	平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）	建設	原案承認
第10号	平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）	建設	原案承認
第11号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務	原案承認
第12号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総 務	原案承認
第13号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教育民生	原案承認
第14号	佐伯市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について	教育民生	原案承認
第15号	佐伯市手数料条例の一部改正について	教育民生	原案承認

請 願

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第18号	佐伯市公共工事の入札契約制度に関する請願	総 務	採 択
第19号	「後期高齢者医療制度」の廃止と見直しの国への意見書提出	教育民生	不 採 択

日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（児玉忠義） 日程第3、議案の上程を行います。

意見書案第29号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書、第30号、豊後大野市に県立病院の存続を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

まず、意見書案第29号について、提案者の説明を求めます。

21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員の河野豊です。意見書案第29号は、案文を朗読し、提案致しますので皆さんの御賛同をお願いいたします。

意見書案第29号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営はぜい弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる、「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

1 森林吸収資源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出

2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興

3 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創

設

4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月25日

大分県佐伯市議会

御賛同よろしくお願い致します。

議長（児玉忠義） 次に、意見書案第30号について、提案者の説明を求めます。

23番、柳井二生君。

23番（柳井二生） 23番、柳井二生でございます。意見書案を朗読して提案致します。

意見書案第30号

豊後大野市に県立病院の存続を求める意見書

本年1月、県知事からの申し入れによって、豊後大野市内の2つの公立病院の統廃合問題がクローズアップされている。

しかし、この問題は一豊後大野市民だけの医療の問題でなく、隣接する佐伯市民はもとより臼杵市民、竹田市民も共有する生命への保障の問題である。

この統廃合問題は根本にある医師不足に起因しており、医師不足は国家の重大な責任でありその責を住民に押しつけることは、あまりにも短絡的である。

九州一面積の広い本市の中でも、高齢化の進む宇目地区・本匠地区・直川地区の住民の多くが、県立三重病院を通院・入院に利用しており、非常に重要な医療機関であり生命のとりでである。限界集落などという言葉ができる現在の中山間地域の高齢化の進んでいく現状を把握すれば、二次救急医療施設として、また、へき地医療拠点病院としての機能の維持・充実が期待され、その重要性はますます増大すると思われる。

去る6月17日、豊後大野市衛藤副市長を会長とする「市の地域医療を守るための公立病院のあり方検討委員会」から存続に向けての3論併記の提言書が、豊後大野市長・大分県知事に提出されたが、豊肥・県南の地域住民が安心して生活できる医療環境を維持していくため、交通の利便性のよい現在地に県立三重病院の存続を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月25日

大分県佐伯市議会

よろしく申し上げます。

平成20年第2回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

意見書案

番 号	件 名
第29号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書
第30号	豊後大野市に県立病院の存続を求める意見書

議長（児玉忠義） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

意見書案第29号、第30号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第29号、第30号、以上2件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

意見書案第29号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書、第30号、豊後大野市に県立病院の存続を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

それぞれ原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上二件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

審議結果
意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 29 号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書		原案可決
第 30 号	豊後大野市に県立病院の存続を求める意見書		原案可決

日程第4 農業委員会委員の推薦

議長(児玉忠義) 日程第4、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

おはかりいたします。

佐伯市農業委員会第2期農業委員の推薦については、議長において指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

農業委員会委員に、みまたかつひろ三又勝弘君、すぎたにちようお杉谷長男君、ひえだよしこ稗田芳子さん、もりたひさよ守田久代さん、以上の4名を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、佐伯市農業委員会第2期農業委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づく佐伯市農業委員会第2期農業委員に、三又勝弘君、杉谷長男君、稗田芳子さん、守田久代さん、以上の4名を推薦することに決定いたしました。

日程第5 会議録署名議員の指名

議長(児玉忠義) 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、44番、土師辰英君、3番、川野紀久雄君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

この際、申し上げます。

合併後、新市の「佐伯市民憲章」及び「非核・平和都市宣言」については、その文案が完成し、本日告示する予定となっております。すべての市民にとって性質上重要な案件であることにかんがみ、この議場において、その宣言文の朗読をお願いしたいと思います。

市長、西嶋泰義君

市長(西嶋泰義) 皆さん大変お疲れのところありがとうございます。「佐伯市民憲章」及び「非核・平和都市宣言」について、懸案となっておりました「佐伯市民憲章」及び「非核・平和都市宣言」が決定致しましたので、ここで朗読し、報告をさせていただきます。まず、「佐伯市民憲章」でございます。お手元に配布していると思います

～佐伯市民憲章～

『みんなの誓い』

わたしたちは、九州で一番広い佐伯の市民です。

この広大な地に、やさしさが満ちあふれる元気なまちをめざし、ここに『みんなの誓い』を定めます。

一、山・川・海の豊かな自然に感謝し、こころ憩えるまちをつくります。

一、郷土の歴史と伝統を大切にし、文化薫るまちをつくります。

一、子どもを慈しみ高齢者を尊敬し、こころかようまちをつくります。

一、こよなくスポーツを愛し、明るく健康なまちをつくります。

一、いきいきと働き、産業をおこし、活力みなぎるまちをつくります。

以上が「佐伯市民憲章」でございます。

次に「非核・平和都市宣言」でございます。

「非核・平和都市宣言」

青く澄み切った空、清らかな川の流れ、豊かな恵みをもたらす山や海。このすばらしい自然の中で、明るくおだやかに暮らすことは佐伯市民すべての願いです。

しかしながら、今なおこの地球上では、戦争やテロリズム等により、多くの尊い命が奪わ

れています。私たちは、世界で唯一の被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の意義を世界の人々に訴えていかなければなりません。

ここに佐伯市は、戦争のない平和な社会の実現を願い、安全で安心して暮らせる市民生活を守ることを決意し、非核・平和都市であることを宣言します。

以上が「非核・平和都市宣言」であります。

なお、これら「佐伯市民憲章」及び「非核・平和都市宣言」は本日をもって制定とし、告示することといたしております。以上であります。どうぞ皆さんよろしく申し上げます。

(拍手)

議長(児玉忠義) おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、平成20年第2回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後0時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年6月25日

佐伯市議会議長 児 玉 忠 義

署 名 議 員 土 師 辰 英

署 名 議 員 川 野 紀 久 雄